

平成29年 第3回定例会

東 御 市 議 会 会 議 録

平成29年9月1日 開会

平成29年9月29日 閉会

東 御 市 議 会

平成29年東御市議会第3回定例会議事日程（第1号）

平成29年9月1日（金） 午前 9時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 市長招集あいさつ
- 第 5 議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第13 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第14 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定について
- 第15 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例
- 第19 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第68号 訴えの提起について
- 第23 陳情の報告

出席議員（17名）

1番	田中 信寿	2番	高木 真由美
3番	中村 眞一	5番	山浦 利通
6番	高森 公武	7番	窪田 俊介
8番	佐藤 千枝	9番	山崎 康一
10番	若林 幹雄	11番	阿部 貴代枝
12番	平林 千秋	13番	長越 修一
14番	青木 周次	15番	依田 政雄
16番	柳澤 旨賢	17番	横山 好範
18番	依田 俊良		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡 利夫	副市長	田丸 基廣
教育長	牛山 廣司	総務部長	掛川 卓男
市民生活部長	塚田 篤	健康福祉部長	柳澤 利幸
産業経済部長	関 一法	都市整備部長	寺島 尊
病院事務長	武舎 和博	教育次長	岩下 正浩
総務課長	横関 政史	企画財政課長	小菅 武志
子育て支援課長	坂口 光枝	商工観光課長	山田 正仁
農林課長	金井 泉	建設課長	富山 直彦
教育課長	小林 哲三	市民課長	中條 万里子
代表監査委員	北澤 昌雄		

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内 和子	議会事務局次長	柳澤 嘉和
書記	笹井 政孝		

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） おはようございます。

ただいまから平成29年東御市議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議題は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（依田俊良君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、平林千秋君及び長越修一君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（依田俊良君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月29日までの29日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（依田俊良君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成29年6月、7月及び8月実施分の月例出納検査結果並びに平成29年度における定期監査等の結果及び指定金融機関等に対する監査結果の報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で、その決議により特に指定された市長専決処分事項報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第 4 市長招集あいさつ

○議長（依田俊良君） 日程第4 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、平成29年東御市議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

最初に、8月29日の早朝に発射された北朝鮮ミサイルへの対応に当たり、Jアラート、全国瞬時警報システムと連動した市の緊急情報の伝達について、メール配信システムは正常に作動したものの、もう一つの伝達手段である防災ラジオが作動しませんでした。正常に作動するまでの間、防災ラジオについては手動による対応を24時間態勢で行ってまいりましたが、昨日修繕の上、作動のテストを行い、正常に作動することを確認したところでございます。

緊急情報の伝達に当たり、市民の皆様並びに議員各位にご迷惑をおかけし、おわびを申し上げる次第でございます。

気象庁によりますと、この夏の天候不順のため7月29日から8月27日までの30日間における本市の合計日照時間は133.9時間で、平年比27%の減、合計降水量は135.5ミリで、平年比24%の増であり、平年と比べますと日照時間が少なく降水量が多くなっております。

県内では、農作物への影響が出始めているところがある中、本市におきましては加工用トマトの着色の不良等はあるものの、その他の農作物は今のところ品質や収穫量に影響は出ていない状況にあります。

今年5月の降ひょう被害を乗り越え、農家の皆さんが丹精込めて育てた農作物が無事に収穫されるよう、天候の回復を願うとともに、今後の気象情報を注視しながら、状況に応じた必要な対策を講じてまいります。

内閣府が8月14日に発表した2017年4から6月期の国内総生産（GDP）速報値によりますと、堅調な設備投資や個人消費といった内需主導によりまして、物価変動を除く実質成長率は前期に比べ1%の増であり、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は4%の増となります。プラス成長は6四半期連続となり、11年ぶりの長さになりました。

県内の上場企業においては、自動車や半導体市場などの活況を背景に、業績が好調であり、景況感の上向いていると感じますが、人手不足や消費者の節約志向により、景気拡大の実感は十分でない状況が続いております。

平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」に基づく、成長戦略の加速や消費の活性化等による経済の動向を見極めるとともに、引き続き地方創生に向けて取り組んでまいります。

次に、本市の動きの中の主な行事や活動について申し上げます。

まず、田中地区での大型イベント、「田中祇園祭」、「オラホフェスタ」、「雷電まつり」、「海野宿夏まつり」を一体的に楽しみ、にぎわいを創出することを目的に、昨年度に引き続き7月15日から8月26日までの約1カ月半にわたり、「TOMIトライアングルFES」を開催しました。

市民及び訪問者を田中商店街へ誘導するための新たな取り組みとして、キャンペーン期間中にス

タンブラリーを実施したほか、丸山晚霞記念館での雷電生誕250周年記念事業とタイアップした宣伝をしたことにより、市内外から大勢の来訪者を迎えることができました。

次に、本年は雷電生誕250周年の年であり、関係各所で様々な記念事業を開催しております。その事業の一環として、丸山晚霞記念館において7月29日から9月24日まで「スーパースター雷電と浮世絵で見る江戸時代展」を開催しており、市民の関心の高さや関係者のご協力により昨日までに約1,500名と多くの方にご来場いただいております。8月末には、一部展示替えをいたしましたので、まだご覧になっていない方はもちろん、1度ご覧になった方も再度ご来館いただきたいと思いますと考えております。

次に、昨年から名称を改めた「雷電まつり 東御どすこいSUN SUN」を8月5日、田中商店街において盛大に開催いたしました。雷電生誕250年という大きな節目を迎える中で、小学生の絵をアレンジして制作した雷電のイメージキャラクターのほか、パワーアップした雷電コーナー、子供相撲大会などのイベントを通して、多くの皆様方に江戸時代「天下無双」と称された地域の英雄に触れ親しんでいただきました。また、夕刻からは区や企業など52連4,000人余りの参加のもと、熱気あふれる踊りが田中商店街を埋め尽くしました。それぞれの踊り連では、雷電にちなんだ山車のほか、趣向を凝らしたのぼり旗や衣装が新たなお目見えするなど、市民が祭りを盛り上げている姿は、元気な東御市を象徴しており、すばらしい夏祭りの夜となりました。

次に、終戦の日の8月15日、議員各位はじめ関係の方々や一般市民の皆様のご出席のもと、平和祈念式を行いました。式の中では、平和と人権を守る都市宣言の趣旨に鑑み、恒久平和への誓いを新たにし、戦没者への追悼を行いました。また非核、平和、不戦の誓いととも、希望に満ちた平和な東御市を築くことを改めて決意いたしました。

次に、8月30日、保健センターにおいてファーストToy贈呈式を行いました。これは平成29年4月生まれ以降のお子様を対象に、お誕生の祝い品として木製玩具を贈呈するもので、木の玩具の持つ質感や香りなどにより、子どもの感性が豊かに育まれることを願う事業であります。このファーストToy事業をスタートとして、木の玩具に触れ合う環境を整備するとともに、身近な自然環境の中での活動を通し、豊かな心を育む木育活動を推進してまいります。

次に、かねてから申請しておりました東ヨーロッパにあるモルドバ共和国を相手国とするホストタウンにつきましては、先の7月7日、晴れて国からの認定を受けました。東御市とモルドバ共和国とで共通するワイン、クルミ等をキーワードとして交流を始め、東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を波及させ、地域の活性化と東御市の国内外へのPRにつなげていきたいと考えております。

明日9月2日に開催される東御ワインフェスタに合わせまして、モルドバ共和国特命全権大使でありますブマコフ閣下ご夫妻をはじめとする大使館関係者が総出で東御市にお越しくださいます。多くの市民の皆様にご歓迎いただきたく、この場をおかりしましてお願い申し上げます。

事前に大使から「ホストタウン事業を通じ交流を深め、お互いの発展を期待する」等のお言葉も

いただいております。10月のモルドバ訪問の際には、モルドバ共和国のオリンピック関係者とも会談の場を設けていただくこととなっております。選手との交流も視野に入れた、この事業をきっかけとして異文化への理解を広げ、市民レベルへの交流につなげてまいりたいと考えております。

東御ワインクラブ主催の東御ワインフェスタは、JA信州うえだ東御支所特設広場にて開催されます。このワインフェスタは、地域のワイン振興並びに販路、消費拡大を目的として平成24年度から始まりました。年々市内外から大勢のワインファンが来訪され、定着化が図れているところがあります。地元のワイン用ブドウ生産者の出店により、千曲川ワインバレー内の東御市の知名度の向上が図られるとともに、ワインと地域の食材の一緒に味わう東御ならではのマリアージュ、組み合わせを楽しんでいただく絶好の機会となるよう願っています。

次に、本市では9月3日に集中豪雨と地震の複合災害を想定した東御市防災訓練を実施いたします。各区による隣組を中心とした安否確認などを含めた避難訓練や市による情報の発信、伝達、収集訓練などを通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、市の防災体制に万全を期してまいります。

次に、湯の丸高原の施設整備につきましては、来月の竣工に向け400メートルトラック等の整備が追い込みとなっております。11月18日、19日に開催されます第20回高所トレーニング国際シンポジウムに合わせ、お披露目し、広く情報発信するとともに、市民の皆様にもご利用いただきたいと考えております。

また、これらの施設に関しまして、陸上関係者から寄せられている多くの期待の声もあり、湯の丸高原が国内屈指の高地トレーニングの適地であること、施設整備が進むとともに多くの方が湯の丸を訪れることを改めて確信しております。陸上関係者の来年度の合宿予約が既に入ってきているとお聞きする中、湯の丸高原を高地トレーニングの聖地とすべく、引き続き施設整備事業に取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案いたします議案につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

まず、議案第52号から議案第60号まで、平成28年度の各会計の決算について申し上げます。

内閣府が公表する月例経済報告によりますと、我が国の経済はこのところ一貫して緩やかな回復基調が続いているとの判断が続いています。政府は「経済財政運営と改革の基本方針2017」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」などを柱に、東日本大震災や平成28年熊本地震からの復旧・復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、平成28年度第2次補正予算と平成29年度予算の円滑かつ着実な実施が施策の基本態度となっております。

また、関東財務局長野財務事務所が3カ月ごとに公表する長野県の経済情勢報告においても、緩やかに回復しつつあると同様の判断がなされております。

市としましては、地域経済の動向を注視しつつ、国や県の動きと歩調を合わせて本年度当初予算の迅速な事業執行に全庁挙げて取り組んでおります。

平成28年度の東御市一般会計決算におきましては、評価替えに伴う固定資産税の減額はあったものの、緩やかな景気の回復基調により、個人市民税及び法人市民税が増額となり、市税全体では前年度に比べ5.8%の増収となりました。

景気は回復基調にあるものの、依然として厳しい経済情勢が続く中で、引き続き行財政の簡素・効率化を図りながら、一層の経費の節減・合理化と、重点配分を心がけることで生ごみリサイクル施設建設事業や社会資本整備総合交付金事業、日向が丘団地建設事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた地方創生関連事業を実施いたしました。

平成27年度からの繰越事業につきましては、生ごみリサイクル施設建設事業、日向が丘団地建設事業などの施設整備事業のほか、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業などを実施してまいりました。

また、各特別会計、公営企業会計におきましても、ほぼ順調な事業運営がなされ、歳入歳出が同額で決算となりました工業地域開発事業特別会計と地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計を除いては、いずれも黒字の決算となりました。

これもひとえに議員各位をはじめ市民皆様方の格別のご理解とご協力のたまものと心から感謝を申し上げます。

なお病院事業会計におきましては、昨年度策定いたしました新公立病院改革プランに基づき、厚生連鹿教湯病院との再編・ネットワーク化に向けた連携協議を始める予定で、今後も健全経営に向けた各種取り組みの強化を行ってまいります。

各会計の詳細な決算状況につきましては、後ほど副市長及び担当部長等から申し上げますので、私からは一般会計決算につきまして、その概要を申し上げます。

平成28年度の一般会計予算は、当初146億4,200万円でスタートしました。その後、9回の補正を行い、前年度からの繰越明許費を加えた最終予算額は172億3,699万円となりました。これは前年度に対し10億8,022万円、率にして6.7%の増となっております。歳入決算額は160億6,522万円で、前年度に対し4億739万円、率にして2.6%の増となり、歳出決算額は154億2,736万円で、前年度に対し3億1,161万円、率にして2.1%の増となりました。

歳入歳出の差引額は6億3,786万円となり、29年度への繰越明許費の繰越財源を除いた実質収支は4億7,035万円の黒字決算となりました。このうち2億3,518万円を地方自治法等の規定により財政調整基金へ繰り入れることといたしました。

一般会計の市債残高につきましては、28年度に新たに9億8,030万円を借入れ、19億5,074万円を返済したことから、28年度末の起債現在高は202億130万円となり、対前年度比9億7,044万円の減となりました。また基金残高は56億6,346万円となり、前年度に比べ7億5,019万円の減となりました。

なお財政健全化判断比率につきましては、後ほどその詳細をご報告いたしますが、いずれも基準を下回っており、おおむね良好な状況と考えております。

次に、議案第61号から議案第63号の3件は、一般会計、介護保険特別会計及び工業地域開発事業特別会計に係る補正予算でございます。

まず議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ4億3,971万8,000円を追加いたしまして、総額を150億8,413万4,000円といたすものでございます。その主なものとして、湯の丸高原施設整備推進事業費、商工業振興助成事業補助金、荒廃農地復旧対策事業補助金、滋野財産区に係る立木伐採搬出委託料などの増額補正をお願いするもので、国、県の補助金や地方交付税、ふるさと寄附金等を財源として充当するものでございます。

次に、議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、過年度介護保険給付費精算金及び地域密着型介護予防サービス給付費の増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）は、当初予定しておりました大川北工業団地の造成に関しまして、事業の実施スケジュールを見直しする必要が生じたことから、予算を皆減させていただくものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、条例関係等の議案につきましてご説明申し上げます。

議案第64号につきましては、湯の丸高原に公の施設として全天候型トラックやジョギングコース等を新設するに当たり、条例を新設するものでございます。

議案第65号につきましては、福祉医療費制度について中学生までのいわゆる医療費の窓口無料化を実施するに当たり、一部改正を行うものであります。

議案第66号につきましては、国の法令改正に伴う一部改正であります。

議案第67号につきましては、湯の丸自然学習センターの名称変更や指定管理者制度の導入に伴う一部改正でございます。

議案第68号につきましては、市営住宅の明け渡し等に関し、訴えを提起するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第69号につきましては、人事案件として、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど申し上げます。

本定例会に提案します議案の概要は、以上のとおりでございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議をいただき、認定、ご同意及びご決定を賜りますようお願い申し上げます。

私の願いは、市民の皆様の幸せと、東御市の発展でございます。その願いを実現するため湯の丸高原を高地トレーニングの聖地にすることが、市の将来にとって重要であると考えております。東

京オリンピック・パラリンピックに向けたトップアスリートのトレーニングはもとより、全国の陸上選手や市民ランナー、一般市民が様々な大会に向けた練習や健康づくりなどの目的で湯の丸を訪れ、施設を利用され、湯の丸に滞在される。その中で東御市の新鮮な農作物などを味わっていただくことが、湯の丸のよさ、東御市のよさを更に知っていただくことになり、市内経済に好影響をもたらすと確信しております。

そして今以上に活気や笑顔あふれる市となって、人口減少時代を乗り越えていきたいと考えております。湯の丸高原を核とした本市の地方創生に向けた取り組みは、市民の皆様並びに議員各位の格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会招集のあいさつといたします。

◎日程第 5 議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第5 議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議案書の33ページをお願いいたします。

議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

東御市和、神津秀子。略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長(依田俊良君) 本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(花岡利夫君) ただいま上程となりました議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法の定めるところにより、市町村長が議会の意見を聞いた上で、法務大臣に対し候補者を推薦することになっております。本海野の神津秀子さんは、2期6年にわたり人権擁護委員としてご活躍をいただいております。広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある上、人格、識見とも申し分なく、人権擁護委員として適任であります。

平成29年12月末日の任期満了に伴い、引き続き委員として推薦するものでございます。任期は3年であります。

よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

◎日程第 6 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定について

◎日程第 8 議案第 54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について

◎日程第 9 議案第 55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事
業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 10 議案第 56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出
決算認定について

◎日程第 11 議案第 57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第6 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第7 議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、
日程第8 議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9
議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について、日程第10 議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定
について、日程第11 議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて、以上6議案を一括議題とします。本6議案に対する提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長(田丸基廣君) おはようございます。ただいま上程となりました議案第52号 平成28年
度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定についての6議案につきまして、一括提案説明を申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほど市長の招集のあいさつで申し上げましたので、直接決算書並
びに決算附属書、及び決算説明資料により説明をさせていただきます。また、提案説明につきまし
ては、決算数値と執行実績の概要のみとさせていただきます。細部につきましてはそれぞれの常
任委員会において担当部課長より詳しく説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最初に平成28年度東御市一般会計決算書をご覧いただきたいと思います。2ページ、
3ページをお願いいたします。

平成28年度歳入歳出決算総括表でございまして、一般会計と特別会計の決算の状況であります。
各会計につきましては、3ページの歳入決算額、歳出決算額、差引残額の順に申し上げます。

初めに、一般会計でございますが、歳入決算額160億6,522万2,308円、歳出決算額154億2,735万8,
491円、差引残額6億3,786万3,817円でございます。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入決算額40億78万2,974円、歳出決算額37億376万2,730円、
差引残額2億2,702万224円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額26億9,652万7,608円、歳出決算額25億9,003万4,3

26円で、差引残額1億649万3,282円でございます。

次に、地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額243万2,205円、歳出決算額710万5,272円で、差引残額467万3,067円の不足額が生じ、翌年度会計の繰上充用金で対応いたしました。

工業地域開発事業特別会計につきましては、歳入決算額2,808万8,652円、歳出決算額2,808万8,652円で差引額は0でございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額2億9,313万5,512円、歳出決算額2億8,268万4,709円、差引残額1,045万803円でございます。

下段の合計額、6会計の合計は歳入決算額230億8,618万9,259円、歳出決算額220億3,903万4,180円、差引残額10億4,715万5,079円の黒字決算となりました。

めくっていただきまして6ページからは一般会計の款項ごとの決算額、おめくりいただきまして20ページからは事項別明細書となっておりますが、説明は省略させていただきます。なお特別会計も同様に省略させていただきます。

次に、平成28年度東御市一般会計、特別会計決算附属書及び決算説明資料をお願いいたします。

目次の第1、実質収支に関する調書、第2は財産に関する調書、第3は主要施策の成果及び予算の執行実績報告書でございまして、2が一般会計決算について、3から7が特別会計決算についてでございます。第4は地方財政状況調査による資料となっております。

それでは1ページをお願いいたします。一般会計ほか5会計の実質収支に関する調書でございます。区分1、2、3につきましては、先ほど申し上げました各会計の決算額でございます。区分4は翌年度、29年度へ繰り越すべき財源でありまして、一般会計での繰越明許繰越額は1億6,751万5,000円、工業地域開発事業特別会計で1,283万4,000円となりました。5の実質収支額は、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額でございまして、一般会計では4億7,034万9,000円、工業地域開発事業特別会計では1,283万4,000円のマイナスとなりました。そのほかの特別会計につきましては、3の歳入歳出差引額と同額でございます。5の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定等による基金繰入額は、一般会計で2億3,518万円、国民健康保険特別会計で1億4,851万1,000円でございます。6の基金繰入金は、一般会計、国民健康保険特別会計では5の実質収支の2分の1に相当する額を繰り入れ、介護保険特別会計では年度中の国庫支出金及び支払基金交付金精算還付金や、精算追加交付金の実質差引額である6,201万9,000円を繰り入れるものでございます。

2ページをお願いいたします。第2、財産に関する調書でございまして、28年度中の増減を示したものでございます。

なお年度中の増減を示す調書につきましては、28年度に公共施設等総合管理計画を作成するに当たり、財産のすべてについて固定資産台帳との照合作業を行ったところ、従来からの調書と差異が生じたため、固定資産台帳の数値に基づき修正したため、台帳整備による精査面積として説明しま

すので、よろしくお願いをいたします。

1、公有財産、（1）土地及び建物でございます。初めに土地の欄の決算年度中増減高で申し上げます。本庁舎の2,276.43（後刻訂正あり）平米の増につきましては、駐車場用地861.48平米と台帳整備に伴う1,415.25平米によるものでございます。次に消防の2,475.67平米の増につきましては、原口地籍で防火水槽用地の寄附による118平米と、台帳整備に伴う2,357.67平米によるものでございます。

次に、公共用財産、学校2,773.73平米の減、じん芥処理施設343.16平米の増、公営住宅2,687.44平米の減につきましても、台帳整備によるものでございます。次の保育所6,177.17平米の減につきましては、旧田中保育園跡地の用途廃止に伴う3,937.85平米と、台帳整備に伴う2,239.32平米の減によるものでございます。

次に、公園の6万6,336.21平米の増、公共用財産その他9万5,445.85平米の増、山林の22万6,631.21平米の増につきましても、台帳整備に伴うものでございます。

下段その他の7万5,718.53平米の増につきましては、用途廃止となりました旧田中保育園跡地のうち3,828.41平米、大川北工業団地用地1万3,745.95平米、台帳整備による6万6,505.39平米の増のほか、白樺池住宅団地98番区画270.97平米、寺坂住宅団地10の2番区画と5番区画475.98平米、常満住宅団地I区画370.17平米、常田住宅団地跡地の2区画1,710.02平米、上川原工業団地7番区画5,270.44平米、田中教員住宅跡地258.67平米の売却に伴う減によるものでございます。

次に、建物について申し上げます。本庁舎木造の75.2平米、非木造2,473.34平米の増、消防、木造の236.34平米の減、非木造671.25平米の減、公共用財産、学校の木造1,275.40平米の増、非木造1,032.12平米の減、じん芥処理施設の非木造1,960.25平米の減は、いずれも台帳整備に伴うものでございます。

次に、公共用財産、公営住宅の木造1,537.68平米の増につきましては、市営住宅日向が丘団地4棟の新築による1,251.17平米と台帳整備による286.51平米によるものでございます。非木造222.51平米の減につきましては、市営住宅日向が丘団地の解体による569.25平米の減と、日向が丘団地のトランクルーム4棟44平米の増、台帳整備による302.74平米の増によるものであります。

公共用財産、保育所、木造2,513.53平米の増、非木造1,633.94平米の減、同じく公共用財産、公園の木造507.33平米の増、非木造330.37平米の増につきましては、いずれも台帳整備によるものでございます。

次に、公共用財産、その他、木造4,504.06平米の減につきましては、東町教員住宅解体による67平米と、台帳整備による4,437.06平米の減によるもので、非木造1万353.32平米の減につきましては、東部クリーンセンター新設倉庫24.70平米の増と、台帳整備による1万378.02平米の減によるものでございます。

下段その他の木造248.66平米の減、非木造5,142.13平米の減につきましては、台帳整備によるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。(2)山林でございます。ア、一般会計分の面積22万6,631.21平米の増につきましては、固定資産台帳の数値の修正に伴うものでございます。イの滋野財産区の立木推定蓄積量372立方メートルの減につきましては、送電線線架の伐採によるものでございます。

(3)の物件につきましては、年度中の増減はございません。

(4)の出資による権利でございますが、浅間山麓総合開発株式会社出資金2億8,600万円の減と、株式会社信州東御市振興公社出資金2億8,600万円の増につきましては、浅間山麓総合開発株式会社が解散して、株式会社信州東御市振興公社と合併したことによるものでございます。次に上田地域広域連合ふるさと基金出資金764万7,000円の減額につきましては、上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業であります。信州大学との連携による医師確保事業、医師研究資金貸付事業、医師就労支援給付金事業、看護師就学資金支援事業、病院輪番制病院等救急搬送収容事業、病院輪番制病院後方支援事業に充当したものでございます。

4ページをお願いいたします。物品でございます。決算年度中の増減高で特殊自動車の1台の減につきましては、福祉車両の廃車によるものであります。次に食器洗浄機1台の増につきましては、和小学校に整備したものであります。

続いて下欄の美術品でございます。絵画におきましては271点の増、コラージュ288点の増、資料9点の増となっております。絵画のうち2点につきましては、丸山晚霞の水彩画購入によるものでございますが、その他につきましては寄贈によるものでございます。内訳を申し上げますと、荒井茂雄さん238点、米津福祐さん16点、荒井まき子さん1点、梅野亮さん1点、武井清さん1点、堀内康司さん7点、菅野圭介さん2点、林倭衛さん1点、牧野義雄さん1点、渡辺与平さん1点の内訳でございます。コラージュ288点、資料9点につきましては、荒井茂雄さんからの寄贈によるものでございます。

5ページをお願いいたします。3の債権でございます。決算年度中の増減高と決算年度末現在高を区分ごとに申し上げます。まず地域改善地区住宅資金等貸付金でございます。上から5行目の決算年度中増減高の小計の欄をご覧くださいますと、それぞれ貸付金の返済によりまして215万円の減、決算年度末の現在高4,116万6,000円でございます。次に一般貸付金であります。信州東御市振興公社への貸付金の返済によりまして3,000万円の減、年度末の現在高は1億7,000万円でございます。育英資金の貸付金につきましては、年度中の返済がありませんので、年度末現在高は90万円でございます。次に平成21年度から実施しております医学生等奨学金貸付金につきましては、480万円の増、年度末現在高は8,400万円でございます。

以上、債権の合計額は決算年度中の増減高2,735万円の減となりまして、決算年度末現在高は2億9,606万6,000円でございます。

下欄の会計間の貸付金につきましては、市民病院の貸付金6,000万円でございますが、年度中6,000万円の返済があり、決算年度末現在高は0となっております。

6 ページをお願いいたします。4の基金であります。初めに（1）積立基金、アの一般会計関連でございますが、13の基金のうち年度中に増減があった主なものを申し上げます。中ほどの年度中積立金欄の積立金の計は4億5,546万9,000円でありまして、減債基金1,922万2,000円、滋野財産区運営基金382万円、職員退職手当基金2億3,242万7,000円、学校施設等整備基金2億円であります。なお人材育成基金の積み立てにつきましては、5ページで申し上げましたように育英基金貸付金の貸付返済金がありませんので、積立額は0でございます。隣の歳計剰余金処分につきましては、財政調整基金に2億5,631万円、利子分では11基金で3,580万円となり、年度中の積立金の合計は7億4,757万9,000円でございます。次の年度中の取崩し額につきましては、総額で14億9,776万7,000円となり、財政調整基金4億7,592万6,000円、減債基金3億5,714万8,000円、公共施設等整備基金4億1,485万9,000円、職員退職手当基金2億3,450万7,000円が主なものであります。

この結果、年度中の積立金の額から年度中取崩し額を差し引いた年度中増減額の計は7億5,018万8,000円の減となり、一般会計関連の28年度末基金現在高は56億6,345万5,000円でございます。

次に、イの特別会計関連では2つの基金がございます。国民健康保険財政調整基金の年度中の積立金欄、歳計剰余金処分は1億355万2,000円、利子分で104万9,000円となり、年度中積立金の合計は1億460万1,000円でございます。年度中取崩し額は1億3,800万円でありまして、年度中の積立金の額から年度中取崩し額を差し引いた年度中の増減額は3,339万9,000円の減となり、28年度末現在高は1億4,649万2,000円でございます。次に介護保険支払準備基金の年度中積立金欄、歳計剰余金処分は2,818万円、利子分で64万4,000円となり、年度中積立金の合計は2,882万4,000円でありまして、28年度末現在高は1億4,680万7,000円でございます。

（2）の運用基金につきましては、実績がありませんでした。

7ページをお願いいたします。ここからは各会計の平成28年度主要施策の成果及び予算の執行実績報告書であります。

1の一般会計、特別会計の決算額表につきましては、それぞれの会計の歳入歳出予算額に対する比較増減と執行率を記載してございます。右下の全会計の合計の執行率は、歳入が95.4%、歳出が91.1%でございます。

8ページをお願いいたします。一般会計決算についての総括でございます。朗読して説明とさせていただきます。なお文中の括弧書きは省略をさせていただきます。

総括。平成28年度の一般会計予算は、当初146億4,200万円でスタートいたしました。その後、監査委員の増員に伴う報酬、W i - F i 整備工事、地方債繰上償還、工業地域開発事業特別会計繰出金、生ごみリサイクル施設建設工事、湯の丸高原施設整備工事などを内容として9回の予算の補正を行いました。

また、生ごみリサイクル施設建設工事、年金生活者支援臨時福祉金給付金給付事業、日向が丘団地第2期建設工事などの事業に係る繰越明許費5億1,934万2,000円を含め、最終予算額は172億3,699万円となり、前年度最終予算に対して10億8,021万9,000円、6.7%の増となりました。主な増額

要因としましては、生ごみリサイクル施設建設工事、湯の丸高原施設整備事業、地方債繰上償還の増などによるものでございます。

平成28年度一般会計決算額は、歳入決算額160億6,522万2,000円、歳出総額154億2,735万8,000円となり、歳入歳出差引額は6億3,786万4,000円で、次年度への繰越明許費の繰越財源1億6,751万5,000円を差し引いた実質収支は4億7,034万9,000円の黒字決算でございました。これより地方自治法第233条の2等の規定により、財政調整基金へ2億3,518万円を積み立てることとし、残り2億3,516万9,000円を平成29年度に繰り越しいたしました。

平成28年度一般会計の特徴としては、生ごみリサイクル施設建設工事や社会資本整備総合交付金事業、日向が丘住宅団地建設工事などの継続事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた地方創生関係事業、臨時福祉給付金等給付事業などの交付金を財源とした大型事務事業を実施したことが挙げられます。

また、地方交付税については、東御市の一本算定による基準財政需要額72億6,652万5,000円、基準財政収入額36億3,982万4,000円、交付基準額36億2,670万1,000円に対し、合併特例措置による算定額は基準財政需要額76億1,809万5,000円、基準財政収入額36億4,074万円となり、一本算定に向けた縮減額9,763万8,000円を差し引いた結果、交付基準額は38億7,971万7,000円となりました。なお縮減後の交付基準額は、一本算定額に比べ2億5,301万6,000円上回っております。

歳入決算額は前年度比4億738万6,000円の増となりました。これを科目別に見ますと、市税は対前年度比2億3,400万7,000円の増、寄附金はふるさと寄附金の増により7,215万9,000円の増、繰入金金は職員退職手当基金、減債基金等からの繰入金の増により6億4,887万7,000円の増、市債は公営住宅建設事業債などの増により、8,850万円の増。一方、地方消費税交付金は5,715万4,000円の減、地方交付税は合併算定替えの段階的縮減も相まって7,457万5,000円の減、県支出金は経営体育成支援事業費補助金、雪害対策の関係ですけれども、終了によりまして2億5,668万9,000円の減、財産収入が1億6,806万6,000円の減などとなりました。

次に、歳出決算額は、対前年度比3億1,160万7,000円の増となりました。科目別に見ますと総務費が2億4,677万4,000円増、民生費が1億9,027万7,000円の増、衛生費が2億448万円の増、土木費が1億2,085万9,000円の増、教育費が1億3,302万2,000円の増、公債費が2億740万4,000円の増などとなりました。それぞれの増加要因として、総務費では職員退職手当の増、民生費では国民健康保険特別会計への繰出金の増、衛生費では生ごみリサイクル施設建設工事の増、土木費では公営住宅建設事業費の増、教育費では学校施設整備基金積立金の増などが主なものでございます。

一方、農林水産業費は、対前年度比4億9,459万4,000円の減、商工費は3億931万5,000円の減となりました。減少要因としては、農林水産業費では経営体育成支援事業、雪害対策の関係の減、商工費では明神館改修増築工事の減が主なものとなっております。

普通会計ベースの決算統計による主な財政事情は、標準財政規模が89億6,691万円、10ページをお願いいたします。実質公債費比率は7.7%で、対前年度比1.8ポイントの減となり、将来負担比率

は54.4%で、8.5ポイントの減となりました。財政力指数は0.498で、対前年度比0.005ポイントの微増となり、経常収支比率は89.5%で、前年度を1.8ポイント上回りました。基金の取り崩し及び積立金については、一般財源充当のための財政調整基金から4億7,592万6,000円、公共施設整備のための公共施設整備等整備基金から4億1,485万9,000円、起債償還のための減債基金から3億5,714万8,000円などの取り崩しを行う一方、財政調整基金へ2億6,406万9,000円、職員退職手当基金へ2億3,345万5,000円、学校施設整備基金へ2億円、減債基金へ2,614万3,000円などの積み立てを行い、平成28年度末積立基金の残高は56億6,345万5,000円となりました。

地方債については、公営住宅建設事業債、一般廃棄物処理事業債、公共事業等債、緊急防災減災事業債、臨時財政対策債など9億8,030万円の借入れを行い、平成28年度末の地方債現在高は202億510万2,000円でございます。

合併特例措置である普通交付税の段階的縮減や土地価格の下落傾向に伴う固定資産税の減収など、市税等の税収確保は不透明な状況にあり、財政運営の厳しさは一層増すことが予想されます。このような状況の中において、第3次東御市行政改革実施計画に基づき、市税の収納率の向上や普通財産の処分に引き続き取り組み、更に行財政の簡素・効率化を図りながら、経費の削減・合理化と財源の重点配分に徹することで、生ごみリサイクル施設建設事業、市営住宅建設事業、地方創生関係事業などをはじめとする重点事業を推進してまいりました。

今後も健全な財政運営が堅持できるよう、活力ある市づくりのために必要とされる施策に予算の重点配分を行うとともに、より一層の経費節減に努めてまいります。

次に、11ページをお願いいたします。一般会計目的別決算額でございます。歳入の科目ごとの状況と執行率等を掲載してございます。次の12ページは、歳出の科目ごとの状況と執行率を掲載したものでございます。内容につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、13ページは25年度からの一般会計決算額の推移でございます。14ページ、15ページは一般会計歳入歳出決算額の前年度との科目ごとの対比でございます。内容につきましては、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

16ページは歳入歳出決算額の割合を円グラフにあらわしたものでございます。上段は歳入決算額でございまして、1位は地方交付税27.6%、2位が市税26.6%、3位が繰越金9.3%の順となっております。下段の歳出決算額では、1位は民生費の27.7%、2位が同率で土木費、公債費の13.5%、4位が総務費の12.9%、5位が衛生費の10.4%、6位が教育費の9.1%の順でございまして。

次の17ページでございますが、このページからは市税の収納実績表でございます。28年度税全体の収納率は一番下段の右から2列目、96.0%でございまして、前年度より0.7ポイント上回っております。

18ページをお願いいたします。このページからは市税の収入の前年度対比、19ページ、20ページは課税の状況、21ページは目的税の充当状況、次の22ページは地方消費税収を充てた社会保障施策に要する経費でございます。23ページは収納の状況を記載してございます。これらにつきましては

後ほどご覧をいただきたいと思います。

24ページをお願いいたします。28年度末の市債の現在高でございます。年度中の異動状況と年度末現在高を申し上げます。一般会計の小計Aの欄の中ほど、平成28年度中の異動、発行高（b）は9億8,030万円、隣の元金償還額（c）は19億5,074万4,000円でございます。28年度末現在高は202億130万円となりました。

特別会計の地域改善地区住宅改修資金等貸付事業では、年度中の発行はありません。元金償還額94万6,000円で、年度末現在高は380万2,000円でございます。

下段一般会計と特別会計の28年度末現在高の合計は202億510万2,000円でございます。前年度末より9億7,139万円の減となっております。

参考として公営企業会計の状況を下段に申し上げますが、企業会計部門を含めました28年度末起債残高の合計は、下段右の339億2,415万1,000円でありまして、前年度末より21億8,685万8,000円の減となっております。

25ページをお願いいたします。合併特例交付金の状況でございます。合併特例交付金は合併後総額5億円の交付を受けることができることになっているもので、平成28年度は6事業を実施しております。対象事業費は3,260万5,000円、交付額は3,200万円でございます。これにより合併後の交付額の累計は3億1,264万円となりまして、交付率の62.5%となっております。

26ページからは科目別の歳入決算額となっております。30ページからは歳出予算の執行実績及び成果を記載したものでございます。これらにつきましては、それぞれの常任委員会におきまして担当課より詳細な説明をいたしますので、ここでは省略させていただきたいと思っております。以下、特別会計についても同様をお願いいたします。

それでは、少し飛びまして117ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計について申し上げます。決算の概要を朗読させていただきます。なお括弧書きについては省略いたしますので、よろしくをお願いいたします。

国民健康保険特別会計決算の概要。平成28年度の決算は、歳入総額40億78万3,000円、歳出決算額37億376万3,000円、差引2億9,702万円（後刻訂正あり）の黒字となりました。歳入決算額は前年度に対し8,524万6,000円の増となりました。歳入の主なものは、国民健康保険税6億3,734万7,000円、国庫支出金8億4,653万5,000円、前期高齢者交付金8億4,068万7,000円、共同事業交付金8億2,769万円、繰入金4億4,465万3,000円、繰越金1億355万1,000円でございます。

このうち国民健康保険税につきましては、収納率は現年課税分で95.7%、前年度と比較して0.8ポイントの増でございます。被保険者数減少のため前年度に対し263万円の減収でございます。繰越金は4億4,065万3,000円で、財政調整基金取り崩し1億3,800万円と一般会計からの法定外繰入1億3,200万円を含む繰り入れをいたしました。

歳出決算額は、前年度に対し467万1,000円の減となりました。歳出の主なものは、保険給付費23億2,283万4,000円、後期高齢者支援金4億1,762万3,000円、介護納付金1億6,074万3,000円、共同

事業拠出金 7億4,397万6,000円、保健事業費3,549万7,000円で行いました。

このうち保険給付費は前年度に対し2,531万8,000円の増、1人当たりによりした医療費は35万6,571円で、前年度に対し1万3,486円の増で行いました。また保健事業費の特定健康診査等事業費は3,424万5,000円で、前年に対し117万7,000円の減、特定健診受診率は42.7%で、前年度に対し2.7ポイントの減となりました。

次に、125ページ。

○議長（依田俊良君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（依田俊良君） 副市長。

○副市長（田丸基廣君） 引き続き説明させていただきます。

125ページをお願いいたします。介護保険特別会計で行います。内容を朗読させていただきます。

介護保険特別会計決算の概要。平成28年度の決算額は、歳入総額26億9,652万7,000円、歳出総額25億9,003万4,000円、差引1億649万3,000円となりました。更に翌年度精算となる国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の精算還付金4,518万円を差し引き、精算追加交付金額70万6,000円を加えますと実質差引額は6,201万9,000円となりました。

歳入は、歳出の保険給付費に係る負担基準に基づき保険料負担50%、公費負担50%分が保険料で行いまして、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び繰越金としてそれぞれ歳入となっております。

歳出は、総務費4,321万円のうち3,400万4,000円が介護認定審査会費で行います。保険給付費のうち居宅介護・予防サービス費が11億3,344万5,000円、施設介護サービス費9億715万円、地域密着型介護サービス費2億8,728万2,000円、地域支援事業費のうち介護予防のための運動教室等を実施した介護予防事業費は3,643万2,000円、家族介護支援、権利擁護等を実施した任意事業費は2,103万9,000円、介護予防ケアマネジメント、総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施した包括的支援事業費は1,811万3,000円で行いました。諸支出金374万9,000円のうち341万1,000円は前年国庫支出金等の精算金で行いました。

なお平成28年度において、介護保険支払準備基金の取り崩しはございませんでした。

136ページをお願いいたします。地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計決算の概要で行います。

平成28年度の決算額は、歳入総額243万2,000円、歳出総額710万6,000円、差引467万4,000円の不足となりましたので、翌年度歳入充用金で歳入不足を補てんいたしました。

歳入の主なものは、諸収入228万4,000円で、貸付金元金収入で行います。

歳出の主なものは、貸付事業債の償還元利金でございまして、公債費が108万8,000円でありました。また諸支出金として、587万3,000円を平成27年度へ繰上充用いたしました。

平成28年度末現在の貸付金の未納は4,150万4,000円で、催告や納付相談を行いまして、債権の回収に努めておるところでございます。

次の137ページをお願いいたします。工業地域開発事業特別会計決算の概要でございます。

平成28年度の決算額は、歳入総額、歳出総額それぞれ2,808万9,000円となりました。

歳入の主なものは、地権者3名からの工業用地購入精算金1,798万4,000円で、その他一般会計からの繰入金1,010万5,000円でした。

歳出の工業用地取得造成事業費のうち、主なものは地権者3名からの用地取得事業費2,398万9,000円で、取得面積1万3,745.95平米でございました。そのほかは測量設計事業費の410万円でございます。

次の138ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

平成28年度の決算は、歳入総額2億9,313万6,000円、歳出総額2億8,268万5,000円で、差引1,045万1,000円、出納整理期間に収入があった保険料であるため翌年度へ、整理期間中の保険料であるため翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入決算額は、前年度に対し1,320万4,000円の増でございました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億344万3,000円、繰入金8,005万7,000円、このうち後期高齢者医療保険料は前年度に対し1,324万8,000円の増、収納率は99.5%で、前年度に対して0.2ポイント増となりました。

また、一般会計からの繰入金は、前年度に対し1,009万6,000円の増で、事務費繰入分604万1,000円、保険基盤安定繰入分7,401万6,000円を繰り入れました。

歳出決算額は、前年度に対し1,186万8,000円の増で、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

平成28年度の被保険者数は4,442人、1人当たり必要とした医療費は85万19円で、前年度に対し5,212円の減となりました。

次に、140ページからは地方財政状況調査による資料でございます。地方財政状況調査の規定に基づきまして、算定した内容を資料として添付いたしました。後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、一般会計、特別会計決算附属書及び決算説明資料の別冊で、平成28年度に実施した重点事業等の概要につきまして、今年度から新たな資料として追加させていただきました。よろしく願いをいたします。

大変申しわけございませんが、私が説明の中で、2カ所説明に誤りがあったようでございますので、ここで訂正をさせていただきます。

決算書の3ページのところで、国民健康保険特別会計の差引残額を「2億9,702万244円」が正しい数字でございます。不明瞭な説明を申し上げたようですが、これが正しい数字でございます。それから、もう1点ございまして、決算説明資料の財産に関する調書、土地の本庁舎のところで、

「2,276.43平米」というふうに申し上げましたが、正しくは「2,276.73平米」でございますので、訂正させていただきます。

以上、議案第52号から議案第57号までの6議案の決算につきまして、一括提案説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第12 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎日程第13 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第12 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第13 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長(寺島 尊君) ただいま一括上程となりました議案第58号、第59号の2議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。別冊の平成28年度東御市公営企業会計決算書をご用意いただきたいと思っております。決算報告について申し上げます。4ページ、5ページをご覧ください。なお数値につきましては、消費税込みの額となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

(1) 収益的収入及び支出ですが、収入につきましては表の右から3列目の決算額欄にありますように、第1款水道事業収益で7億3,104万8,304円となりました。内訳でございますが、第1項営業収益で6億6,911万9,531円、第2項営業外収益で6,192万8,773円であります。支出につきましては、右の表から4列目の決算額欄にありますように、第1款水道事業費用で6億832万9,035円となりました。内訳でございますが、第1項営業費用で4億9,321万6,539円、第2項営業外費用で1億1,304万2,696円、第3項特別損失で206万9,800円あります。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、表の右から3列目、決算額欄にありますように、第1款資本的収入で6,856万1,974円となりました。内訳でございますが、第1項企業債で5,400万円、第3項補助金で453万円、第4項負担金及び分担金で1,003万1,974円あります。支出につきましては、表の右から6列目、決算額欄にありますように、第1款資本的支出で3億9,704万4,758円となりました。内訳でございますが、第1項建設改良費で1億391万5,181円、第2項企業債償還金で2億9,312万9,577円あります。

なお6ページ、表の下段に記載してございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,848万2,784円につきましては、損益勘定留保資金2億1,287万2,860円、減債積立金1億

1,000万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額560万9,924円で補てんをいたしました。

次のページをお願いいたします。ここからは財務諸表です。8ページ、9ページは損益計算書でございます。なお8ページ以降の数値につきましては、消費税抜きの額ですので、よろしくをお願いいたします。

1、事業収益は合計で6億1,977万4,670円、2、営業費用は合計で4億8,170万3,396円となり、営業利益は1億3,807万1,274円となりました。

3、営業外収益は合計で6,208万5,181円、4、営業外費用は8,203万1,896円で、マイナス1,994万6,715円となり、経常利益は差引1億1,812万4,559円となりました。

5、特別損失は合計206万9,800円で、マイナス206万9,800円でございます。

当年度純利益は差引1億1,605万4,759円となり、前年度繰越利益剰余金4,935万604円と、その他の未処分利益剰余金変動額1億1,000万円と合わせまして当年度未処分利益剰余金は2億7,540万5,363円となりました。

10ページ、11ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。資本剰余金、表の最下段、当年度末残高の右から7列目、合計は1億8,425万358円となります。利益剰余金、表の最下段、当年度末残高の右から2列目、合計は3億6,318万7,824円となり、資本合計では26億4,502万2,455円となりました。

12ページをお願いいたします。剰余金処分計算書(案)でございます。議会の議決をお願いする内容でございます。未処分利益剰余金当年度末残高2億7,540万5,363円のうち減債積立金に1億1,600万円、自己資本組入に1億1,000万円、合計2億2,600万円を議決により処分し、処分後残高4,940万5,363円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、13ページから15ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。13ページ、資産の部、1、固定資産は合計で61億148万9,725円となり、2、流動資産は合計で4億6,519万7,797円となりまして、合わせた資産合計は65億6,668万7,522円となりました。

次のページをお願いいたします。負債の部です。3、固定負債は合計で24億8,667万8,327円となり、4、流動負債は合計で3億2,673万8,021円となり、繰延収益は合計で11億824万8,719円となりまして、合わせた負債合計は39億2,166万5,067円となりました。

次のページをお願いいたします。資本の部でございます。6、資本金は合計で20億9,758万4,273円となり、7、剰余金は合計で5億4,743万8,182円となりまして、合わせた資本合計は26億4,502万2,455円となります。負債と資本の合計は65億6,668万7,522円となりまして、13ページの資産合計と同額となるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。注記でございます。会計に関する基本的な方針を掲載してありますので、ご覧をください。

次のページをお願いいたします。ここからは決算附属資料でございます。ご説明申し上げました決算報告及び財務諸表の内容をお示しした附属資料でございます。18ページから28ページにおきま

しては、水道事業報告書でございます。

18ページ、1、概況（1）総括事項、営業でございますが、給水人口につきましては、2万7,792人で、前年度に比べ185人減少いたしました。年間総配水利用は364万9,635立方メートル、1日平均配水量は9,999立方メートル、前年度と比較いたしまして年間の総配水量は1万7,215立方メートル減少となりました。料金の対象となる有収水量は309万2,004立方メートルで、有収率は84.72%で、前年度に比べまして0.33ポイント上昇いたしました。

建設改良につきましては、安全で安定した水の供給を図るため、石綿管の更新として横堰地区にて399.9メートルの布設替えを、また大規模災害に備えた応急給水の拠点づくりとして、新屋配水池に緊急用発電設備及び応急給水設備を整備しました。

その他の事業といたしましては、上八重原地区の民地内配水管の解消を目的とした布設替工事149.7メートルを行いました。

経理につきましては、地方公営企業の独立採算制の趣旨に沿って予算を編成し、設備の維持・補修等の経費節減に努めた結果、決算においては消費税抜きで収益的収支では事業収益6億8,185万9,851円、事業費用5億6,580万5,092円で、差引1億1,605万4,759円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支の収入は、補助金、負担金及び分担金を合わせ収入総額は6,800万7,974円でございます。支出は、建設改良費9,775万1,257円、企業債償還金2億9,312万9,577円で、支出総額は3億9,088万834円となり、差引3億2,287万2,860円の不足額を生じました。この不足額は損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんをいたしました。

工事、業務、会計、附帯事項の各内容につきましては、20ページ以降に掲載してございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

29ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書です。30ページから41ページまでは収益的費用及び資本的収支の明細書になります。前段で説明申し上げました決算の明細ですので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に42ページ、43ページをお願いいたします。固定資産明細書です。44ページから46ページまでは企業債の明細でございます。47ページからはその他参考資料です。47ページにつきましては、先ほどご説明申し上げました貸借対照表の主な明細でございます。ご覧をいただければと思っております。48ページは補てん財源等計算書、49ページは経営分析です。後ほどご覧いただければと思っております。

以上、水道事業会計の利益の処分及び決算をご説明いたしました。

続きまして、議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について提案説明を申し上げます。

52ページ、53ページをご覧いただきたいと思っております。決算書について申し上げます。なお数値につきましては消費税込みの額となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

（1）収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては表の右から3列目の決算額欄にございますように、第1款下水道事業収益で14億7,812万1,250円となりました。内訳は第1項営業

収益で4億8,536万5,659円、第2項営業外収益で9億9,275万5,591円であります。支出につきましては、表の右から4列目の決算額欄にありますように、第1款下水道事業費用で13億2,813万429円となりました。内訳は第1項営業費用で10億6,820万2,572円、第2項営業外費用で2億5,796万1,809円、第3項特別損失で196万6,048円であります。

次に54ページ、55ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、表の右から3列目の決算額欄にありますように、第1款資本的収入で6億6,124万2,720円となりました。内訳は第1項企業債で4,520万円、第2項出資金で5億1,600万円、第3項補助金で7,063万5,000円、第4項負担金及び分担金で2,940万7,720円あります。支出につきましては、表の右から6列目の決算額欄にありますように、第1款資本的支出で11億1,827万9,563円となりました。内訳につきましては第1項建設改良費で2億2,721万1,000円、第2項企業債償還金で8億9,106万8,563円あります。

なお54ページ、表の下段に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,703万6,843円につきましては、損益勘定留保資金3億897万8,276円、減債積立金1億3,186万4,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,619万4,567円で補てんをいたしました。

次のページをお願いいたします。ここからは財務諸表でございます。56ページ、57ページは損益計算書です。なお56ページ以降の数値につきましては、消費税抜きの額ですので、よろしく願いをいたします。

1、営業収益は合計で4億5,066万2,695円、2、営業費用は合計で10億4,844万7,407円となり、営業損失は5億9,778万4,712円となりました。

3、営業外費用は合計で9億9,285万148円、4、営業外費用は合計で2億5,227万616円で、7億4,057万9,532円となり、経常利益は差引1億4,279万4,820円となりました。

57ページをお願いいたします。5、特別損失は合計で196万6,048円となり、マイナス196万6,048円でございます。当年度純利益は、差引で1億4,082万8,772円となり、前年度繰越利益剰余金は250万1,834円、その他未処分利益剰余金変動額1億3,186万4,000円と合わせまして当年度未処分利益剰余金は2億7,519万4,606円となりました。

58、59ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。資本剰余金、表の最下段、当年度末残高の右から7列目、合計は992万1,944円となります。利益剰余金、表の最下段、当年度末残高の右から2列目、合計は2億9,275万1,606円となり、資本合計では45億6,908万2,332円となりました。

60ページをお願いいたします。剰余金処分計算書(案)でございます。議会の議決をお願いする内容でございます。未処分利益剰余金当年度末残高2億7,519万4,606円のうち、減債積立金に1億3,763万5,000円、建設改良積立金に319万4,000円、自己資本組入に1億3,186万4,000円、合計2億7,269万3,000円を議決により処分し、処分後残高250万1,606円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に61ページから63ページをお願いいたします。貸借対照表です。資産の部、1、固定資産は合計で244億6,799万6,456円となり、2、流動資産は合計で7億4,782万8,471円となりまして、合わせた資産合計額は252億1,582万4,927円となりました。

次のページをお願いいたします。負債の部、固定負債合計で84億1,047万3,469円、流動負債合計で10億9,902万2,554円、繰延収益合計で111億3,724万6,572円となり、負債合計は206億4,674万2,595円となりました。

次のページをお願いいたします。資本の部でございます。資本金合計で42億6,640万8,782円、剰余金合計で3億267万3,550円、合わせた資本合計は45億6,908万2,332円となり、負債と資本の合計は252億1,582万4,927円となりまして、前ページの資産合計と同額となります。

続きまして64ページから66ページをご覧ください。注記でございます。会計に関する基本的な方針を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして67ページをお願いいたします。ここからは決算附属資料でございます。ご説明申し上げました決算報告及び財務諸表の内容をお示しした附属資料でございます。

67ページから79ページまでは事業報告書でございます。67ページ、1、概況（1）総括事項でございますけれども、営業につきましては平成20年度より地方公営企業法を適用し、適正・迅速な執行と管理体制及び事務処理、経費の効率化を図るため、各種の下水道事業を1つの会計で処理し、経営の合理化と健全化を図ってまいりました。

市の人口は3万468人で、前年度に比しまして248人減少し、処理区域内人口も2万8,164人と前年度に比しまして228人減少いたしました。水洗化人口は2万6,241人で、前年度に比べ184人減少し、水洗化率は93.2%で、0.1ポイント向上いたしました。料金の対象となる有収水量は263万2,562立方メートルで、前年度と比較いたしまして2万3,329立方メートルの増加となりました。

建設改良につきましては、公共下水道区域で48.3メートル、農業集落排水区域で63.0メートルの本管延長工事、43カ所の公共ます設置工事、加えて市内164カ所のマンホール改築工事をおこないました。雨水排水整備といたしまして、常田排水区雨水幹線管渠築造工事220.8メートルに着手いたしました。

業務委託といたしましては、東部浄化センター施設の第2期長寿命化計画策定、耐震実施計画業務を実施いたしました。また東部地域の下水道処理区域の変更に伴う都市計画下水道事業変更計画書作成業務、及び長期利用財産報告書作成業務を実施いたしました。

経理につきましては、地方公営企業の独立採算制の趣旨に沿って予算を編成し、設備の維持・修繕等の経費節減に努めた結果、決算においては消費税抜きで収益的収支では事業収益14億4,351万2,843円、事業費用13億268万4,071円で、差引1億4,082万8,772円当年度純利益となりました。

また、資本的収支の収入は、費用負担の軽減を図るための補助金を活用し、支線の延長、新規公共ますの設置についての費用負担、一般会計からの繰入金を合わせ収入総額は6億6,122万240円でした。支出は、建設改良費2億1,099万3,953円、企業債償還金8億9,106万8,563円などで、支出総

額は11億206万2,516円となり、差引4億4,084万2,276円の不足額を生じました。この不足額につきましては、損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんをいたしました。

工事、業務、会計、附帯事項の各内容につきましては70ページ以降に掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

80ページ、81ページはキャッシュフロー計算書でございます。82ページから93ページまでは収益費用及び資本的収支の明細書になります。前段でご説明申し上げました決算の明細でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に94、95ページをお願いいたします。固定資産明細書です。次に96ページから100ページまでは企業債の明細でございます。ご覧いただければと思っております。

101ページからは、その他参考資料となります。101ページにつきましては、先ほどご説明申し上げました貸借対照表の主な明細でございます。ご覧をいただければと思っております。

102ページは補てん財源等計算書、103ページは経営分析、104ページは他会計補助金等の使途でございます。ご覧をいただければと思っております。

以上、下水道事業会計の利益の処分及び決算をご説明いたしました。

議案第58号、第59号を一括して提案説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、利益の処分のご決定、及び決算のご認定を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第14 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定について

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第14 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長(武舎和博君) ただいま上程となりました議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き公営企業会計決算書の106、107ページをお願いします。

初めに、平成28年度東御市病院事業決算報告書でございます。この報告書につきましては、表の中ほどにございます決算額の数値を消費税込みの金額で申し上げます。

まず収益的収入及び支出の決算報告でございますが、上の表に記載いたしました収入決算額につきましては、第1款病院事業収益が19億1,102万9,196円、内訳といたしまして第1項医業収益が14億4,376万2,907円、第2項医業外収益が4億6,726万6,289円でございます。次に、下の表の支出決算額でございますが、第1款病院事業費用が18億6,480万3,959円、内訳といたしまして第1項医業費用が18億3,187万8,592円、第2項医業外費用が3,292万5,367円でございます。

次のページをお願いします。こちらは資本的収入及び支出の決算報告書でございます。上の表の収入決算額につきましては、第1款資本的収入が9,751万7,000円、内訳といたしまして第1項企業

債が5,000万円、第3項負担金が4,751万7,000円でございます。また下の表の支出決算額でございますが、第1款資本的支出が3億198万1,329円、内訳といたしまして第1項建設改良費が6,151万665円、第2項企業債償還金が1億8,047万664円、第3項他会計借入金償還金が6,000万円でございます。

次のページをお願いします。ここからは財務諸表でございます。初めに、平成28年度東御市病院事業全体の損益計算書でございますが、決算額の主な項目につきまして、消費税抜きの数値で申し上げますので、金額欄の中ほど、また右側の列をご覧くださいと思います。

1の医業収益の合計額は14億3,023万2,042円、2の医業費用の合計額は17億8,236万円8,395円となりまして、差引の医業損益は3億5,213万6,353円の損失でございました。また3の医業外収益の合計額は4億6,630万9,749円、4の医業外費用の合計額は6,794万8,159円となり、差引の医業外損益は3億9,836万1,590円の利益を計上した結果、経常損益は4,622万5,237円の利益となりました。

次に5の特別損失でございますが、平成28年度は発生しなかったことから、当年度純利益は経常利益と同額の4,622万5,237円でございます。

また、最下段の未処分金額にかかわる項目でございますが、平成27年度の決算におきまして資本金の額の減少による繰越欠損金の清算を行ったことから、当年度におきましては純利益と同額の4,622万5,237円を未処分利益剰余金として計上いたしました。

次に、右側のページからは施設ごとの損益計算書を載せてございます。初めに市民病院でございますが、他会計負担金を繰り入れたものを当年度純利益、及び未処分利益剰余金はともに8,303万4,720円でございます。

次のページをお願いします。みまき温泉診療所でございますが、他会計負担金の繰り入れがない状態で当年度純損失、及び未処理欠損金はともに1,710万5,657円でございます。

次に、右側のページは助産所とうみでございますが、他会計負担金を繰り入れた後の当年度純損失、及び未処理欠損金はともに1,970万3,826円でございます。

次に、116ページをお願いします。平成28年度東御市病院事業剰余金処分計算書の案でございます。この表の中で、議会の議決による処分額はございませんので、1行目の当年度末残高、及び最下段の処分後残高は資本金が9億2,574万2,676円、未処分利益剰余金そのまま繰越利益剰余金となりまして、4,622万5,237円でございます。

次に、右側の117ページをお願いします。平成28年度東御市病院事業貸借対照表でございます。この表の決算額の主な項目につきまして、消費税抜きの数字で申し上げますので、金額欄の一番右側の列をご覧くださいと思います。

初めに資産の部でございますが、1の固定資産の合計額が25億7,751万3,221円、2の流動資産の合計額が3億941万7,701円、最下段の資産合計額は28億8,693万922円でございます。

次のページをお願いします。負債の部でございますが、3の固定負債の合計額が15億22万8,216円、4の流動負債の合計額が4億1,311万4,793円、5の繰延収益が162万円で、最下段の負債合計

額は19億1,496万3,009円でございます。

右側のページをご覧ください。資本の部でございますが、6の資本金の合計額が9億2,574万2,676円、7の剰余金の合計額が4,622万5,237円ですので、資本の合計額は9億7,196万7,913円となり、負債合計と資本合計合わせた金額は最下段の28億8,693万922円で、資産の合計額と一致するものでございます。

次に、少し飛びまして124ページをお願いします。ここからは決算附属資料でございます。平成28年度東御市病院事業報告書を載せてございますが、(1)の総括事項につきまして、施設ごとに要旨を説明させていただきます。

初めに、東御市民病院でございますが、当病院を地域に密着した小規模多機能型のプライマリーケア病院として位置づけ、外来、入院、ドック・健診、リハビリ、透析、手術、救急、在宅診療など、できるだけ多くの市民ニーズにこたえられるよう、多岐にわたる医療サービスを提供してまいりました。

平成28年度の状況でございますが、医業収益では主に入院患者数の増加に伴いまして対前年比5,280万円、約4.3%の増収となり、医業費用では材料費や一般経費が減少しましたが、医師の採用に伴う給与費の増加や減価償却費の増に伴いまして、対前年比700万円、約0.4%の微増という結果になりました。

次に、みまき温泉診療所でございますが、この診療所は保健、医療、介護等の分野におけるセンター的な機能として重要な役割を果たしており、併設しております関連施設との連携を図りながら、その特性を生かした医療サービスの提供に努めております。

平成28年度の状況でございますが、医業収益では外来単価の増加に伴いまして対前年比150万円、約1.8%の増収となり、医業費用では給与費や一般経費の減少に伴いまして、対前年比680万円、約6.4%の減額という結果になりました。

次に、助産所とうみでございますが、安心してお産のできるまちを目指しながら、平成28年度は89件の分娩を取り扱いました。

医業収益は対前年比500万円、約9.7%の増収となり、医業費用は給与費の増加に伴いまして1,310万円、約18%の増額という結果になりました。

以上、28年度における施設ごとの概況について申し上げましたが、これ以降の決算附属資料につきましては、これまで説明をいたしました収入や支出にかかわる各種数値の具体的な明細、及び固定資産や企業債等の明細を載せてございます。説明につきましては省略をさせていただきますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、議案第60号につきまして、提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（依田俊良君）　ここで平成28年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足比率について、報告を願います。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） 東御市の健全化判断比率及び資金不足比率について、報告させていただきます。

お手元に市長から議長あてに報告いたしました健全化判断比率及び資金不足比率についての写しを配付いたしましたので、ご覧をいただきたいと思っております。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして行うものでございます。地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため、定められた指数を用いまして、地方公共団体の財政状況を判断し、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業経営の健全化を図るための制度を定めたものでございます。この法律により、地方公共団体の長は毎年前年度の決算に基づいてこの比率を算定し、その数値を議会に報告するとともに、監査委員の審査に付することになっており、あわせて市民の皆さんへの公表が義務づけられているものでございます。

それでは、報告文書に沿って申し上げます。

まず1の健全化判断比率の状況でございます。区分のとおり健全化を判断する4つの比率がございます。まず実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。普通会計の平成28年度決算は黒字でございましたので、実質赤字比率の該当はございません。

次の連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象にした実質赤字額及び資金不足額の合計の標準財政規模に対する比率であります。こちらにつきましても本市は赤字及び資金不足がありませんので、この比率についても該当がございません。

次の実質公債費比率につきましては、一般会計等の支出のうち義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、過去3年間の平均値でございます。

平成28年度のこの比率は、前年度と比較して1.8ポイント減の7.7%で、前年度より改善が見られました。この比率は過去3年間の単年度の数値の平均値でありまして、昨年度までは平成25年度に土地開発公社が取得していた土地の買い戻しのために借り入れた第三セクター改革推進債の影響がありましたが、平成26年度以降はその年度の地方債元金償還額以上に新規の地方債を発行しないという原則のもとで、財政運営を図ってまいりました結果、単年度数値で申し上げますと、平成26年度が9.0%、平成27年度が7.5%、平成28年度は6.9%と、年を追うごとに改善されております。表の下段に早期健全化基準にお示ししてございます実質公債費比率の早期健全化基準は25%となっておりますが、この数値が18%を超えますと地方債の発行に許可が必要となり、25%を超えますと財政健全化計画を作成するとともに、一部地方債の発行が制限されることにもなるものでございます。

次に、将来負担比率につきましては、一般会計等が将来的に負担することになっている負債の額から、これから負債の償還に充てることのできる基金等を控除した額が標準財政規模を基本とした額に対して、どの程度の割合にあるかを示すものでございます。将来負担すべき地方債などの実質

的な負担が将来の財政をどの程度圧迫するかを示す指数でございます。この比率は、前年度に比較して8.5ポイント減の54.4%でございました。これは公営企業債も含め、地方債現在高が減少したことによるものでございます。早期健全化基準は350%でありまして、基準の範囲内でございます。

以上、申しあげました4つの比率が1つでも早期健全化基準を上回った場合は、財政健全化計画の策定を行わなくてはならないということでございますが、いずれの比率も基準を下回るという結果でございました。

次に、2の資金不足比率でございます。この比率は、各公営企業会計の事業規模に対する資金不足額の比率でございまして、経営健全化基準の20%を上回った場合は、経営健全化計画を作成しなければならないというものでございます。

東御市水道事業会計以下3会計は、資金不足を生じていないため、資金不足比率の該当はございませんでした。

報告させていただきましたそれぞれの比率は、どれも基準を下回っておりますが、昨今の経済情勢や今後の事業の推進等を勘案しますと、今後も経営の改善や経費の節減に努め、さらなる健全化に努める必要があると考えているところでございます。

以上、報告させていただきました。

○議長（依田俊良君） ここで平成28年度各会計の決算について、審査報告を願います。

代表監査委員。

○代表監査委員（北澤昌雄君） 監査委員の北澤昌雄でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは平成28年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査等につきまして、地方自治法、地方公営企業法及び財政の健全化に関する法律等、各関係法令の規定に基づき審査をし、監査委員合議により審査結果がまとまりましたので、その概要につきまして監査委員を代表してご報告申し上げます。また、あわせて平成29年度定期監査の結果につきましても、ご報告申し上げます。

この審査等は、東御市監査委員に関する条例及び東御市監査基準に基づきまして、年度当初に作成した東御市監査計画により、6月29日から8月17日までのおおむね1カ月半にわたり実施いたしました。各審査や検査、監査、調査の内容につきましては、お手元にお届けしてあります報告書のとおりでございます。それぞれご高覧をいただきたく、お願ひを申し上げます。

本日のご報告に際しましては、お手元に別途決算審査・定期監査等の結果報告抜粋を申し上げてございます。3枚ものの資料でございます。こちらをご覧いただきたく思います。

まず1つ目、平成28年度一般会計及び特別会計と公営企業会計決算の審査結果でございます。この審査に当たりましては、市長より提出されました歳入歳出決算書及び決算附属書及び決算説明資料を中心に、担当者から説明を受け、それらに対し質問、書類の閲覧、確認等を行い、慎重に審査を実施いたしました。

まず一般会計及び特別会計決算の審査結果といたしましては、1、直面している厳しい社会情勢や市民ニーズ、行政需要の変化に的確かつ積極的に対応され、重点的、効率的な事務事業の執行に

当たられていること。

2、審査に付された書類等は、基準に従い適切に作成されており、適確かつ良好であること。

3、財産の管理など財務に関する事務の執行においても、適合かつ適正であることであります。

なお4つ目としまして、今回提出いたしました各報告書に記述された改善や留意すべき事項を確認し、今後とも健全な行財政運営のための一層の努力を希望するところでございます。

次に、公営企業会計決算審査の結果でございますが、3つの公営企業会計に伴います決算報告書、損益計算書、貸借対照表及びその他附属書類につきましては、いずれも地方公営企業等関係法令に準拠して、適正に作成されていると認めます。また、関係諸帳簿等を照合しました結果、それぞれの計数につきましてもいずれも正確に表示されていることを認めるとともに、法令に準拠して適正に作成されていることを認めます。

水道事業会計では、独立採算制の趣旨に沿って予算編成がされ、設備の維持・修繕等の経費削減に努められた結果、平成28年度純利益金は前年度より増加をしております。

また、下水道事業会計におきましても、適正、迅速な執行体制の中、独立採算制の趣旨に沿って予算編成がされており、設備の維持・修繕等の経費節減に努められた結果、平成28年度純利益金が増加しており、評価いたすものでございます。

病院事業会計では、市民病院病床利用率は74.0%で、前年度に比べ9.5ポイント上昇し、同床規模の全国公立病院平均を上回りました。また入院収益の増加などにより4,622万5,000円の当期純利益を確保し、利益剰余金も同額となりました。

しかしながら医師の退職による減収等の課題も見られ、今後も市からの財政援助が必要であり、平成28年度に策定した新公立病院改革プランに基づく抜本的な病院事業の構造改革が不可欠でございます。

今後も引き続きコスト意識を徹底し、企業としての経済性の発展に努め、最少の経費で最大の効果を目指す企業体質づくりを更に推進されるよう要望します。

2つ目、基金の運用状況の審査結果についてでございます。基金の運用につきましては、関連する法令、規則、規定等に基づいて適切に実施されているか、また経済性、有効性、効率性の観点から妥当なものであるかについて検討いたしました。当基金の繰り入れ状況と取り崩しに関しましては、その基金の設置目的に従って管理されており、特に指摘すべき事項はございませんでした。

3つ目、財政健全化・経営健全化比率審査の結果でございます。財政健全化判断比率、平成29年8月8日速報値並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の提出を受け、去る8月8日審査を実施いたしました。その結果、4つの財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、平成28年度決算が黒字のために、該当する数値はございません。

実質公債費比率は、平成26年度より平成28年度の3カ年の平均で7.7%であり、早期健全化基準25%を下回っております。また、将来負担比率においても54.4%と、早期健全化基準350%を大きく下回っております。

審査における所見として、平成28年度決算における財政健全化判断比率とその算定基礎を記載した書類は、所定の規定に準拠して作成されており、その比率の算出は適確であります。更にこの法律が定めた4つの財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準の範囲内であり、東御市の平成28年度各決算結果に基づく財政状態は健全であると認めました。

また、公営企業の経営の健全化指標審査の結果でございますが、この審査の対象とされた各公営企業会計の資金不足比率及びその算定基礎を記載した書類は、財政健全化法に規定する算定方法で行われ、基礎となる計数は正確であると認めるとともに、実質収支が黒字のため資金不足額は負の値であり、資金不足比率は該当せず、よって特に指摘すべき事項はございません。

最後に、定期監査の結果についてでございます。

監査の方法としましては、あらかじめ提出を求めました予算の執行状況や経営にかかわる事業の管理についての関係書類に基づき、関係職員から説明を聴取しました。事務事業は関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、抽出により質問、閲覧、数値の分析、比較、突合、実査、確認、視察、立ち会いの方法で実施し、疑義を生じた事項に関しては追加の質問を行い、期間中の回答を求めました。更に例月現金出納検査の結果も参考としております。

監査の結果、通常妥当とする監査手続きや監査方法により行った監査において、総合的に判断した結果、おおむね良好であり、財務に関する事務の執行に軽微な事務的ミスがあるものの、経営にかかわる事業の管理について否とする事項は存在していません。

しかしながら今回対象として問いただした事項や、通常の事務事業において、昨年同様、気づき、気配り、気働きの必要な事柄や、慣行、前例踏襲の打破と改善や検討を要する事項が見受けられており、今後指摘事項に対しての進捗管理体制の構築が必要と考えます。各部局・課共通事項として、幾つかの改善が必要と認められた事項や課題、留意事項を監査委員意見として明示いたしました。その詳細については別冊の定期監査報告書のとおりでございます。

共通事項として何点か申し上げますと、イの事務処理に関することに関しましては、当該監査における提出書類の差しかえ、資料内における記載・計算誤りが多く見受けられました。厳正・的確な書類作成を心がけていただきたいと思います。

更に一部の部署では、未収金の滞納整理及びマニフェストの取り扱いに関する事務処理において、法令等を認識していない事案がありました。職責に対する職員教育、知識の習得に取り組むとともに、厳正な事務執行となるよう組織運営を図っていただきたいと思います。

また、ウの予算の執行に関することでは、予算の積算根拠をより厳正に行うとともに、予算管理に関しては部長、課長、係長によるチェックを徹底することを求めます。

また、オの団体に対する市単独補助金に関しましては、支出された補助金の目的使途、繰越額の問題等、複数の団体で課題が散見されています。平成28年度から各課で実施されている市単独団体補助金に対するサマーレビューの取り組みにおいて、補助金の見直しがまだなされていないと推測される課もあり、徹底した補助金の精査を要望いたします。いずれの団体に対しましても、既得権

でなく、一旦すべてをリセットし、抜本的な見直しを行う必要があると考えます。

なお個別事項は各部局・課・係ごとに整理をいたしております。列挙しておりますので、それぞれのご対応をお願いいたします。特に職員は執務上の基本的事項について熟知し、プロ意識を自覚したもとの緊張感を持って日常の執務に当たっていただくことがより重要だと思います。今後はこの点を十分認識の上、ご配慮いただきたいことをここに希望いたします。

以上、4項目につきましてご報告を申し上げます。

結びに当たりまして、我が国の社会情勢は短期的には緩やかな景気の回復傾向にあるものの、急速な少子高齢化の進展、人口減少社会の到来など、様々な課題を抱えております。更に地方では、首都圏への一極集中化による若者減少や労働力不足が深刻化しており、地方自治体の基礎体力の低下といった大きな課題に直面している状況です。

こうした中、本市においては、事務事業の適正な執行に加え、事業の見直しや経費削減が一層求められているところであり、このような状況を踏まえた上で、第2次東御市総合計画「とうみ夢・ビジョン2014」を基本に、「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「東御市人口ビジョン」が策定され、施策の推進と財政の健全性の維持の両立に向けた取り組みを進めているところであります。

財政収支につきましては、まず歳入につきまして合併特例措置である普通交付税の段階的縮減に加え、今後も人口減少や少子高齢化の影響等により、市税等の税収確保は不透明な状況にあり、市の財源確保は一層厳しさを増すことが予想されます。

このような状況の中、自主財源及び新たな財源確保に向けた施策に取り組むとともに、市税等の滞納整理や収納率の向上に積極的に努めていただきたいと思います。

一方の歳出につきましては、今後小学校の大規模改修をはじめとした公共施設総合管理計画に基づく施設整備や将来に向けた投資である東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略にかかわる事業等にかかわる予算確保のほか、社会保障にも多額の経費を要することが予想されます。こうしたことから、今後も持続可能な健全財政を堅持するため、補助金、交付金にかかわるサマーレビューの確実な実行及び全事業を対象とした費用対効果の検証による事業の廃止・縮小を進め、限られた財源を市民本位かつサービスの向上にあて、最大の効果を上げるよう早急な取り組みが必要であると考えます。

終わりに当たりまして、花岡市政が掲げる「小さくともキラリと光る東御市」の実現に向けて、理事者、職員一丸となってまい進されますことを心よりご期待申し上げる次第でございます。

以上、決算審査の結果と意見と、あわせて定期監査における所見の一端を申し述べ、東御市各会計の決算にかかわる審査報告といたします。

○議長（依田俊良君） ここで昼食のため午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）

（上程、説明）

○議長（依田俊良君） 日程第15 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の平成29年度東御市一般会計・特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要につきましては、市長が招集あいさつの中で申し上げましたので、直接説明に入らせていただきます。

議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）。

平成29年度東御市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,971万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億8,413万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。

2ページから3ページまでは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正につきましては、限度額の変更でございます。臨時財政対策債につきましては、平成29年度の起債額の決定に伴う変更でございまして、補正後の限度額を4億6,670万円とするものでございます。次に一般補助施設整備等事業債につきましては、地方創生拠点整備交付金を活用した湯の丸高原施設整備事業の財源とするものでございまして、補正後の限度額を1億1,460万円とするもので、7,870万円の増額でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

5ページから7ページまでは、省略をさせていただきます。飛びますが12ページをお願いいたします。初めに歳出から申し上げます。

款2総務費項1総務管理費目3財政管理費6,000円の増額につきましては、（1）の財政事務諸経費の地方債繰上償還に伴う契約変更事務手数料の補正でございます。次に目6企画費2億9,195万円の増額でございますが、（6）スポーツツーリズム推進事業費につきましては、高地トレーニングに関する海外拠点施設の調査に要する委託料の増額補正でございます。（7）湯の丸高原施設

整備推進事業費につきましては、地方創生拠点整備交付金事業による湯の丸高原荘の改修工事費 2 億 2,000 万円のほか、体育館の整備に係る測量設計委託料及び体育館用地整備工事費などの補正でございます。

なお今般提案しております湯の丸高原施設整備事業につきましては、企業版ふるさと納税制度を活用して進めるとしておりますが、この事業のうち湯の丸高原荘の改修工事につきましては、地方創生拠点整備交付金事業によることといたしまして、国への事業申請に当たり予算化するものでございます。

目 9 情報化推進費（1）基幹業務用事務諸経費 46 万 7,000 円の増額は、社会保障・税番号制度に対応したシステムの総合運用テストに要する委託料でございます。目 11 滋野財産区費 3,400 万円の増額補正は、（2）滋野財産区管理会諸経費につきましては、財産区有林の伐採及び搬出のための委託料の補正、また（3）滋野財産区運営基金積立金につきましては、伐採木の売却金を運営基金へ積み立てるための積立金でございます。

14 ページをお願いいたします。項 2 徴税费（2）賦課徴収費 970 万円の増額につきましては、市税に係る還付金及び還付加算金でございます。

項 3 戸籍住民登録費目 1 戸籍住民基本台帳費（2）戸籍住民事務諸経費 682 万 5,000 円の増額につきましては、住民基本台帳システム等の改修に要する委託料でございます。

款 3 民生費項 1 社会福祉費目 1 社会福祉総務費（5）障害福祉事務諸経費 16 万 8,000 円の増額につきましては、総合福祉システムの改修に要する委託料の増額補正でございます。目 2 高齢者福祉費（14）介護保険特別会計繰出金 55 万 5,000 円の増額は、介護給付費の増額に伴う介護保険特別会計への繰出金でございます。目 4 国民年金費（1）国民年金事務諸経費 25 万円の増額につきましては、国民年金業務システムの改修に要する委託料でございます。

16 ページをお願いいたします。項 2 児童福祉費目 5 児童扶養手当費（2）児童扶養手当費 318 万 6,000 円の増額は、対象者増に伴う児童扶養手当支給に要する扶助費でございます。

項 3 人権同和対策費目 3 人権啓発センター運営費（5）北御牧人権啓発センター運営諸経費 14 万 6,000 円の増額は、臨時職員の社会保険料の増でございます。

款 4 衛生費項 2 清掃費目 2 じん芥処理費の（6）ごみ減量リサイクル事業費 133 万 8,000 円の増額は、生ごみリサイクル施設の建設用地に係る公共下水道受益者負担金でございます。

款 5 農林水産業費項 1 農業費目 2 農業総務費（3）水田農業構造改革事業費につきましては、県補助金の交付決定に伴う財源補正でございます。目 3 農業振興費 1,813 万 5,000 円の増額につきましては、18 ページをお願いいたします。（1）の農業振興事業諸経費では荒廃農地復旧対策事業補助金の増、また（5）農業近代化資金利子補給事業費につきましては、農業近代化資金利子補給補助金の増、（6）新規就農者確保育成事業費につきましては、里親農家への研修生受け入れに係る謝礼の増額補正でございます。目 5 農地費 112 万 9,000 円の増額につきましては、（2）土地改良事業費の（2）団体営土地改良事業費につきましては、和地区排水路整備に係る公有財産購入費の補正、

(3) 農業施設維持管理費につきましては、農道等応急修繕費の増額補正でございます。

款6 商工費項1 商工費目2 商工振興費(3) 商工業振興助成事業費3,934万円の増額につきましては、条例に基づく商工業振興助成事業補助金の増額補正でございます。目4 観光費につきましては、20ページをお願いいたします。(1) 観光事務諸経費617万2,000円の増額につきましては、地域おこし協力隊隊員に係る報酬等の増額のほか、温泉施設運営懇話会の開催に要する費用、及び一般社団法人信州とうみ観光協会、いわゆるDMOですけれど、への補助金、出資金等の補正でございます。また(3) 海野宿観光対策事業費30万円の増額につきましては、海野宿滞在型交流施設うんのわの修繕に要する費用の増額補正でございます。

22ページをお願いいたします。目6 交通対策費(2) 交通対策諸経費330万円の増額は、デマンド交通の土曜日運行などに要する補助金の増額補正でございます。

款7 土木費項4 都市計画費目1 都市計画総務費(2) 都市計画事務諸経費7万6,000円の増額は、都市計画基本図の増刷のための印刷製本費の補正でございます。

款9 教育費項4 社会教育費目6 図書館費(4) 図書館事務諸経費7万6,000円の増額は、図書館利用者に提供するインターネット環境のセキュリティ対策に要する委託料の補正でございます。目7 文化財費(5) 東御市文書館整備事業費10万5,000円の増額は、文書館運営委員会に要する賃金等の補正でございます。

項5 保健体育費目3 体育施設費(1) 体育施設及び中央公園等管理費216万円の増額は、第二体育館の消防施設改修のための工事請負費の増額補正でございます。

24ページをお願いいたします。款10 公債費項1 公債費目1 元金1,900万円の増額につきましては、(2) 市債償還元金臨時分でございます。昨年行われました県による起債検査の指導によりまして、起債の対象外となりました一部の借入れにつきまして、繰上償還をするものでございます。

款11 災害復旧費項1 農林水産施設災害復旧費目1 農林水産施設災害復旧費(2) 農地災害復旧費(単独)の133万4,000円の増額につきましては、5月31日と7月1日の豪雨に伴い発生いたしました農地災害の復旧に対する補助金の増額補正でございます。

以上が歳出でございます。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして8ページ、9ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

款10 地方交付税項1 地方交付税目1 地方交付税5,098万9,000円の増額は、普通交付税の増でございます。

款14 国庫支出金項1 国庫負担金目1 民生費国庫負担金106万2,000円の増額は、児童扶養手当負担金でございます。

項2 国庫補助金目5 総務費国庫補助金9,476万円の増額は、地方創生拠点整備交付金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。目6 農林水産業費国庫補助金120万円の減額につきましては、荒廃農地等利活用促進交付金でございます。交付対象の確定に伴う減額ござ

います。

項3委託金目2民生費委託金25万円の増額につきましては、国民年金事務委託金の増でございます。

款15県支出金項2県補助金目4農林水産業費県補助金、1,205万3,000円の増額は、荒廃農地復旧のための農地耕作条件改善事業補助金と水田農業経営確立推進指導事業補助金でございます。

款16財産収入項2財産売払収入目3財産売払収入1,800万円の増額は、滋野財産区の伐採木売払収入金でございます。

款17寄附金項1寄附金目1寄附金1億2,475万円の増額につきましては、湯の丸高原高地トレーニング施設整備のための企業版ふるさと寄附金と個人からのふるさと寄附金及び一般寄附金を見込んだものでございます。

款18繰入金項1基金繰入金目1基金繰入金1,600万円の増額につきましては、滋野財産区運営基金繰入金でございまして、財産区有林の伐採搬出のための費用に充当するものでございます。

10、11ページをお願いいたします。項2他会計繰入金目1他会計繰入金3,449万円の減額は、工業地域開発事業特別会計からの繰入金でございまして、大川北工業団地の事業の実施スケジュールの見直しに伴いまして、今年度の工業地域開発事業特別会計予算を皆減することとなりましたので、当初予定をしておりました繰入金を減額するものでございます。

款19繰越金項1繰越金目1繰越金1億1,214万4,000円の増額は、純繰越金でございます。

款21市債項1市債目2臨時財政対策債3,330万円の減額は、臨時財政対策債の今年度発行可能額決定に伴う減額でございます。目3総務債7,870万円の増額は、地方創生拠点整備交付金を活用した湯の丸高原施設整備事業の財源として見込む一般補助施設整備等事業債でございます。

続きまして、ページが飛びまして27ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。特別職でございますが、表の下段の比較の欄をご覧いただきたいと思っております。区分の中にありますその他につきまして、地域おこし協力隊員の増による職員数、報酬及び共済費の増でございます。

28、29ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。この表の一番下の合計欄をご覧ください。前年度末現在高202億130万円に、今回の補正によりまして4,540万円の増額を含む年度中の増減見込額と年度中の元金償還見込額、更にこの表の右下下欄の外にありますが、繰越明許費に係る地方債、これらを加算減算いたしますと、この表の29ページの一番右側の再下段の欄にございましており、当該年度末現在高見込額は201億7,864万5,000円となる見込みでございます。

以上、議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）

（上程、説明）

○議長（依田俊良君） 日程第16 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） ただいま上程となりました議案第62号につきまして、提案理由を説明申し上げます。引き続き補正予算書の31ページをお願いいたします。

議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度東御市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,962万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,662万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものでございます。

補正の内容でございますけれども、前年度の介護保険給付費負担金の精算確定に伴う増額、及び地域密着型介護予防サービス給付費の増額補正をお願いするものでございます。

ページの方、32ページから35ページの方はちょっと説明を省略させていただきまして、36ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。

款1 保険料項1 介護保険料目1 第1号被保険者保険料96万9,000円の増額。

款3 国庫支出金項1 国庫負担金目1 介護給付費負担金88万8,000円の増額。

項2 国庫補助金、調整交付金23万円の増額。

款4 県支出金項1 県負担金目1 介護給付費負担金55万5,000円の増額。

款5 支払基金交付金項1 支払基金交付金目1 介護給付費交付金124万3,000円の増。

目を1つ飛ばさせていただきまして、款7 繰入金項1 一般会計繰入金目1 介護給付費繰入金55万5,000円の増につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増額に伴うそれぞれの負担金の増額でございます。

款5 支払基金交付金項1 支払基金交付金の目2 地域支援事業支援交付金の70万6,000円の増額につきましては、前年度分の精算に伴う追加交付となっております。

また、款8 繰越金項1 繰越金目1 繰越金の4,447万4,000円の増額につきましては、前年度の決算に伴う純繰越金の増額補正でございます。

おめくりをいただきまして、38ページ、歳出でございます。

款2 保険給付費項2 介護予防サービス等諸費目3 地域密着型介護予防サービス給付費444万円の増につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増額補正でございます。

款5 諸支出金項1 償還金及び還付加算金目3 過年度介護保険給付費精算金につきましては、前年度分の介護保険給付費負担金の精算に伴う補正でございます。

以上、議案第62号につきまして、提案理由を説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いをいたします。

◎日程第17 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算
(第1号)

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第17 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長(関 一法君) ただいま上程となりました議案第63号につきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き補正予算書の41ページをお願いいたします。

議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度東御市の工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ0円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

42ページから45ページは省略させていただきます、46ページ、47ページをお願いいたします。歳入から申し上げます。

款1財産収入項1財産売払収入目1不動産売払収入1億4,000万円の減額は、大川北工業団地の事業実施スケジュールの見直しに伴いまして、今年度予定しておりました造成後の土地売払収入金を皆減するものでございます。

48、49ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

款1工業用地取得造成事業費項1工業用地取得造成事業費目1工業用地取得造成事業費1億530万円の減額は、事業実施スケジュールの見直しに伴いまして、工事請負費を皆減するものでございます。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費3,470万円の減額につきましても、事業実施スケジュールの見直しに伴いまして、一般会計繰出金等の皆減補正をするものでございます。

以上、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例

(上程、説明)

○議長（依田俊良君） 日程第18 議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第64号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。議案書の19ページをお願いいたします。

議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例でございます。この条例につきましては、現在、湯の丸高原で整備を進めております全天候型400メートルトラック等の施設につきまして、地方自治法に基づきます公の施設として設置、管理、利用時間等を定める新設条例でございます。以下につきましては、条文でございます。

この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の1ページをお願いいたします。

条例の名称は、東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例でございます。

2の制定の理由でございますが、地方自治法の規定によりまして、東御市湯の丸高原スポーツ交流施設の設置及び管理に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

3の制定の概要でございますが、交流人口増加による地域振興を図るとともに、市民の健康増進に寄与するため、東御市湯の丸高原スポーツ交流施設を設置するものでございますが、主な内容についてご説明をいたします。

(1)の施設の名称及び位置ということでございますが、名称は全天候型400メートルトラックと林間800メートルのジョギングコース、それとトレイルランニングコース、トレイルランニングというのは、舗装してない走路の山岳コースなどを走るという競技のコースということでございますが、この3つでございます。

位置につきましては、東御市新張1272番地、同じ位置でございますが、代表地番ということでございます。

(2)の施設の管理運営につきましては、指定管理者に行わせるということでございます。

(3)の施設の利用時間につきましては、午前8時から午後6時までといたしまして、(4)施設の休業日につきましては、水曜日を定休日としておりますが、7月から9月までの繁忙期は除くものとしております。このほか国民の祝日の翌日を休業とし、スキー場との兼ね合いから12月から翌年の4月までを休業するものでございます。

(5)の施設利用料につきましては、条例で上限をこの表のとおり設定させていただきまして、指定管理者に一定の裁量を持たせ、指定管理者の収入として収受していただくこととしております。有料施設につきましては、400メートルトラックと800メートルジョギングコースでございますが、ジョギングコースにつきましては、専用使用のときのみ有料とするものでございます。また営利目的とする場合については高め、営利目的としない場合の3倍の料金にしております。また市外等

の方が使う場合については、この料金の2倍の相当する額とするようなことで、市民利用への優遇を図っております。

4の施行期日につきましては、平成30年4月1日とし、第1条及び第2条の規定は公布の日から起算して月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するというございですが、施設の設置に関する規定が第1条、2条にございすけれど、工事の進捗状況を見極めまして、規則により年内に施行させていただきたいという内容になります。

以上、議案第64号につきまして、ご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第19 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(柳澤利幸君) ただいま上程になりました議案第65号について、提案説明をご説明いたします。資料の方は引き続き議案書及び条例案に関する資料をお願いいたします。

議案書の25ページをお開きください。

議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、条例案に関する資料の方で説明を申し上げたいと思いますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

東御市福祉医療費給付金条例の一部の改正の概要についてでございます。条例の名称につきましては、東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由でございますけれども、福祉医療費の支給対象者が一時的に窓口負担することとなる医療費の軽減を図るため、窓口での医療費を受益者負担金を除く医療費を払わずに済むことができる現物給付方式を導入するための改正でございます。

改正の概要につきましては、出生の日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に対して、長野県内の医療機関等で現物給付方式を実施するための申請方法、支払先等に関する規定を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

また、施行期日でございますけれども、実施予定とされております平成30年8月1日を施行期日としてございます。

その他、改正後の規定の適用について必要な経過措置を設けております。

なお資料の4ページから5ページについては、新旧対照表でございますので、後ほどご覧をいただければと思います。

改正の概要について、以上、説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご決定賜りま

すようよろしくお願いいたします。

◎日程第20 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例

◎日程第21 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第20 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例、日程第21 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長(関 一法君) ただいま上程となりました議案第66号及び議案第67号につきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。

初めに、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び経営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

以下につきましては、改正条文でございます。

この条例の説明につきましては、条例案に関する資料で行いますので、7ページをお願いいたします。

東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部改正の概要についてでございます。

1の条例の名称につきましては、東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。関係条例は、東御市営土地改良事業費分担金徴収条例、県営土地改良事業費分担金徴収条例でございます。

2の改正の理由につきましては、土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要につきましては、引用する土地改良法に条ずれが生じたため、当該条文を改めるものでございます。

4の施行期日につきましては、土地改良法の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する規定の施行の日から施行するものでございます。

8ページから9ページまでは新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案書の29ページをお願いいたします。

議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例でございます。

以下につきましては、改正条文でございます。

この条例の説明につきましては、条例案に関する資料で行いますので、11ページをご覧ください。
東御市湯の丸自然学習センター条例の一部改正の概要についてでございます。

1の条例の名称につきましては、東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例でございます。関係条例は東御市湯の丸自然学習センター条例でございます。

2の改正の理由につきましては、湯の丸自然学習センターに、観光、歴史、文化等の情報を発信する機能を新たに持たせるため、必要な改正を行うものでございます。

3の改正の概要につきましては、湯の丸自然学習センターの設置目的に観光、歴史、文化等の情報発信する機能を新たに付加し、施設名称を「湯の丸高原ビジターセンター」とするほか、指定管理者制度を導入することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

4の施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

12ページから14ページまでは新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第66号及び議案第67号を一括して説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第22 議案第68号 訴えの提起について

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第22 議案第68号 訴えの提起についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長(寺島 尊君) ただいま上程となりました議案第68号 訴えの提起について、提案説明を申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

本議案は、市営住宅の明渡し及び家賃の支払いを請求する事件に関し、次のとおり訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

事件名は、市営住宅明渡し等請求事件でございます。

訴えの相手方は、賃借人である神奈川県平塚市の個人の方、及び連帯保証人である長野県佐久市の個人の2名の方でございます。

訴えの対象物件は、東御市県瓜田団地305号であります。

請求の趣旨でございますが、賃借人は市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、本市の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、賃借人に対し市営住宅の明渡し並びに賃借人及び連帯保証人に対し、市営住宅の家賃の支払いを請求する訴えを提起するものであります。

次のページをお願いいたします。事件に関する取り扱いについては、必要に応じて次の行為をす

ることができるものといいたします。

1つ目といたしまして、訴えの取下げ、和解、請求の放棄又は認諾。

2つ目といたしまして、上訴又はその取下げ。

3つ目として、その他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為。

以上、提案説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第23 陳情の報告

○議長（依田俊良君） 日程第23 陳情の報告をいたします。

本定例会において、8月25日までに受理したのは陳情2件です。写しはお手元に配付したとおりです。

本陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。なお陳情代表者、板垣一徳から提出されました陳情書については、議席配付のみといたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（依田俊良君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時44分）

平成29年東御市議会第3回定例会議事日程（第2号）

平成29年9月11日（月） 午前 9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（17名）

1番	田中 信 寿	2番	高木 真由美
3番	中村 眞 一	5番	山浦 利 通
6番	高森 公 武	7番	窪田 俊 介
8番	佐藤 千 枝	9番	山崎 康 一
10番	若林 幹 雄	11番	阿部 貴代枝
12番	平林 千 秋	13番	長越 修 一
14番	青木 周 次	15番	依田 政 雄
16番	柳澤 旨 賢	17番	横山 好 範
18番	依田 俊 良		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	花岡 利 夫	副 市 長	田丸 基 廣
教 育 長	牛山 廣 司	総 務 部 長	掛川 卓 男
市民生活部長	塚田 篤	健康福祉部長	柳澤 利 幸
産業経済部長	関 一 法	都市整備部長	寺島 尊
病院事務長	武舎 和 博	教育次長	岩下 正 浩
総務課長	横関 政 史	企画財政課長	小菅 武 志
子育て支援課長	坂口 光 枝	商工観光課長	山田 正 仁
農林課長	金井 泉	建設課長	富山 直 彦
教育課長	小林 哲 三	市民課長	中條 万里子
代表監査委員	北澤 昌 雄		

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内 和 子	議会事務局次長	柳澤 嘉 和
書 記	笹井 政 孝		

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） おはようございます。

開会に先立ち、総務部長から補正予算書の一部に誤りが認められたため、その修正説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。補正予算書の訂正につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

今議会の第1日目に議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）につきましてご提案を申し上げましたが、その補正予算の訂正につきましてご説明を申し上げます。本日、配付をいたしましたクリップでとめてございます資料がございますが、こちらをご覧いただきたいと思いますが、この1枚目をご覧ください。表題に「平成29年度東御市一般会計・特別会計補正予算書、東御市議会第3回定例会議案の訂正について」と記載されている資料でございますが、この補正予算書の13ページでございますけれど、そちら歳出がございます。この資料の上の段が訂正前、下の段が訂正後でございますが、款2 総務費項1 総務管理費目6 の企画費（7）の湯の丸高原施設整備推進事業費の中にごございます節13の委託料、この説明欄にごございます「湯の丸高原施設整備測量設計委託料5,000万円」と記載されてございますけれど、訂正後につきまして「湯の丸高原施設整備実施設計委託料」と訂正をお願いいたすものでございます。訂正箇所はこの資料では下線を引いてございます。

これは今回の補正では体育館の実施設設計委託料をお願いするものでありまして、その委託内容につきまして明確に表現するために訂正をお願いするものでございます。

この資料の2枚目は、差しかえ用でございますので、後ほど差しかえをお願いしたいと思います。

以上につきまして、おわびを申し上げますとともに、今後このようなことのないように対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（依田俊良君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（依田俊良君） 日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号1 湯の丸高原トレーニング施設整備について、受付番号2 誰もが健康で安心して生活するための取り組みについて。佐藤千枝さん。

佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 皆様、おはようございます。私は東翔の会の佐藤千枝でございます。本日と明日と2日間一般質問がありますが、本日トップバッターで質問をさせていただきます。

通告に従いまして、今回2項目、湯の丸高原トレーニング施設整備について、誰もが安心して生活する取り組みについて質問をいたします。

まず最初に、湯の丸高原トレーニング施設整備についてです。

湯の丸高原が高地トレーニングの適地として現在、国の地方創生関連交付金等を活用し、施設整備事業が進められています。また、新たな挑戦として民間資金の活用により、現在、未整備である体育館や仮設プール、高原荘改修等整備事業のスケジュールや概算事業費が公表されました。そして整備事業費にかかわる財源は、企業版ふるさと納税や個人寄附、個人からのふるさと納税を充てるとしています。

私の周りからは、市は今までしたことがない大きなことをやろうと言っているが大丈夫なのか、市民の負担になるような財源確保はできるのか、寄附が集まらなかったら事業は取りやめるのかと心配な声が届いています。今、市民として最も関心の高い湯の丸高原トレーニング施設整備についての質問に対し、皆様にわかりやすい説明をよろしくお願いいたします。

最初に、湯の丸高原で現在、進められている整備事業に伴い、湯の丸高原への関心や期待、また現地を訪れる人の流れについて、どのような動きがあるのでしょうか。

次に、基本構想改定についてのパブリックコメントに寄せられた市民からの意見について、その件数や内容についてお聞きをいたします。また、いただいた意見をこれからどのように生かしていくのでしょうか。

次に、現時点での資金調達の見通しと今後の課題についてをお聞きします。

次に、仮設プール、高原荘施設等、今後の整備事業についての進捗状況をお聞きします。

最後に、湯の丸高原全体の観光振興を今後どのように進めていこうと考えていらっしゃるのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、誰もが健康で安心して生活するための取り組みについて、お聞きをいたします。

国は、平成25年度から10年間の国民健康づくり運動の指針として、21世紀における国民の健康づくり運動「健康日本21」を策定しました。長野県でも、平成25年から5年間に取り組むべき施策の基本方針をあげて、健康長寿の延伸を図ることにより長生きから健康で長生きへと生活の質を高めることを目指すとしています。

本市においても、平成19年「自らの健康は自らが守る」を基本に、市民が手を携えて健康を守り、市民総意による健康長寿のまちを目指して、健康づくり宣言を行いました。その後、毎年のように東御市保健衛生について実績報告がされています。要介護状態とならないためにも、特定健康診査の受診率を高め、若年層から生活習慣病等の早期発見や早期治療を啓発していく必要があります。今回重点事業の1つである「生涯を通じた健康増進の推進」にテーマを絞り、お聞きをいたします。

市の保健師や地域の健康指導員を中心に行われています特定健診、その健診率を上げることは生活習慣病の重症化を予防したり、あるいはがん検診率を引き上げることもつながるといふふうに思います。

そこで特定健診受診率を向上させるための東御市の取り組みについてお聞きします。また、今後の取り組みについてもお聞きをいたしたいと思います。

次に、がん対策の取り組みについてです。今年9月はがん征圧月間です。各地でイベントや研修会、あるいは大会が行われています。がんは日本人の死因の1位を占め、心疾患、脳卒中とともに三大疾病に位置づけられています。生涯にがんにかかる可能性は男性の2人に1人、女性の3人に1人とされ、年間3人に1人が死亡する国民病と言われていています。昭和56年に脳血管疾患による死亡者数を抜き、それ以来がんは日本人の死因の第1位で、高齢化が進むにつれて更に増加することが予想されています。

臓器別には、肺がん、胃がん、大腸がんなどの順に死亡率が多く、医療技術の進歩により以前より治癒率は高まってきていますが、国ではがん対策推進基本計画を定めました。国民の検診率向上や未成年者の喫煙率引き下げなどの対策に力を入れるようになりました。特定健診はもちろん、がん検診の受診率を上げることは、健康の保持、増進に寄与し、最終的には医療費の削減につながるものと考えます。

そうした中、より効果のある方法でのがん検診の取り組みが必要であると考えます。市民の生命と健康を守るため、がん対策を一層充実させなければなりません。東御市のがん対策の取り組みの状況はどうかについて、お聞きをします。

次に、がん対策とも関連する質問ですが、受動喫煙防止対策についてお聞きをします。先進諸国に比べて喫煙対策が遅れている日本でも、2003年5月に受動喫煙防止をあげた健康増進法が施行されています。その法律では、受動喫煙の防止を図るために、学校、病院、デパート、飲食店、事務所等、多数の人が利用する施設では管理者が受動喫煙防止のための措置を行うことを定めています。

長野県でも平成25年、がん対策推進条例が施行され、その12条で受動喫煙の防止に資するよう自らが管理をし、多数の者が利用する施設における禁煙または分煙に必要な措置を講ずるものとしています。これらの法律を機会に、様々な公共施設で禁煙化が進んできました。吸わない人が健康被害に遭うことがないようにしなければならないというのは、誰もが共通する視点です。特に子どもや妊婦などの弱者に対しては、それを徹底する必要があります。

たばこの税収が市の収入において大事な財源の1つであるということは認識しておりますけれども、市としての受動喫煙防止については、最大限に努めなければいけないというふうに考えます。そこで市としての受動喫煙防止対策として、公共施設での敷地内禁煙、施設内の禁煙または分煙など、その実施状況はどうかについてお聞きをします。

以上、1回目の質問といたします。よろしく答弁をお願いします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。受付番号1番、佐藤千枝議員の湯の丸高原トレーニング施設整備についてのご質問につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

1点目の現在、進められている整備事業に伴う湯の丸高原への関心や期待、人の流れについてありますが、現在、湯の丸高原の施設整備とともに、国の交付金を活用し、陸上競技の実業団チームによるモニタリング事業に取り組んでおります。モニタリング合宿を実施された2チームには、湯の丸高原の立地条件のよさ、適度な標高、冷涼な気候などを池の平までのランニングや整備中のトレイルランニングコースの一部等で体感いただくとともに、施設の利用促進や湯の丸高原の合宿誘致に関する様々なアドバイスをいただいたところであります。

参加いただきましたチームから、標高1,700メートル以上の環境に400メートルトラックをはじめとするトレーニング施設が整うことに、大きな期待を持っている、整備が進めば必ず多くの利用者が湯の丸を訪れる、私たちも来年も必ず来る等のお言葉をいただきました。

また、今後も新たな合宿モニタリングにご協力いただける計画もある中、来年度の予約が民間宿泊業者へ既に100人、50人規模のものが複数入っていることもお聞きしており、この施設に関する期待の大きさと新たな人の流れを実感しております。

2点目の市民からのパブリックコメントにつきましてですが、現在の集約作業中の数字ではございますが、約190名の方から賛否様々なコメントをいただいております。基本構想に関するご意見は今後内容を精査し、改定の参考とさせていただきます。

3点目の資金調達の見通しと課題につきましては、現在、企業版ふるさと納税制度を活用するために必要な地域再生計画を国に申請したところでございます。今後、ヒアリングなど審査を経て、11月上旬に事業認定の可否が決定される見込みであります。

この再生計画には、期間限定のプール施設を含む体育館整備と湯の丸高原荘の改修工事の一部、人工芝グラウンド整備、テニスコート移設事業を盛り込みました。なお湯の丸高原荘改修につきましては、地方創生拠点整備交付金事業の採択を目指すものとして、企業版ふるさと納税対象事業には拠点整備交付金対象とならないと考えられる部分を盛り込んでいるものでございます。

この地方創生拠点整備事業は、従来の見解では宿泊施設やスポーツ施設は対象になりにくいという指示がございましたけれども、このたび民営圧迫にならないこと、3月31日までに事業が完結する見込みがあること等により、採択の見込みが出てきているということで、第3次募集に手を挙げさせていただいたものでございます。

個人版ふるさと納税も含め、多くの財源確保に向けた情報発信強化のために、ホームページの充実を図るとともに、既に機関誌に掲載し、東御市へのふるさと納税をお勧めいただいている日本水泳連盟とともに、財源の調達に努めてまいります。

4点目の仮設プール、高原荘施設等の今後の整備事業について改めてお答えさせていただきます。仮設プールにつきましては、企業版ふるさと納税、個人版ふるさと納税ほかを活用し、整備してまいる所存であります。

高原荘整備につきましては、今回の補正予算のとおり、地方創生拠点整備交付金の第3回目の募集がありましたので、これの採択に向け事務手続きを行っているものであります。高原荘改修に伴います財源につきましては、拠点整備交付金のほか、起債及び個人版ふるさと納税、一般寄附を充てるとともに、企業版ふるさと納税を充てていくものとしております。なお起債の償還に要する財源につきましても、個人版ふるさと納税等を充てていくこととしております。

5点目の湯の丸高原全体の観光振興を今後どのように考えているのかでございますが、第2次東御市観光ビジョン、更には湯の丸高原施設整備基本構想の基本理念に沿って、自然環境とスポーツ環境が一体となった観光拠点の形成を図るとともに、市内最大の観光地として湯の丸高原にスポーツツーリズム、ワインツーリズムを織り込みながら、東御市全体の観光振興に取り組んでまいります。

加えまして、今回のモニタリング事業で寄せられます利用者からのご意見を地元民間事業者へフィードバックし、湯の丸高原の魅力を更にアップできるよう、受け入れ関係の充実に対する支援をしてまいりたいと考えます。

更に湯の丸学習センターの機能強化を図り、来訪者へ山岳高原観光を中心とした情報案内所とするビジターセンター化を図り、魅力ある新たな観光スタイルを創出し、誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） おはようございます。受付番号2、佐藤千枝議員の誰もが健康で安心して生活するための取り組みについてのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の特定健診受診率を向上するために現在、取り組んでいること、及び今後の対策についての質問でございます。

市の国民健康保険の特定健診受診率は、27年度の結果では県内で19市中上位から8番目で、県平均と同程度の45.4%という状況でございました。28年度につきましては、8月末の推計でございますけれども、推計で44%程度となっております、ほぼ27年度並みと見込んでございます。

現在、取り組んでいる内容でございますけれども、個別検診に加えてJAと共催して集団検診を実施するなど、受診機会の確保に努め、対象者への受診券配布は保健補導員の皆様に一声かけて配布すること等をお願いしてございます。受診を促すなど、ご協力をいただいているところでございます。

また、未受診者へのはがきでの通知や電話がけ、市報、エフエムとうみ、出前講座を活用して広く受診の呼びかけをしております。

今後の課題と対策につきましては、毎年健診を受診するリピーター率の向上と未受診者の健診受診を課題として捉えておりますので、特定健診の意義についてご理解いただくとともに、市民の皆様一人ひとりの健康に対する意識の向上を図るため、受診に向けた丁寧な勧奨を行うことに取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のがん対策の取り組みについての質問でございます。国では、がん対策推進基本計画、都道府県ではがん対策推進計画の策定が義務づけられておりますが、市町村において計画策定の義務がないため、市においては国のがん検診の指針やガイドライン、及び第2次健康づくり計画に基づきがん対策を実施しております。

市のがん検診受診率の現状につきましては、第2次健康づくり計画策定時に実施した保健事業に関するアンケートの結果によりますと、おおむね5割程度の方が検診を受けたとの回答になってございます。

次に、がん検診受診率の向上に向けた取り組みにつきましては、子宮頸がん検診受診医療機関を市民病院に加え、27年度から上田市内、小諸市内へも拡大し、更に28年度からは胃がん、乳がん、子宮頸がん検診に検診バスによる集団検診を導入、受診環境の整備に努めております。啓発活動としましては、健康づくり講演会の中で、がんに関する講演会を開催し、がんに対する正しい知識の普及と検診の必要性について周知を図っており、昨年度は「がん哲学外来カフェ」、「がん哲学外来シンポジウム」を開催し、がんに対する理解を深め、がんの予防及び早期発見の推進に努めてまいりました。

また、学校の教育現場におきましても、長野県がんの教育総合支援事業におきまして、昨年度は北御牧中学校、今年度は東部中学校がパイロット校の指定を受けて、がん教育を取り入れております。

3点目の受動喫煙防止対策についての質問でございます。たばこはがんや循環器疾患等、多くの疾患の危険因子です。市では、第2次健康づくり計画に基づき、健康的な生活習慣を推進するため受動喫煙も含めた喫煙による健康被害の啓発と保健指導や母子訪問等にあわせた禁煙の推進を図っております。

具体的には、毎年5月31日の世界禁煙デーと、それに続く禁煙週間に合わせて禁煙及び受動喫煙防止を呼びかけるポスターの掲示や、エフエムとうみでの広報を行っているほか、特定保健指導や妊婦訪問、乳幼児訪問の際にたばこによる健康被害の正しい知識の普及や禁煙外来の紹介等の支援を行うとともに、受動喫煙の防止についても普及・啓発を行っているところでございます。

今後がん予防を含めた喫煙等の生活習慣改善や各種検診、及びがん検診受診の必要性について市民の皆様に広くお知らせし、ご理解していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

なお小・中学校も含めた市の主な施設の受動喫煙防止対策の状況につきましては、病院と保育園は敷地内全面禁煙であり、その他は原則建物内全面禁煙となっておりますが、北御牧庁舎、ふれあい体育館、人権センターにつきましては、建物内に喫煙室を設けて分煙としております。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） これからは一問一答で質問を続けます。

まず最初に、湯の丸高原の整備計画についてです。私もこの質問をさせていただく関係で、湯の丸高原に何度か足を運ばせていただきました。そして湯の丸高原の民間事業者の方からもいろいろ

とお話をお聞かせいただきました。この夏は、湯の丸高原が今、トレーニング施設が整備されている中で、これまで以上に企業チームや高校、大学等の関係者が湯の丸高原を訪れているそうです。昨年の全国高校駅伝でも6位となった長野東高校女子駅伝部は、東御市の標高差を有効活用し、東御市でトレーニングをしているということをお聞きしました。ちょうど浅間サンラインの別府の信号機から東側に、通称トラック通り、さくら通り、トラック通りというところがありまして、その道路を何往復も全力疾走でトレーニングをしていると。そのあと一気に湯の丸高原を目指して走る、そういうトレーニングをしているそうなのですね。汗をかいたり、女子ですので着がえたりするところを横堰の公民館をお借りしていると。そういう意味で、地域交流もできているんだなというふうに思いました。優しい住民であり、また全国6位の長野東高校の女子がトレーニングをしているということはとてもうれしいなというふうに思って、応援をしたいというふうに思っています。

そういう意味では、非常に湯の丸高原に新たな風が吹き始めているということを感じています。先ほども答弁がありましたように、そのように私も思いました。

今回、モニタリング合宿が行われたということですが、このモニタリング合宿とは、その目的、内容、あるいは成果と申しますか、結果についてどんなものなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 佐藤千枝議員の再質問、最初にモニタリングについて、その目的、内容、結果などについてお尋ねがありました。お答えさせていただきます。

現在、整備中であります陸上関係施設や既存の施設などにつきまして、実際にご利用いただき、いただいたアドバイスについて、より充実した受け入れ環境を整えていく上での参考とするとともに、湯の丸高原と周辺環境を知っていただき、次年度以降の利用促進を図るためのPR活動の一環として、このモニタリング合宿に取り組んでおります。

陸連の中長距離の非常に強豪校であります大塚製菓の女子部の監督も入られまして、湯の丸高原が持っている東京からの近さと高さということを非常に評価されまして、全国から中長距離の選手が湯の丸を今後訪れるだろうということに関しては、間違いがないことであるけれども、今後その人たちが複数訪れて練習拠点にするかどうかというのは、今後の整備にかかっているというアドバイスをいただいております。

そのような意味からも、モニタリングということは極めて重要な作業であるというふうに考えております。既にカネボウと岩谷産業の2チームには、ご協力いただきました。また今後も数チームによるモニタリングを実施することとしております。

実施されました岩谷産業につきましては、約2週間高原荘に宿泊され、食事は民間施設により対応しました。この間にトレイルランニングコースや高峰林道、嬭恋村の陸上施設などを利用したトレーニングを行い、施設環境や食事環境など、陸上合宿の受け入れ環境についてご意見をいただきました。食事につきましては、あらかじめ各チームから望まれる食事メニューを提示いただき、対応できれば問題はないとのことでしたので、湯の丸高原の民間施設全体で情報共有してまいりたい

と考えております。

また、整備中の陸上施設に関しましては、走路の表層仕上げに関するご意見があるものの、おおむね良好との反応であります。

標高1,730メートル地点の陸上トラックに、大きな期待とアクセスのよさ、夏期においても冷涼な湯の丸高原に来年も必ず来ますとの力強いお言葉をいただくとともに、県外の有力高校など次年度における合宿の予約が既に入り始めている状況とお聞きしております。これらの予約は、人数では把握されていますけれども、5日とか、長期間にわたる滞在となるというふうと考えております。

また、地元東部中学校陸上部にもご協力をいただき、湯の丸高原で実際の練習を行っていただきました。真夏においても涼しい湯の丸高原で、ふだんの環境では暑くてできない体を動かす練習ができることは有意義だと引率された先生からも伺いました。これらにより陸上関連施設整備を含む本事業が湯の丸高原の魅力アップの一助となっていること、受け入れ態勢を充実させることでますます発展していくことを確信するとともに、市民の皆さんも大勢湯の丸高原にお運びいただき、魅力を実感していただきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 8月ですけれども、私たち会派合同視察で飛騨御嶽高地トレーニングエリアの数カ所を議員全員で視察してまいりました。そこで濁河のトレーニングセンターのところで、この「高地トレーニング国際シンポジウム2016」というパンフレットがありました。今回、11月にあるそうなのですが、その冒頭、ここの大会長であります三重大大学の杉田先生が、高所トレーニングの成果は何かというところで説明をしておりますが、適切なトレーニングプログラムの設定が一番大切なんですけれども、まず1つに選手の血液状態の確認と正常化、次に日々のコンディションの確認と対応、次に良質な食事、これは飲料水も含む提供、あとリカバリー対策、高地順化の促進と継続が大切だというふうにおっしゃっております。今回、モニタリングをされて、その結果がどういう形で生かされるのかというところだというふうに思いますけれども、こういうモニタリングの分析、評価を確実に湯の丸高原に生かしていただきたいというふうに思います。

次に、パブリックコメントの取り扱いについてお聞きをします。5地区のまちづくり懇談会や市民説明会が2回行われました。またパブリックコメントでは市民からのご意見、提案、190人から寄せられたということです。意見内容については精査中とのことですが、いただいた提案をどう生かしていくのか、また市民に向けていつごろをめどに公表されるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 佐藤千枝議員の再質問にお答えいたします。

今年は今、議員おっしゃっていただきましたように、11月の18、19日と高所トレーニング国際シンポジウムが湯の丸で開催されます。去年までは三重大大学の教授であられました杉田正明教授は、今年4月から日体大の教授に異動されまして、更により近い形の中で湯の丸の指導にかかわってい

ただけるものと期待しておるところでございます。全国から高所トレーニングにかかわっておられる研究者約300名が湯の丸に集うという計画でございます。

また、当日の午前中には、野口みずきさんを招いてテープカットをいただき、ウイニングランということで、400メートルトラックを最初に野口みずきさんに走っていただきたいという計画を進めておるところでございます。

ご質問のパブリックコメントに関しまして、今後どのように公表し、反映していくのかということでございます。先月8月中に実施させていただきました湯の丸高原施設整備基本構想の改定に関しますパブリックコメントに関しましては、今、集約作業を急いでおるところでございます。私も目を通させていただいております。

内容につきましては、7月17日に実施いたしました市民説明会におけるご意見と同等の意見も非常に多くございまして、特に仮設プールの整備に関して、その財源につきまして多くの心配があるというふうにパブリックコメントを通して感じられます。

事務手続きに関しましては、コメントを集約し仕分けさせていただいて、それに対する市の方針を定めて、ほかのパブリックコメントでもそうさせていただいておりますけれども、早急に公表させていただくというものでございます。

ただ、今回は内容というよりも多くの市民が反対であるという意思表示の場所として活用いただいたということですので、そのことも配慮しながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） パブリックコメントの取り扱い、また公表については速やかに内容が決まり次第、広報をお願いしたいというふうに思います。

次に、資金調達の現状については、現在、企業版ふるさと納税制度を活用するために必要な地域再生計画を国に申請し、ヒアリングなどの審査を経て、11月上旬に事業認定の可否が決定されると説明がありました。また、財源確保については、今後日本水連等も努めると答弁いただきました。先ほどの答弁、1回目の答弁で2億2,000万円の高原荘の改修についての答弁をいただいたのですが、起債を使って行いたいということで補正予算が提示されておりますが、その説明をもう少し細かく、詳しくお聞きをしたいというふうに思います。

また、この企業版ふるさと納税1億円の根拠についても、あわせてお聞かせいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 湯の丸高原荘改修を拠点整備交付金活用としたことに関する理由でございます。拠点整備交付金事業では、宿泊施設の改修費等に関しては、民間圧迫になる可能性があるということで、極めて否定的な考えがこの間、内閣府から示されておりましたけれども、このたび民間との連携でありますとか、また市が行って民間に運営を委託する等の事業に関して、採択の可能

性が大きくなったと読み取れる募集要綱が第3次募集の中で示されたというふうに認識いたしまして、このたび湯の丸高原荘の改修に関しまして内閣府に打診をさせていただきました。

その結果として、今後採択の見込みが極めて高いということで、国からおよそ2億2,000万円のうち対象が1億7,500万円を対象にしていただけるということになりました。したがってその2分の1が交付金となります。そして残りの2分の1は起債ということで、3割が交付税措置されるということでございます。したがって2億2,000万円のうちから、約5,000万円ほど、4,500万円ですか、と交付税措置されない起債の残高が約7割という形になりますので、1億弱の部分を市の負担という形になりますので、この部分の拠点整備交付金の対象外のものに関しましては、企業版ふるさと寄附金、それから残りの起債の返済部分の交付税措置されない部分に関しましては、今後のふるさと寄附金及び一般寄附金で賄わせていただきたいというふうに考えております。

これまで民業圧迫にかかわるものに関しては、補助対象としないという大前提のもとでの募集でありましたので、非常に難しいものがあつたわけでありますけれども、このたびは必要性が認められれば民間と協力していくということで、採択になるということでありますので、1億円ほど国から交付金と交付税措置されるということでありますので、ありがたい話だということで、このたび採択のための手続きをとらせていただき、今議会に上程させていただいたものでございます。

次年度以降の起債の部分に関しましては、次年度以降のふるさと納税や一般寄附などを財源とさせていただきます。繰上による早期の償還を目指して、いわゆる純粋な市費というものの投入を避けるという形の中で、お約束したことを実行してまいりたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） ただいまの答弁で、起債については次年度以降返還金が発生し、それについては交付金で充て、次年度以降ふるさと納税や一般寄附を財源として早期償還を目指すというお話でした。市のお金は使わないということによろしいですね。

この事業に全く市費が使われることなく高原荘の改修ができるということを市長答弁されましたので、認可がおり次第、準備が進んでいくというふうに思いますので、それは待ちたいというふうには思います。

高原荘の改修プランは、どんな方法で準備を進めていくのでしょうか。また現在、営業中の湯の丸高原の宿泊設備との連携についてのお考えはどうなのでしょう。宿泊客の食事管理については、先ほどの答弁では湯の丸高原の民間施設全体で情報共有していきたいということでした。高原荘に厨房施設を設けず、1カ所に集中して管理栄養士指導のメニューを作成し、対応するというようにした。そのことについてもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 佐藤千枝議員のご質問にお答えいたします。湯の丸高原荘の改修プランと運営管理ということであります。

高原荘の改修プランでございますけれども、これに関しましては湯の丸全体のイメージとして、

今、私が個人的に捉えているものは、単科の体育大学のキャンパス、カレッジという考え方が適当なのではなかろうかなというふうに考えております。陸上競技があり体操競技があり、また水泳競技がありというようないろいろな体育施設が整っており、そしてそこに宿舎があり、そこに訪れた人たちが活用できる学食的な、しっかりと栄養管理がされて、長期滞在にたえ得る食堂が整備されているというような形のものをイメージしております。

この学校法人の寄宿舎でありました高原荘につきましては、早めの利活用をいろんな議員の皆様からご指摘をいただいていたところでもあります。私自身も寄附を受けた状態の中から、なかなか先が見えないということの中で、早急な活用を議会にお約束、検討をさせてきたところがございます。

そういう中で、今回、国からの交付金とふるさと納税などによって、宿泊施設として改修したいというものでございます。

2階部分は現在、72畳の大広間的な和室3部屋でございますけれども、これらを間仕切りさせていただきまして、3から6人部屋を17部屋程度とする、そして女性用しかございません2階部分のトイレにつきましては、女性用と男性用に部屋を分割し、洋式化を図ってまいります。

1階につきましては、入り口段差の解消を図り、5つの部屋につきましても車いすでの利用を想定し、バリアフリー化を施してまいります。またトイレを車いす対応、車いすで利用できるトイレとするなどの改修を行わせていただきまして、浴場等につきましては一部の改修に努め、事業費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申しましたように、食事に関してはほかの場所で賄うことを前提とさせていただいて、調理場を廃止して、極めてニーズの高いトレーニングルームを配置することといたしております。これによりまして、利用促進と、調理関係者を配置する必要がなくなるという利用運営上のリスクが小さくなるというふうに考えております。

運営管理につきましては、市内の宿泊業者を指定管理としてお願いしてまいりたいと考えております。またトレーニングルームにつきましては、専門的な知識と経験が利用促進には必要でありますので、専門業者にもご尽力いただければ、宿泊機能と現在、進めております陸上施設と、計画しております体育館との相乗効果により、より稼げる施設として運営していくことを目指してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 高原荘の具体的な内容については、今、お示しいたしました。それでこの湯の丸高原整備の全体の構想の中で、まだ体育館、仮設プール、そしてグラウンド、テニスコート等、民間活力を使って事業執行のための事業を行うということも、もう当初より公言されているわけですが、その財源をどう確保できるかということが、今一番私たち議員も含めて市民が目しているところでもあります。また心配もされておりますので、その辺について今、どうなっているのでしょうか。また、今後の見込みをここでお知らせいただくことをお願いしたいというふうに思い

ます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 市民の一番の関心事、仮設プール等に伴う企業版ふるさと納税などの資金の見込みは現在どうなっているかという佐藤議員の再質問に関しまして、お答えさせていただきます。

企業版のふるさと納税につきましては、ご承知のように現在、国の方に地域再生計画を提出、9月1日付でいたしました。そこには現在、お約束していただいている約10社から、年間で3,250万円掛ける3年ということで、9,750万円を起債してございます。それから現在、検討をいただいている企業からが約10社ございます。今のところ全体のプール、体育館に係る約半分ぐらいの金額を検討いただいているという、6億5,000万円ぐらいを検討いただいているというふうに認識しております。

かかる状況の中で、企業版のふるさと寄附金の執行のいろんな制限がございまして、そういう中で現時点で1億円を本年度は見込ませていただいているものでございます。

この企業版のふるさと寄附金及び一般寄附に関しましては、トップセールスが極めて有効な手段であるというふうに認識いたしておりますし、また私がトップセールスをさせていただく中で、今回の11月18日、19日に湯の丸で高所トレーニング国際シンポジウムが開かれるということでありますとか、実際に陸上関係者が訪れており、また400メートルトラックが整備されつつあるということ、更には8月20日の月刊の「水泳」によって、水連もこの事業に関して協力していくという意思表示がなされているということ等が、企業における企業版ふるさと寄附金及び一般寄附金をさせていただく上で、非常に大きな動機づけになっておるというふうに認識しております。

この市内の企業、個人等から寄せられております一般寄附に関しましては、現時点で既に納められている400万円と、お約束いただいている500万円を合わせて、今回は1,000万円を見込ませていただいております。これに関しましては、かなり今後伸びてくるというふうな認識を持っております。

また、個人版のふるさと納税につきましては、現在、ホームページの整備等、この個人版のふるさと納税につきましてはチームプレーというふうに認識しておりまして、水連はじめ陸上競技協会や、また各大学のチームや研究者等の協力を得ながら、しっかりと集めていくための準備を現在やらせていただいているということですが、現時点での東御市に寄せられておりますふるさと寄附金に関しましては、約9,000万円ありまして、このうち市長にお任せと、湯の丸高原施設整備に関するものを合わせさせていただくと約4,000万円が既に入金となっております。このうち1,450万円を今回の補正に充当させていただくということとしております。

現在の見込みと、そして今回の補正予算に関するものをかいつまんで説明させていただきました。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 少し金額のところでもお示しはいただいているわけですが、

これは7月の臨時議会のときの青木議員の資金集めの現状についてということで、9月議会には業種別の金額という形で13億円、届くよう頑張りたいという市長のお話だったり、体育館建設程度は集まってきているというような言葉でした。今のお話の中で、6億5,000万円ぐらいはということまでして、体育館建設、プールではなくて体育館という施設については集まっているということです。なかなかこれ、企業にふるさとの納税をお願いしてということでも、今、口約束でいろんなことができていくということでもないと思うのですけれども、やはりこれを実行するという市長の公言されていますので、これはしっかりとやっていただきたいというふうをお願いします。

また、本当にこれ、できるかという心配がありますし、市のお金も使わないで事業をやるんだということをしっかりと市長はおっしゃっていますので、これが実現できるとすると日本の自治体でも、ないことをするというので大変期待はされているんだというふうに思いますけれども、この辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、観光振興のビジョンについてということで、再質問いたします。湯の丸高原トレーニング施設整備によって、結果的には経済的効果が上がることが大事だというふうに思います。観光客やスポーツ選手の宿泊機能の件では、既存の湯の丸高原施設整備で対応できるのか、始まってみなければわからないということもありますけれども、受け入れ可能な高原設備整備も検討課題ではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 佐藤議員の観光振興等を進めていく上で、宿泊施設の整備が必須であると考えているが、どうかという再質問に関しまして、お答えさせていただきます。

今、ご承知のように東御市がいろいろな観光振興を考えていく上で、湯の丸に限らず宿泊施設をどう整備していくかということは、喫緊の課題であるというふうに認識しておりますし、また田中地域に宿泊施設がないということに関しましても、多くの市民の皆様方から要望をいただいております。

また、ワインツーリズムというようなことに関しましても、おいしい食事と宿泊場所ということは必須であるというふうに考えております。

また、今回の湯の丸のスポーツツーリズム、インバウンドが更に海外からのお客が増えてくるという状態の中で、バスと宿泊機能を高めていくことは、東御市のみならず日本全体の課題ともなっております。

また、スポーツツーリズムによる都市形成ということが、オリンピックを経て重要な課題になっているという形の中で、近在の宿泊施設との連携、更には湯の丸自身の観光インフラの整備ということは、喫緊の課題でありまして、今回やらせていただいております企業訪問等においても、民間の皆様方が非常に大きな興味を湯の丸に示していただいております。

また、そういう中で地元が潤うための地元による観光インフラ、特に宿泊機能の整備が必要である、市としてもそれをしっかりとサポートしていくという体制が必要であるというふうに認識して

おるところでございます。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 時間がなくなりましたので。先ほど機関誌に載せた情報というのは、これがそうですね。これ大変いいことがたくさん書かれています。もちろん5,000団体ある日本水連の団体、そして1万、13万人ですか、会員の皆様にこのふるさと納税で応援しようというのをやっていたのはありがたいんですけど、アンケートの内容をやっぱり広報して、これだけ湯の丸に多くの希望者が期待をしているということをお伝えしていただくことも大事なかなと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（依田俊良君） 受付番号3 湯の丸高原施設整備基本構想改定について、受付番号4 国保の都道府県広域化について。平林千秋君。

平林千秋君。

なお平林千秋君から、受付番号3に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○12番（平林千秋君） 日本共産党の平林千秋でございます。今回は2つの課題について質問いたします。

まず湯の丸高原施設整備基本構想改定についてであります。市長は去る6月下旬、6月議会終了直後、高地トレーニングプール施設を東御市が自前で建設するなどの湯の丸整備高原施設整備について新たな方針を打ち出されました。ただいま冒頭で部長から予算書の訂正がございましたけれども、そのプールの実施設計及び用地整備、水道架設など、本体工事に事実上着手する予算、湯の丸高原荘の本格改修の予算を計上しております。これに関して基本的な問題を重点的に絞って伺ってまいります。3点あります。

1、市は基本構想改定についてパブリックコメントを求めました。市民から寄せられたコメントの数、内容の特徴はどうか。それに寄せられたコメントの内容を基本構想改定にどのように反映していくか。前段の質問でございましたけれども、改めて伺っておきます。

2番目、高地トレーニング用プールについては、市長は国にやってもらうとかねてから言明されてまいりました。今回、市の単独事業で仮設プールで建設することを計画しておられます。この基本方針の転換はなぜか、改めて伺います。これまで、前議会でも質問をしましたがけれども、明確なお答えがございませんでした。

3番目、費用問題ですが、仮設プールはじめ400メートルトラック内の人工芝生化などの新規事業を一般財源からの投入なしに企業版ふるさと納税など寄附金で賄うとしていますが、応募の現状、今後の見通し、今、お示しになりましたが、改めて詳しい説明を求めたいと思います。

2番目は、国民健康保険制度の都道府県広域化についてであります。

来年度、30年度から国民健康保険制度が大きく変わります。制度始まって以来の大改定で、国保税率がどうなるかなど、市民生活に多大な影響を及ぼします。県が示す納付額、標準保険税率がど

うなるかなど、具体的な制度設計の詳細はこれからになりますが、今回はこの大改定に当たっての市の基本的な姿勢、対応を伺います。

1、今回の国保制度大改定の基本は、国保の運営主体がこれまで市町村だったものを都道府県単位になること、この大改定で現行制度と変わること、変わらないことの両面がありますが、その中心点は何か。

2番目に、国保は国民の生命と健康を守る最後のとりでというべきものでありますが、この改定に当たって市民の暮らしを守るために市として何が大事だと考えているかをお示しいただきたいと思います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号3、日本共産党、平林千秋議員のご質問にお答えいたします。湯の丸高原施設整備基本構想改定についてのご質問でございます。

1点目のパブリックコメントの内容と、基本構想への反映についてであります。8月末日までを期限に大勢の方々からコメントをいただいております。集約作業中の数字ではございますが、約190名の方から賛否様々なご意見をいただいております。基本構想そのものに対するコメントにつきましては、今後内容を精査し、改定の参考とさせていただきます。項目ごとに整理し、市としてのコメントを載せさせていただきます、発表してまいります。

2点目の仮設プールへの方針転換につきまして、お答えいたします。日本水泳連盟とともに国に整備要望をしておりました高地トレーニング用プール施設につきましては、引き続き要望してまいります。この方針に何ら変更はございません。

しかしながら2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会前までの整備は非常に厳しい状況であります。国が整備することは非常に厳しい状況でありますので、当該施設は東京大会の成功と東御市の地域振興には極めて必要な施設であり、2020東京大会に間に合わせるためには仮設のプールによる今回の方法がベストであると考え、あわせて地元区から要望をいただいております湯の丸高原への体育館整備につきましても、市の財政状況、補助の在り方と事業推進がなかなか進んでまいらない状況と、平成31年までの時限制度であります今回の企業版ふるさと納税制度の地方創生のためのこの制度の期限が限られているという中で、民間資金を活用できる最良のチャンスであると判断しまして、本事業に取り組ませていただくものと決断したものでございます。

3点目の企業版ふるさと納税等の現状、見込み等についてですが、現在、企業版ふるさと納税制度を活用するために必要な地域再生計画を国に申請したところでございます。今後、審査を経て11月上旬に事業認定の可否が決定される見込みであります。この再生計画には、期間限定のプール施設を含む体育館整備と人工芝グラウンドとテニスコート移設事業を盛り込みました。湯の丸高原荘改修につきましては、地方創生拠点整備交付金事業の採択を目指すものとして、当初予定しておりました企業版ふるさと納税対象事業から拠点整備交付金対象部分を外すこととしてございます。

多くの財源確保に向けた情報発信強化を図るため、ホームページの充実や東御市へのふるさと納税を機関誌において掲載し、お勧めいただいている日本水泳連盟その他の団体とともに、資金調達に努めてまいります。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（塚田 篤君） 受付番号4、平林千秋議員の国民健康保険の都道府県広域化についてのご質問につきましてお答えいたします。

初めに、現行制度から変わる点及び変わらない点は何かについてでございます。

我が国の医療保険制度は、世界に誇るべき国民皆保険を実現し、維持してまいりましたが、急速な少子高齢化の進展に直面する中において、将来にわたり現行の医療保険制度を持続可能なものとし、国民皆保険を堅持していくためには、現行制度の改革は避けては通れない喫緊の課題であったことを受け、国保財政基盤の安定や保健事業の充実強化等を図るため、平成27年5月に国民健康保険法等が改正されたところでございます。

これによりまして、現行制度から変わる1点目といたしましては、現行では国民健康保険の保険者は市町村でございますが、平成30年度からは都道府県が市町村とともに保険者として位置付けられ、共同運営することとなります。

新たに保険者となる県の役割につきましては、県は国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営につきまして、中心的な役割を担い、県の国保財政調整基金をつくり備えるなど、国民健康保険制度の安定化を図ることとなります。これにより市町村は、国民健康保険事業の実施のために必要な費用を納付金として県へ納めることとなり、そのための財源や市町村独自の保健事業などに必要な費用を国民健康保険税として賦課徴収することとなります。

次に、変わる2点目といたしましては、国民健康保険制度の財政基盤を強化するため、既に平成27年度から国から前倒しで投入されている公費に加え、県及び市町村に対する公費の拡充がなされることとございます。

変わらない点といたしましては、市町村は地域住民と密接な関係にあることから、資格管理、保険給付、保険税の決定や賦課徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う点でございます。

続きまして、市民の暮らしを守るため市として何が大事だと考えるかにつきましては、被保険者が安心して医療を受けることができる健全な保険制度を維持していくことが重要と考えております。このため先般、全国市長会を通して国民健康保険制度の安定的かつ持続的な運営を図るため、国保負担割合の引き上げ等の財政基盤強化の措置につきまして要請したところでございます。

市といたしましては、これに加え、市民の健康づくりや特定健診、保健指導により医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税率等の決定に際して、今後、県から示される国保運営方針や標準保険料率を参考に、被保険者への影響を十分考慮し、また急激な変動には至らぬよう適正に決定

をしまいたいと考えております。

○議長（依田俊良君） ここで休憩のため、15分間休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時34分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） それでは、これから一問一答で質問をしまいます。なお湯の丸関係、1、2、3という順番になっていますが、1、3、2のことで質疑を展開したいと思います。ちょっと時間配分のことを考えましたので、よろしくお願いします。

まずパブリックコメントについてであります。今、報告がありましたけれども約190通、かなりの、多数のコメントが寄せられ、市民の関心の高さを示していると思います。市の呼びかけにこたえられた市民の皆さんに、感謝をしたいと思います。

そこで、市長は寄せられた意見は先ほどのご答弁で一応目を通したと言って、今、今後内容を精査し、改定の参考にするというふうに述べられました。市長はご覧になってどういう感想をお持ちで、どういう点を参考にしようというふうに思われましたか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林千秋議員の再質問にお答えします。

まず最初に、反対と書かれただけのパブリックコメントの回答の多さにびっくりいたしました。パブリックコメントということの意味をやっぱり市民全体に知らしめられていないのかなというふうな気持ちもございます。ただ、多くの方が反対の意思表示をパブリックコメントを使ってされたということでもありますので、より丁寧な説明が必要であるなというふうな認識を持ちました。

全体としては、構想そのものに関して、ここがこうの方がいい、ああの方がいいという意見は少なく、全体構想としては容認できるけれども、仮設のプールに関してはどうかというような論法が多かった、意見が多かったかなというふうな感触を今のところ持たせておりますし、またオリンピックに間に合わせなければいけないということで焦りすぎないようにというようなアドバイスのこともありましたし、また、まな板平等の開発に関しても、あきらめずにしっかりといいものをつくってもらいたいというふうなご要望もありましたので、今後項目ごとに精査させていただいて、パブリックコメントに対する市としての回答の仕方という一定のルールがございまして、そのルールに基づいて仕分けさせていただいて、回答をさせていただくということでございますので、これから検討させていただくということでございます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 私は情報公開制度によって、お示しの190通入手して、つぶさに読ませていただきました。この中では、氏名、住所もない意見が22通ありました。それであとの市民の所

在、責任の所在を明らかにしたものの170通ほどございますが、内容を大ざっぱに分析し、分類してみますと、市のお示しの見直しに賛意を示された方6通、条件つきで賛意を示された方4通、あとの160通弱は市長お示しのように、この見直しに反対ないし批判的な意見があります。そのうち反対という態度表明だけをされた方は43通ございました。私は結論だけ記しただけというふうに市長は先ほどおっしゃいましたけれども、これも市民の皆様の今、進んでいる計画についての真摯な態度表明だというふうに受けとめるべきだと思います。パブリックコメント制度というのはなかなか厄介で、市民の皆様が市の提案に対して文書で言われるというのはなかなか難しい面もあると思うんです。その中でも意見を表明されたということは、十分尊重して対応する必要があると思います。

それから書かれた意見については、一番長い方はワープロでA3判で5ページにわたっているいろいろ記された意見もありますし、端的に自分の気持ちを自分の言葉で表明された意見も少なくありません。先ほど前段の質問者の答弁に、このパブリックコメントが反対意見の表明の場にされたような感じがするというふうにおっしゃっていましたが、これは真摯に意見を寄せられた市民の皆さんに対する冒瀆に近いご発言だろうと思います。

今度の計画について、皆さんも市民の皆さんと接してわかると思いますが、大変に心配されております。湯の丸計画についてどういうふうにするかということは、みんな思っていますし、そして今度打ち出された仮設プールについては、高地トレーニングプール、あそこ有用かもしれないけれど、そんな形でやるのがいいのかねと、実際ふるさと寄附金、企業版で集めてやると言っているけれど本当かね、大丈夫かね、結局市民の負担になってくるのではないかね、そういうご意見も多いんだよね。しかも多くの方々は、市長は国設でやるというふうに言ったのに、何で急に転換してしまったのさとか、あるいはそのたぐいの意見ですね。人口3万人弱の市が国がやるべきことを肩がわりしてやるのは本当にいいの、そういう意見もございました。そういう意見にどうこの計画の具体化に当たって市が真摯に臨んでいくのかということが問われると思います。

市長は、内容を精査し、改定の参考にするというふうに述べられました。これはこのとおりだと思うんです。しかし今、進んでいる事態というのは、この補正予算は先ほど議案書の冒頭の訂正がありましたように、実施設計及び用地整備、工事に入るんですね。水道架設も準備されている。実際にこの予算で、この仮設プール構想が着手するという予算になっています。だとすればこの見直し計画の中心の部分に着手すれば、この実施に当たって寄せられた市民の皆さんの意見を参考にするというのであれば、そのことを考慮した提示が必要だと思いますが、その関係をどういうふうに市長はご覧になりますか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 市民説明会においても、大変資金面でのご心配の意見が多かったです。今回のパブリックコメントに関しましても、今、議員がおっしゃいましたように、本当に集まるのかというご意見が非常に多かったです。今回、新しい施策であります企業版ふるさと寄附金ということをベースに予算を組み立てているということでございますので、新しいということはこれまでにない

ということをございまして、したがってこれから理解が深まっていく施策であるというふうに認識しております。

日本全体が寄附社会を志向していくというプロセスの中で、個人版ふるさと寄附金に関しても、とかくいろんな批判や、また国からの指導等が入っているわけでありまして、そういうことを経ながら、企業が社会貢献事業として寄附事業を、そういう国家を樹立していく、志向していくという形の先駆けとして、今回地方創生に係る認定事業に関して、このような制度をおつくりになったということをございまして、そのことの有用性と、また湯の丸における仮設のプールがまさにその施策に非常に適している、そういう事業であるというふうに考えておりますので、しっかりと市民に説明しながら、オリンピックに間に合うようにこの事業を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 私が今、お聞きしたのは、内容についてお聞きしたのではなくて手続きのことを聞いたんです。パブリックコメントの募集は8月1日から8月31日までであります。そこで市の今回の実施予算、事実上の実施予算の補正予算の提出は9月1日に議会が招集されて、そこに補正予算書が配付されました。8月中に市の中で政策決定しているわけですね。それでパブリックコメントが進行していて、もう政策決定は既に入っている、こういうことになりますね。そうすると市民の皆さんからいただいた意見を参考にしていく、7月議会でも同僚議員の質問にパブリックコメントの市民のお答えを聞いて、それを見て判断するというふうにパブリックコメントの位置づけについておっしゃっていましたが、実際はパブリックコメントと市の政策決定過程の関係を考えれば、市の政策決定というのは市民の声を募集しながら、その意見を聞くと言いながら、全然無視して政策決定が既に進んでいるということに相なっております。

それでは、別な角度から聞きます。湯の丸高原荘整備基本計画の見直しは、パブリックコメントを経てまちづくり審議会に市長が諮問し、その議を経て最終的に見直し作業が完了するという手続きになっていると思います。普通、その議を経て市が政策決定し、予算化し、事業に着手する、これが行政手続きになっております。今回の件でまちづくり審議会はいつに設定されていますか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） まちづくり審議会の次の会議日程のご質問でございますが、今のところ9月の中旬を予定しているところでございます。中旬、9月中旬ということです。予定の候補日すれば9月15日というのが候補日でございますけれども、中旬を予定しているところでございます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） それも行政手続きから考えると、とても重要な問題を含んでいるというふうに思います。本補正予算は議事日程によると9月14日のこの場で総括質疑、決定するという段取りになっているみたいね。まちづくり審議会というのは全然度外視された形で進むことになりま

す。通例、先ほど申しましたけれども、市の大きな政策決定、必要なことについては審議会の議を経て進めていくというのは、これは民主的な手続きの上で審議会制度を設けている以上、それを尊重して政策決定、運びをしなければならないというのが普通考えればそういうことだと思えます。今回の事態は、パブリックコメントもまちづくり審議会も事実上全部すっ飛ばして、市の既定路線上にどんどん進めますよというふうな運びになっている。これは市の行政の在り方にとって非常にまずいというふうに思います。そういう手続きも踏まないまま、補正予算、市が予算編成権がありますから、提出するんだとやってやるというわけにいかないと思えますよ。ですからその議を経ないで、手続きを経ないで予算編成がされて、今議会に提出するというのは、予算編成の基礎を欠いているというふうに私は思います。とすれば残念ながらこの議会の審議対象になり得ない、つまり撤回すべきであると、撤回しなければならない、行政手続きの上で、そういうふうに私は思いますが、市長はどうですか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えします。

行政手続きとして同時進行させているということは、通常あり得ることでございます。また、まちづくり審議会にはパブリックコメントを経て、その集約をしたものを提出して、ご審議いただくということでございます。

そういう中で、設計料の詳細設計の予算と、また湯の丸高原荘の改修に関して、ご意見をいただくということに関しては、同時進行することに関してはそごがないというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 今の市長のご答弁は強弁だと思います。何のために審議会を設けているんですか。何のためにパブリックコメントをやるんですか。形だけ整えて、事態をどんどん進めているというのは、こういうとあまり強いことも言いたくないけれど、独裁政治ですよ。自分の思うとおりのもので路線を進めていく、あとは手続きは進めていくだけ、形だけ整う、そういう行政でいいのかということをお聞きしているんですよ。こういうことがあり得ることだからというのでは済まないでしょう。今、東御市が最大の事業、後でも言いますけれど、東御市の発展のかなめになっていくというふうに市長が常々位置づけておっしゃっている、そういう事業を推進しようとするんですよ。そうすれば市民の意見を聞いて、手続き、まちづくり審議会にかかって、その議を経てというのは当たり前ではないですか。それは市長の行政姿勢の基本にかかわる問題だと私は思って質問しているんです。改めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員の貴重なご意見に対しまして、感謝申し上げたいと思えます。私の独裁政治という認識と、平林議員の独裁政治という認識が随分違うなというふうに思っています。日本国憲法に決められた自治の範囲内で、大統領制的に選ばれている首長と、そして議会への提案

権と、最高議決機関である議会に一日も早く推し進めして、判断を仰ぎながら、なおかついろんな窓口をあけて、市民からのご意見を拝聴し、そして必要な変革、改良を加えていくということが民主主義の基本にある、これこそが自治の本望だというふうに認識しておりますので、今後とも市民のご意見をお伺いしながら、なおかつ最高の市民益に沿う形で事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 市長が今、お言葉のとおり民主主義を大事にする行政をやってほしいというふうにおっしゃるならば、今、ご指摘してきた、この今、進んでいる湯の丸の事態というのはやっぱりそれていますよね。それているから改めてご指摘したんですが、市長も私のご指摘を真摯に受けとめるということであれば、私が先ほど申し上げましたように、今議会にこの補正予算を提出する根拠に欠けている、そういうふうにするんですよ。ですから臨時会を開いてもいいですよ、市長が急ぐのだったらば。改めて市民のご意見を整理したり、これからありますけれど財源、もう少し見通しを立てて再提出する、そういう決断をされたらいかがですか。どうですか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 貴重なご意見をありがとうございます。議会の運営に関しましては、議会で決めていただくべきことかというふうに認識しておりますので、ぜひ私どもとしては提案させていただきました議案の正当性といいますか、大切さをしっかりと答弁させていただき、説明させていただき、お認めいただきたいということをお願い申し上げます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 私が指摘した道理を認めながら、とにかく出したからやってほしいというご見解のようであります。議会が判断してもらいたいということでもありますから、同僚議員と相談して検討したいと思います。

それでは財源問題、質問事項の③になりますけれども、それに移ってまいります。先ほど前段の論議で湯の丸高原荘の計画とその原資について、かなり細かい、詳しいやりとりがありました。市の説明はそれなりにほかの資金も使って有利にやるよというお考えのようですから、あり得る議論だろうというふうには思っています。

ただ、その中に、地方創生拠点整備交付金、それは入れられることになったから、それを充てるんだと。残余の部分については、ふるさと納税、寄附金ですね、だから1億5,000万円とか7,000万、8,000万円、それが寄附金という原資構成になると思います。

問題は、それだけではなく、2億9,095万円、この補正予算で積んで、その全体像がどういうふうになるかという問題と、後で詳しくやりますが、市長がこの9月議会にお示しいただく13億7,000万円、それがどうなのかということは、今後の事業展開のお金の面でいえば焦点になってきていると思います。そういう議論をこれからやってまいります。

それで一番この原資がどうなるかというのは、市民の関心事でありますので、できるだけ市民が

聞いてわかるようなご説明をお願いしたいと思います。

先ほどのご答弁で、傍聴者のご意見を聞いたら、「市長、何言っているのか、よくわからないな」という感想が多数だったので、改めてご指摘しておきます。

そこで前提条件ですが、まず市長に伺います。この計画について市民説明会での配付した資料、また「市報とうみ」での事業説明で、一般財源からの投入はありませんと明記しております。伺います。いかなる事態でも投入はないということをご確認いただけますか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員の再質問にお答えいたします。

一般財源というカテゴリーは、どういうカテゴリーで議員がお使いになっているかということに関しては、若干あいまいでありますので、私としては一般財源ということというか、市税と交付税ということを一一般財源というふうに定義させていただいて、それからの投入はないということで、事業を進めてまいりたいというふうに考えておることに変わりはありません。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 一般財源、理解はそんなにそこはないと思います。市税だけではなくていろんな交付金もありますけれど。それは市の責任で市の一般会計に入る財源という意味ですからね、そういうことです。だからないということのをこれからもそういうことを貫きますよということを確認しておきます。

もう一つ基本問題として、実務的に伺います。私は7月議会で次のように質問いたしました。予定した企業版ふるさと納税など寄附金が集まるだろうとして、建設事業に着手した場合、見込み違い、あるいは企業側の都合で予定額を縮小、あるいはキャンセルとなり、歳入に欠損が出るということは理論上あり得る。この場合、現在の仕組みの上では一般財源からの穴埋め、補てんですね、ということになるのではないかと伺いをたしました。これに対して市長のご答弁は、極力ご迷惑をかけないようにしたいと答えるだけで、明確なご回答がありませんでした。改めて実務的に総務部長、財政責任者の総務部長にお聞きします。このように寄附金による歳入に欠損が出た場合、一般財源から手当てする以外にないと思いますが、そのほかの方法はありますか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

財源、今回のケースですと企業版ふるさと納税に欠損が生じた場合に、その場合の補てんの方法ということでございます。方法といたしますとやはり一般財源を一時的にはあるかもわかりませんが、投入をしまして、支払いに充てるということが考えられます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） そうせざるを得ないと思うんです。だから一時的にもという留保条件をつけられましたけれども、一般のふるさと納税は一般財源に入りますから、そういうことはあり得ますが、企業版ふるさと納税は3年間限定というふうになっていますので、先はわかりませんけれ

ど、今の仕組みでは。だから欠損が出たときに一般財源、先ほど市長がおっしゃった市税収か、あるいはどこかの補助金か、または起債かというように一般会計からの投入しかない、そういうふうになるわけでありませう。

ですからこの点が市民の皆さんがうんと心配しているんです。市長、頑張って集めると言っているけれど、本当かね、もし違ったらどうなんだろうね、結局私たちの財布から出すのかね、ごく率直な疑問であります。これ前提です。

それでは具体的に聞きます。資料としてお手元に配付していますが、今回の補正予算での仮設プール建設、湯の丸高原荘改修など湯の丸関係予算2億9,095万円の内訳は、予算書を整理すると一覧表のようになります。そこで注目の歳入でございますが、金額も書いてあります。企業版ふるさと寄附金1億円、その他ふるさと寄附金2,475万円、一般寄附金1,000万円、地方創生拠点整備交付金8,750万円、一般補助施設整備事業起債、これは借金ですが、7,870万円、それぞれについて今、ここまでは確かです、これから先これだけ必要ですが、これにはこういうふうになっていますという形で、この原資の構成をご説明いただきたいと思ひます。先ほど市長、ご答弁の中で言われましてたけれど、そこがわかりにくいという感想だったんです。

そこで具体的に伺ひます。この一番額の大きいふるさと寄附金、これは市長が担当されておられますが、見通し、この補正予算ですね。この補正予算は今、事業計画からすると本年度末、先ほどの答弁で市長は湯の丸高原、3月までに完成したいというふうにおっしゃっていますし、今の予定だとこの実施設計予算というのは4月から工事を始めたいという工事費予算につながっていくことなので、これも実施設計というのは多分3月、年度内には受領と、製品受領というふうになると思ひますが、この間に原資として歳入に予定しているのは原資として歳入、完了しなければならないという関係になると思ひますので、その辺も念頭に置いて具体的に説明いただきたいと思ひます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） ただいまご質問のありました平林議員の7,095万円のこの原資に関して、どういう状態かというご質問だというふうにお聞きいたしました。このことに関しましては…。

○12番（平林千秋君） 市長、答弁中申しわけない。私は歳入の見通しを聞いたんです。右の欄。

○市長（花岡利夫君） 1億円の企業版ふるさと寄附金の、1億円の見通しということ。

○12番（平林千秋君） 細目、2、4、5項目ありますが、それぞれについて。まず1億円についてのご説明というふうにお願いします。

○市長（花岡利夫君） 企業版ふるさと寄附金に関しましては、現時点でお約束いただひている金額が、会社の一定程度の決裁者がお約束いただひているということになります。3,250万円であるというふうにご考慮しております。約10社であるというふうにご考慮しております。残りの6,750万円に関しましては、現在、ご検討いただひている範囲の中にあるというふうにご考慮しております。

なお、これから本格的に企業回りをさせていただきますので、今後増えていくものというふうにご考慮しております。

それから個人版のふるさと寄附金に関しましては、現時点ではこの金額を上回っているわけでありますけれども、お返しの品物等、明らかに寄附者にかかる経費に関しましては、経費としてさっ引いた中において市の支出としてふるさと寄附金を考えるべきだというふうに考えております。

それから一般寄附の1,000万円に関しましては、現時点で900万円をお約束、もしくは納入いただいている金額と合わせて900万円でございます、これに関しては繰り越しもできますので、かなりの額が今後集まってくるというふうに考えておりました、寄附者といたしましては企業版のふるさと寄附金対象にならない市内の企業の皆様方のご寄附がほとんどでございます。

なお起債に関しましては7,870万円で、今後20年間にわたって返済するうちの30%が交付税措置されますので、現時点においてはその70%に関して企業版は使えませんので、ふるさと寄附金等に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） それぞれの項目についてご説明いただきました。今、市長、直接お触れになりませんでしたけれど、前段の質問でもう一つの項目である地方創生拠点整備交付金8,750万円、これについては11月に多分事業採択されて、それを受けて政府において交付決定がされるということを見込んでいるということでございます。

今、お示しいただいた範囲でいうと、個人版はなからいいかなと、一般寄附金については予定の半分程度、900万円ということであります。ふるさと寄附金については、3分の1程度ですね。これはこれからせっかく努力しようということであります。総体として順調にいけばという感じでいられると思うんですが、私は予算というのは歳入歳出のバランスをきちんと整える。3,250万円については会社の議決を経ているんですか。その趣旨のことをちょっとおっしゃったんですが、その残余の6,750万円というのはこれからということでありますので、やってみなければわからないということに相なります。その点ちょっと確認しておきたいと思います。

私は確認というのは、後段の質問とかかわるから確認と言ったんですけれども、やはり収支バランスで予算書を編成しなければならないということがありますから、提出時点でこれだけ確定しているよと、見込みをこれだけお約束いただいて、手形がいただけていますと、少なくともという保証があって予算というのを組めるものではないかなというふうに思っています。市は歳入を見込みで予算編成をするのは、かなり乱暴だというふうに思っております。後でまとめてそのことは申し上げます。非常に危惧があるということだけご指摘しておきたいと思います。

2番目の項目になりますが、仮設プール関係の歳出予算は実施設計及び用地費、整備費、水道架設など、先ほどご指摘したようにこの13億7,000万円の全体の工事先駆けといいますか、重要な一部分、出発点の一部分を構成されていると思います。ですから企業版ふるさと寄附金を使うと、原資にそれでやるということが前提ですので、そのことを踏まえて申し上げるんですが、この計画実施に当たっては、この事業全体の原資の見通しをお示しいただく、そして事業に着手するという

ことが不可欠の要素になってくると思います。ですから9月議会にそれを計上する以上、この全体像、資金の全体像をお示しする責任があるので、その確たる見通しをお示しする責任があるのではないかというふうに思います。

現に花岡市長は、7月議会で同僚議員の質問に問わず語りに、議員は質問しなかったんですが、市長は自らお答えになっている答弁があります。9月議会に寄附金を業種別の金額という形でお示しできるように、少なくとも13億円に届くことを当面の9月までの目標に頑張る、これは同僚、青木周次議員のものであります。若林幹雄議員にも同様に、当面9月に予定しているのは13億円何がしかの数字になろうかと思いますが、それを上げさせていただくのが十分なところまで集めると答えています。

このご答弁は、市長のご認識でも実施設計予算と工事費、全体パッケージで示すのが市の責任だというふうなご認識があつてから13億7,000万円、13億円何がしかという数字を言ったんだろうと思います。それ以外のことを言っていないからね。

市長もそういうふうにおっしゃっているわけですから、是非お示しいただきたいんですが、そのときに同時に、集まり具合によっては実施時期を見直すという論議がございました。私の認識では、9月議会に13億円何がしかの見通しが示されなければ、9月議会はずれるかなというふうに思っていたんですが、この9月議会の補正予算で市長は、この全体の出発点の実質的な工事費を計上されました。ですから今、9月議会、審議をやっています。言明どおり13億円余の見通しについてお示しする責任があると思いますが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

今後、しっかりと企業版ふるさと寄附金のお願いに歩かせていただくということでもあります。1つは、錦の御旗という2020東京オリパラ競技大会の成功のための、金メダルのために必要な施設であつて、それを諸般の理由、事情の中で国が間に合わないという状態が明らかになりつつある中で、それにかわる次善の策としてオリンピック・パラリンピック成功を希望されている多くの企業や個人の皆様方のご協力のもとで、この事業を進めまいりたいと、間に合うように進めてまいりたいと。現時点では6億5,000万円ぐらいをご検討いただいているということでございますし、企業として億を超える支出をするための手続きには、自分が思っている以上の時間がかかるということに関しまして、その点に関しては9月議会に満額がお示しできなかったということに関しましては、おわび申し上げますけれども、少なくとも体育館の建設分に関しては、集めてお示ししたいというふうにお答えしたという記憶でございます。

なおプール分に関しましては、個人版ふるさと寄附金を原資とするような集め方が可能なのではないかというふうにお示したつもりでございますので、ちょっと私の発言をもう一度精査した上で、この13億円の企業版ふるさと寄附金の別、種目別13億円という内訳を9月議会に提示すると言ったことに関しまして、精査した上でちょっともう一度お答えしたいと思っておりますけれども、1つ

はやっぱり体育館の部分と仮設のプールということに関して、オリンピック成功のためにということで、東御市のための寄附集めではないということで、全国の企業にお願いできる、そういう関係ができ上がった。また湯の丸以外には適地がほとんど考えられないという状態の中で、地の利があると、そしてそれを応援しようという国やいろんな競技団体の皆さん方や、また大学の関係者もいらっしゃるという状態の中で、企業版ふるさと寄附金もいいけれども、個人版のふるさと寄附金で対応したいといういろんな経営者も多くいらっしゃいますので、そういう中で13億円に関する内訳に関して、遅れているというふうに言われることに関しましては、おわび申し上げますけれども、鋭意努力をしているということでございますし、体育館の建設費には近い額を基本的には前向きにご検討いただいているというふうなことでございますので、残りの部分に関しましては一般寄附金と今、個人版のふるさと寄附金、更には企業版のふるさと寄附金を上乘せ、これから認定になる事業でございますので、していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 結局今のご答弁は、9月議会に13億円をお示しできなくてごめんなさいということですが、結局中身についてお触れになりませんでした。体育館とプール分と分けてのご答弁だったんですが、この事業というのは建屋とプール、仮設プールという概念からすると、一体のものであります。その13億7,000万円を全体示さなければいけないねというのは市長答弁の中で自分の言葉で言わなくても事実上ご確認いただいたと思っております。

それで企業版ふるさと納税、積極努力していますよということですが、実際に補正予算で提示されたのは1億円計上していて、確たるものは三千何百万、それから六千万何がし、これから見込み、その先があるんですね、先が何億円もあるんですよ。それと個人版ふるさと納税、精査してお示しできるようにしたいというご答弁でしたが、お示ししていただけないんです、この9月議会に。出発点となる9月議会ですから、お示ししていただかないと全体像についてオーケーのサインを出すというのはできないという関係があるんですよ。ですから13億円の原資がはっきりしない、そういう計画を出発点としてこの議会が容認しているのかどうかという問題は、議会としては直面しているということを申し上げておきたいと思っております。

同時に、今度の補正予算2億9,095万円についても、多くの部分を占めているふるさと基金については、半分以上はこれからということで、歳入は極めて不確定だというふうに断ぜざるを得ないんです。ですからこの補正予算についても、収支のバランスということからいって、議会として容認できるかどうか。このことは議会の判断になりますから、同僚議員と相談させていただきたいというふうに私は思います。これは議会の責任です。予算編成の基礎に欠いているものを認めることができるかという問題であります。同時に市側としても、そのことがちゃんと説明できるような、提案をすべきだと思います。私は9月議会にこの案件を提出するのは、ちょっと早いんじゃないかというふうに思っているんです。少なくとも市長が自信を持ってお示しできるような、議会の年次をやっぱり考えるべきではないかと。もう少し努力すればこれだけのことを言えるよという自信が

おありだったら、そうすべきではないかということ強く申し上げて、時間が終わりました、終わりにします。

○議長（依田俊良君） 受付番号5 農業振興について。横山好範君。

横山好範君。

○17番（横山好範君） ただいま湯の丸高原施設整備について、お2人の質疑がありました。非常に関心の高い事業でございます。ちょっと今回、私の質問は農業振興ということで、1本に絞ってございますけれども、また後段の同僚議員の質疑がありますので、十分市民の皆さんにご理解いただくような質疑をいただきたいなど、こんなふうなことを感想として申し上げたいと思います。

それでは、私は農業振興について質問をしてみたいです。4点ほど整理をさせていただきました。

まず米政策についてであります。農業の基幹をなす米政策につきましては、昭和40年代前半に、米の過剰問題が顕在化をし、昭和44年試験的に減反政策が開始をされて以降、何回の変遷を経て、実施をされております。

平成19年から現在の経営所得安定対策として、畑作物を含めて対策が実施をされておりますが、米の生産目標の配分がなされ、需要に見合った生産に取り組んできているところでございます。

平成25年、国は日本型直接支払い制度の創設を行いました。あわせて経営所得安定対策の見直しも行いまして、5年後までに行政による生産目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行えるよう取り組むこととしております。

平成30年度、5年ごとの平成30年度になりますが、からは生産目標の配分の廃止を決定しているところでございます。

また、米の直接支払交付金につきましても、交付金の単価を10アール当たり1万5,000円から7,500円に削減し、この交付金についても平成30年度からは廃止をすると、こういった方向を出しているわけであります。

生産目標数量の配分を廃止しても、農家が自らの判断で需要に即した栽培作物を選択できるよう、環境を整備するため、1つとして生産数量目標の配分の仕方を工夫するとか、また2つ目としてはきめ細やかな情報を提供していくとか、3つ目には主食用米以外の作物を本作化する工夫をするとか、4つ目には米の安定取引の拡大などを進めていくと、こういったことを対策として挙げているわけであります。

こうした米の政策改革に対する市の考え方はどうなのか、また、これに対する具体的な市の対策としてはどう進めていこうとしているのか、お尋ねをいたします。

2点目でございますが、人・農地プランについてであります。農業従事者の高齢化、後継者不足により発生する耕作放棄地は増加傾向であります。農業の展望が見通せない集落というもの存在も懸念をされている事態であります。限りある農地を有効に活用し、食料自給率の向上を図るためにも、遊休農地の利用を進めていきたいと、こういうことであります。地域における人と農地との問題を解決し、持続可能な地域農業を確立するために、人・農地プラン、地域農業マスタープラン

ということを言われていますが、の策定が行われ、年々見直しも行われているわけであります。

現状のプランの策定状況と、この課題は何かについてお聞きをいたします。

3点目でございますが、農産物の直売所についてであります。農業経営形態が大規模専業農家から、あるいは高齢者零細規模の経営まで、また新規就農者から高齢者まで、従事者も多様化する中で、農産物直売所はすべての農家が参加をでき、特に零細規模の農家にとっては販売の喜びが直接得られる、農業継続の力となっているわけであります。また観光業とも連携をしながら、東御市の恵まれた環境の中で、生産された優れた農産物を市内を訪れる多くの観光客の皆さんに求めていただくということは、市のイメージアップにもつながっていくものであると考えます。

市内の農産物の直売所の箇所数、農家数、売上高の近年の推移はどうなっているでしょうか。また、直売所の運営の課題は何かあるでしょうか、課題解決のためにどう取り組んでいるのか、お聞きをいたします。

4点目でございます。農道の管理と整備についてであります。農道には、いわゆる農道に認定された道路と、農道的な市道認定の道路とに区分されているというふうに承知をしているところでございます。これら農道に対して、区からの要望に対して、市はいずれも市の単独の土地改良事業での対応が主となっているというふうに承知をしているわけであります。

市内には自動車の通行できるような幅員以上の農道、あるいは農道的市道も含めて、どのくらいあるのでしょうか。区からの改良要望に対する事業採択実績、事業費なり補助額の近年の推移はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 受付番号5、横山好範議員の農業振興についてのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の米政策改革に対する市の考え方、具体的な対策の進め方についてですが、市の米政策に対する考え方は、国の改革方針に基づいて地域農業の振興を図ってまいります。

具体的な対策として、生産者及び県農業改良普及センターとの協働により、27年度から大麦の栽培適性に関する実証試験を進めております。これまでの良好な成果を踏まえ、早ければ30年度から新しい振興作物として定着を図ってまいりたいと考えております。更には大豆との二毛作による農業所得の向上と、農作業の平準化を目指してまいります。

2点目の人・農地プランの現状と策定状況と課題は何かについてですが、平成24年9月に地域性を生かした「東部地区プラン」と「北御牧地区プラン」を策定しました。主には祢津御堂地区のワイン用ブドウ団地を中間管理事業を活用して担い手経営体へ農地集積を実施したほか、将来の農業の在り方を地域の中で話し合い、更に全体会議及び検討会を重ね、29年4月までにそれぞれ5回のプランの見直しを行ってまいりました。現在は東部地区で97経営体、経営面積は388.1ヘクタール、北御牧地区では47経営体、経営面積は300.8ヘクタールとなっています。

今後の課題ですが、集落単位で事情が異なることから、継続的に将来農業の在り方を地域で話し合う中で、農地の貸し手と借り手である担い手が一体となってプランを常に充実させ、推進していくことが課題と考えております。

3点目の市内の農産物直売所の箇所数、農家数、売上額の近年の推移についてですが、個人経営を除いた組合組織で経営している市内の農産物直売所は、ゆらり市、JA信州うえだ直売会、雷電くるみの里があります。この3カ所の登録農家数及び年間売上額の合計ですが、27年度では農家数639戸、売上額が約3億円、28年度は農家数637戸、売上額も3億円となっており、この2年間では登録農家数、年間売上額ともに変動なく推移しております。

運営上の共通課題としましては、特に消費者の食への安全意識が高まる中で、安全な農作物を提供することが重要と認識しています。取り組みといたしましては、近隣市町村に新しい直売所が相次いで出店し、競争が激しくなる中で、品質と安全性により、消費者から選ばれる直売所経営を目指し、それぞれ対応しております。

4点目の市内には軽自動車の通行できる幅員以上の農道、農道的な指導はどのくらいあるかについてですが、農道として管理しています幅員1.8メートル以上の路線延長は6万740メートルであります。農道的な市道という区分はございません。道路は農道は農道、市道は市道、それぞれの部署で管理しております。

次に、区からの改良要望に対する事業採択実績、事業費、補助額の近年の推移はどうなっているかについてですが、平成27年度は要望箇所31カ所に対し、事業採択が5カ所で、事業費は420万5,000円、補助額は294万3,000円となっております。28年度は、要望箇所数18カ所に対し、事業採択8カ所、事業費1,099万2,000円で、補助額750万8,000円です。29年度につきましては、年度途中であります。要望箇所30カ所に対し、事業採択7カ所、事業費は932万4,000円、補助額619万9,000円で進めております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） それでは、ここから一問一答ということで、関連ある部分は多少まとまる部分もあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

まず米政策についてであります。今まで米の生産目標数量が示され、転作を推進してきているわけですが、東御市の目標数量と栽培実績というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関一法君） 市の目標数量と栽培実績についてですが、毎年見直しを行っております米の生産調整の目標数値は、ここ数年では生産量が4,100トンから4,200トン、生産面積換算値で640ヘクタールから660ヘクタールでございます。目標に対する実績は、約10%程度超過しているという状況でございます。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 10%程度栽培面積が目標よりも超過をしているということでございます。

が、28年度の実績ですが、県全体でもやはり3%弱ぐらい目標よりも過分といたしますか、超過をしている部分があるというような統計も出ておりますが、全国的には目標数値より1.6%ほど下回っていると、こういうようなことで、目標を下回っている、要するに達成できている県というのは全国で36県あるという、そういう統計がありました。米生産の栽培に適した土地とか、あるいは米が大変おいしくて需要が高いとか、米以外の作物が困難な土地というようなところもありまして、どうしても土地の条件によってすべての地域が同じような形で一律に考えられない部分もありまして、そういう調整もなされているわけなんです、同一市町村の中でもそういったことが当然考えなければならぬというような状況があるかと思えます。来年度からは、国では生産目標数量の配分はしないと、こういうことになっておりますが、市ではどのような対応をする予定であるでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 市の生産数量目標に対する対応でございますけれども、今回の制度改革のポイントは、農業経営者が自らの経営判断に基づき栽培作物を選択できる環境の整備と、国の生産数量の目標に頼らない需要に応じた米の生産の2点です。

米の過剰生産は、米価の下落を招いて農業所得の減少に直結し、需給調整を現状の米市場に委ねてみれば、価格変動のリスクが増大いたします。このリスクを回避するために、国では生産数量目標配分を廃止するかわりに、需給見通しを示して生産調整を継続し、農家の経営安定を図るための支援措置を設けております。

市では、国の方針に沿った対応を基本にし、農業所得の維持を図り、今回の制度の改正の影響により水田の荒廃地化などが進展しないよう、関係機関と、また団体と協働して対応してまいります。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 需給見込み、需給目標といたしますか、そういったものを公表するという事で、それを踏まえてやっていくということなんです、水田も結局米だけには依存しない、米の需給状況を踏まえた水田活用が必要であるわけでありまして、所得向上のためには米以上の収益を狙った栽培体系を工夫し、転作を定着させていく、こういうことが大切なことであるかと思うわけでありまして。

関係者で連携をしながら、大麦の栽培適性に関する実証試験を進めているというお話がありました。良好な成績が得られているということで、期待をしていきたいと思えます。大豆ですか、大麦、大豆の二毛作を新たな栽培体系として進めるとしておりますけれども、水田活用の交付金の活用が前提となるかと思えますが、どの程度の収益が見込めると試算ができるのでしょうか。また、栽培用施設など新たな投資も必要になりますが、そういった具体的な推進方策はどのように考えているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 2点、ご質問をいただきまして、まず最初に大麦、大豆の二毛作

を実施した場合、水田活用の交付金を含めて見込める収益についてですが、収穫量や品質等級など、差が生じます。大麦を基幹作物、大豆を裏作とした二毛作で、50アール以上の水田で実施した場合、年間で10アール当たり、1反歩でございますけれども、約14万円から16万円程度と考えております。主食用米の27年度の長野県産コシヒカリの単価が、1キロ当たり約200円であったことから、収益、やはり10アール当たり、1反歩当たりに換算しますと12万円程度と試算をしております。これに加えまして、農作業的には田植えや稲刈り、繁忙期と、大麦、大豆の繁忙期が重ならないということから、大規模農家ほど農作業の平準化が図られるというメリットがあると考えております。

次に、新たな設備投資などにかかる推進についてですが、具体的には収穫した大麦の乾燥調整施設や収穫機械などが必要となってきます。これらの新たな投資に関しましては、国の支援措置の対象となりますので、今後、総合的に進める必要があると考えております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 大麦、大豆の場合、交付金を含めてですが、10アール当たり15万、16万円の所得が見込めるという、こういうお話でございます。収益性から見ると十分その転作として可能性はあるというふうに考えられるわけですが、栽培体系に沿った施設等の整備については、十分配慮をして進めていっていただきたいと思っておりますし、ある程度そういった部分の集団化といいますか、集積というものは必要になってくるわけでありまして、そういったことも踏まえてぜひ対応をしていっていただきたいと思っております。

2番目の人・農地プランでございますが、プラン策定によりまして、プランに位置づけられました農地集積対象の担い手農家、あるいは農地を提供する農家ですね、それぞれにメリット措置が設けられておりますが、市内ではどの程度そういったものを活用されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関一法君） 担い手農家、貸し手農家、それぞれのメリットについてでございますけれども、担い手農家はスーパーL資金の融資や農業用機械などを導入する際の補助事業など、様々な国庫補助事業の対象となります。

活用状況ですが、大型機械等の購入では、27年度では3件、28年度も同様に3件の実績がありました。

また、農地を提供する農家等には、中間管理事業の活用による地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金がありますけれども、条件を満たした場合に交付される制度です。27年度には27ヘクタール、120人が対象となった御堂のワイン用ぶどう団地では地域集積協力金が交付されまして、工事の地元負担金にかかわる返済に活用をしているという実態もございます。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） そういったメリット措置を十分活用しながら、ぜひ集積を進めていっていただきたいと、こういうふうに思っているわけでありまして。

人・農地プランなんですが、東御市の場合、24年度ですか、全農家からのアンケートをもとに当初プランが策定されたというふうに承知をしているわけでありまして。農業者の高齢化が進む中で、毎年事情が変わってきておりまして、今までに5度の見直しをしているということでありましてけれども、プランの策定範囲は東部地区、北御牧地区と2地区ということに区分して作成をしているということでありまして。課題としても挙げられましたが、話し合いが実質的、効果的に行われるためには、プラン策定の地区範囲は旧村単位、少なくとも旧村単位程度の5地区程度で行う方が、より遊休化する農地の把握とか、あるいは担い手への集積という面からも有効ではないかと考えられるわけでありまして、どのようにお考えでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） プランの策定の範囲を5地区程度で行うことの方が有効ではないかということをございますけれども、現行のプランは先ほど申し上げましたとおり2つのプランとなっております。これはやはり2つのJAの管轄の範囲で策定されたというのが、まず1つございます。

例えば御堂のお話ですけれども、荒廃農地の用地の復旧事業の推進委員会というのをございますので、今後の農業の在り方を地元でよく話し合った結果をそういうプランに貸し手、借り手の方に反映しているという現状もありますので、現行のそれぞれ2つの地区の範囲であっても、やはり遊休農地の把握や担い手農地の集積は可能と考えておりますので、更に細分化するという事は特に現在のところ考えておりません。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） またちょうどちょっと、考え方を申し上げますが、次にまた集落のより多くの農家の意向を把握するという事からも、できるだけ多くの人がかかわれる場をつくっていくということを考えてほしいと思うわけでありまして。集積対象の経営体数は東部地区97、北御牧地区が47ということをございます、その数は当初プランを策定した24年当時とどのように変化をしてきているのか、お伺いをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 経営体数の変化についてお答えします。24年度の策定当時は、東部地区で68経営体、北御牧地区で36ございました。3年後の27年度では、東部地区82、北御牧地区が37と。更に29年4月までは、先ほどの東部地区で97、北御牧地区で47と、増加しているという実績がございます。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 対象経営体数が増加をしてきているということは、この事業の1つの成果というふうに考えられるのではないかと、こんなふうに思います。

話し合いの地域数、数だけではちょっとうんぬんできないんですが、ほかの地区のちょっと例がありますが、例えば香取市ですが、千葉県なんですが、8万くらいの市なんですが、ここでは128

の地区が基礎的な、基本的な話し合いの場をつくっていると、こういうようなことでありますし、兵庫県の南あわじ市、これは5万くらいの都市なんですけど、ここでも19地区の地域に区分して、基礎的な話し合いが行われていると、こういう状況が出ていまして、両市とも非常に優良な人・農地プランの作成に当たっては優良な事例として報告をされているわけでもあります。

いずれも農業委員、あるいは農地利用適正化推進委員がかかわりながら、そういったメンバーのもとに集落で基礎的な話し合いがなされて、プランが策定をされているというような事例でございますが、東御市の場合には見直しの話し合いというのは、2地区というようなことでございまして、非常に大きな区分になってしまっていて、そんな細かい話し合いができるのかどうか、大変疑問でありますけれども、見直しの話し合いはどんなメンバーで、どのように行われてきているのか、あるいは農業委員、農地利用最適化推進委員はどのようにかかわっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 人・農地プランの見直し、東御市人・農地プランの検討会というのを設けまして、通常年1回行っております。

検討会は、審議会や農業委員会から推薦されました代表者、JAなどで構成されています市農業振興審議会の委員14名と、市内農業者の代表3名の計17名で組織され、前回の検討会以降に実施された様々な地域での話し合いの結果をそのプランに位置づけるということを目的に検討しております。

農業委員でございますけれども、これまでも集落での話し合いや全体会議に参加していただいておりますので、農地利用最適化推進委員の皆さんが本年度から新たに任命されましたので、一緒になって活動、今後も地域の中で活動していただく予定でございます。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 地域の農地情報というのは、もちろんご存じのとおり農業委員なり最適化推進委員の皆さんが細かく把握をされているわけでもあります。それぞれの地域での話し合いの核となって、効果的な、有効的な話し合いがぜひ進められるようにご配慮をお願いしたいと思います。

もう1点、傾斜地における水田の集積を図っていく上で、畦畔の草刈りが非常に大きな課題となっているわけでもあります。年に2回から3回の傾斜した広い畦畔の草刈りを行う必要があるわけでありまして、大変な労力が必要となるわけでもあります。担い手農家は集積をすることにより、栽培作業の効率が図れて、メリットは非常に大きいわけですが、畦畔の管理が一部ネックとなってきている、こういう状況もあります。

こうした傾斜地農業の栽培上の不利を補てんするために、中山間地域等直接支払事業が制度化をされ、事業を実施している集落も市内では多いわけですが、この交付金の約半分は面積に応じて農地の管理者に交付をされ、担い手農家を支援することを目的として制度化をされているわけですが、こういった制度の趣旨に十分沿った内容で交付金が配付をされ、機能しているかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 中山間地域等直接支払制度事業の趣旨に沿って機能しているかという点でございますけれども、中山間地域等直接支払制度は、中山間地域での営農に対する支援として、集落等を単位に農用地を維持管理していくための取り組みを締結しまして、それに基づいた農業生産活動を行う場合に、受益面積に応じて一定額が交付される制度です。

交付金の使い道につきましては、草刈りや水路の土砂上げなど、全員で行う共同活動にかかわる費用、個人に対する交付金の直接支払い、組織での話し合いによる参加者が協定を結び、地域の実情に応じて使用することができるものです。

共同活動に係る費用と、個人への直接支払いに係る費用の割合に関しては、本制度が始まった当初には共同活動に半分以上を使用することが望ましいという国の指針でしたが、現在はそれにこだわらずということで、費用配分は各組織で決定されたものが認められております。

直接支払制度実施組織の交付金の費用配分割合の状況については、26組織中22組織が50%ずつの均等配分、3の組織が個人への直接支払いの配分が多い。また1組織は共同活動への配分が多くなっているという、それぞれの特徴があります。また、個人への直接支払いが土地所有者か、土地を借りている耕作者であるのかまでは把握できておりませんが、各組織からは協定に基づき、それぞれに支払いされているとお聞きしています。

市では、各組織が協定に基づき、適正に事業実施がされていることを毎年度末に確認しておりますので、交付金は十分趣旨に沿って機能していると考えております。

○議長（依田俊良君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

横山好範君。

○17番（横山好範君） それでは、引き続きよろしくお願ひします。

3つ目の農産物の直売所に関して再質問をしてみたいです。

市内3カ所の直売所では、640戸ほどの農家が3億円の売上を上げているということであり、市内全農家の4分の1の農家がかかわり、農産物の約十数%の売上を上げているということになります。多くの農家が毎日とれた生産物を並べ、市内を訪れる観光客に東御市のおいしい農産物を提供していることは先ほども申し上げましたが、観光事業の中でも大きく貢献をしてくれているところでございます。

品ぞろえの課題は、どこの直売所でもあります。作物の栽培時期は限られているわけございまして、冬期間は特に品薄になるという状況があります。市内の食品加工品や、ほかの地区の直売所などとの連携を図りながら、販売品の確保をするなど、それぞれで工夫をしている状況であるかと

思います。また、少しでも栽培期間を延ばして、生産物を確保するという方策で、ビニールハウス栽培を進めるため、施設設置に助成をしているところがあると聞いているわけですが、東御市としてはそういった助成を持っているのかどうか、あるいは市内直売所では独自にそういった状況があるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） ビニールハウスなどへの施設設置への助成についてですが、市では農家を対象にハウス栽培施設の設置及び修繕に要する経費の15%、新規就農者に限っては25%を補助できる制度を設けております。実績でございますけれども、28年度では8件ございました。

なお直売所が組合員へ同様な補助をしている事例は、市内ではございません。（後刻訂正あり）

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 直売所経営の中で、それぞれの直売所がそういった取り組みももちろん必要だと思いますし、同じ上小管内でもかなりそういったところに力を入れている直売所もあるようでございます。市の場合には幸いそういった市で対応ができるということでございますので、そういった内容については、ぜひPRをしていただいて、できるだけ取り組みを進めていただくようなご努力もぜひお願いをしたいと、こんなふうに思います。

直売所のよさというのは、栽培者の顔が見える、安心で安全な新鮮な農作物を提供する、多様な農家が参加できるというようなことから、遊休農地の防止対策にもつながっているわけでありまして、市外から訪れるお客様に市のPRもしていただくというようなことも、先ほどから申し上げておりでございます。

また、農産物流通の一翼を担う分野として、直売部門というのはそれぞれの分野の中で非常に大きな部門を占めつつあるというふうにお伺いしているところでございます。活性化に向けた各方面からの支援が大切であるかと思っております。

直売所売上向上のために店舗のレイアウト上の課題も一部にあります。お客様の動線を考慮した、歩きやすく、見やすく、品物を選びやすい、買いやすい、そういった通路のとり方や陳列の工夫が大事であります。例えば通路幅が90センチぐらいというのは最低必要だというふうに言われておりますし、両面陳列した場合には120センチ以上が望ましいというような指針も出されているわけがあります。市内の直売所の状況の中ではそういった形を、こういったふうな配置をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 組合組織で経営しています市内直売所の現状でございますけれども、市が整備した施設の売り場に設置されている陳列棚は、各運営団体が施設の整備後に配置したものでありまして、やはり現状での通路幅など、お客様に対しまして配慮をする中では、やはり運営団体が今、申し上げましたとおり指針に基づくかどうか考慮して、これから考えていただいて、まずそこから始めていただきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 現状の中で、それぞれの直売所の経営として、最良の配置等を十分検討して行っているわけでございまして、ただ、個別の問題で大変恐縮なんですけど、1つ申し上げたいと思います。湯楽里館に設置をしておりますゆらり市というのがございます。これは売り場の幅が、売り場面積の幅が、幅4メートル、奥行き15メートルというようなことで、言ってみれば細長い、ウナギの寝床みたいな店舗でありまして、両側に棚を置いて商品を陳列しております。組合員数は約140名で、来客数の増加に伴い施設が非常に手狭になってきているという状況もあります。商品の陳列も両側にあるんですけど、それも多段になって商品が見づらい、歩くお客様も方がぶつかり合って歩きにくく、見づらくて買い物も大変にくい窮屈な状態であるわけでありまして。出荷する農家の方も場所が狭いことを考慮して、出したいものも遠慮してあまり十分に出荷できないという状況であるというふうにお聞きをしているわけです。

数年前から市の方へも拡張の要望を出してあるようでございますが、現在は大田区の保養施設からの団体客がバスで乗り入れるというようなことも多く、あるいは日帰り温泉客、湯楽里館に来た温泉客も帰りに立ち寄る人も多くて、大変なにぎわいをしている時期もあります。限られた施設の利用体系を変更していくということは、経費面も含めてなかなか大変なことだと思います。一方で、温泉施設も築後二十数年を経過し、空調設備等施設の改修が必要な状況であるというふう聞いています。こういったことから、具体的な改修計画はあるのかどうか、また今後の予定はどのようなか、あるいはその際、ただいまのような要望も出ている各施設の場所や面積等の拡大について、配慮していくことはできるのかどうか、できないのかどうか、そういったところのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） ただいまのご質問の湯楽里館も含めました周辺施設、今後についてでございますけれども、湯楽里館は開館から23年が経過してきています。全体的に経年劣化により修繕が必要と思われる中で、先ほど来の特に空調設備につきましては優先的に改修計画を立てて進めるべきと考えております。また部分的な修繕につきましては、その都度対応していくと、優先順位をつけながらやっていくということで考えております。

湯楽里館を含めます周辺施設の利用体系を見直すには、まず指定管理者の皆さんと協議をいたしまして、その中でご意見、更にはまた有利な財源も必要になってきますので、今後それらも含めて調整をさせていただきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） これから検討していただくとということなんですけど、具体的にいろいろそういった要望が出されている部分については、一緒に考えていただきたいということで、市長、どうですか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 横山議員の湯楽里館周辺の施設整備に関して、築後23年経過しているということの中で、建物そのものの問題と、設備の老朽化という形で、優先順位をつけながら、なおかつ全体として温泉利用客全体が低迷しているという時代に突入しているというふうに言われておりますし、市の温泉施設も例外ではありません。なおかつ振興公社の行っております地ビール事業が、10年前私が就任したときは53万キロリットルまで落ちていたと。今、80を超えていますか、という状態で、60万キロリットルが地ビールの採算分岐点としてよく言われてきたんですけども、現在、非常に好調な状態にあるという状態でありまして、それらの周辺施設がやっぱり持っている集客能力と、また稼ぐ力をより引き出すための施策が必要であるという認識に関しては、この間、持たせていただいております。

しかしながら、なかなか補助事業等のぴったりくるものが現時点では見つからないという状態の中で、優先順位を決めて可能な予算的範囲の中で処置しているわけでありまして、全体構想に関しましては、空調施設の設備だけでなく、その前に全体構想に関してはコンサルタントに委託してありまして、おおよそのあらあらの提言等はいただいておりますので、財政的めどがつき次第皆様方にお諮りして、今後のいろんな施設整備の長寿命化計画の一環の中で、湯楽里館周辺に関しましても着手してまいりたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） ぜひまたそういった要望も取り入れながら、いい施設になるようにご検討いただければありがたいと、こんなふうに思います。

最後に、農道の件について一、二申し上げます。農道には先ほど農道的市道というような区分はないというお話がございました。今まで農道的市道というような言い方をされていまして、その市道についても農林課の方の担当といたしますか、事業を活用しながら改良整備をしてきたというふうに承知していますが、農道、市道はそれぞれの部署で管理をしていくという答弁がありましたけれども、今までのそういった農道的な市道の扱いというのは、今後どうなるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関一法君） 今後の農道的な市道、そういう表現の扱いと方向性についてでございますけれども、従来、これまで農道的に利用されている市道というのは、農林課において維持管理、区の要望に対する市単土地改良事業の補助をお出ししたりして、所管してきておりました。今後につきましては、市道認定されている道路は建設課、農道認定されている道路については農林課と、まず管理区分を明確にして、改良とか維持管理等の対応をしてみたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 先ほどもちょっと質問の中で申し上げましたが、多面的機能支払交付金事業の中で、メニューとして農道については補修等、その事業の中でできるということで進められているわけですが、実質農道であっても市道認定されたものは先ほどのように今までは多面的事業

の中では対象とすることができなかったというようなことで、提出された要望については20%から40%ぐらいの採択率で、600万円から700万円ぐらいの事業費、補助金を扱っていたということであり、これは農林課の予算で執行してきていただいたということですが、今後はすべて建設課の対応になるということですが、予算的な問題も建設課の方へ所管がえと申しますか、所管をされるということになるかと思いますが、今までの経過を踏まえて、少し事業予算を拡大して市道の改良に努めていただければと思いますが、お考えをお聞きます。

また、更に市では市道の在り方について検討するために、市道認定調査委託事業というものを取り組んでいるわけですが、その事業の内容、実施状況、また、その結果はどう今後の施策に反映されていく予定なのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 横山議員の再質問で、予算にかかわる問題でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

現在、市では枠配分という形の中で、各担当の事業に関しまして精査すると同時に、財政的観点からできる事業の基本的な枠を決めさせていただいております。その配分の中で、今回ご指摘いただいていることに関しまして、より責任区分をはっきりさせる中で、なおかつ必要な事項に関しては協力しながら対応していきたいというふうに考えております。

いろんな小規模土木も含めまして、道路改良に関しては一番地元関係者からの要望の高いところでございますので、これまでの予算が小さくならないように配慮しながら、にもかかわらず財政的状況を加味しながら、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 横山好範議員の市道の認定調査事業について、その事業内容、実施状況等についてと、あわせてその結果はどう活用されるかのご質問でございますけれども、平成27年度から本年度まで、市道認定調査業務を実施しております。業務の内容につきましては、航空写真や道路台帳のデータを基礎として、住宅が存在しているにもかかわらず認定されていない道路の抽出を行っております、その結果ですけれども現在、業務を実施中でございます、業務完了後にこの成果を参考にして、道路の認定等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 市道の認定の部分具体的な検討をするという意味で、調査委託事業が組まれているということですが、そういったものがはっきりする中で市道全体の管理等についてもぜひ検討していただいて、改良を進めていただくような形での取り組みをぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（依田俊良君） 受付番号6 東御市図書館、学校図書館の役割と活用は、受付番号7 防

災について、受付番号8 子どもたちの環境について。阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 皆さん、こんにちは。議席番号11番、太陽の会、阿部貴代枝です。

今まで何かいろいろ事業を行うときの予算は、大体財源がきちんと担保されてから始めるという、そんな認識がございました。今回、湯の丸の企業版ふるさと納税の関係ですけれど、何かはっきりとした確約を見せていただけない、そんな財源の中でみんな不安にとっても思っています。パブリックコメントでどうのこうのとかありますけれど、地域の皆さんはそこでは声は出ていないかもしれないけれど、本当に不安に思っていることがありますので、ぜひそういうことも感じていただいて、不安を感じさせない、そんな事業の進め方をお願いしていきたいと思います。

済みません、こんなことをしゃべるつもりはなかったんですけど。

8月の小・中学校の夏休みが終わったとき、そこそこで終わってほっとしているという、そんなお母さん方の声を聞きました。夜遅くまで起きていて、生活のリズムが崩れる、親の方が早く仕事に出てしまうので朝食、昼食のとり方も乱れているようだと言っていました。長期休業の家庭での過ごし方も子どもの居場所を考えていくことも必要なのではないかと感じた夏休みでした。

先ごろ2020年の東京オリンピック・パラリンピックに参加するホストタウンとして、モルドバ共和国が登録され、先日、大使館の皆様がワインフェスタにお越しになりました。このことでモルドバ共和国に目を向けながら、子どもたちには国際的な事柄に大きく視野を向けていってほしいと考えております。

それでは質問いたします。

初めに、東御市図書館、学校図書館の役割と活用はですけれども、子どもはいい本にめぐり会うと何度も読み返し、生きる力にかえていくなされます。近ごろは生活環境の変化、様々なメディアの進歩や普及で国民の読書離れ、活字離れが指摘されています。本を読むことは考える力、感じる力、表現する力などを育て、豊かな心を育み、いろいろな活動の基盤となるツールだと考えております。読書を盛んにするためには、市立図書館と学校図書館の役割は非常に重要であると考えます。そこでお聞きいたします。

1番、児童・生徒はどのくらいの読書量があり、本が好きだなと感じている児童・生徒数はどのくらいあるでしょうか。

2、学校図書館の授業などへの利活用の現状はいかがですか。

次に、防災についてお願いいたします。

9月3日に、防災訓練が行われました。大勢の皆さんが参加された防災訓練ですが、さきに起きた熊本地震のときの被災者のコメントで、毎年5回も6回も防災訓練を行ってきたけれど、今回、その熊本地震のときですね、今回それが役に立たなかったという話をしておりました。毎年実施するからといった定期的な訓練で、いろいろな災害の想定など訓練の在り方にも問題があったのかななどと考えてお聞きしておりました。

防災訓練で消防団の方がきびきびとその訓練の指導を行っていました。火災のときや災害のときには、市民にとって大きな頼りになる消防団です。消防の部が各区にあります。団員の確保等組織再編成を検討されているお話もお聞きしておりますが、そこでお聞きします。

1、現在、再編の検討はどのように進み、地域の皆さんの捉え方はいかがでしょうか。また継続的な団員確保はどのように取り組んでいけますか。

2、各部の備品の整備状況や点検、団員の方の装備品の状況などはいかがでしょう。

3、先日、9月3日に行われた市防災訓練の実施状況と、その実施された内容についてお聞きいたします。

次に、子どもたちの環境についてですが、子どもたちを取り巻くいろいろな環境が大きく変わり、多くの皆さんが持つスマホやタブレットなどは、便利で使い始めてみれば時間を忘れてしまいます。正しい使い方を学ぶことは、これから大人になりSNSを利用する上でも必要不可欠なものです。ただ、使うことを放任しておくのではなく、周囲でどうも様子がおかしいと感じれば、早めにその課題の有無を確認し合い、対処する手立てが必要と考えます。

内閣府の10歳未満の子どものインターネット利用に関する実態調査の結果、利用率は39.2%で、年齢別では1歳が約9%、2歳になると28.2%と、上昇傾向が見られたそうです。内閣府では、乳幼児のころからネットを使う子どもが多いことが明らかになり、これまで10歳から17歳を対象としてきたネット利用実態調査の対象範囲を広げ、今回、試験調査をしたとのこと。

その中で、トラブルなどの経験があるという選択肢を示して尋ねたところ、のめり込んで注意してもやめないが24%もあったそうです。そこでお聞きします。

1、児童・生徒のスマホ等の使い方についての現状と、その正しい使い方の学校における指導の状況について。

2、さきに東御清翔高校と県警少年課のスクールサポーターがインターネットの正しい使い方を学ぶ講座で、高校生スマホキャラバンを東部中学校で開催、3年生240名が学んだそうですが、その3年生のネットの使い方講座を受講した感想などはどのようなことがあったでしょうか、お聞かせください。

以上、初めの質問です。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 受付番号6番、阿部貴代枝議員の東御市図書館、学校図書館の役割と活用はのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の児童・生徒の読書量と本が好きだという児童・生徒数はどのくらいかについてであります。児童・生徒1人当たりの年間平均利用冊数は、ここ数年、小学校で130冊、中学校では20冊ほどで推移しています。本を好きな児童・生徒の数については、そのような意識調査を行ってきませんので、数字的には把握をしておりません。学校からの聞き取りを行ったところ、小学校では積極的に図書館を利用する子が多いということです。一方で、中学生になると勉強や部活動が

忙しくなり、学校図書館へ足を運びにくくなることから、本が好きな子と本以外に興味・関心がある子とに分かれていく状況があるようでございます。

2点目の学校図書館の授業などへの利活用の状況についてであります。小学校においては読書が好きな子どもを育て、図書館利用のマナーを身につけさせることを目的として、週に1回程度通常の授業の中で図書館を利用する時間を設けており、自由に本を閲覧したり、図書館職員による読み聞かせや本の紹介を行っております。また、小・中学校の社会や理科などの調べ学習に図書館を利用してしております。調べ学習とは、テーマに沿って情報を収集し、それを読み込んだ上で自分の考え方をまとめ、相手にわかりやすく発表するもので、図書館にある図書や資料の活用の仕方を学ぶことができます。

なお学校図書館に所蔵していない資料は、市立図書館などから貸し出しを受けるなどの連携を行っておるところでございます。

また、授業以外でも、朝読書の時間を設けたり、子どもたちが休み時間や自習時間等のちょっとした時間にも本に触れられるよう、小学校では教室に学校図書の本を貸し出す学級文庫を設置したりしていることや、読み聞かせについても図書館職員によるもののほか、地域のボランティアや上級生から下級生へ読み聞かせするなど、様々な取り組みを通じて子どもたちが本に接する機会をつくるよう努めておるところでございます。

続きまして、受付番号8番、子どもたちの環境についてのご質問についてお答えいたします。

1点目の児童・生徒のスマホ等の使い方についての現状と、その正しい使い方の学校における指導の状況についてであります。毎年実施している小・中学生を対象としたインターネット利用に関するアンケート調査の結果を見ますと、小学6年生の携帯電話等の所持率は、昨年の26%から35%へと上昇しておりますが、中学生では44%から41%へと減少しております。ネットへの接続に関しては、スマートフォンに限らずパソコン、タブレットやゲーム機を介して行っており、ゲーム、動画や音楽を見聞きしたり、無料通信アプリを利用していることが多いようでございます。

電子メディアの利用時間としましては、平日は小・中学生ともに1時間未満が全体の4割と多かったところございますが、小学生の2割、中学生の3割で2時間以上、中には6時間以上という児童・生徒ともにおりました。また平日よりも休日に使用時間が長くなる傾向があるようございます。

調査の結果を昨年と比較しますと、小・中学生とも利用時間は減少しており、保護者との約束や利用ルールが守られていると答えた保護者の割合が増加しています。また少数ではありますが、ネットトラブルの経験があるとの回答もございました。

本市においては、平成21年度から児童・生徒に対してスマホや通信機器の適切な使い方を指導するとともに、トラブルに巻き込まれないための知識を身につけさせるため、ネットリテラシー教育を行ってまいったところございますが、アンケート結果から見て一定の成果があったと考えております。

学校における指導の状況についてですが、小・中学校の全学年でネットリテラシー授業を年間2時間から4時間行っております。具体的な授業の内容については、毎年度教育委員会と学校でカリキュラムを作成しておるところですが、本年度の新たな取り組みとしてクラスごとにスマホ等の適切な使用方法をルール化する取り組みを進めております。これはネットリテラシー教育が大人からの一方的な押しつけや啓発でなく、生徒自らがつくったルールをもとに行動することを通じて、自分たちが電子メディア機器と上手に付き合う方法を考えることを目的としております。

このほか、学校ではPTA講演会や学校保健委員会等でネットリテラシー講演会等を実施する中で、保護者とも連携しながら取り組んでおるところでございます。

2点目の東御清翔高校生による東部中学校3年生へのネットの使い方講座を受講した生徒の感想等についてであります。この講演会ではインターネットに関するセキュリティ対策と自己責任の重要性についての話がされ、年齢の近い高校生が講師であったため、参加した生徒にはわかりやすく好評であったようでございます。

生徒からは、一時の楽しみのために後悔するようなことがないよう気をつけたい、またネットを使うことは責任が伴うことであることがわかった、また、人を傷つける悪い使い方は絶対にしてはいけないと心に決めたなどの感想がございました。については適正利用に関する意識の高まりが見られたと伺っております。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号7、阿部貴代枝議員の防災についてのご質問につきまして、お答えをいたします。

1点目の消防団再編の検討の状況、地域の皆さんの捉え方と継続的な団員確保への取り組みについてのご質問ですが、まず消防団の再編についてですが、7月に行いました市の防災訓練の説明会の際に、全区長さんを対象に市と消防団から再編について説明をいたしました。また5地区それぞれで開催いたしましたまちづくり懇談会におきまして、市から説明をしたところでございます。現在は消防団において、再編による今後の運用方法等を検討いただいているところでございます。

今後は、市と消防団の共催により、各地区の説明会を開催して、地域の合意形成を図ってまいりたいと考えております。

継続的な団員確保につきましては、消防団各部において区と協力しながら各戸訪問や住民が集まる防災訓練時などに参加者へチラシの配布や声かけの活動、またポスターの掲出等を行いまして、周知をしております。

市の取り組みといたしましては、消防団と協力し各種イベントや春、秋の火災予防運動期間でのチラシ配布、及び市報、市の公式ホームページのほか、エフエムとうみなどで機会を捉えまして加入促進活動を行っているところでございます。

なお団員確保につきましては、消防団や行政の活動だけでは難しいところがございますので、消防団の充実による地域の安全確保のため、地域の皆様からも勧誘の声かけ等のご協力をいただくこ

とも大切であると考えております。

2点目の各部の備品の装備状況や点検、団員の方への装備品の状況についてでございますが、消防団各部の備品の装備状況につきましては、各部には小型動力ポンプを1台ずつ配置してございます。また、この動力ポンプや消防ホースなど、必要な機材を積載する車両も1台ずつ配備しております。そのほかの備品では、発電機、投光器、コードリール、消防ホースなどの各部に必要な備品を分団ごとに取りまとめていただきまして、分団から市へ要望いただいているものを予算の範囲内で毎年購入して各部へ配備をしているところであります。

備品の点検につきましては、毎月各部において動力ポンプと積載車の点検を行い、その結果を点検表に記載していただいております。また春と秋の火災予防運動期間中に、消防団全体で機械器具点検を実施し、消防委員、消防団幹部が各部に巡視をして、点検状況を確認いただいております。また動力ポンプにつきましては、毎年4月に業者による点検も実施しているところであります。これらの点検で異常がある備品については、早急に修繕を実施して、地域の消防力が低下とにならないよう努めているところでございます。

次に、消防団員の装備品についてですが、総務省消防庁の定める消防団の装備の基準が、平成29年2月（後刻訂正あり）に改正されました。市ではこの基準に従いまして、必要数配備できるように計画的に購入をし、配備をしているところであります。平成27年度から今年度までの3年間では、防火衣を購入し、必要数を配備を行いました。また新規入団者には、個々に合わせた活動服や長靴を貸与しております。各部に必要なヘルメットや法被などの消耗品につきましては、備品と同様に分団ごとに取りまとめをいただきまして、分団から市へ要望いただき、予算の範囲内で毎年購入をして、各部へ配備しております。

3点目の本年9月3日に行われた市防災訓練の実施状況と、その実施された内容についてのご質問ですが、いつ発生するかわからない大規模災害に備え、市民一人ひとりの防災意識の高揚と安全・安心のまちづくりに資するため、多くの皆さんにご参加いただけるよう毎年防災週間内の日曜日に市の防災訓練を行っているところでございます。

本年度は、大雨と地震による複合災害を想定し、安否確認や安全な避難経路の確認等の避難訓練を各区において行っていただきました。各区からの速報地といたしまして、65区5,937名の皆さんにご参加をいただきました。昨年度に比べ400名ほどの皆さんに多く参加いただきまして、危機管理意識の高まりを実感しているところでございます。

また、避難訓練に合わせ各区の実情に応じた訓練も行っていただきました。詳細な訓練内容につきましては、現在、各区からの報告の取りまとめを行っているところですが、消火器や消火栓の使用訓練、炊き出し訓練、救助訓練のほか、担架作成訓練、AEDの使用の確認、防災ビデオによる研修など、各区において工夫をされた訓練を実施いただいたところでございます。

なお災害時における避難所運営は、市としても重要であるとの認識から、各区公民館等を避難所として開設する際の手順につきまして、各区でもご確認いただきたい旨、防災訓練の説明会の折に

もご説明をしたところでございます。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） ここからは一問一答、関連質問は一緒にお聞きいたします。

初めに、本を読む習慣のことですけれど、本を読む習慣や本を通じて物事を調べる習慣は、子どもの時期から確立していくことの重要性が改めて認識されているというお話をお聞きしました。学校図書館の児童・生徒の利用環境として、市内の学校図書館は早くから専門の司書を配置され、図書館を授業で利用するときも、お答えにありました司書の方の読み聞かせや本についての質問に答えていただける、とてもよい環境と感じました。

調べ学習にしても、市立図書館を通じてエコール等の連携でできるだけ資料をそろえてくださっている、そんな現状もお聞きいたしました。

平成26年に文化庁が行った国語に関する世論調査で、1年間に1冊も本を読まない人は47.5%で、10年前の調査より10ポイントも増えたそうです。だんだん本を読まなくなっていくんですね。読書の習慣は、学校教育の年齢では家庭や地域と連携しながら、習慣づけるという重要な部分があると考えますが、本を読む習慣に対する学校側の系統的な読書指導はどのように行われておりますか、お聞きします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 本を読む習慣に対する学校の系統的な読書指導はどのように行われているかというご質問でございます。

各学校では、全国学校図書館協議会等が示している体系表などを参考にして、発達段階に応じた読書指導を行っているところでございます。その概要を申し上げますと、低学年においては本を読む楽しさを感じてもらおうということ、中学年に対しては自分で読む本を選択し、本で調べたことを発表できるようになること、また高学年に対しては本を読むことで自分の考え方を深め、パソコンなどで整理し発表できるようになること、このような目標を掲げて取り組んでいるところでございます。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） それぞれ発達段階で、みんな、ご指導いただいている、高学年になると自分の考えでちゃんといろいろ整理ができるという、とても貴重なご指導をいただいているかと思えます。

先日、何か所か見せていただいた学校図書館の本の中には、読まれる回数が非常に多らしく、角がつぶれていたりしている本もあります。また、それから調べ学習するにはちょっと情報の内容が時代とずれる。例えば市町村合併で市町村名が変更したりして、新しいものにかえたいなと思っても、今現在、子ども1人800円の予算ですか、1人。これは何かずっと前から変わっていないような金額だと思うんですけど、この予算では子どもが読みたいという、そんな本を中心に購入することが非常に多く、必要な本の購入がちょっとできにくいというお話がありました。読書の

日常化で、子どもの心を大きく成長させたり、大人になって主体的に判断をしながら、いろんな情報を集めたり、取捨選択する、そんな力をつけていくために、この子どものときに本を読むということは、本を読んだり、調べるといふ、そういう習慣がとても大事なかと考えております。

東御市内で本を読むこと、それから読書の勧めとして、子どもたちの読書量を増やす、そんな取り組みを積極的に推進していただいて、ぜひ重点施策に据えていただきたいと思っています。また、各学校への調べ学習などが積極的に取り組めるなど、いろいろ学校現場の意見を聞きながら、ぜひ図書購入の予算の配分を重点的にちょっと増やすとか、そういうことをしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） ただいまのご質問、子どもたちの読書量を増やす取り組みを積極的に推進されたいということと、図書購入をするための予算配分をと、検討されたいというご質問であったかと思えます。

読書活動につきましては、子どもたちの生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであるというふうに考えておりますので、読書量を増やす取り組みとしましては、まず現在、行っている図書館事業というものを評価した上で、先進的取り組みを行う自治体や特色ある優れた実践例を参考に改善し、そして新たな取り組みの検討に着手してまいりたいと考えております。

また、現在、平成30年度を初年度する東御市青少年健全育成計画の改定作業、策定作業を進めておりますけれども、計画の新たな活動目標に読書活動の推進という項目をつけ加える方向で現在、検討を進めておるところでございます。

次に、図書購入費の予算につきましては、現在のところ児童・生徒数、クラス数の学校規模に応じて各校に配分しているところでございます。この配分方法ですと、学校としてそろえなければならない図書や資料の購入に当たっては、学校規模に関係なく一定の金額がかかってしまうということがありまして、小規模の学校におきましては、図書が高価であった場合には、購入に当たって苦慮するという実態があったようでございます。

来年度の予算編成に当たりましては、再度実態を調査した上で、実情に合った予算配分ができるよう、検討をしてまいります。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 厚くて大きな図鑑を見て、目を輝かせる子どもたちの顔を見たことがありますか。本当にこの子どもたちって無限の可能性があると思います。本当に本って大事なもののですね。何かとてもいいご答弁だったので、ぜひそのようにご配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に消防団の各部の備品等についてですが、さきに会派の合同視察で糸魚川市の大きな火災についての視察に行きました。密集した市街地の遠く離れたところの飛び火などで、本当に大変な火災のようでした。1回目に行ったときの、実は2回行ったんですけど、私の場合は、1

回目に行った視察のお話の中で、大きな火災だったが、死者がいなかったことがとてもよかったと話されており、私たちも本当にそう思いました。ただ、負傷者は17名おられ、そのうち15名が消防団員で、煙を吸い、少し長靴とかそういうのがちゃんとした長靴ではなかったらしくて、少しけがをした方がおられたというお話です。それでその説明のときには、安全装備、ゴーグル、マスク、長靴などでけがをされたということですが、これから更に団員の皆さんには安全意識の研修をしていきたいと、そんなお話を糸魚川市でお聞きしました。

昼間の火災で、たしか職場などから駆けつけて、装備を持ち合わせていなかったことも言われていましたが、きっと消防団の団員の方から見れば現場にいれば消防活動は我を忘れてやってしまうと、そういうこともあるのではないのでしょうか。

そこでその話を聞きながら、東御市の場合はどうかということを考えました。消防庁の基準で必要数をそろえておられるということですが、例えばちょっと実際に活動していた消防団の方に何人かに聞いたお話ですが、非常に具体的になってしまうのですが、ワイシャツを着るときの中のインナーだとか、長靴の中のインナーとか、温かい手袋なんかがあれば助かるなという、そういう希望なんかが出ています。私、前にもここでお願いしたんですけど、以前に冬の新張だったですか、火災のときに活動服で寒さに震えている、そういう団員の皆さんを見て、防寒着をお願いしたいと頼みましたら、そのときはたしか半数ほどそろえていただいたかと思います。そういういろんな基準もあるかもしれませんが、寒い地域の中での冬の活動は寒さそのものだと思います。活動の中では意外と気がつかない、そんな必要な物品もあるかと思います。糸魚川の現場のように、急に駆けつけた消防団員が安全装備がなく、けがをしてしまったということだけでなく、マスクやゴーグルなどはその場ではすぐ提供できたり、また、そろえなくては活動に差し支える寒さ対策などの装備品も合わせて計画的に準備されてほしいと考えていますが、そんなことをしていただくと、新しい消防団の団員の確保の道にもつながっていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 消防団の装備品に関するご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり国の定める消防団装備の基準では、消防団の装備品としてその必要配備数の基準が定められております。そして平成26年2月に大幅に内容が改正されまして、改正前の装備の基準に対しまして新たに必要とされた装備品は多くございます。例えば防火衣一式につきましては、ポンプを操作する団員及び部長以上の階級にある団員数とされておりまして、長期的に計画を立て、順次購入をすることとしまして、平成27年度から3年間で装備が完了となります。また救助用の半長靴、防じん眼鏡、防じんマスクなどは全部の消防団員数に相当する数を配備することとされました。

市といたしまして、こういった国の基準による装備品をまずは優先的に配備していきたいと考えております。あわせて分団や各部に必要な装備品につきましては、分団から市へ要望いただいたものを予算の範囲内で毎年購入して各部へ配備しているところであります。防寒対策用品、あるいはその他手袋等ですね、ご質問の内容につきましては今後消防団とも相談しながら、考えていきたい

と考えております。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 消防団の皆さん一生懸命活動をしていますので、ぜひ活動する現場の声もしっかり聞いていただくことをよろしくお願いいたします。

先ほど備品の点検などもいろいろ配慮されていることをお聞きしました。消火栓の点検について、ちょっとやっぱり団員から言われたんですけど、ある区で防災訓練のときに開栓できないで、こんな長い鉄パイプを区民が持ってきて、それでやっとその開栓をしたという、そういうこともありました。何年に1度業者に任せているということなんですけれど、部の中のことはよくわかっている各部に、その点検を任せることはできないかということです。もちろん専門的なことは難しいかもしれませんが、さびていて開栓できないなんて、そんなことはちょっと考えられないので、ぜひその辺ちょっと検討していただいたり、それからホースも結構何か、このところちょっと見られないけれど前は訓練のあれを見にいったときにピーピーなんて、漏れていた、そんなようなこともあったりしたので、ホースの点検などもあわせて、そのあたりを各部に任せるということはいかがでしょうか。若い部員の皆さんが入っていただいて、消火栓とかそういうのをずっと身近に感じるのではないかなと思いますので、お聞かせください。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 阿部貴代枝議員の再質問、消火栓の点検を消防団各部に任せたらどうかというご質問でございますけれども、消火栓の点検につきましては水道本管に直結し、水道施設の一部とされておりますので、私の方からお答えをいたします。

現在、市水道事業の給水区域内には約1,100基の消火栓が設置されており、1年に220基程度、おむね5年に1回のペースで専門業者への委託により点検を実施しておりますが、頻度につきましては今後検証してまいりたいと考えております。

消火栓の点検につきましては、過去に開閉操作や作業手順の誤りによる水道水の濁りの発生、消火栓の故障等の事故があったため、それら事故の防止や万が一事故が発生した場合の緊急対応を考慮し、現状の点検は消火栓の機能や構造に精通した消火栓の専門業者へ委託しているところでございます。現在、消防団で行っている消火栓の点検では、外観点検や消火栓周辺の草刈りなどを行っており、異常がある場合についてはご報告をいただいて対応しているところでございます。今後も同様の内容で考えてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 消火栓、5年に1ぺんぐらいですか、約、だということなので、やっぱりちょっと年数が長いので、その辺はもう一回やり方を検討していただければ、いろんなそういう課題は解決されるものでもあると思いますので、その辺もう一度検討していただければと思います。

それから9月3日の市防災訓練のことを各区長さんにお話しされるときに、避難所開設運営のお

話をされたというお答えでしたが、数年前に私、社会福祉協議会主催の避難所開設の研修を受けました。そのとき私、何か災害があって初めて避難所、大きな例えば学校や公民館、体育館などは初めてそこで避難所の設営をするのではなく、事前に決めておいて、どこの部屋には小さな子ども、ここには障がいのある方、ここには病気の高齢者の場所とかという、あらかじめ必要とされる項目などを洗い出した見取図をつくっておいた方が、いざとなったらそれをアレンジして使うということで、いろんな皆さんへの誘導をスムーズにできるのではないかと考えましたが、そのあたりいかがでしょうか。

また、各区において防災訓練の日には、とてもたくさんの人が集まります。そのときぜひそういう各区の公民館などで例年の訓練の人と、それから避難所設営の訓練の人と分けるなどして、定期的に行っている訓練だけではなく、避難所開設の訓練も項目としてはっきり、項目として取り入れていただけたらいかがでしょうか。避難所設営の訓練は災害の中でも必ず役に立つと思いますので、いかがですか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問、2点ございましたが、1点目の避難所の見取図をつくっておいたらどうかというご質問でございますけれど、基本的には避難所につきましては災害に応じてどういうふうに使いますかということになりますので、実際に避難所を開設する際には受付ですとか、本部の位置、トイレ、駐車場等、避難者にお知らせする内容につきましては開設する際に準備したいというふうに考えております。

それから2点目の各区への避難所設営訓練の推進というご質問でございます。東御市では、比較的災害の少ない地域ということから、幸いにも今まで本格的に避難所を開設した経験はございません。しかしながらいつ起こるかわからない災害に備えまして、安否確認ですとか避難行動の訓練を行うことはもとより、実際に避難所の開設・運営訓練を行うことは重要であると考えております。市では、今年5月に職員を対象とした避難所運営で発生する諸問題を想定しまして、グループワークにより課題解決を討議する避難所開設運営手順研修会を県の出前講座を活用して開催いたしました。また、その経験を生かしながら、同じく5月、その後に中央公民館を避難所と想定いたしました避難所開設訓練を職員で開催いたしました。その訓練では、各課選出の職員を避難所の開設担当ですとか、資機材の搬入担当、避難者役に班分けをいたしまして、避難所の安全確認から避難所の開設、それから畳ロールですとか、仕切り板により避難所を設営した後に避難者の誘導まで、一連の開設手順を踏まえた訓練を実施いたしました。初めての取り組みでございまして、大変ごちない部分もございましたけれど、こういった実地訓練を繰り返すことで、災害時に有効に機能していくものというふうに考えております。

実際に避難所を開設した際には、避難者を中心とした避難所運営委員会を組織していただきまして、避難所の運営に当たっていただくこととなります。市民の皆さんにも避難所開設訓練に携わっていただくことは非常に大切であるというふうに考えております。職員が行いました訓練の経験も

生かしながら、モデル地区等による避難所開設訓練を今後ローテーションで実施していくということについて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 中央公民館で避難所設営の訓練を受けたときに、では想定してこの講義室にこういう、ここにこういうという、そういうふうな初めから予定しておけばいいと、そういうふうに皆さん考えなかったですかね。私は社協で研修を受けたときに、学校の形で受けたような気がするんですけど、どこのクラス、どこがこうだという、そういうようなことをカード、それで勉強しまして、これは事前にちゃんとやっておいた方がいいのではないかなと私は思ったんですけど、皆さんたちがそういうふうに考えなかったということ、後でまた話をしたいと思いません、ちょっと時間がないので。

実は私、8月25日に田中小学校の6年2組が実施した防災キャンプの避難所設営体験の午後の部に参加させていただきました。午前中は市内の災害が起きそうな場所を点検にいたりして、午後は4つの班に分かれて活動しました。この防災キャンプは、市内の小学校では初めてだということですが、県内にもこのようなことをやっている学校があります。田中小学校はお聞きすればいろんな事前の準備がとても大変だったということですが、こういう経験をすることとはテレビで避難所のそういうのをただ見ているだけということではなく、あ、避難所ってこういうものなのだということ、私は子どもたちにはとてもいい経験だったと思うのですね。だからぜひ市内の小・中学校で実施できる範囲の学年ですね、経験として学んでいただければ必ず役に立つと考えますので、そのような推進を教育委員会でなさることはないでしょうか。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 田中小学校で行われました防災キャンプの取り組みが全学校、学年にできないかと、そういう内容であったかと思えます。

ただ、少し田中小学校で行われた防災キャンプの実情を申し上げさせていただきたいというふうに思います。この防災キャンプにつきましては、総合的な授業の一環として防災を学ぶための長期にわたる計画的な学習の一部として行われたものでございます。児童は半年前から市内の防災状況を学習しまして、児童同士で課題を見つけるなど、事前学習に時間をかけた上で、今回のキャンプに臨んでおります。キャンプでは、段ボールで寝るところやお風呂をつくったり、非常食体験などをしたということでありまして、宿泊翌日のまとめの会では、行動の反省や改善点のほか、避難所でのマナーなどについても建設的な意見が出されたということですので、防災を学ぶ面での効果は大きかったというふうに感じているところでございます。

つきましては、今回のように訓練としての位置づけが明確となっております、しっかりと準備がされている学校授業であれば支援をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） すごくそこまでいくまでにはとても大変だったというお話はお聞き

しました。ただ、この間、田中小学校の見せていただいて段ボールとビニールシートでお風呂をつくる班のところを私、見せていただきました。お湯を入れたんですけれど、本当に足首までのこのぐらいしかお湯が入らなかったんですけれど、そこにいた子どもたち、ほかの子どもたちも呼んできて、三十何人いたかと思いますが、順番にすごい感じで入っていたんですね。本当にでき上がった充実感を子どもたちはそこで味わっていました。こういうことが体験なんだ、こういうことが経験なんだと私はしみじみ感じました。ぜひいろんなところで推進していただければありがたいと思います。

次に、スマホの使い方等の質問ですが、毎年実施されているという結果、お答えで利用時間は減少しているという、そんな考察をいただきました。毎年毎年学年が同じ、6年生でしたっけ、6年と中学2年生ですか、そんな感じなので、ちょっと次の年になるとまたその同じ6年生を中学1年になってやるわけではないので、ちょっとその比較、毎年あれしてきて減っているなという比較がちょっと私、疑問に思う部分があるんですけれども、担当の職員の皆さんは先生方とネットリテラシーとか、いろんな教育を進めている中で、先生方のご意見や感想をたくさん聞いておられると思いますので、その辺のちょっと今、ネットリテラシーの教育を進めていく上の感想を聞いていらっしゃるか、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 学校の先生方のネットリテラシー教育に取り組んでいる感想ということでございます。

直接的に感想を伺ったところ、小学校におきましては児童や保護者が初めて知る機会であるということ、そういう事例、初めて知る事例も多いことから、有効な意識啓発になって、ネットリテラシー関係に関しまして家庭での話し合いのきっかけになるということ、また中学校では他市町村の学校に比べて問題の発生が少ないと認識していただいているようでありまして、教育の積み重ねによる成果であると捉えていただいているとのことでございます。

このような成果が出ている中で、先生方にはネットリテラシー教育活動の必要性を認識していただいた上で、活動に取り組んでいただいているところでございます。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） わかりました。実は少し前に、中学3年生のお孫さんがおられる知人が話しにこられました。お孫さんがもうネット依存ではないかととてもせつながるのです。私、話をお聞きするうちに、涙を流されるその姿を見ていて、家族が言ってもどうしようもなく、このまま大人になったらとても心配している、そういう気持ちがよくわかりました。私はいつも質問のときに、教育委員会で答えていただいている家庭の中でルールを決めて、またネットリテラシー教育も学校で行っていますからというようなことをその場でそのおばあちゃんに話しました。そういうふうに言っている私の唇はとても寂しいものでした。本当にのめり込んでいる児童・生徒の家庭では、なすすべもない状態であることがわかるからです。大きな声では言えませんが、私

の身近でもです。東御清翔高校の方が行っていた講座を受講した皆さん、前向きな感想で、ずっとそんなあれを持っていただければいいなと思いました。

今年の初めに、御代田町の南小学校の取り組みが報じられていました。約600人ぐらいの学校ですけれど、メディアコントロールデーに取り組んでいるということで、テレビやゲームの時間を削減したという感じで、その時点で児童の72%が取り組んでいるという、そんなことも書いてありました。テレビやゲームをしないかわりに何ができたかという質問で、宿題が早く終わったとか、本がたくさん読めた、家族とたくさん話ができたといいなどという、そういう本当に、えーっと思うようなお話が書かれていました。

全校で取り組む、そういう話をとてもうらやましく感じておりましたが、今回お話をお聞きすればルールづくりをクラスごとに始めていると、そんなお話もありました。今まで本当に何回も質問してまいりましたが、常に家庭の責任という回答でしたので、私、ルールづくりをクラスごとに始めたという、そういうことをちょっとお聞きして、本当にうれしいなと思います。今現在のところ、どのくらいのクラスが取り組んでいる状況か、わかったら教えてください。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 電子メディア機器の使用方法について、クラスでルール化している状況という質問でございます。

ルール化する初めての取り組みといたしまして、この7月、北御牧中学校の3学年2クラス合同で取り組みを始めたところでございます。具体的には、6、7人のグループに分かれまして、ネット利用の問題点や課題を出し合ひまして、トラブルに巻き込まれないための使い方をみんなで話し合う、そういう中で出されました時間を決めて使うでありますとか、言葉を気をつけて返信するなどの8項目のルールが取りまとめられたところでございます。これが東御市で取り組みましたルールづくり第1号ということで、北御牧中学校3年生がつくったものでございます。

作成したルールにつきましては、北御牧中学校内だけでなく、市内全校へ発信しますので、これを参考にすべてのクラスでのルールづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） クラスごとに少しずつ話し合いが出始めたということで、大分とてもいい雰囲気が出ておられて、もうちょっとたつて2学期から一生懸命やってくださるというお話もありましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。今みたいに、そういうことの推進が顔を見ながら相手と会話をするというコミュニケーションが忘れられようとするこの社会で、ネット利用などの取り組みは一挙にできるものではありませんけれども、でもそういう薄皮をはぐような取り組みがとても今、大事な、そんな世の中ではないでしょうか。

ただ、クラスのそういう状況を醸し出すまで待つということではなく、そのようなことを話し合う雰囲気をつくり出していただく、そんな先生のご努力もぜひ推進していただければなと思います。ほかの、例えばうちの孫、6年生ですけれど聞いたら、6年生と中学2年ですけれど、聞

いたらそういうような話し合いは全然ないということなので、クラスや先生方の指導、それから子どもの状況によってまるきり違うかもしれませんが、それをここで始まったからといって、割かし先送りではなくて2学期にはどんどん推進していただけるというお話もありましたので、ぜひ先生方にそういう誘導をしていただきたいという、そんなことはいかがでしょうか。困った状態である家庭も多々ある中ですが、各クラスの取り組みがもちろん子ども主体でやっていくことはとても大事なので、それがベースでいいとは私も思います。ただ、クラスの違いなんかで、例えばの話、9時までで終わりにする、9時から以降はかけないということだけけれど、このクラスとこのクラスが違えば、9時になってきて電話が来ても、こっちで出ないと、またいろいろなトラブルが発生しないとも限りません。だから各クラスのうんとそういうことの大事だということはよくわかりますが、個々を大事にしながらも、学校内全体というか、学年全体といおうか、一定のレベル合わせのような、そういう対策も必要なのではないでしょうか。もう始まっているところと、まだ出ていないそういうクラス、あまり差が出る前の取り組みもあわせてお考えいただく、そんなようなことは難しいでしょうか。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 話し合いをうまく進める、意見がいろいろ出る手法の研究、あとルール統一という、そういう質問であったかと思います。

話し合いを進める手法につきましては、教育委員会もカリキュラムなどをつくる際に参加しておられるところがございますので、ワークショップの手法、そういうものを研究しながら進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

あとルール統一性、ルールにクラスごとに差が出るのではないかということに対してですけれども、ルールづくりにつきましてはクラスごとに行うものでありますので、決めたルールの表現方法ですとか、表記の仕方、そういうものにつきましてもスローガンであったり、目標であったり、何々の心得というものであったりと様々で、更には電子メディア機器の利用時間の上限数値の設定などにつきましても、学校内の目標値の整合性がとれないという場合もあると考えられます。このルールについては、毎年見直しを行っていきたいというふうに考えております。ほかのクラス、学校の状況を参考に、統一の必要性についても児童・生徒の話し合いの中で決めていくことがよろしいというふうに考えているところでございます。自分たちで決めていく、それが自分たちで考え、つくるというルールづくり活動の大切な部分であるというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） わかりました。子どもたちの話し合いが行われ始めたということは、とても重要で大事なことだと思います。ぜひルールを決めて実行するときには、親にもその辺をよく熟知していただかないと、意外と親御さんで自分勝手にやっている部分もありますので、その辺子どもとともに考えていただければと思います。スマホなどの電子機器を正しく使用できる

大人になっていただくことに、大きな期待を持って、子どもたちの健全育成をまち全体で見守り、支援していければと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 済みません、先ほどの受付番号7の防災についての質問の中で、1回目の答弁の中で私、総務省消防庁の定める消防団の装備の基準が平成29年2月に改正されたと申し上げましたが、平成26年2月の誤りですので、訂正させていただきます。

○議長（依田俊良君） ここで15分間休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時37分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

受付番号9 ふるさと納税について、受付番号10 防災活動について、受付番号11 県東深井線道路脇にできる駐車場について。山浦利通君。

山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 議員番号5番、太陽の会、山浦です。

昨年、皆様のお力をおもちまして、この席に送り出していただいて、この9月議会で年4回の議会、すべてを経験させていただくこととなります。大きな区切りとして、自分でも改めて頑張っていかなければならないと思っております。本日は3点について質問をお願いします。

まず、ふるさと納税について。

平成20年より始まりましたふるさと納税制度、ここに来て自治体間の格差が目立ってまいりました。総務省の統計によりますと、全国で11都府県が赤字、県内の市町村でも11市町村が赤字とのことです。そこでお聞きします。

1番、3月議会で市の基本姿勢を確認した折、ふるさと納税は東御市の知名度を上げ、東御市の魅力を発信できる制度として前向きに捉えているとのことでしたが、先ほど述べたような現状を踏まえて、改めて基本姿勢をお聞きいたします。

2つ目、湯の丸高原トレーニング施設整備を企業版ふるさと納税で行うという方針が打ち出されましたが、それを行うための事業認定はされているのでしょうか。また認定はプールを含めた未着工の工事すべてでされているのか、お聞きします。これは先ほども同じような質問がありまして、答弁があったんですけれども、ダブってしまうことはご容赦願いたいと思います。

次に、防災活動について。

9月3日の防災訓練、東御市では約6,000人が参加して行われました。私の加沢区においても225人ほどが訓練に参加いたしました。先般、委員会の視察、また会派合同の視察で、南相馬市、糸魚川市の悲惨な状況、また力強く復興に取り組む姿を目の当たりにしてきました。現在、東御市には

災害時職員初動マニュアル、災害時相互支援協定、災害時民間業者との支援協定、エフエムとうみ、緊急メール等も整備されております。しかし先日の北朝鮮のミサイル発射時において、一部機能しなかったとの旨、報告がされております。そこでお聞きいたします。

災害の際、一番の弱者である子どもたちの日ごろの学校での取り組みはどうか。

2番目、災害時避難所としても使われる小学校、中学校の防災設備、非常用発電機、照明等ですが、現在、備えられているのでしょうか。

最後に、新しくできる駐車場について。

もうすぐ開通する県・東深井線道路に伴い、市の駐車場が新設されますが、その具体的用途についてお聞きします。また駐車場可能な台数についてもお願いいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号9、山浦利通議員のふるさと納税についてのご質問につきまして、お答えをいたします。

初めに1点目のふるさと納税の自治体間格差が目立っているが、このことを踏まえて東御市のふるさと納税に対する見解はでございますが、ふるさと納税による自治体間競争の過熱や一部の自治体において納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているとの指摘から、本年4月1日付で総務大臣通知におきまして、全国の市町村に対しまして趣旨に反する返礼品の見直し等の要請がありました。

当市においては、寄附金額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下にするなどの対応をいたしました。本制度に対する市の考え方につきましては、3月の議会で答弁しましたとおり、変更はなく、地域の特産品等を返礼品として贈呈することにより、地域産業の振興等に寄与するとともに、東御市の名前を知っていただくという点で、地域の取り組みをアピールできる有効な制度であると考えております。

住民が他の自治体に寄附した場合の住民税控除額や返礼品の調達額等が多くなると、いただいた寄附金額との収支が赤字になる場合があり、自治体間の格差につながっております。これは魅力ある返礼品、あるいは応援したいと思える取り組みがあるかないかによって、大きく変わってくるものと認識しております。

当市におきましては、毎年黒字ではありますが、今後も引き続き東御市に興味や関心を持っていただけるよう創意工夫を図っていかねばならないと考えております。本年度からは、明神館の宿泊券や、しなの鉄道の観光列車「ろくもん」の乗車券の贈呈により、実際に東御市に来ていただく返礼品も提供しており、新たな返礼品を通じてさらなる市の魅力のPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の企業版ふるさと納税を行うための事業認定はされているのか、プールを含めての事業かのご質問ですが、企業版ふるさと納税制度を活用するための地域再生計画につきまして、こ

の9月1日に計画書を国へ提出したところでございます。今後、国による審査が行われ、ヒアリング等を経て11月上旬には認定の可否が決定となる見込みでございます。

本計画において、期間限定のプールを含めた屋内運動施設の新設、人工芝グラウンドを想定した多目的広場の整備、その整備に伴うテニスコートの移設の3事業を平成31年度までの事業として計画しております。

なお湯の丸高原荘の改修につきましては、同時期に行っていました地方創生拠点整備交付金に関する国との事前協議におきまして、対象事業として採択の可能性があることから、企業版ふるさと納税制度を活用するための地域再生計画には、拠点整備交付金対象外と見込まれる事業を残し、別途地方創生拠点整備交付金事業として計画書を提出したところであります。

スケジュールにつきましては、採択となりますと10月中旬に内示、11月上旬に交付の決定がなされるものと承知しております。

高原荘改修に関する財源につきましては、拠点整備交付金と起債、個人版ふるさと納税、一般寄附に加えまして、企業版ふるさと納税を充てることとしております。なお起債の償還金につきましても、個人版ふるさと納税等を充当し、早期の繰上償還を目指してまいります。

続きまして、受付番号11の県東深井線道路脇にできる駐車場についてのご質問につきまして、お答えをいたします。

新しく開通する県・東深井線道路に伴い、市の駐車場が新設されるが、その用途はというご質問でございます。現在、整備しております中央公民館及び子育て支援センターの北側の駐車場の用途についてでございますが、市役所の駐車場不足の問題について、これまで多くの市民の皆様から駐車場整備の要望をいただいております。県・東深井線の延伸工事に伴いまして、道路南側で中央公民館や子育て支援センター等の各施設に隣接し、利便性のよい場所に社会資本整備総合交付金事業の補助金も活用し、主には中央公民館や子育て支援センター、図書館など市役所周辺の公共施設を利用されます皆様方のため約90台分の駐車場を整備しているものでございます。

更に東日本大震災等の大規模災害を教訓として、市役所や中央公民館をはじめ道路や駐車場も含む舞台が丘地区全体を一体的な災害時の拠点とすることも目的の1つとして考えております。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 受付番号10、山浦利通議員の防災活動についてのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の災害の際、一番の弱者である子どもたちの日ごろの学校での取り組みについてですが、まず小・中学校の防災対策については学校ごとに危機管理マニュアルを作成し、災害時に備えております。この危機管理マニュアルは、災害前、災害発生時、災害後、それぞれにおける人員体制や対応方法をまとめたもので、これに基づき日ごろからの点検、防災に係る教職員の研修を行っております。

児童・生徒に対しましては、防災意識を高めるとともに、緊急時における避難経路の確認のため、

小学校で年に4回から7回、中学校で年2回の避難訓練を実施しております。また小学校では、災害等により通常の下校ができない場合を想定した保護者への児童の引き渡し訓練を実施しております。

このような緊急時を想定した様々な訓練の積み重ねが、いざというときの避難行動に生かされますので、今後も学校でしっかりと取り組んでまいります。

2点目の避難所として使われる小学校、中学校等の防災設備は設置されているかのご質問でございますが、市内小・中学校は大規模災害が発生した際には、避難所として開設するよう、広域避難施設の指定をしているところではあります。平常時から各学校に発電機や非常照明等の防災設備の設置はしておりません。市といたしましては、ポータブル発電機や投光機、ジェットヒーターや簡易トイレ等の防災設備のほか、食料品や毛布等の日用品は、第二体育館や中央公民館に集中的に備蓄しており、災害が発生した際には、状況に応じてこれらを小・中学校などの避難所へ搬送する体制をとっているところでございます。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） それぞれお答えをいただきました。これからは一問一答方式でお願いしたいと思っております。

まず、ふるさと納税についての見解ですが、市の見解としては理念は変わらず、ふるさと納税制度を有効な手段として捉えているとの認識でした。実際、東御市に来て使っていただける返礼品、これはそれが使用されることにより、波及効果も期待でき、より使われやすいものに工夫していく必要はあるのではないかと考えております。そしてその趣旨は、平成28年度も黒字であったとのことですが、詳しくお聞きしたいと思います。

まず東御市へのふるさと納税額、ほかの自治体に寄附することで東御市の税を控除された金額、返礼品やそれに伴うパンフレット等の諸経費の合計金額、また、それにより減少した部分への地方交付税の補てん金額、結果として東御市の収支はどうか、具体的な数字でお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問にお答えをいたします。ふるさと納税の収支の詳細の金額ということでございますが、平成28年度のふるさと納税による寄附金額につきましては、約1億2,200万円でございます。一方、支出につきましては、返礼品の調達額、これは送料等も含めての金額ですが、5,600万円ほどでございます。それから納税事務に要するクレジットカード決済の手数料などの諸経費、また臨時職員の賃金等もございますが、この経費につきましては約300万円、そして東御市民が東御市以外の他の自治体に寄附した金額に対する住民税の控除額、いわゆる東御市の収入となるべき住民税が減額になる分、よそに納税するという形になりますので、住民税の減少分につきましては約1,200万円でございます。この住民税の減少約1,200万円につきましては、理論的には国から普通交付税の算定の際に、その分収入が減るという形になりますので、減少分の75%が普通交付税で補てんされるというのが理論的なことでございますので、約9,00万円が補てんされ

る形になります。その結果、市に残る金額といたしますと推計になるわけですが、約5,900万円という状況でございます。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） ということは最終的には東御市へのふるさと納税額は28年度で約6,000万円の黒字であったわけです。しかし納税額が1億2,000万円に対し、経費合計6,000万円ほどかかっており、再考の余地はあるのかなと思います。いかがでしょうか。

ちなみに返礼品合計5,600万円というものは、1億2,000万円の約46%になると思います。ということは3割の返礼品があるとする、約運賃に2,000万円かかっているのかなと思うんですが、これはちょっと年度の違いによっても若干違うのかと思いますが、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの再質問の1点目でございますけれど、ふるさと納税、更に増やすに当たっての再考の余地があるかというご質問でございますが、寄附金額に対する返礼品の調達の価格の割合を3割以下に抑えるということ、そしてまたクレジットカード決済の手数料や郵便料、送料等は定額であること、これらの必要経費を圧縮することは困難ということでもあります。さらなる市の財源確保に向けては、これまで以上に市を応援してくださるファンを増やすための努力を行い、寄附金額総額の増加を目指すということになりますので、目指してまいりたいというふうに考えております。

それと2点目でございますが、返礼品の調達のうち2,000万円ほど送料になるのかというご質問でございます。返礼品の調達額や送料等の合計が5,600万円となりますけれど、ここには調達額と送料、そして発送業務等の委託に対する手数料が含まれております。お礼品の調達額を3割以下に見直したのは平成29年度からでございます。先ほど申しました平成28年度の数字の関係では、3割を超えているお礼品が幾つかあったということでございますので、返礼品の調達価格、29年度は前年よりは若干減ってくるものと考えております。

また、お礼品の調達や発送業務を円滑に行うために、現在、東御市の振興公社及び東御市の観光協会に委託しておりますので、その手数料がかかっているという状況でございます。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 年度のまたがりとかありますので、一律に2,000万円ということではないと思いますが、一般的には約3割の返戻、では7割残るのかなというような素人考えがあったんですが、実際には個人版のふるさと納税というのは半分ぐらいが平均かなと思います。これもだから全国の平均ではないかと思います。

これ以上、経費削減が難しいということになれば、やはり冒頭にも申し上げましたように、東御市に来て使ってもらえる返礼品、先ほども「ろくもん」だとか、入湯券、もう1個何でしたっけ、明神館、そういうものとか、私が考えたのは道の駅の商品券とか、そういったもの、ここでしか使

えないものの工夫をすれば、少しは波及効果が期待できるのかと思います。あとは絶対量を増やしていくしかないのかなと思います。

次に、企業版ふるさと納税についてですが、いずれの認定も11月になるというところであります。本来、事業認定がされていなければ企業版ふるさと納税は集めることができないわけですので、現在、市長一生懸命トップセールスで回っているのは、これはやはり寄附としての扱いなのか、ふるさと納税の予約的な動きになるのではないかと思います、現在の見通しについて、お聞きしたいと思えます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 山浦議員のご質問にお答えいたします。

1つは、個人版のふるさと寄附金に関しましても湯の丸の高地トレーニング施設整備のためのふるさと寄附金の募集を現在、ホームページ等を改良しつつ、専門家の所見も入れさせていただいて、どのような形で飛躍的に広げていくことができるかということを検討しております。その中で現在、検討している内容は50万円を超える高額寄附金に関しては、一定程度こちらで感謝の気持ちをあらわすという、そういう意味では数万円程度の返礼品を用意させていただいて対応をしたり、もしくは湯の丸現地に銅板でお名前を刻まさせていただいて、それを感謝の気持ちで返礼品の対象から外させてもらうというような形でふるさと寄附金を考えておまして、実際に使用できる個人版ふるさと寄附金の経費部分に関する圧縮を検討しております。

現在、私を中心にトップセールスで企業版のふるさと納税制度のお願いをしております。これに関しましては内閣府に企業版のふるさと寄附金を申請するに当たって、最低1社以上確約がとれておることということが手続き上、必要でございますので、そのためという名目で企業版ふるさと寄附金のお願いに歩かせていただいております。

企業版ふるさと寄附金は、本年度中に使用、実際にでき上がっている施設の整備費、もしくは完成しているものに対して初めて寄附が充てられるというルール上、そういうシステムになっておりますので、最終的に企業版ふるさと寄附金を額を決定し、納付いただくのは極めて3月に近い時期というシステムでございます。したがって現時点でお願いしているのは予約という形になります。それがご検討いただいている総額で約6億5,000万円という状態で、3年間でご検討いただいているということでございます。

この寄附を現在いただいている寄附に関しては、市外の企業に関しましても一般寄附という形のものでございます。

なお企業版のふるさと寄附金に関しましては、市内の企業は対象にならないということでございますので、現在、市内を中心に歩き始めておりますので、現在、予約もしくは申し出をいただいたり、お納めいただいているものに関しまして市内の企業の分に関しましては一般寄附となります。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 先ほど湯の丸高原荘改修は地方創生拠点整備交付事業として、企業版ふるさと納税から外すということでありましたが、もともとすべてを企業版ふるさと納税で賄うということでしたので、この交付が決定されても全額が交付されるわけではありませんので、一時的にせよ市の懐から出ていくことになるのではないかと思います、どうでしょう。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 現時点におきまして、2億2,000万円の湯の丸高原荘の改修費に関しましては、約7,500万円が地方拠点整備事業の補助対象と、交付対象ということであります。それから残りに関しましては、起債ということでございます。起債のうち3割は交付税対象になるということでございますので、残りの7割に関しましては何らかの形で市が支払うということになりますので、この部分に関しましてふるさと寄附金及び一般寄附を充てさせていただきたいということあります。残りの約5,000万円に関しましては、現時点では当初の予定どおり対象外部分に関しましては企業版のふるさと寄附金ということでございますので、3月完成時の支払い部分には企業版ふるさと寄附金が充てられるものというふうに現時点では判断しておるところでございます。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） いずれにしても今、市民が一番心配しているのは、ふるさと納税が満額集められなければどうなるかということだと思います。その場合、事業認定自体はどうなるのでしょうか。規模を縮小して再認定されるのか、あるいは認定そのものが取り消されてしまうのか、また、そのときの整備計画はどういうふうに考えていったらよろしいのでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 山浦議員の再質問にお答えいたします。

今回、企業版ふるさと納税制度で内閣府の認定になった場合は、その寄附の多少によって認定が内閣府から取り消されるという性質のものではないということであります。ただ、私が市民に対して全額集めますということをお約束しておりますので、全額集めさせていただきたいということあります。そのためのあらゆる努力を今後していくということでございます。万が一集まらなかった場合はどうなるのかということは、あまり考えたくないというのが正直なところでございますけれども、その場合は基本的には事業全体の規模を縮小して、総事業費を下げるか、もしくは借り入れを起こして一時的に支払いをもって、残りの部分に関しましては企業版ふるさと納税に関しましては既にでき上がった状態の時点で決済されますので、残りの部分に関しては個人によるふるさと納税及び一般寄附によって返済をしていくというような手法が考えられるということになるかというふうに思います。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） もちろんあまり考えたくはないんですけども、額が額だけですので、頑張ってくださいと思います。

認定自体はそのまま残るとのことなので、時点時点で集まった金額を見極め、事業の見直しを適正に行っていくことが大事かと思います。

また、その整備計画の見直しについても、例えば体育館の分だけ集まった、テニスコートの分だけ集まったというような区切りのいい集まり方にはならないと思います。例えばいっぱい集まって、あとではどうしても100万円足りない、このような場合はどうなるのでしょうか。それこそ先ほど7月の議会でも私が言ったように、プールはできたけれども水が入らないというようなことが心配になりますけれども、この微妙に足りないときの手当ではどう考えたらよろしいでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 山浦議員の再質問でありますけれども、一般寄附を含めて一生懸命東奔西走して満額に近づきたいというふうに考えております。何度も申しますけれども、東御市のために寄附してくださいという場合は、非常に集めて出していただく方の、出してあげたいと思う気持ちがやっぱりそがれるというか、どうして出さなければいけないかという状態になります。今回はオリンピック成功のために国がやらなければいけないだけでなく、諸般の事情でできないことを民間の力を使って東御市の名前で肩がわりして、それを実現するんだということで、大変多くの企業の皆さんが耳を傾けていただいていますし、地元企業の責任として一般寄附をしましょうというふうに多くの企業の皆さんが言っているという状況であります。やっぱりこの機会を生かすということでもありますし、これらの企業版のふるさと寄附金でありますとか、また、しっかりとした目的を明示して個人版のふるさと寄附金を集めようという新しい手法でございますので、理解者は最初は少ないというふうに思いますけれども、正義性であったり、この事業の大切さを理解してくださる方がだんだん増えてきておりますし、この手法ができれば本当にすごいことだね、いいねというふうに応援してくださる方も日々増えているというふうに感じておるところでございます。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 今回、利用しようとする企業版ふるさと納税は、行政側から見れば返礼品の必要がない、また企業の方から見ると全額損金で処理できると、私はあまり横文字は昨日の今日で使いたくはないんですけれども、今「CSR」という言葉があります。これは企業の社会的責任とか、企業の社会的対応力というふうに約されているようですが、この面から考えてもうまくいけば本当にいいことだと思います。

次に、防災の関係ですけれども、先ほど同僚議員が質問でありましたように、田中小6年生、防災キャンプも実施されたとのことで、これは本当によいことだと思います。日ごろ気がつかない身近な場所にも危険が潜んでいることを学べ、本当に生きた、それこそ防災訓練になるのではないかと思います。

また、文部科学省の調査によりますと、4月1日時点で断水時に水洗トイレにかわる機能を備えている学校は全国小中高3万ちょっとあるそうですけれども、約半数にとどまり、また電力を賄える学校も約半数、倉庫を持って物資の備蓄機能があるのが約7割、また飲料水を確保しているのは

66%ぐらいとのことですが、東御市ではそれぞれどうなっているのでしょうかとお聞きしようと思ったんですが、先ほどそういったものはありませんということでしたので、これはわかりました。

備蓄、発電機等も量的には足りるものの、災害時には一点集中で置かれている倉庫、そこ自体被災するという事も十分考えられます。それを考えると1カ所だけでなく、やはり分散して備える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 災害対策用の物資とか資機材の分散しての備蓄についてのご質問でございます。

災害時広域避難施設を避難所として開設する際には、先ほどの災害の対策用の物資・資機材を災害対策本部で班編成された職員が搬送に当たることになっております。ただし大規模災害で職員自身が被災した際には、迅速に避難所へ搬送することが困難になることも考えられます。物資・資機材の避難所への迅速な準備という観点からも市内における備蓄のバランスは重要であると考えますので、広域避難所となる各地区の公民館、あるいは小学校などでの備蓄につきまして、今後どのような配備が効率的であるか、研究してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、駐車場の問題ですけれども、再質問いたします。用途としては市民の来庁の際の利便を図るもの、また大規模災害時の拠点としての目的をも担っているとのことですが、そのとおりだと思います。

そこでお聞きいたします。現在、職員の駐車場はどんなふうに手当てがされているのでしょうか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 市の職員の駐車場のご質問でございますが、市役所の職員の駐車場につきましては、この本庁舎周辺についてお答えいたしますけれども、来庁者用の駐車場とは別に、市役所周辺の10カ所を賃貸借をして必要な駐車台数161台になりますけれども、これを確保してございます。

なお、この職員駐車場の用地の賃借料につきましては、昨年度約480万円でございますが、駐車場を利用している職員からの使用料は約583万円ほどという状況でございます。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 私、今、職員の駐車場についてお聞きしたのは、現在の駐車場にも大分違法的に駐車がされているというようなお話を伺いました。市役所周辺に10カ所を確保しており、台数的にはクリアしているはずですが、だが実情としては現在ある駐車場に職員または田中駅を利用する市民の一部、あるいはその専門学校の生徒、そういった人たちが実際に占有していることも事実であります。そして更にまた90台分新しく駐車場が増えることによって、マナー違反が増えることを危惧するんですけれども、それについての対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 駐車場の件、マナー違反等の対応の仕方ということでご質問でございます。

職員の指定駐車場以外の駐車につきましては、例えば体調不良等によって一定の期間に限って許可を得て利用するという職員を除きまして、認めてはおりませんが、現実にはルール違反があるということでございますので、こういったルール違反の職員に対しては機会を捉えまして指導を行っているところでございます。市民等の来庁目的以外での使用につきましては、実態をすべて把握することは困難な状況ではございますが、今後整備されます駐車場も含め、マナー違反が確認できる車両に関しましては、張り紙や個別対応によりモラルの向上が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 確かに現実には警備員を置くというのも難しいと思います。マナー、モラルの向上を図っていくしかないと思います。私たちも議会があるときは駐車場も、市民の迷惑にならないようになるべく端の方にとめる努力はしているわけでございます。それと看板を設置することもあるんですけども、看板というものは逆に考えるとマナーのなさの証明のようなものですので、あまり好ましくないと思います。一部の人たちだけが利益享受をすることがないように、公平の立場からもう少し見守っていくしかないのかなとは思っております。

質問を終わります。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関一法君） ご訂正とおわび申し上げたいと思いますけれども、先ほどの横山議員の農業振興につきましての中で、農産物直売所についての再質問がございました。その中で市内直売所がビニールハウスとか設置に対しての補助があるのかというご質問でございましたけれども、回答では市内にはございませんと回答させていただきましたけれども、精査しまして、雷電くるみの里では、平成17年から設置のみ5万円を上限に行っているということでございます。実績は年に1件ほどあるということでございます。訂正させていただきます。誠に申しわけございませんでした。

○議長（依田俊良君） 受付番号12 ひょう害対策について、受付番号13 東御市版DMOについて。田中信寿君。

田中信寿君。

○1番（田中信寿君） 皆さん、お疲れさまです。ちょっと花粉症ぎみでございまして、聞き苦しいところがあるかと思いますが、負けずに元気よくやりますので、よろしく願いいたします。

午前中から同僚議員お2人、また先ほど山浦議員からも湯の丸関係の活発な質問がございました。事業の進め方ですとか、その背景、できるだけ明確なことを市民の皆さんに伝えていただきたいなというふうにご期待申し上げます。本日最後の質問となりますけれども、どうぞよろしく願い

いたします。失礼しました。議席番号1番、東翔の会、田中信寿です。

稲穂もこうべを垂れまして、いよいよブドウの出荷も始まりました。秋の収穫を迎えましたけれども、今年は天候が安定しませんで、農家の皆さん、病害の防除やら品質の管理に大変ご苦労されたのではないかと思います。これからは台風の心配がありますけれども、何ごともなくこの秋が過ぎることを祈るばかりでございます。

では、通告に従いまして本日は2つの質問をさせていただきます。

まず最初の質問です。先ほども申し上げましたけれども、今年は5月から6月が高温傾向で、干ばつ、また7月前半梅雨の時期は空梅雨、また、その後は雨が多くて日照不足と、天候不順が続いております。農業への影響が大変心配される場所でもありますけれども、特に本年5月31日、夜に発生しました降ひょうは和地区のほぼ全域、それから祢津地区の一部にも大きな被害をもたらしました。

議会では、総務産業委員会にて6月2日に早速現地調査を行いました定植後のブロッコリーですとか、収穫直前のレタス、またリンゴ、そして特産品のブドウ、無残に傷ついた姿にあ然とさせられたのを今でも覚えております。圃場によってはほぼ全滅、秋の収穫を待つ前に作柄が決まってしまったリンゴ園も多数ありました。

収穫期を迎えまして、リンゴの生産者、ブドウ生産者の皆様に現在の状況をお聞きしましたけれども、まともに売れるものはない、収穫量がかなり落ちるなど深刻な声もお聞きしております。農業は自然相手の産業でありますので、天候による被害はままたまあることですが、今回のひょう害は近年でもまれな被害であったかなというふうに思います。そこで今回のひょう害に対しまして市の対応を問います。

1番目の質問として、被害状況の把握として東御市における被害総額や被害面積、作物ごとの詳細はどうか、お聞きいたします。

2番目の質問としまして、被害の大きかった区から要請もありましたけれども、病害防除の薬剤代の補助など、被害に対する市からの支援や補助はどうなっておりますでしょうか。

3番目の質問としまして、先ほど申し上げましたが、被害の大きかったリンゴやブドウが出荷本番をこれから迎えます。生産者の皆さんの共通の要望に、販路の確保がございました。ブドウ、リンゴなどのひょう害果の販路の確保対策はどのように当たられているのでしょうか。

以上、3点、市のひょう害対策についてお聞きいたします。

次の質問に移ります。

湯の丸高原高地トレーニング施設整備も進み始めまして、プロアスリートだけではなくて学生の合宿や多くの市民ランナーが訪れ、湯の丸高原の誘客増につながり、市に経済効果をもたらす施設整備であってほしいなというふうに思っております。

この整備事業により、市の観光コンテンツに本格的にスポーツツーリズムが加わります。もともとあります湯の丸高原のグリーンツーリズムや湯の丸のスキー、それから全国的にも注目されつつ

ありますワインツーリズム、また海野宿などのほかの観光資源に効果的、波及的につなげることで、観光振興が期待できると考えます。

様々な観光資源を有機的につなぎ、より一層観光振興と経済効果を上げる役割をこのほど市で立ち上げます東御市版DMOが担うことが予想されます。そこで東御市版DMOについてお聞きします。

まず1番目の質問ですが、改めてDMOとは何か、説明を求めます。

次に、東御市版DMOを立ち上げることのメリット、東御市版DMOが目指す観光の在り方はどのようなものかをお聞きします。

3番目の質問としまして、東御市版DMOの立ち上げの現在の進行状況はどうかをお伺いしたいと思います。

以上、東御市版DMOについて3点の質問です。

1回目の質問といたします。ご答弁をお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 受付番号12、田中信寿議員のひょう害対策についてのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の東御市における被害総額や被害面積、作物ごとの詳細はどうかについてですが、5月31日午後9時過ぎから約1時間降り続いたひょうは、主に和地区を中心に祢津地域の一部を含む広範囲の農作物に被害を及ぼしました。長野県が査定した被害総額は1,346万5,000円、総被害面積は46.4ヘクタールです。作物ごとでは生食用のブドウが22.1ヘクタールで691万3,000円、リンゴが6.1ヘクタールで177万5,000円、ブロッコリーが17.7ヘクタールで431万8,000円、アスパラガスが0.5ヘクタールで45万9,000円でございます。

2点目の被害に対する市からの支援及び補助についてですが、市では翌日、東御市農業技術者連絡協議会を招集し、被害状況を確認した上で、病虫害防除用の薬剤を選定し、生産者に対して地区ごと、作物ごとに特別防除の緊急講習会を複数回実施しました。また生食用のブドウ、リンゴに対する特別防除の薬剤購入費用については、被害地区の区長及びJ A信州うえだから支援要請を受け、補助金を交付しました。

3点目のひょう害果の販路の確保についてですが、特にリンゴについては8月にJ A信州うえだ東御支所とともに、友好姉妹都市であります東京都大田区を訪問し、小・中学校など学校給食への利用や、大田区内のイベントでの特別販売など、協力が得られました。また市のふるさと納税の返礼品に活用させていただくほか、市内小・中学校などの給食食材の利用や事業所での販売にも協力してまいります。

続きまして、受付番号13、田中信寿議員の東御市版DMOのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の改めてDMOとは何かでございますが、DMOとはデスティネーション、目的地・到着

地、あとマネジメント、経営管理、オーガニゼーション、組織の省略でございまして、地域の観光振興を総合的に担う民間主導の事業体として、主に欧米を中心に発展してきた組織であります。東御市版DMOは、既存の観光資源に本市ならではの自然、標高差、食、芸術、歴史、文化など、魅力的な地域資源を結びつけて、官民と共同して明確なコンセプトを持ちながら観光地域づくりを実現するための法人組織であります。

2点目の東御市版DMOを立ち上げるメリット、目指す観光の在り方はどうかでございしますが、DMOを立ち上げるメリットといたしましては、地域資源を最大限に活用した観光地域づくりを進め、交流人口やリピーターといった東御市ファンが増えることによって、経済の活性化、移住定住人口の増加につながっていくものと考えられます。これらを踏まえ、目指す観光の在り方といたしましては、情報発信も含めまして、いかに来てもらうだけでなく、行きたいと感じられる魅力や価値、サービスを提供することによって、滞在型、体験型といった着地型観光を目指し地域全体が稼いでいけるまちづくりにつながるものと考えております。

3点目の立ち上げの進行状況はどうかでございしますが、本年5月12日付で観光庁からおおむね3年間の活動実績を踏まえて正式認定される地域DMO候補法人に登録されたことを受け、9月1日付で東御市、商工会及び東御市観光協会が設立発起人となりまして、一般社団法人「信州とうみ観光協会」が発足したところであります。平成30年4月からの本格的な業務の開始に向け、全国旅行業協会への加入、DMOとして観光戦略の立案等、必要な準備に取り組むとともに、現在の観光協会の事務事業を整理しまして、スムーズな業務移管ができるよう進めてまいります。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） それぞれにお答えいただきました。これよりは一問一答にてお伺いいたします。

まず、ひょう害対策について再質問をさせていただきます。ひょう害発生当初から被害状況の把握、それから病虫害防除の対策など、速やかに行っていただいたということは大変評価できる点であります。私も降ひょうのあった翌日ですが、まだ朝の早い時間に担当課の職員の方に直接携帯でこれこれこういう状況だというふうにお伝えしましたところ、もう、すぐ今、向かっているところですと、これからすぐ農協と一緒に現地の調査を行いますというふうに答えていただきまして、大変心強い思いをしたことを覚えております。その後、相談にいきましても、例えば今の販路の確保でありますとか、そういうことをいろいろ具体的にこういうことも考えておりますというようなことをたびたび教えていただいて、ありがたいなというふうに思っております。

今、緊急の講習会を行っていただいて、防除が早めに行われたと感じますけれども、その後、今回のひょう害に起因する病虫害の発生はなかったのでしょうか。ちょっとこの点についてお願いします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 今回のひょう害での病虫害の発生についてですけれども、現在の

ところ生産者の皆さんと、またはＪＡから、ひょう害として疑われる病害虫の発生についての報告も相談もございません。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） 今回のひょう害に起因する病害虫の発生はなかったとのことで、何よりだと思います。先ほども申し上げましたけれど、早めの防除対策が功を奏したものと思いますけれども、今回のひょう害に限らず、様々な災害に引き続き素早い対応を願うものであります。

薬剤購入費の補助につきましては、大変ありがたいことでした。これに加えて、ブロッコリーなど改植の苗代への補助などの要望もいたしたところでもありますけれども、こちらの方も被害に遭った生産者の皆様からございました。その点の補助は今後考えられないでしょうか。その点についてお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） ブロッコリーなど、野菜苗を改植する場合の苗代の補助についてですが、薬剤購入費が補助対象になる理由は、病害虫の拡散、あと、まん延防止など、公共性が高いという観点から対象になっていくものです。被災した野菜苗の改植費用への補助につきましては、公共性の有無などを判断することが難しく、現在の害では補助の対象とすることが困難であります。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） 現段階では補助対象とすることが困難というご答弁でした。野菜などの植えつけ、作付に関しましては個々の違いがありますので、一律に補助対象とすることが難しいということなんだろうなというふうには思います。今すぐというわけではありませんけれども、今後工夫して他市町村でもこのような例があれば、そちらの方も参考にさせていただきまして、検討していただければなというふうに思います。

さて、近年こういった天候の急変ですとか、こういったことが多くなってまいりまして、程度の差こそあれ毎年のように果樹に対するひょう害が発生しております。発生後の支援はもちろん大切なんですけれども、事前にひょう害に備える対策もこれまた必要だと思います。そこで事前の対策となる代表的なものですが、防ひょうネットがございましたけれども、この防ひょうネットの市の補助率は現在10%ということですが、こちらを引き上げていただくことはできませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 防ひょうネットの補助率は議員申しましたとおり設置費用の10%が現状でございます。今回のひょう害、またはいろいろ想定される中でございますので、ＪＡを通じて生産者の皆様から安定生産に関する支援要望がありましたので、この要望を踏まえまして近隣市町村の対応状況も勘案しまして、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） 近隣市町村の対応も勘案して前向きに検討したいとのご答弁をいただきま

した。前向きにとのところに、非常にご期待申し上げるわけですがけれども、ある生産者の方から、今回の大きなひょう害などによって農業へのモチベーションをなくしてやめていく人が出ない心配だと、そうした人たちを出さないようにしっかり支援してほしいという声をいただいております。市の特産品でありますブドウの安定生産にも寄与します。ぜひ早く補助の引き上げを具現化していただきまして、今回のこのような被害に遭われても、それでも頑張って農業を続けていこうという生産者の皆さんを支援していただきたく存じます。

これで降ひょう被害につきましての質問を終わらせていただきます。

続きまして、東御市版DMOについての再質問を行います。

まず、先ほどのご答弁の中に、滞在型、体験型といった着地型観光を目指し、地域全体が稼いでいけるまちづくりとありましたが、具体的にはどのようなことなのでしょう。

関連ですけれども、現在の観光協会と新法人になります一般社団法人信州とうみ観光協会の違いは何でしょうか。また、どんなことができるようになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 最初に、地域全体が稼いでいけるまちづくりとはどのようなことかですが、来訪者の滞在時間が長いほど消費型の観光につながる、その中で地域経済の好循環につなげていけるという考えでございます。

あと、次に観光協会と一般社団法人信州とうみ観光協会の違いはどのようなことか、どのようなことが可能になるかでございますけれども、大きな違いといたしましては一般社団法人信州とうみ観光協会に変わることにより、旅行業の免許が取得できるということがあります。これによりまして東御市を中心として、近接いたします市町村、このエリアを含めまして、着地型旅行を自らが企画できて、それを募集していくということが可能になるということになります。これからは旅行会社に頼ることではなく、地域が主体的に来訪者を迎えられる体制づくりが確立できてくるものと考えております。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） 旅行業免許を取得しまして、DMO自ら旅行や観光商品の企画、立案ができ、地域が主体的に来訪者を迎え入れる、そういった体制づくりが確立できるということでした。より地域密着で地域の魅力を引き出し、地域への還元が期待されるところでございます。

さて、今月の「市報とうみ」9月号で、一般社団法人信州とうみ観光協会の概要が掲載されております。皆さん、もう見られていると思います。その中で事業の柱としまして、（1）観光マーケティングに基づく戦略の展開、（2）地域の魅力を一元的に情報発信、（3）着地型観光商品の企画・販売とありますけれども、これらを実践していくためには高度なマーケティングですとか、広告宣伝の知識、また商品開発力が必要となると想われます。また着地型観光商品の企画・販売という分野では、セールスプロモーション、いわゆる販売促進ですね、それから営業力も重要と考えてまいりますけれども、今後これらをどのような組織体制で取り組んでいかれるのでしょうか、お伺

いいいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） ただいまの再質問でございますけれども、一般社団法人信州とうみ観光協会では、豊富な経験とノウハウを、またマネジメント力を兼ね備えました専門的なスタッフを確保して取り組んでまいります。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） 東御市の魅力を引き出しまして、ある意味地域間競争になってまいりますので、こちらの方に勝ち抜くためには、また多くの観光客を誘客できる観光戦略を進めていくためには、プロたる人材確保は不可欠だと私は思います。専門的な知識、知見を持った専門スタッフを確保されまして、より高レベルな競争意識の高いDMO組織になるように望むわけです。

また、市内各所の観光施設を、資源をつなぎ、その効果を全市的に出していくのであれば、当然いろいろな関係団体や企業との連携が大切になっていくのかなというふうに思います。こちら全市的なネットワークを構築する趣旨から、一般社団法人信州とうみ観光協会の入会を受け付けるというふうにありますけれども、会員になるとどのようなメリットがありますでしょうか。また市報の概要説明、先ほどもありましたが、事業の柱、（3）地域型観光商品の企画・販売の項目の中の説明に「幅広い関係者の協力を得ながら」とあります。また、こちらの図の中にも、地域住民、地域団体というような表記もございます。これら地域住民、地域団体とはどのような協力関係を想定しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） まず1点目の会員になるとどんなメリットがあるかでございますけれども、企業等が会員に登録することによって、観光パンフレットや協会のホームページにおいて広くPR、宣伝されるメリットがまずあります。加えて、会員同士のネットワークに厚みを増し、新たな事業展開が生まれるという可能性が強いということも挙げられると思います。

次に、地域住民、地域団体とはどのような協力関係を想定しているのかでございますけれども、やはり地域に息づいてきている伝統的な行事、あと祭り、催事、重要な観光資源と捉えまして、それを地域と連携しながら、情報収集や受け入れ態勢という整備を行って、マスメディアを有効に利用して、それを起爆剤にして誘客につなげていくという考えを持っております。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） ただいまのご答弁の中で、地域と連携しながら、情報収集や受け入れ態勢の整備を行い、マスメディアを有効に活用することによって、誘客につなげていきたいというふうにいただきました。

昨年、私の地域の田沢で御柱がございまして、大変にぎわいを見せました。普段あまり人気のないところなんですけれども、多くの方がいらっしやっていただきました。大田区の皆さんからも、10人ほどでしたか、ツアーを組んでまいって、一緒に御柱を引いていただいたんですけれども、こ

ういった姿があらこちらで見られるようになるというかなというふうには個人的には思います。

地域資源を掘り起こして、どのように利活用を図るかという多くの部分は、地域自らが負わなければならないと私は思っております。それをバックアップする組織が必要であることも事実でして、その部分としてはこれから東御市版DMOに多くを期待していくものでございます。

また、更に観光振興は地元地域との連携はもちろんですけれども、広域的な連携ですね。例えば隣接市の小諸市さんでありますとか、上田市さん、こういったところの連携も欠かせないと思います。一般社団法人信州とうみ観光協会は、地域DMOとしてスタートしておりますけれども、DMOには、より広域的に周辺市町村と連携した地域連携DMOがあります。これに取り組む動きというのはあるのでしょうか。また、ないとしましたら東御市から呼びかけてみて、検討してみたいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 地域連携のDMOの動きがあるのか、ないとしたら東御市から呼びかけたらどうかということでございますけれども、東御市を含め、やはりこの地域は発展性のある地域という中で、周辺自治体のDMO、例えば小諸市さん、ございます、上田市さん、情報交換をしながら、来訪者のニーズ等を把握する中で、これについても十分研究していかなければいけないと考えています。

以上です。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） ありがとうございます。ちょっと手違いが。今、検討して、地域連携につきましても十分また考えていきたいということでした。そういうふうにしていただければなというふうに思っております。

もう一つ、ちょっとお伺いしたかったんですが、済みません、続けて聞けなかったのご迷惑をおかけしました。

もう一つ、観光振興を図る上で、やっぱり観光インフラですとか、道路の整備ですね、そういったことですか、また今月から実験が始まりました観光の2次交通の整備ですね。こちらのハード事業はやっぱり欠かせないことだと思います。こちらに東御市のDMO、信州とうみ観光協会がこれからどのようにかかわっていくのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 観光振興を図る上でのソフト事業、ハード事業ということでございますけれども、かかわり方、いずれにしても観光振興というのは、DMOが例えばソフトの部分としたら、やはり実施する方がハードというような形になって、今回は一緒にやっていくという方向ですけれども、更に交通の便とか考えると、やはりインフラ整備というのが、例えば道路の整備とか、やはりお客様を有効につなげていくという道路のインフラ整備というのは、やはり行政

もかかわっていく必要があるということで、全体の観光振興が深まる、高まると考えております。それによりまして最終的には誘客の効果が高まるという取り組みをこれは重要と考えて進めていくということで考えております。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） 地域連携DMOにつきましては、最近の千曲川ワインバレー特区が活況を見せ始めました例を考えても、これから必要な組織だと考えられます。先ほども言いましたけれども、まずは近隣のDMOや市との情報交換、連携を大切にさせていただきたいなというふうに期待いたします。

また、ハード事業にDMOが必要としてかかわる中で、より効果的な観光インフラが構築されていくというふうに私は感じます。行政との連携もしっかりこの後とってほしいと思います。

一般社団法人信州とうみ観光協会の発足によりまして、DMOによる東御市の観光施策が新しい展開に、段階に入ってくるというふうに思います。現在、東御市の様々なところで自分たちの足元にあるいろいろな地域資源を掘り起こして、それを観光と結びつけた地域づくりを推し進めようという、そういう動きがございます。観光客などの交流人口が増えて、それをきっかけに移住定住といった動きが加速されると力強い地域活性となると思います。

東御市版DMO、一般社団法人信州とうみ観光協会に寄せる期待は大変大きなものだと思います。より効果が上がるDMOに発展することをご期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（依田俊良君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は明日12日の午前9時から行います。

◎散会の宣告

○議長（依田俊良君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時28分）

平成29年東御市議会第3回定例会議事日程（第3号）

平成29年9月12日（火） 午前 9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（17名）

1番	田中 信 寿	2番	高木 真由美
3番	中村 眞 一	5番	山浦 利 通
6番	高森 公 武	7番	窪田 俊 介
8番	佐藤 千 枝	9番	山崎 康 一
10番	若林 幹 雄	11番	阿部 貴代枝
12番	平林 千 秋	13番	長越 修 一
14番	青木 周 次	15番	依田 政 雄
16番	柳澤 旨 賢	17番	横山 好 範
18番	依田 俊 良		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	花岡 利 夫	副 市 長	田丸 基 廣
教 育 長	牛山 廣 司	総 務 部 長	掛川 卓 男
市民生活部長	塚田 篤	健康福祉部長	柳澤 利 幸
産業経済部長	関 一 法	都市整備部長	寺島 尊
病院事務長	武舎 和 博	教育次長	岩下 正 浩
総務課長	横関 政 史	企画財政課長	小菅 武 志
子育て支援課長	坂口 光 枝	商工観光課長	山田 正 仁
農林課長	金井 泉	建設課長	富山 直 彦
教育課長	小林 哲 三	市民課長	中條 万里子
代表監査委員	北澤 昌 雄		

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内 和 子	議会事務局次長	柳澤 嘉 和
書 記	笹井 政 孝		

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（依田俊良君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号14 湯の丸高原トレーニング施設整備について、受付番号15 市内一周駅伝大会によるまちづくりについて、受付番号16 墓地公園の整備について。若林幹雄君。

若林幹雄君。

なお若林幹雄君から、受付番号16に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○10番（若林幹雄君） おはようございます。議員番号10番、太陽の会の若林幹雄でございます。一般質問2日目のトップバッターでございます。よろしくお願いいたします。

さて、今日は朝から雨になりました。先週から特産のブドウの出荷が始まっています。しかし皆さんご存じのように、今年の夏の日照不足で1週間程度出荷が遅れています。また5月末には和でひょうが降り、大変な被害が出ました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。今年の収穫が皆様にとって豊かであることを願っております。

さて、それでは通告に従いまして、3点にわたりまして質問いたします。まず第1に湯の丸高原高地トレーニング施設整備についてでございます。この件につきましては、昨日も複数の同僚議員から同様の質問が出されております。重複する点が多々あるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

湯の丸高原高地トレーニング施設については、市はこれまで国に建設を要請していくというスタンスでした。しかし6月27日の誘致委員会において、市が建設の主体となり、ふるさと納税等の寄附金で賄うという重大な方針転換が行われました。そこでお尋ねいたします。

まず第1点です。国がやらなければならないことを、あえて東御市が市税を投入し、リスクを引き受けてまで前のめりに行う理由はどこにあるのでしょうか。

第2に、市が建設の計画の主体になることで、どのようなメリットがあるのでしょうか。それは市民益にどのようにつながるのでしょうか。

第3に、パブリックコメントでは、どのような意見が出されたのでしょうか。それをどう施策に生かしていくのでしょうか。

以上、3点お尋ねいたします。

次に、市内一周駅伝大会によるまちづくりについてお尋ねいたします。

東御市においては、毎年11月に市内一周駅伝大会を開催しています。これは旧東部町時代から行われているもので、歴史と伝統のある大会となっています。しかし一時は三十数チームが参加するなど盛り上がっていましたけれども、昨今十数チームに激減し、存続が危ぶまれる状態にあります。そこでお尋ねいたします。

第1に、市内一周駅伝大会への参加チーム数、参加団体の状況はどうなっているのでしょうか。

第2に、参加チームが減少している現状をどのように認識し、今後の在り方をどのように考えているのでしょうか。

第3に、市内一周駅伝大会の見直し、スポーツによるまちづくりの基本的事業として充実する考えはないのでしょうか。

最後に、墓地公園の整備についてお尋ねいたします。

この件については、先ほど議長からお話がありましたけれども、お手元に資料をお配りいたしました。これは「信濃毎日新聞」の記事でございます。「県内で広がる合葬墓、納骨」と書いてあります。「公営墓地増加で8市で1,800柱余り契約」というふうに書いてあります。ここに写真が書いてありますが、これ合葬墓ということで、佐久市にある合葬墓ですね。ここへ皆さんのお骨を一緒に納骨するという形になります。

さて、高度経済成長の中で住宅団地も建設され、人口が右肩上がりでも推移してきました。それから半世紀たち、かつての若者も高齢期を迎えつつあります。そのような中で現在、浮上してきているのは墓地問題です。民間での墓地販売も進められていますけれども、問題なのはその維持管理でございます。これからの世代にとって、お寺とのお付き合いや墓地の維持管理は困難になりつつあります。そこでお尋ねします。

第1に、現在の墓地問題について、市としてはどのような認識を持っているのでしょうか。

第2に、この問題の解決を目指して、市として墓地公園など公的な慰霊施設を整備する考えはないのでしょうか。

以上が最初の質問でございます。簡潔な答弁を求めます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。受付番号14、若林幹雄議員の湯の丸高原高地トレーニング施設整備についてのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

最初に、誘致推進委員会の開催は6月26日でありますので、ご理解いただきたいと思います。

1点目の国がやらないことを市がリスクを伴って行う理由でありますけれども、国へ国設プールを整備していただくことを要望しておる方針には何ら変更はございません。国の高地トレーニング

用プール施設が、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会前までの整備が厳しい状況であるという判断を誘致委員会でしたところであります。しかしながら当該施設は東京大会の成功と東御市の地域振興には必要な施設でありますので、2020東京大会までに間に合わせるためには、この仮設プールによる方法がベストであると考えております。

あわせて地元から要望のございます体育館が民間の資金を活用して建設できる市民益にかなう事業でもあります。財源を企業版ふるさと納税などで賄える最良の策であり、市の持ち出しを圧縮できる点でリスクは他の事業より少ないと考え、企業版ふるさと納税制度の期限が限られる中、市民益にかなう本事業を決断させていただいたものであります。

2点目の市が主体となることと、その市民益につきましては、まずは市が主体となることでふるさと納税制度の企業版、個人版の両方を活用できることによる財源確保の道が広がる場合がございます。このほか、仮設プールの使用期間満了後には、地元の念願であります体育館が湯の丸高原に整備されること、湯の丸高原への誘客が更に見込まれ、地域の活性化につながることで、更に財政的にも民間資金が活用でき、市の一般財源を最小限に抑えることが大きな市民益だと考えております。

加えまして、国設の高地トレーニングセンターの候補地として、その優位性をより決定づけるとともに、全国の企業や、この問題に関心をお持ちの皆様方に、東御市のPR効果や新たな人の流れによる経済効果が見込まれるところでございます。

3点目のパブリックコメントの内容と施策への反映につきまして、お答えいたします。8月末日までの期間、湯の丸高原施設整備基本構想の改定につきまして、パブリックコメントの募集を行いました。現在の集約作業中の数字ではございますが、約190名の方から賛否様々なコメントをいただいております。構想に関するご意見は今後内容を精査し、基本構想改定の参考とさせていただきます。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 受付番号15、若林幹雄議員の市内一周駅伝大会によるまちづくりについてのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の市内一周駅伝大会への参加チーム数、参加団体の状況についてでございますが、平成28年度の参加チーム数は13チームの参加をいただきました。参加部門別に見ますと、事業所に勤務する方の団体が5チーム、公民館の分館に所属する団体が2チーム、中学校の在学学生で構成する団体が2チーム、その他の団体が4チームとなっております。過去と比較しますと、市発足以降、参加チームが最も多かった平成23年度大会には19チームの参加がありましたので、5チームの減少となっております。

2点目の参加チームが減少している現状をどのように認識し、今後の在り方をどのように考えているのかについてでございますが、参加チームの減少の要因としましては、全国的に住所要件に関係なく参加できるマラソン、駅伝大会等が増えていますので、市民ランナーは好きなランニングイベントを選んで参加できる状況があります。一方で、本市の駅伝大会の参加資格は、市内在住、

在勤及び在学の中中学生以上の方で構成するチームに限定していることなどが影響して、参加チームが減少しているものと推察しております。

このような状況を踏まえ、市民ランナーがはりあいを持って参加し、にぎわいのある駅伝大会となるよう参加資格やコース設定の在り方など、大会運営の見直しも視野に入れた検討が必要であると考えております。

3点目の市内一周駅伝大会の運営を見直し、スポーツによるまちづくりの基本的事業として充実する考えはないかについてでございますが、現段階で駅伝大会に限らずまちづくりのため、種目を限定して事業を充実するという考えはございません。ただご提案いただいたスポーツによるまちづくりに関しましては、体力づくりや楽しむためのスポーツから、健康づくりはもちろん、スポーツを機軸とした地域の一体感や活力の醸成に向け、現在、地域おこしや観光事業と連携して取り組むための業務体制の見直しと、事務事業の点検を行っているところでございます。見直し、点検に当たっては、スポーツ行政全般の推進を含め、国のスポーツ基本計画、県の推進計画を参考に検討を進めているところでございます。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（塚田 篤君） 受付番号16、若林幹雄議員の墓地公園の整備についてのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の現在の墓地問題について、市としてどのような認識を持っているのかについてでございます。

墓地をめぐる全国的な問題としまして、墓地を管理する後継者がいないことによる無縁墓地の増加や主に首都圏における墓地不足、またお寺と檀家との間での新たな問題の発生などがあると認識しており、背景には主に少子化、非婚化、核家族化といった社会情勢によるものと考えております。このため市におきましては、遺骨をほかの墓地に移す、あるいは遺骨を移して墓地を閉める等の改葬の手続きについて、無縁墓地をこれ以上増やさないための有効な対策として、市民への周知や相談体制の充実を図っておりますが、これにより平成28年度13件であった改葬件数が、今年度9月4日時点で既に10件となっているところでございます。

あわせて墓地に係る市内や近隣の状況、そして現行制度の問題点や今後の在り方などにつきまして、調査・検討を進めております。

2点目のこの問題の解決を目指して、市として墓地公園など公的な慰霊施設を整備する考えはないかについてでございます。

先に申し上げた調査の中で把握しております現在の市内の墓地の状況でございますが、個人や共同所有の墓地以外には、おおむね13の寺院墓地と3つの民営霊園がございます。3つの民営霊園はいずれも宗教法人が経営するものですが、宗派を問わず利用できる分譲霊園や樹木葬、合葬式永代供養墓を設置している霊園もあり、管理方法やかかる経費についても様々なタイプから選べる仕組みとなっておりますところでございます。

また、市民からの公的慰霊施設に関する相談や要望につきましては、切実な状況にはないと判断しております。

したがってこれらを総合的に勘案しますと、市といたしましては墓地問題は公的な慰霊施設の整備も含め、長期的な視野に立ち、検討を進める課題であると捉えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） それぞれご答弁いただきました。それでは、これからは一問一答方式で質問させていただきます。

さて、湯の丸施設整備につきましては、既に同僚議員が昨日来、同じような質問を行っており、重複する部分が多くなることが予想されます。こうしたことからこれからの再質問は財政に限定して行いたいと思います。よろしく願いいたします。

湯の丸高原の施設整備につきましては、今議会に2億9,095万円の補正予算が計上されています。その内訳は湯の丸高原荘の改修に2億2,000万円、仮設プールの設計委託料などで7,095万円となっています。これに対して市はその原資を市民の税金を使うことなく、すべてを寄附金や補助金で賄おうとしています。それは事業目的がオリンピックのアスリート育成のための仮設プール建設を目指すものだからであります。オリンピックのアスリート育成は国策であり、一自治体が取り組むべき課題ではありません。ですから市長はこの事業の原資には、一般会計からは支出しないと一貫した方針のもとで取り組んでこられました。すなわち地方創生拠点整備交付金8,750万円、企業版ふるさと納税1億円、ふるさと寄附金1,475万円、一般寄附金1,000万円、起債7,870万円で賄おうというものです。

しかし昨日の同僚議員への回答の中で、企業版ふるさと納税は目標1億円に対して実際は3,250万円しか集まっていないことが明らかになりました。現時点では6,750万円の歳入不足が生じる事態となっています。市長は、7月臨時議会の際、阿部議員の質問に答えて「債務負担行為を行うということは、収入のめどを立ててお願いするということだ。めどが立ったことで議会に提案できる」と述べておりました。現在のところ、めどが立っていないにもかかわらず、補正予算が提案されています。これはこれまでの市長の発言とは異なります。これでは事業を進めることはできないのではないのでしょうか。議会として予算措置が立たないのに、ゴーサインを出すことはできません。市長はこの件について、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員の再質問にお答えします。

昨日の平林議員の資料整理がありましたので、今、ご質問の企業版ふるさと寄附金1億円を見込んだ中で、現時点でフィックスになっているのが昨日の答弁では3,250万円ではないかということでもあります。9月1日に国に出した資料の中で、項目、企業別に分けさせていただいて、9,750万円3年間でいただけるということで、その予定で今年度は3,250万円が約束していただいているということでもあります。

しかしながら現時点で前向きに検討をいただいて、社内での稟議とか、また弁護士との相談とか、いろんな手続きに入っていたり、前向きに検討していただいている総額としては3年間で6億5,000万円ほどが既にご検討いただいております。

そういう中で、その中からそれを割り返しますと約2億円余が既にご検討いただいている数字であるというふうに言えるという状態でございますので、今回の補正予算に関しまして、その中から1億円を予算計上させていただいたものでございますので、この問題に関して当てがいないのに予算計上したのではないかというご批判は当たらないというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 市長から、6億5,000万円が企業の方で検討されているというお話でございました。検討されているということと、それが決まったということは私は別ものだろうと思っています。もしそういう点で市長が具体的にお話になられれば、具体的にその会社のお名前だとかを示していただければありがたいと思います。ただ、この場ではマスコミ等がありますので、議員総会でも何でもお話しいただければ理解することができるとは思いますけれども、昨日までの議論の中ではあくまでも検討されているというお話でございました。私どもはそういったあいまいなものを予算原資として立てることは困難ではないかなと思っています。

それからその次の問題といたしまして、今回の補正予算は湯の丸高原荘の改修だとかではなくて、少なくとも仮設プールだとか、体育館を含んだ13億7,000万円の一連の事業の一部にすぎないわけです。今回この補正予算を認めるということは、13億7,000万円の事業に向かって走り出すことになります。ですから補正予算は補正予算、本予算は本予算というのではなくて、双方は密接不可分の関係にあります。現在の時点で、原資が確実に集まっているか、確定する必要があると私は思います。このことは市長も十分わかっていらっしゃるのだと思います。

7月の臨時議会において、市長は私の質問に対しまして、こうおっしゃいました。債務負担行為というのは、保証なんだと。そのためには少なくとも同額に近いふるさと寄附金が一定程度以上のラインにある。できれば少なくとも体育館とプールを合わせた13億7,000万円に企業版ふるさと寄附金が届いていることが目標だと明快に述べられました。だからこそ花岡市長は7月臨時会において、青木議員の質問に答えて「9月議会に業種別の金額という形でお示しできるように、それが少なくとも13億円に届くということを目標に頑張る」と答えていました。また、私の質問に答えて「9月議会までには一定程度の結論を出す。13億7,000万円については集め切る」と強い決意で語っていただきました。すなわち市長は、議会に対しまして9月議会までに13億7,000万円の寄附金を集め切ると約束したわけです。そこでお尋ねします。

今回湯の丸高原の施設整備事業建設に当たって、13億7,000万円の資金調達のめどは立ったと言えるのでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず13億7,000万円を目標として現在、努力中であるということで、9月

議会までに間に合わなかったことに関しましては、おわび申し上げます。

ただ、その場でご説明させていただきましたけれども、6億円のプール分に関しては、個人版のふるさと寄附金が非常に有効な手段であるというご指摘をいただいているし、各種団体がそちらの方が協力しやすいというお話をいただいているということの中で、残りの7億円に近い額に関して、今、6億5,000万円という額に関してめどが立っているという状態でありますので、極めて近い状態まで来ているというふうに言えるかというふうに思います。

なお大手企業を基本的には採択の後、回らせていただくということになるかというふうに思いますけれども、大手企業の場合は非常に決裁に時間がかかるということでありますし、地元関連、長野県関連の企業の方がこの問題に関して、理解が早いという形の中で、今回地元関連企業の皆様方のご協力を得て、手続きを進めたものでございまして、そういう意味では大手の多額の寄附を期待するものでありますけれども、方針としてそちらを後に回らせていただいて、現在は小さい額をという失礼でありますけれども、数百万単位の額をより多く集めて、基礎をしっかりと固める、そういう方針の方がより確実であると、市民益にかなうというふうに理解して進めてきておるものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） ただいま市長は、この中では個人版ふるさと納税を重視するというふうにおっしゃいました。昨日のお話の中で、企業版ふるさと納税がこれまでの中で9,000万円集まっているというお話がありました。しかしながらそのうちお任せ、市長へのお任せですね、それから湯の丸施設整備についての個人版ふるさと納税が4,000万円というふうにお話がありました。しかし経費を差し引きますと、残りは2,000万円ということですね。今回1,450万円を今回の予算に、補正予算に充当しているわけです。

個人版ふるさと納税なんですけれども、これちょっとお尋ねしたいんですけれども、8月に入って日本水連さんは機関誌に、この湯の丸高地トレーニングセンターの広告を載せまして、個人版ふるさと納税を東御市に集中してくれという形で訴えられたと思います。これまでどのような形で集まっているのか、それは昨年と比べてどういう動きなのか、それについてご回答いただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの再質問、ふるさと納税の個人版の状況というご質問でございます。

まず湯の丸高原の高地トレーニング用のプール及び高トレ関連施設整備事業に関しての寄附の状況ということですが、今年の6月の初めからホームページに載せまして、ご指定をいただいて寄附をいただくということをしております。

そういう中で、現時点の数字を申し上げますと、8月20日まで、つまり水連の冊子に載せた、までの間は114件でありました。これはその間の寄附をいただいた件数の割合からすると6.1%、それ

以降ですが、今、集計が9月8日までしかありませんけれど、8月21日から9月8日までという限定した期間でございますけれど、件数123件ということで、全体の件数から、その期間の件数の割合とすると8.5%ということで、件数だけ見ますと若干増えているということが言えます。

それから昨年度との比較ということではありますが、途中経過ということの中では、9月8日までの現在のトータルの寄附金額といたしますと、昨年9,200万円、今年は9,700万円ということで若干増えているという状況でございます。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 日本水連さんの広告を載せて、私も日本水連さんがやれば日本水連さんの会員さんは大勢いらっしゃるから相当多くのがばっと集中してくるのかなと思ったんですけども、やや微増という形ですね。こういう、これは市長もよくご存じだと思いますけれども、寄附金を集めるときはやっぱり最初の出足が大事ですね。最初にばっとこう、集まってくるということが、そういう勢いがそれ以後の寄附金の集めるための一番大きな力になってくるわけですね。だけれど、この間見ていると、市長非常に臨時会の後、一生懸命頑張っているのは、はた目にも伝わってきたわけですけども、なかなか伸びていかない。多分これは市長自身もじくじたるものがあつたのではないかなと思いますね。それもやっぱり当初から比べたら、こんなはずではなかったという思いがあつたのではないのでしょうか。そうでなければこれだけ何ていうんですか、この件についてなかなか寄附金が伸びてこないということにならなかったらと思うんですね。

その辺で市長の認識も、これまでの中とはちょっと違ってきたのかなという感じがしています。それでお尋ねしたいと思います。7月の臨時会で山浦議員が寄附金が集まらなかった場合の事業見直しについて質問しています。これに対して、掛川総務部長は以下のように述べています。

「まず寄附金の集まり具合によつての事業の見直しの時期ということではありますが、その都度見直しながらということになろうかと思ひます。当面は9月が最初の見直しの時期になろうかというふうに考えております。その段階で寄附金の状況に応じた見直しがなされなければいけない可能性があるかなと考えております」、寄附金の状況に応じた見直しについて指摘されています。

これまで市長は、13億7,000万円集めるために全力を尽くしてこられました。新しい財源確保のために取り組まれたそのご努力には敬意を表します。しかし集めることができなかつたとすれば、事業の見直しについて検討すべきときではないのでしょうか。昨日の山浦議員の市民が心配しているのは集まらなかつたらどうなるのかということだという質問に対しまして市長は、「あらゆる努力をする、万が一のことは考えたくない」とおっしゃられました。市長の気持ち、よくわかります。万が一のことは考えたくないということは、これまで市長全身全霊をかけ、寄附金集めに東奔西走してきたことからすれば、十分理解できます。しかしながらやはりこの現実を直視しなければならないのではないのでしょうか。

市長もそういった質問に対しまして、集まらなかつたらどうするかということに対して、7月議会で事業の規模を縮小するか、借り入れの残りの部分については、これは昨日の答弁ですかね、個

人によるふるさと寄附金や企業寄附、一般寄附によって対応すると述べていらっしゃいました。

そこでお尋ねしたいと思います。この段階で事業の見直しについて、検討する考えはありませんでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず個人版のふるさと寄附金、東御市は当初500万円とか、700万円だったんですね。そして3年目に5,000万円、そして去年が1億2,000万円という数字であります。では500万円だったから、もう、ずっと東御市はふるさと寄附金は500万円だろうというふうに考えることが適切かどうか。今、おっしゃった寄附集めというのは最初が肝心で、最初の年が500万円だったら、もう、だめなんではないの、あきらめた方がいいんじゃないのということに聞こえる話でございます。

まず、寄附金を集めるためには、しっかりとした準備をして、そして国に申請を出して、それを認められて、しかるべくルールのもとで大手に関しては行かざるを得ないということは現実としてあります。

もう全身全霊を使ったから力尽きて、もう、だめだろう、6億5,000万円で、おまえ、限界だろうというふうにご心配をいただいているということでもありますけれども、1カ月で6億5,000万円を少ないと見るか、それなりの額というふうに見ていただけるかということは、議員各々が判断されることかというふうに思います。私は自分自身に6億5,000万円ということは間違いなく18億近いお金を集め切ることができる数字だというふうに確信しております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 市長にお話しいただきました。そうですね、それが多分首長として必要なことなのかと思いますけれども、やはり仕事には期限というものがありますね。期限に間に合わなければそれは仕事ではないです。その辺はこれまで経営者としての花岡市長も一番よくわかっていらっしゃるのだと思います。当然のことながら、もう来年には工事が始まらなければいけないということで、迫ってきています。市長は先ほど6億5,000万円とおっしゃった。だけれど6億5,000万円ということは、確定した数字ではないですね。我々は議会としてはその数字が確定的なものでなければ、市民に対して公開的に説明できないですね。市長が言っているからいいんだ、市長が言っている、信じるんだということは議会として言えないですね、やっぱり。それは議会として、それを検証しなければいけないですね。そういうことも考えていけば、その6億5,000万円をその額面どおり受けとめることは、私は到底できないだろうと思います。

この事業に対して、市長が並々ならぬ決意で取り組んでこられたことは十分理解できます。民間資金導入という新しい手法についても達見だと思えます。しかし既に結果が示されています。9月議会までに13億7,000万円集めるというふうに、市長はご自分で期限を区切ったわけですよ。なぜかといったら、そのときやっつけていかなければこれからの工事に差し支えるわけだからですね。それまでに結論が出せなかったということをご自分でもお認めになったのではないですか。すべての事業

には期日があるわけです。期日に間に合わなかったところで、それは何もなりません。その後、やったとしても。この時点でやはり考え直すべきだろうと思います。どんな場合も事業を撤退するというほど難しいものはありません。私はこの時点で抜本の見直しをすることを市長に提起したいと思います。

どうでしょう、市長の最後、一言、お考えをお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず8月20日に、水連の機関誌に載せていただいたということは、私にとって極めて大きな資料提供をいただいたということだと思っています。企業をお廻りさせていただく上で水連も明確に機関誌の中でふるさと寄附金等で東御市の仮設プール建設を応援していただくということを意思表示されたということでもあります。

それに関して、それで集まらなかったからというような形のものではなくて、そういういろんな仕掛け、また11月18、19の湯の丸が適地であることを日本中の高地トレーニングの関係者が湯の丸に集まって見ていただく。もしくはスポーツ庁が今、言っている高地トレーニングというカテゴリーでも先駆的な地域がある中で、湯の丸のポテンシャルだけでは非常に箇所づけが難しいという考え方の中で、定義した400メートルトラックと体育館と100名程度の宿泊施設というようなものがあって初めて箇所づけが可能になるのではないかとというようなスポーツ庁内部での見解等に関して、この事業を通してクリアできていくという形の中で、極めて重要な位置づけがあった。

この事業そのものは、大変な価値ある事業であるし、これから2020東京大会に向かって、東御市がかかわっていただける極めて重要な事業であります。この事業を更に民間の資金を活用して、建設していく。3年間でこの資金を集め切るという形の中で、9月議会までにおおよその見込みを立てる、そういう中で最低ラインとして私が提示したのが企業版のふるさと寄附金で7億円、また個人版で6億円程度を考えているということを若林議員の質問に対して答えて、個人版でそんなに集められるのかというやりとりはありましたけれども、そういう意味では13億円には6億5,000万円は半分ではないかというお話かもしれませんが、7億円ということに関してはあと一歩ということこるまで来ているということでございます。

しかも今回、議論していただいている問題は、企業版ふるさと寄附金の今年の集まり具合が、現時点の集まり具合が、ほぼ予算として1億円を計上するに足りる状態にあるかというご質問でございますので、それに関しては確信を持ってであると答えられるということでございますので、これが議員が市長を信用するかしないかという問題になるとしたら、非常に不本意な質問だなというふうにと考えるとあります。まずは今回の補正の原資を問われておりますので、それに関しましてはしっかりと集められているというふうに確信をしているということでございますので、それに関してご理解いただきたいというふうに考えます。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 私は先ほども言いましたけれども、いろいろ寄附金を集めるに当たって

は、やっぱり勢いが必要なのかなと思っています。水連さんが機関誌に広告を載せた後、わっと来ると、個人版のふるさと納税が大挙して来るというのだったら、あ、これは行くのかなというふう
に受けとめるんですけども、微増という形のことに対して、個人版のふるさと納税がどういう動きをするかということに対しては、私も注視していたわけですけども、それほど伸びにならなかったということについては、非常に残念ですね、やっぱり。

市長にお願いしたいのは、議会としてはその市長の思いだけを考えて、それに対して信じる信じないとかできないわけですね。議会はあくまでも原資を確認してからでなければ動けません。市長本当にそうおっしゃるのならば、この今回の補正予算をもう一度12月議会に再提出して、そのときまでにきちんと予算がそろえば、我々は十分それに対して検討するのは十分あると思います。今の段階では市長がおっしゃっても、それに対して私ども判断する、そういう基本的な条件にはないと私は思っていますね。ちょっとこれをやっていきますとほかの問題なくなってくるので、ちょっと次に移らせていただきます。

では次に、市内一周駅伝大会によるまちづくりについて再質問させていただきます。市民ランナーが張り合いを持って参加し、にぎわいのある駅伝とするために大会運営の在り方も視野に入れた検討が必要だとの回答をいただきました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

今、駅伝やマラソンは人気がありまして、県内でも数多くの大会が行われています。私の地元である中屋敷では、公民館事業として東部町時代の第1回から40年間連綿として親から子へ、子から孫へ、駅伝に参加してまいりました。毎年小学生や中学生を中心に駅伝チームを組織し、区を挙げて応援してきました。時には50代の超ベテランが走ったり、お父さんからお嬢さんにバトンを渡したり、様々な思い出があります。駅伝の沿線には区民の皆さんが通過時期になると三々五々集まって声をからして応援しています。そうした状況からすれば、昨今の駅伝の衰退は極めて寂しいものがあります。特に分館の部の参加は2チームでございます。中学生の部の参加も2チームですね。これ表彰は優勝と準優勝なんですね。出れば必ず優勝か準優勝になる。これは駅伝とは言えない、駅伝大会の名前が泣くんじゃないかな、競争にならないですね。

以前こんなものではありませんでした。実は中屋敷の公民館でも、2チーム出場したことがありました。私はまちの山岳会に所属していますけれども、山岳会でも2チーム参加したことがあります。

そこでお尋ねしたいと思います。旧東部町時代の駅伝大会はどのように行われたのでしょうか。お尋ねします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 旧東部町時代の駅伝大会の状況はどうであったかというご質問でございます。

旧東部町時代において、昭和49年度から駅伝大会が始まっておりまして、その当時9チームの参加をもって始まったということが記録されております。第2回大会におきましては、参加が15チー

ムに増えまして、平成になってからは最盛期を迎えましてピークの平成3年には35チームの参加がありました。以降は減少傾向に転じまして、平成12年度には20チームを割っている状況でございます。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 昭和49年ということですね。ちょうど私が社会人になった年でございます。35チームが参加したということですが、35チーム参加すると本当に活気がありましたですね。1チームのメンバーが役員さん、応援さん含めて30人とすれば、約1,000人が駅伝の関係で町中をかけずり回ったわけですね。それこそ抜きつ抜かれつのゲームを展開したり、非常におもしろかったですね。

今、選手に駅伝の感想を聞くと、走っていてもおもしろくないと声が聞かれます。なぜかというところにかく参加チームが少ないから、前にも後ろにも誰もいないわけですよ。それこそ一人旅なんですね。たすきも前と後ろ、相当差がつきますから、常に白たすきと、たすきがつながらない。これはテンションが下がります。切磋琢磨することができないわけですね。しかしながら近隣には成功している駅伝大会を開催しているところがあります。上田市の武石のともしびの里駅伝や、真田地域の真田地域一周駅伝大会ですね。ここはどのように工夫して、どのような運営をしているのでしょうか。東御市のチームの実は東御市からも参加しているんですね。ですからそういった意味で、どのような運営をしているかということについて、わかる範囲でいいですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 近隣で実施されている駅伝大会の状況等でございますけれども、上田市の真田地域一周駅伝大会は毎年40チームほどの参加があるということを確認しております。また上田市武石地区のともしびの里駅伝につきましては、「日本一の草駅伝大会」ということをスローガンに掲げて目指してございまして、市民ランナーにも人気のある大会でございまして、昨年は108チームの参加があったということを確認しております。

工夫されている点としましては、コースを周回コースをとっているということで、開場がコンパクトであることから、応援の面で熱の入った声援が沿道のにぎわいを演出しまして、ランナーから気持ちよく走れるコース設定であるということの評価されているということをお伺いしております。また参加者資格につきましては、居住地の制限がないことや競技中にトップチームから相当のタイム差がついた場合にあっては、繰上スタートということを駅伝の場合とったりするわけですが、この繰上スタートがないため、1本のたすきを最後までリレーできることから、速さを競うランナーのチームから、健康づくりの仲間が集まったチームまで、気楽に参加できるという特徴があると考えられます。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 今、まちは湯の丸の高地トレーニング施設整備を目指して、スポーツ

ツーリズムを目標に掲げています。こうした中で地域でリレーに取り組んで、まちの活性化に取り組んだらどうでしょうか。それには現在の駅伝大会を見直すことが必要だと思います。先ほどのお話では、武石は100チームが参加するということですので、1チーム30人ぐらい参加すると3,000人の方が来るわけですね。それが武石村を右往左往するわけですね。そういう盛り上がりがぜひ東御市の中でも実現してほしいなと思っています。

そこでお尋ねしたいと思います。現在の大会運営の見直しを検討しているということですが、具体的にどのような見直しを考えているのでしょうか。わかる範囲でいいですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 見直しの考え方というご質問でございます。ともしびの里駅伝のことを紹介しながら、その参加チームにどれだけ近づけるかということが課題となってきますので、ともしびの里駅伝の状況等も報告させていただきながら、検討の中身を話をさせていただきたいというふうに思います。

ともしびの里駅伝の人気の要因ですけれども、先ほど申し上げました参加者に配慮した参加資格ですとかコース設定についてはもちろんでありますけれども、大会においては共催団体の観光協会、商工会、またJA等の協力によりまして、地元特産品が当たる抽選会を行ったり、うどんやお餅、お焼きなどの販売を行われており、このようなおもてなしが好評のようでございます。

また大会の主催者からは、何よりも成功の秘訣は人でありまして、ボランティアスタッフの笑顔や接遇の対応については大会事前の会議等におきまして、徹底して接遇に対して対応をよくしろということを申し上げていること、そして来年もまた来たいと言われるような大会を目指しているということを主催者から聞き取ったところでございます。

本市の大会運営の見直しに当たりましては、走って順位を決めているだけの現在のイベントから、参加者を市外からも呼び込みまして、参加者と運営を支える者の交流を盛んにして、地域づくりへつなげていく大会運営など、体育協会や陸上競技協会だけでなく、地域づくり協議会やDMO、一般社団法人信州とうみ観光協会などとの協議を進めていく必要があると考えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 非常にいいですね、ぜひ頑張ってくださいと思います。ただ、一言申し上げますと、これまでも大会の都度、それぞれのチームの監督さんが集まりまして、「これじゃだめじゃないか、何とかしなきゃいけないじゃないか」ということで、体協の役員さんにいろいろ話をしたらしいんですね。ところが全然取り上げてくれなかったと。どうせ取り上げてくれないんだよと、もう、あきらめムードだったという話を聞いています。ぜひ頑張ってくださいと思います。

私から実はコースについて3つぐらい提案があります。今、芝生公園からスタートなんですけれども、ゴールも芝生公園なんですけど、スタート地点を芝生公園から田中商店街に移したらどうでしょ

うか。そこにはにぎわいが生まれると思います。

2つに、コースは現在のような地域をぐるっと回るのはなくて、もうちょっとコンパクトに、いわゆる先ほど話がありましたけれど、折り返すコースにするという形にしたらどうでしょうか。応援の方はそこにいるだけで2度応援できるわけですね。これまではぐるっと回るとぱっと通り過ぎて終わりだったわけですね、車でまた行かなければ。ということで、そうすると一周駅伝ということからはちょっと形が外れるかもしれませんが、やはりそういうコース設定をぜひ考えていただければと思っています。折り返しなら観客は行って来いで、応援が2度できます。

第3点として、ぜひ海野宿を走っていただいたらどうでしょう。いろんな方が東御市に来るわけですね。海野宿のよさ、あのすばらしい景観を見て、その中で走ると、そういうことがまた東御市のよさを実感するものになるだろうと思っています。

そして最後にもう一つお願いがございまして、実は駅伝大会の日は消防団の器具点検の日なんです。ですから消防団の方々には駅伝の選手になれないんですね。これまでそれは非常に苦勞してまいりました。今後の中ですばらしい駅伝大会になることを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

さて、次は墓地公園の整備について再質問させていただきます。

先ほどのご回答では、無縁墓地対策についてご回答いただきましたけれども、最近お墓の問題で悩んでいる方が多く感じられます。市の回答にもありましたけれども、少子高齢化の中で自分自身の墓地の問題を抱えていたり、祖父母や親の死去に際してお墓の維持管理にも限界を感じている方など、様々でございまして。お墓があっても後継ぎがいても、子どもにお墓の苦勞をかけたくない、金銭的理由でお墓を維持できない、高齢でお墓参りができない、遠方でお墓の維持ができないなど、様々なケースが出てきているように思います。お寺に迷惑をかけたくないからと、墓じまいを考えている方も出てきています。このことはこれからお墓を持つという方にも同様に抱える問題だろうと思います。

こうした墓じまいという状況の中で、市はどのように認識しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（塚田 篤君） 議員ご指摘の墓地に係る問題につきましては、多様化、複雑化する墓地問題の様々な要因の1つとして認識しているところでございます。このため墓地問題の対策についての検討につきましては、様々な要因の現状やそれらの関連性等を調査し、これに基づいて課題を整理した上で進めていくことが重要であると考えておるところでございます。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 先ほどのこの写真ですね、これでございます。私、墓地公園ということでご提案させていただいたんですけれども、ここに、これ合葬墓なんですね。こういう形のお墓が最近増えてまいりましたですね。これは佐久ですけれども、小諸にもこういう形のお墓が出てきています。これは普通のお墓と違ひまして、非常にコンパクトでございますね。それで1つのお墓に

従来のお墓と違いまして1つのお墓に合葬するわけですから、お墓の管理も要らないわけですね。場所も非常にコンパクトです。希望する方はこのところに墓碑を書いておけばいいわけですね。お墓にお金をかけないという考えを持つ方がいる中で、より安定したお墓ということで公的な慰霊施設を求める市民の方も多々いらっしゃると思います。市にすれば民間でもあるよということだと思うんですが、やはり安定性、あるいは信頼性ということで、公的な慰霊施設ということが大事なのかなと思ってます。

そういう施設が近くにあれば安心して行けますし、時にはそこにお参りにいくこともできるということですね。管理にお金がかかるというのであれば、例えばボランティアで方々を募って、雑草だとか、お墓のお掃除なんかも行ったらどうでしょうか。非常にコンパクトでお金もかからない施設だと思うのですね。

先ほどご回答の中で、なかなか前向きなご回答はいただけないわけなんですけれども、今後の中でぜひ考えていただきたいなと思っています

お墓の問題については、やはり家族の中でもなかなか言い出しにくい問題がありますので、ましてや他人に対してどうしていったらいいのかということについて、相談しづらいですね、やっぱり。そういうことも含めていただいて、こういったことについても考えていただければと思っています。こういう宗教色を廃した合葬式の慰霊施設ということについて、再度ご検討いただけないかどうか、もう一度お願いいたします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（塚田 篤君） 市では、平成18年度に市民霊園について検討したという経過がございます。場所や費用等の面で無理がございまして、設置しないとの結論に至ったということでございます。しかしそのときに比べまして、合葬式墓地をはじめ墓地に係る問題は多様化、複雑化してきておりまして、対策については長期的かつ総合的に進める必要があると考えておるところでございます。

したがいましてこの視点に立ちまして、公的な慰霊施設も含め対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 平成18年に検討というお話でございました。11年前でございますね。やはり11年たちますと世の中の動きも随分変わってきますし、お墓に対する認識も変わってまいります。ぜひ今後の中で、前向きにご検討いただければありがたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（依田俊良君） 受付番号17 湯の丸高原施設整備に関するアンケートについて、受付番号18 地域おこし協力隊について、受付番号19 各区内の道路の点検について。高森公武君。

高森公武君。

○6番（高森公武君） 受付番号17番、6番、高森公武です。よろしく願いいたします。

おはようございます。後先になって済みません。私、本日質問に立つわけですが、初めて質問に立ったときよりどきどきしております。同僚議員と同じ質問になることもあると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは質問に移ります。

湯の丸高原施設整備に関するアンケートについて。

市長は、説明会のときに市民の前で湯の丸高原トレーニング施設整備についてに関するアンケートをとると言われました。私が行うアンケートと違うアンケートとなるので、市民の各役員の協力をいただき、その区に配り、回収するものだと思っておりましたが、各自で公民館にアンケート用紙を持ちにいき、記入、投函するというやり方でした。これは市民の皆さんが本当にアンケートに参加できると思いますか。現状を見ると広報を見ても、足腰が痛くて公民館まで行かれない人がたくさんいます。市長は本当にアンケートをとる、市民の声を聞く気持ちがあり、アンケートを実施したのでしょうか。アンケートの結果を見て、見直しをすると市長は言いましたが、市民の声が届かず、工事を進めていくことを一番に考えているように感じます。どのようにお考えでしょうか。

アンケート用紙を開ける場合は客観性に配慮した第三者の立ち会いが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、18番、地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

地域おこし協力隊がありますが、どんな活動をしているのでしょうか。また今までの実績はどのくらいあるのでしょうか。地域や市民からの何か希望があったときには、地域おこし協力隊の皆さんと一緒に考え、行動していくような理想だと思いますが、その窓口はどうなっているのでしょうか。地域づくり・移住定住支援室でいいのでしょうか。

19番、3番目ですけれど、各区内の道路の点検についてです。区内の道路が狭く、カーブの多いところが特に狭く、通学道路もあり危険です。1度点検をしてほしいと区民は言っております。糸魚川の火災現場を見て特に思いました。早急な対応が必要だなというふうに思いますが、いかがでしょうか。お答えを願います。

1番目の質問は以上です。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号17、高森公武議員の湯の丸高原高地施設整備に関するアンケートについてのご質問につきまして、お答えをいたします。

ご質問いただきました湯の丸高原トレーニング施設整備に関するアンケートでございますが、アンケート調査は実施しておりませんので、これを今回実施いたしました湯の丸高原施設整備基本構想の改定案に関するパブリックコメントのこととしてお答えをさせていただきます。

1点目の市民の皆さんがアンケートに参加できると思いますかのご質問でございますが、市民への周知を市報8月号、またホームページなどで行いまして、従来のパブリックコメントの手法のとおり構想の改定案を地区公民館、市役所、福祉センター等に用意させていただくとともに、市の

ホームページ上からも閲覧できる環境を整備しました。ご意見をいただく方法としましては、郵送、ファクス、電子メールによるもののほか、地区公民館等に設置いたしました意見箱への投函によるものとしております。無作為抽出した方からご意見をいただくアンケートとは手法が異なっておりますが、多くの市民の皆様がパブリックコメントに参加できるものと考えております。

2点目の公民館まで行かれない人がたくさんいる中、市民の声を聞く気持ちがあってアンケートを実施したのかにつきましては、基本構想の策定時にも広くご意見を賜るため、パブリックコメントを実施しておりまして、今回の改定に当たりましても同様の方法により意見聴取が必要であると判断し、無作為抽出のアンケート調査ではなく、パブリックコメントを実施いたしましたものでございます。今後もより多くの皆様からご意見をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の工事を進めることを一番に考えているのではないかとのご質問につきましては、パブリックコメントにより寄せられましたご意見も参考とさせていただきます。事業推進していきたいと考えております。

4点目のアンケート用紙をあけるときの客観性の担保でございますが、意見箱に関しましては複数の職員により開示をする、また電子メールによるものは担当課の代表アドレスにお寄せいただくなど、客観性の担保に努めております。また、いただきましたご意見は一覧表に集約をいたしまして、ホームページ等でお知らせをいたします。

失礼いたしました。続きまして、受付番号18 地域おこし協力隊についてのご質問につきましては、お答えをいたします。

1点目の地域おこし協力隊はどんな活動をしているのでしょうか、また今までの実績はどのくらいあるのでしょうかであります。地域おこし協力隊とは、地方自治体が3大都市圏等の都市住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など、地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を図りながら、地域の活性化に貢献していただくための国が定めた制度でございます。

現在、東御市では8名の隊員が地域の皆さんと一緒に汗を流して、熱意を持って取り組み、地域の活力向上のために大きな役割を果たしております。これまでの実績でございますが、東京藝術大学と地域が連携して開催いたしました「天空の芸術祭」では、運営の支援だけでなく、この取り組みを通じて多くの市民ボランティアにもかかわっていただくなど、人と人、地域と人をつなぐ役割を担い、地域の人材育成にも貢献しています。

また隊員の持つ外からの視点と、発掘した市の魅力をフェイスブックを通じて市内外に情報発信し、市民の郷土愛の醸成や市の認知度向上に努めています。

更に子どもたちを対象にした里山遊び、中心市街地活性化のための地元産物を扱う青空市場等の開催、漫画を活用した誘客のための冊子づくり、市のスポーツ行事等への運営協力など、多岐にわたる活動を行っております。

2点目の地域や市民から何か希望があったときに地域おこし協力隊の皆さんと一緒に考え、行動

していく際の窓口についてでございますが、ご希望の内容によって異なりますが、特定の隊員の活動に直接関係する取り組みについての相談窓口は、その隊員の所属する部署が担当となります。また特定の隊員の活動にかかわらず、地域おこし協力隊に関する総合窓口といたしましては、地域づくり・移住定住支援室となっております。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 受付番号19、高森公武議員の各区内の道路の点検についてのご質問につきまして、お答えをいたします。

区内の道路が狭く、危険と思われることから、点検等の対策が必要についてでございますが、市内の道路で沿線に住宅が連檐して狭い箇所は、特に集落内の道路で箇所数が多いと認識しているところでございます。住宅が連檐している道路の整備につきましては、時間等がかかると思われませんが、区内道路を熟知されている各区の皆さんの目線で、危険箇所がございましたら区の長期計画でご要望をいただき、現地を確認させていただければと考えております。

また、通学路については、毎年学校やPTAが主体となって点検を行い、危険な箇所を確認していただいております。市ではこの点検結果をもとに、2年に1度東御市通学路交通安全プログラムにのっとり、関係者で合同点検を行っている状況でございます。

○議長（依田俊良君） 高森公武君。

○6番（高森公武君） ただいまのアンケートの質問の中で、今、村中の現状ですけれど、お年寄りが2人で暮らしているようなお宅が半分以上あります。それでみんな何ていうんですか、80近いような人で、買い物にも行く、そういうこともつらいので行けないというような、そういう方がおりまして、それでわざわざ公民館へ行ってそれを書くとか、パソコンとか、機械でやるというようなことは99%不可能だと思うんですよ、それは。私もそうです、機械はもう全然能がないからわかりません。だから少しまちの方でもそういう点も配慮していただいて、アンケートをとるとか、パブリックコメントをやるかというときには、そういうことも配慮していただかなければ、こういうことについて参加できません、はっきりいって。私もつくづく最近はもう、ああ、この村も年とったな、我々が来たとき、入れてもらったときではまだ団塊の世代で、何やっても、ソフトやっても、野球やっても、バレーやっても強いと言われてのが、今はもう、そのクラブもなくなってしまっています。年とってしまてできないのだから。だからそういう年をとってしまていて、できないということもある程度配慮していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから次、いいですか。地域おこし協力隊のことでお聞きしたわけですが、私のところへ北御牧の北部の方ですか、電話をいただきまして、それでちょっと来いと、それから何だいということで行ったところが、池の中に丸太を立てて、テープを張ってやってありました。これは何を想像しているのだから、何を理解すればいいのかわからないし、これはちょっとわからないよなど言ってきました。最近は何か上の方の段の人たちは、寄附をしろなんか言われて寄附をしたとかということも聞きまして、それで家へ来てちょっと女房とそんな話をしたら、「あんた、旧東部町の

方はそういうことをやっているということを全然知らない人がいっぱいいて、そんなこと知らないよ」なんて言うもので、これは広報か何かでもっと大々的に知らせなければ、こっちの東御市の方の人たちは向こうへ見に行くなんていうことはないわけなんです、全然それを知らないのです。だからそういう点も配慮していただきたいと思います。

それから次に、道路の点検ですけれど、私、会派で糸魚川の火災の現場を見せていただきまして、びっくりするなんてものではなくて恐怖を感じました。いや、これはあれですね、もう少し消防もいろいろ考えたりして、いかなければいけないなということで、家へ来ていろいろそんな話をしまして、ちょっと同僚と話をして、今、消防は広域ですね。それで広域本部の方へちょっと声をかけていただいて、それである程度仲間をつくって行って、現場を見て、どういうふうに消火して、どういうふうにしたということを聞いたり、見たりしてきたら、これはためになるのではないかな、そんなような気がしましたもので、ちょっと余談みたいなもので申しわけないですけど、ここへ持ち出したわけですけど、それも1つお考え願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、再質問をお願いいたします。これからの再質問は一問一答でお願いいたします。

湯の丸にちょっと関係しておりますが、8月29日「東信ジャーナル」の新聞による市長の、市長は、市の金を使わなければ反対している人にも納得してもらえると述べていました。市民の反対は自然を壊さないように市の中のやらなければならないことなど、本当に市のお金を使わなくてできますか。本当に市のお金を使わなくてできますか。もう使っておりますよね。これから維持管理費、そういうのも一切使わないということでしょうか。また、ふるさと納税で賄うということでしょうか。お答えを願いたいですが。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 高森議員の再質問にお答えさせていただきます。

湯の丸高原は昭和43年に国民休暇村に指定されておまして、そしてこの長野県内では高峰と、それから湯の丸高原のみが指定されているという状態でございまして、この指定区域内の中で、基本的に国民の余暇利用を図っていこうという認定をいただいております。

更には当時旧東部町議会で決定して、初代社長は百瀬豊善さんという当時の町長が就任されて、町内の企業や千曲バス等の出資を募ってスキー場等が始まったと。その後、祢津の議長を務められて町長選に出られて、その後、神津八朗さんが議員をやめられた時点で湯の丸高原開発株式会社の社長になられて、現在は3代目の峯村さんが社長として頑張っております。これは東御市の旧東部町部分の、町を挙げて湯の丸を世に出していこう、観光地をつくっていこうという総意の中で、地域住民の企業のお金を集める形で出発した大切な湯の丸高原開発という事業でございます。

それを国が更に認定していったということの中で、今回、基本構想を変えるに当たって、つまり当初予定していなかった400メートルの中の、テニスコートが現在ある部分を芝生のグラウンドにしたいということが1つ大きな変更点として、そしてテニスコートを動かしていくということ、そ

れを今回パブリックコメントにかけさせていただきました。

更には体育館は当初から構想があったものでありますけれども、その体育館をつくり上げて、それを3年間の限定つきで仮設のプールを設置して、東京オリンピック・パラリンピックに間に合わせていくという一時的な体育館のプールへの使用ということに関して、パブリックコメントをさせていただきました。

そういう中で、市として提案させていただいたものは、非常に天下国家、国のオリンピックを成功させるために、市民のお金を使うのかという議論に関しまして、そうではなくて理解ある企業や全国の東京オリンピック・パラリンピックを成功させたいという思いのある方のお金を集めて、そういう事業をやらせていただくことを通して、市民理解も深まるし、また、それができることを通して、体育館を手に入れることができるし、将来の国による高地トレーニングセンターを湯の丸に誘致することもできるし、更には県道の改良も県がやってくれるし、また全国から市民ランナー等が湯の丸に集って、経済効果が非常に大きいという東御市にとって非常に恩恵が被ることができて、なおかつ財政的負担の少ない道を、イバラの道ではありますけれども、歩みたいということを質問に対して答えたものでございます。

この自然保護をどうするかということに関しては、自然保護の環境審議会等のご意見もいただいたりしながら、基本的に開発地域における本事業は問題ないということでありますので、そのことに関しては開発していくべき分野での事業ということでございますので、問題は財政的問題であるというふうに述べさせていただいております。

もちろん多くの方々のご異論あるかもしれませんが、私が考え方を述べさせていただいて、そしてそれに対するいろんなご意見をいただく中で、よりよい道を探っていく、そのためにパブリックコメントとか、説明会とか、いろんな団体に出向いて出前講座をとか、ご理解を賜るための説明等をさせていただきながら、市民理解を深めていきたい。実際に市の市税を使うんでなければ、それはいい話だなというのが正直なお話でございますし、賛成の方は賛成と言うにどまらず、実際に多くのお金を出していただいて、頑張れよと言っているという現実でありますので、賛否両論ある中ではありますけれども、事業全体が実現に向かって現在、動いているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（依田俊良君） ここで15分休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時42分

○議長（依田俊良君） 開会前に申し上げますが、議場内での不規則発言は注意してください。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

高森公武君。

○6番（高森公武君） 休憩前に市長が答えをしていただきましたことは、私たちから見るとそれ

は理想なことなんです、理想です。ただ、一番心配することは、これからあれができ上がって、維持管理でお金がどのくらいかかって、では、それをどういうふうに支払っていくんだという、それが普通の人の考えということなので、そのお金はどうなるだろうな、それは市民が払うのか、税金だろうかと、そういうみんな年をとってきて、仕事がもうアウトして、年金は削られ、ほかのものはみんな上がっていて、それでそれをまだ払うということになったら、もう生活はしていられないよと、そういう人の声がおおむねあるんです、そこらを歩いてみると。だからそれは言いようもないから、市長がやっていることだからといって、そこはしらばっくれるしかないから逃げちゃうけれど、本当に説明ができないんです。本当にお金がどういうふうに、最後はどういうふうに維持管理をしていくかということが、市長の、それこそ市長の声でぱぱっと、これは一切市税は使わない、ふるさと納税で全部やるんだよと、そういうような強い言葉があれば、市長はこういうふうに言っているから、大丈夫だと言えるけれど、まだそういう言葉もちょっとだけ聞いたような気もないので、ひとつその点をお願いいたしますが。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 高森議員の再質問にお答えします。

維持管理費の中で、性格的には3つに分けられるかなというふうに考えております。1つは仮設プールにかかる年間約5,000万円というふうに計算されておりますその経費でございますけれども、維持管理費に関しまして、利用料、これは非常に利用者が一般の帯広のプールの利用客から算出した利用料2,500万円という数字でありますけれども、現在のアンケート調査等によりますと飛躍的に使いたいという希望があるわけでありまして、1つは努力しなくても2,500万円ぐらいの利用が見込まれると。更には高所トレーニングのためのトップアスリートのための必要な施設ということで、スポーツ庁からの補助金が、できた上での申請になりますけれども1,500万円ぐらいは見込まれるのではないかとというふうに考えておりますので、あとの1,000万円に関しては3年間の限定つきでありますので、ふるさと寄附金で賄える額だというふうに思っておりますけれども、恐らくこの額全体は利用料の中のみ込まれる額ではないかとというふうに考えているところでございます。

それからグラウンドとかランニング、400メートルトラックとかは、当面はほとんど維持管理費は劣化が進むまでは必要ないというような業者のお話もありますけれども、何百万かを見込んでおるところでございます。

体育館の維持管理に関しましては、東御市全体の維持管理を今、体育協会にお願いしておるわけでありまして、その金額が6,000万円余ということでございますので、体育館になった後の維持管理に関しては、やっぱり200、300万円かかるのではなかろうかと。それと土地の借用料ということが経費として計算されるということでもあります。

それから湯の丸高原荘、現在、維持管理に800万円弱のお金をかけているわけでありましてけれども、今後の改修によってはこのお金をかけなくてもよくなるというふうに考えております。基本的

にはそのような形での設計、利用料の設定を受益者負担ということを原則的には行っていきたいというふうに考えておりますので、市税が全く今後これからの首長さんがどのようにお考えになるかということはありませんけれども、現時点において私が首長をやっている間に關しては、市税の投入はしなくてもやっていけるというふうに認識しております。

ただ、誤解のないように言わせていただくと、地域の市民益にかなっておるものに関して、応分の負担を過度に規制するという事は市政運営上、将来に禍根を残す可能性がありますので、私が市長をやっている間はそういったようなふるさと寄附金等で運営可能な額だということで、そのような措置をしていきたいというふうに言わせていただきますので、運営費に關してもご安心いただく、そういうことであるというふうに思っています。

○議長（依田俊良君） 高森公武君。

○6番（高森公武君） ありがとうございます。次に、湯の丸高原トレーニング施設の自然環境調査委員会の委員についてお伺いいたします。委員には信大の別府先生がついておられます。事務局には岡田さん、オブザーバーには湯の丸観光開発の峯村さんがついております。推進市民会議によれば、安全だということですが、このメンバーでよろしいですか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 済みません、ただいまの湯の丸の環境に關して検討委員会のことでございますか。

○6番（高森公武君） 環境審議会ですか。

○総務部長（掛川卓男君） 湯の丸の環境調査をしたときの審議会のことですかね。済みません、メンバー構成を今、確認しておりますので、後ほどお答え申し上げます。

○議長（依田俊良君） 続いてどうぞ。

高森公武君。

○6番（高森公武君） 次に、昨日の先輩議員と重複すると思いますが、アンケートの結果を教えてくださいたいと思いますが。反対が何枚ありまして、それから賛成が何枚あったか、無効が何枚だか、ちょっと書き違いがしていると思うんですけど、はっきりしたことをお願いできればと思いますが。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 現在、精査中でありまして、おおよそ190のパブリックコメントの回答が寄せられたということございまして、内容に關しては現在、仕分けして回答を準備するという作業中でございますので、市から発表する数字は現在、持ち合わせておりません。

○議長（依田俊良君） 高森公武君。

○6番（高森公武君） これはおいおいには発表していただけるということですね。はい、わかりました。

19番の道路の点検について、再質問させていただきます。

区内には狭い道がたくさんあり、車道と通学路が一緒になっている場所が多いわけですが、高齢者が多くなっている中、救急車、消防車が入れないような道があり、カーブが曲がれない大変な場所が多い、カーブのちょっとした工事により車が入れるようになる、そういうところを直そうという気持ちはあるのでしょうか。

それから区の長期計画で要望して何年かかるかわからないような計画では、火災が起きれば区の中はもう場所によっては丸焼けになるような感じがいたします。また救急車も同じことが言えます。車がカーブをスムーズに曲がれる道にしておかなければならない。区から要望があれば行動を起こしてほしい、他にお金を使うのではなく、ほかの区民の皆さんの生活にお金を使うべきであると思います。直してほしいと言うと、お金がない、予算がない、計画がないという言葉です。市民は何のために税金を支払っているのでしょうか。生活をしているのでしょうか。何名の人からも私はいろいろ言われております。また、よく点検をしていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 高森公武議員の再質問にお答えいたします。

区内の中には狭い道路がたくさんあり、ちょっとした工事で車が入れるようになる。区からの要望があればすぐに行動を起こしてほしいというご質問でございます。最初の答弁でもお答えをいたしましたけれども、区内道路でも特にこの場所が狭いという箇所がございましたら、区長さんを通じまして建設課にご相談をいただければと思います。

なお区からいただいております長期計画の中で、道路拡幅や隅切り設置等のご要望をいただく場合がございますけれども、沿線地権者の方のご理解、ご協力をいただかないと実施できませんので、区からのご支援もよろしく願いをいたします。

いずれにいたしましても道路に係る区からの要望に対しましては、緊急性、必要性等を考慮し、小規模土木事業、緊急修繕事業、側溝・舗装補修事業、道路改良事業等でできる限りの対応をしているところでございますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 先ほど再質問いただきました湯の丸の関連で、自然環境調査委員会というところで環境について調査していただいたことがございます。名称といたしますと「東御市湯の丸高原高地トレーニング施設関連自然環境調査委員会」という委員会を設置いたしまして、湯の丸高原の自然環境の影響を調査、検討いただいたものでございます。その委員といたしましては、委員長に別府桂さん、信州大学の教授でございます。それから委員といたしましては、柳沢さんという湯の丸の当時区長をやられておりまして、また自然保護観察員をされていた方、それから清水さんという自然保護観察員の方、オブザーバーとして湯の丸観光開発の社長さんの峯村さん、事務局として身体教育医学研究所の岡田所長が行ってございました。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 高森公武君。

○6番（高森公武君） 道路拡張の場合には、多少土地を買収しなければいけないところもあるわけですが。それで我々のところは団地なもので、当時買ったお金が高いところでは15万円ぐらいして買っているところもあるんです。安いところは7万円ぐらいですか、買っているわけですが、今、ここで道路拡張だから土地を協力してもらいたいとお願いするわけですが、15万円出して買ったところを今、まちで買うというと1万5,000円そこそこではないですかね。そういう差額がずっと出ちゃうわけなんです、それは結局区で持たなければいけないということなんですか。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 高森公武議員の再質問にお答えいたします。

当時、団地の中で買った土地について、不足する場合、区で持たなければいけないかというご質問でございますけれども、その場所場所によって土地の鑑定等をいたしましたり、また土地の形状ですね、その辺によっても価格が違ってきますので、もしそういうような場合には建設課の方へご相談をいただいて、価格の方を検討させていただきたいと思っております。

○議長（依田俊良君） 高森公武君。

○6番（高森公武君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田俊良君） 受付番号20 「地域共生社会」を目指して。高木真由美さん。

高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 皆様、こんにちは。議席番号2番、高木真由美でございます。

今年の夏は、大雨や洪水などによる被害が各地で起こり、残念ながら多くの方が自然災害の犠牲になってしまいました。また、夏休みは自殺する子どもが増える時期だと言われております。自殺対策につきましては、6月議会において質問させていただきましたが、長野県では8月21日にLINEの運営会社と協定を結び、いじめや自殺問題に関する情報発信や相談を始めると発表、9月10日からLINEの機能を使った相談が始まり、公明党が率先して進めてきた自殺対策が一步進んだ形となりました。

しかし本当に悲しいことに全国では何人かの子どもたちが、新学期が始まるタイミングで実際に自らの命を絶ってしまいました。そしてまた一方では、誰かの手によって尊い命が奪われてしまうといった事件も後を絶たず、つい先日も母親が出産のために入院している間に6歳の女の子が母親の内縁の夫に命を奪われて、クーラーボックスの中に放置されるという痛ましい事件が起こったばかりでございます。

そうした世の中であって、生まれてきた尊い命を守っていくためにはどうしたらよいか、私たち一人ひとりには何ができるのかを改めて真剣に考えていかなければならないと感じているところでございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は「地域共生社会」を目指してという1項目だけの質問になりますが、その中で何点か聞かせていただきます。

今年の6月に、社会福祉法改正案が国会で可決されましたが、そこには住民が互いに助け合って暮らす地域共生社会の概念が盛り込まれております。政府が掲げる地域共生社会の概念として、主に3点掲げられております。

その1つ目は、地域のサービスを考える際に支える側と支えられる側に分けてしまう発想を改めること、つまり介護や保育等のサービスで誰もが無理なく働けるようにするとともに、高齢、障がい、生活貧困窮等の困難を抱えた人たちも地域に参加でき、可能であれば就労することを支援することで、より支え合いに参加できるようになるということです。

2つ目は、制度、分野ごとの縦割りを超えた包括的な支援体制を構築する必要があること。人々が活躍できない背景には、育児をしながら家族の介護にも直面するダブルケアや、引きこもりなどが原因で子どもが親の年金を頼りに生活せざるを得ないなど、複数の問題を抱えている事情がございます。このため包括的な丸ごとの支援が求められております。

3つ目は、地域で住民と自治体が主体的に進める地域づくりが挙げられています。すなわち地域共生社会とは、地域で支える側を支え、支えられる型の活躍の場を広げていく、支え合いを支えるという制度であり、社会福祉を大きく転換する概念であると言われております。

そこで東御市の現状について、何点かお聞きをします。

まず1点目は、地域の中で孤立してしまいがちな障がいを持っている方に対してですが、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されております。そこで掲げられている合理的配慮について、市ではどのように捉え、実行されているのかをお聞きします。

2点目は、発達障がいの方に対する支援についてですが、発達障がいに対しましては一昔前に比べると世の中の人たちに大分認知されるようになってきました。しかし一口に発達障がいといっても対人関係のつくり方や社会的コミュニケーションが苦手で、多くが人間関係に困難を抱えやすい自閉症スペクトラム障害と呼ばれるものや、自分の欲求を抑えることが苦手、動きの多さや衝動性が目立つ注意欠如多動性障害、また知的な遅れはないものの話す、読む、書く、計算する、または推理する能力のうち、特定の学習が苦手な学習障害等、様々なタイプの方がおられます。そのため個々の特徴をしっかりと見極めて、適切なかかわりをしていくことが大切です。そこで発達障がいでの支援の必要な方の乳幼児期から成人期までの支援体制はどうなっているのかを伺います。

3点目は、LGBTの方に対する質問です。LGBTとはいわゆる性的少数者と言われる人たちのことで、女性同性愛者のレズビアン、男性同性愛者のゲイ、両性愛者のバイセクシャル、性同一性障がいを含む肉体と精神の性が一致しないトランスジェンダーの頭文字をとった言葉です。もう一つの心の性や好きになる性がはっきりしない、もしくは決めたくない、クエスチョニングと呼ばれる人も含め、LGBTQと表現されることもあります。いずれにしても当事者の中では、何か周りの人たちと違うという違和感を感じながらも、自分ではどうすることもできず、また周りか

らも理解されずに、時には気持ち悪いとか、おかしい等と言われ、いじめの対象になってしまったり、差別や偏見にさらされるケースもあります。

そこで市としては、そのような方たちに対してどのような対応をしているのかをお聞きします。

4点目は、育児をしながら介護も担わなければならないダブルケアの方に対してです。近年晩婚化等を背景に、ダブルケアに直面している家族が増えていると言われ、1人で困難を抱えてしまうケースもあるように思われます。2016年4月に、内閣府が発表したデータではダブルケアに直面する家族は全国で約25万人、男性8万人、女性17万人いると推定されております。私自身も3人目を妊娠中に2人の子どもの子育てと老衰で寝たきりの状態になってしまった主人の祖母の介護をした経験がありますが、比較的短い期間ではあったものの想像以上に大変でした。また以前の職場で子育てをしながら2人のご家族の介護を同時にされて大変な思いをしているお母さんに相談されたこともありました。

そこで市におけるダブルケアの方の支援はどうなっているのか、お聞きします。

5点目として、引きこもりの方に対してですが、引きこもりも本人にとっても家族にとっても大きな問題だと思われていますが、その現状と支援はどうなっているのか、伺います。

最後に、生活困窮者に対してです。生活や就労に困っている方を生活保護に至る前に支援し、自立を促進することを目的に、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者自立支援制度が創設されましたが、市としては具体的にどのような支援をしているのかをお聞きし、最初の質問とさせていただきます。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 受付番号20、高木真由美議員の「地域共生社会」を目指してについてのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の障害者差別解消法に掲げられている合理的配慮はどのように捉え、実行されているのかのご質問でございます。

障害者差別解消法で掲げられている合理的配慮につきましては、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況により、双方の対話による相互理解を通じて、柔軟に対応がなされるものであり、障がい者差別のない共生社会の実現に向け、社会的障壁を取り除くため、一人ひとりに必要な配慮を行うことが合理的配慮という形で捉えてございます。

具体例としましては、店舗等で高い棚の上の商品をとって渡す、研修会等を開催する場合には、移動距離が少ないところの部屋を利用する、可能な限り、移動と受講がしやすい席を案内する等、多岐にわたっているものでございます。

市におきましては、平成29年4月に行政機関として市職員が適切に対応するための「東御市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、全職員に周知しており、市民や事業所に対しましては、広報やパンフレット等を配布し、啓発に努めているところでございます。

2点目の発達障がいに対する支援について、乳児期から成人期までのそれぞれの対応状況はどうかのご質問でございます。

市においては、発達障がい児に対し、ライフステージ別にきめ細かな支援体制を整えて対応しております。

乳幼児期においては、障がいの早期発見を第一の目的に捉えて、4カ月児から3歳児までの乳幼児健診や離乳食教室で診察や問診を行っております。障がい疑われる場合は、小児精神科医師等による発達相談で特性を見極め、保護者と認識を共有した上で、支援計画の作成、また関係部署が連携し、対応しているところでございます。

就園前の発達に特性が見られる幼児については、療育教室への参加を促し、小集団で友達とかかわり合いながら、親子で遊んだり、育児について個別支援を実施しております。

また、年中児を対象とした5歳児発達相談により、必要に応じて個別支援を継続するとともに、年長時には教育委員会と連携し適切な就学に向けた支援を行っております。

小・中学校においては、発達障がいのある児童・生徒全員について個別の教育支援計画を作成し、保護者と学校職員が情報を共有した上、個々のニーズに応じた支援を行える体制をとっております。また、障がいのある児童・生徒を個別に支援することだけではなく、可能な限り通常学級で学ぶ機会が増えるよう、インクルーシブの観点からの配慮も進めております。

次に、高校在学から成人期における支援でございますが、高校在学中は、放課後等デイサービスやヘルパー支援などの福祉サービスを継続して利用できることとなっておりますし、就労についても、各関係機関が連携し、ご本人の特性に応じた就労に向けて支援しているところでございます。

成人期においては、トライアル雇用事業やジョブコーチ支援等様々な制度がございます。ニーズに応じた継続的な支援を提供しておりますし、また、発達障がいに関する事項をはじめ生活や健康面の相談につきましても、市の担当のケースワーカーや保健師が随時応じております。

3点目のLGBT、性的少数者の方に対する対応についてでございます。

現在、福祉の方で承知している案件については、市内の性的少数者の方からの要望や相談の事例はございません。事象としてあらわれるいじめですとか、差別についても事例はございますけれども、LGBTを誘因とした相談というのは今のところ承知してはおりません。

しかし、平成27年に東京都渋谷区等において、同性パートナーシップ条例が制定されるなど、それらの動きが全国的に見られておりますので、これからの中においてはそのような相談が出てくることも考えられます。状況を見極めながら、その体制をとってまいりたいと考えております。

4点目の育児をしながら介護をしているダブルケアに対する具体的な支援はなされているかの質問でございます。

介護と育児をしている方がいらっしゃることは認識しておりますが、数的な調査等は実施してございませんので、ちょっと数的なものについては承知しておりません。その方々が、介護の相談時につきましては、育児の相談がなかなかしづらい雰囲気になっているなというのは感じておりまし

て、そのような場合につきましてはこちらの方から「育児も大変ですね」といった言葉をかけるようにして、悩みを聞くようにしております。

また、支援会議においては、日ごろより必要に応じて育児・介護の関係者が集まりまして、どんなサービスを利用できるかなどの検討を行っております。

今後増加が見込まれていると言われているダブルケアであります、それぞれのセンターが役割を担いながら、少しでも育児・介護負担が軽減できるよう適切に支援してまいります。

5点目の引きこもりの方の現状と支援はどうなっているのかの質問でございます。

市では、平成28年度に「地域のつながりに関する基礎調査」を実施いたしました。この調査は20歳以上の市民の方2,000名を無作為抽出してアンケートを郵送し、1,031名の方に回答いただいたものでございます。有効回答者数は782名でございました。

この調査の中の質問の中で、「現在家庭内引きこもり者がいる」というような回答をなさっている方が2%でございました。

支援でございますけれども、保健師による相談や受診支援、社協による生活自立支援や就労支援等を行っており、28年度につきましては、引きこもりについての理解促進を図り、相談しやすい環境づくりを進めるため、市民を対象に「ひきこもりのことを理解するための学習会」を開催しております。精神科医による講演会や保健福祉事務所の保健師を招いてのワークショップというような内容になってございます。1人でも多くの方がこういった研修会に参加していただくように努力してまいりたいと思います。

6点目の生活困窮者に対する支援はどうかについての質問でございます。

当市においては、生活困窮者自立支援事業を東御市社会福祉協議会に委託をし、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を実施してございます。この事業におきましては、日常生活の困りごとについて全般的に相談を受けており、必要な支援につなぐことができているものと考えております。

主な支援内容としましては、就労の前段階の生活習慣の形成や就職活動のための技法習得、就労体験等を通じて基礎的な能力を身につけ、安定した職につくためのサポートや、家計の状況を明らかにした上で、専門的な助言指導を行うことによって、家計を管理する力を高めることなどがあり、貧困からの脱却及び生活状況の改善を目指し、努力をさせていただいているところでございます。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） ここからは一問一答で行います。なお関連のある事柄に関しましては幾つかまとめて質問いたしますので、お願いします。

まず障がいをお持ちの方に対する対応についてですが、先ほどの答弁では東御市では障がいをお持ちの方に対して適切に対応するための対応要領が作成されており、全職員に周知をし、市民や事業所に対しても啓発をしているとのことですが、障がいといっても身体障がいや知的障がい、精神障がい、また、その他の心身の機能の障がい等、実に様々な状態の方がおられます。そしてその方

の状況によって対応の仕方も当然違ってまいります。そのため周りの多くの方たちにその特性を知ってもらう必要があると考えます。

鳥取県では、まず知ることから始めようという趣旨のもと、平成21年11月に「あいサポート運動」が始まりました。あいサポートとは、愛情のあい、私のあいに通ずる「あい」と、支える、応援する意味のサポートを組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意思で行動することを意味しています。この運動は、様々な特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくあいサポーターの活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会、共生社会をみんなと一緒につくっていく運動です。

長野県としましては、平成25年9月から取り組みがスタートし、徐々にその輪が広がっておりますが、東御市としての取り組みの状況と今後どのように広めていかれるのかをお聞きいたします。

また、義足や人工関節を使っていたり、内蔵に機能障害があったりするなど、外見では障がいや病気だとわかりにくい方が周りから、特に災害時などに支援を受けやすくするためのヘルプマークの普及も必要だと思われませんが、その点についてはどのようにお考えかをお聞きいたします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） あいサポート運動、またヘルプマークの普及推進についての質問でございます。

あいサポート運動につきましては、市においても積極的に取り入れてございまして、県で主催するあいサポーター研修を受講する機会を設けてございます。それを利用して多くの市民の皆さんがあいサポーターのバッジを手に入れているものと、そんなふうにご考えてございます。ただ、社会全般的にまだそういった雰囲気が完成しているわけではございませんので、この運動の推進につきましては引き続き取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

また、市の職員を対象にした県の出前講座等も利用しておりまして、同種の内容で職員対象にした研修会も実施をさせていただいております。

また、今、ご紹介がありましたヘルプマークについてでございます。こういった運動につきましては、各自治体で細かく独自のものをつくるというよりも、広域的に同じようなものが使われることが望ましいというふうにご考えております。昨今、県の方にもその辺の状況を確認しましたところ、県においても東京都で実施し始めた、その辺のヘルプマークの普及に関して、これから力を入れていきたいという話でございます。国、あるいは県の動向を見ながら、そういったものの推進に市としても最大限の努力をしていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） ただいま答弁をいただきましたが、障がいは誰にも起こり得るものであり、それゆえに先ほど申し上げましたように様々な障がいについて、多くの方が学び、理解をしていくことが障がいの有無にかかわらずともに支え合う共生社会を実現するために必要だと思いますので、ぜひあいサポーターの運動のさらなる周知と推進をお願いしたいと思います。

また、できれば受講された方はつけていただくとありがたいかなというふうに申し上げておきます。

また、当事者の方に対するヘルプマークの普及も早急に進めていただけるよう願うところでございます。実際に新聞の記事にも、ヘルプマークをつけていたおかげで、倒れたときに助かったという記事が載ってございましたけれども、それもぜひ早急に進めていただきたいと思います。

次に、発達障がいの方に対する支援についてでございますが、先ほどの答弁では乳幼児健診から始まって、保育園や学校など、それぞれの年代で対応しているとのことですが、発達障がいと言われる子どもたちは近年急増していると言われております。そんな中、今年の4月から市民病院に発達外来ができたことは、当事者にとって大変ありがたいことだと思いますが、発達外来にはどのようなつながりがあるのか、発達外来での実際の受診状況はどうか、また発達障がいの子どもの保護者へのかかわりはどうかをお聞きいたします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 発達障がいに対しての質問でございます。市民病院との発達外来等のつながりについて私の方からご返答をさせていただきます。

まず市民病院の発達外来とのつながりについてでございますけれども、就学前の幼児の場合については保健師や保育士が、学校では担任と養護教諭、発達相談員が子どもの様子を確認し、保護者と相談した上で受診が必要と思われる場合は、発達外来の方へつなげてございます。

まず、この場合に、まず保護者の皆さんに理解をいただくというのが非常に重要になってまいります。丁寧な説明に心がけながら、子どもの状況を理解していただくよう努力をしているところでございます。また受診に際しまして、必要な場合につきましては保護者同意のもとで受診に同行するというようなことも行っておりまして、検診や発達検査の記録など、医師が診断の参考とするための資料を整えるなどの支援を行っております。

○議長（依田俊良君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 市民病院で開設いたしました発達外来でございますが、この4月から始まっております。病院といたしましても初めての取り組みということで、なかなか運用のノウハウがつかみづらい中で、手探りの状態でスタートしたところであります。

ただいま健康福祉部長からお話がありましたが、この発達外来は通常受診と違いまして、事前に多くの書類の準備が必要となります。保護者がつくる書類、それから学校の先生や保育園の先生等がつくらなければいけない書類とたくさんありますので、なかなか病院の方では一手にその部分のところを引き受けられないというところがありまして、就学前の乳幼児に関しては健康保健課が、そして小・中学生については教育委員会の方で取りまとめを行っていただけましたので、そういった協力のもとで4月以降の外来受診の申し込みがスムーズにいったということでもあります。

この5カ月の間では35名の新たな患者さんが受診をされましたし、既にそういった皆さんは2回目、3回目ということで、複数回の再度受診もされておるところであります。そういった行政側

の連携を深めながら、スムーズな運用がスタートできましたし、また学校側におきましては、教育委員会ではなく既に運用が固まったことから、各小・中学校の先生方が直接そういった書類を準備して予約を入れていただいているというところでもありますので、まずは順調なスタートが切れたのではないかというふうに思っております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 済みません、もう一つ、発達障がいの子どもへの保護者のかかわりということについて。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） どうも失礼いたしました。発達障がいに関する保護者とのかかわりについてでございますけれども、なかなか子どものこととはいえ逆に保護者にとっては認めづらいう現実かと思っております。保育園、あるいは学校という場面においては、ほかの子どもたちの比較という形の中で発見しやすさというものがあるものかと思っております、まずその辺の発達障がいに関する内容の理解を保護者に求めていくと、そのような形でございます。疑われる児に関しましては、まず最初に保護者としっかりとお話し、発達障がいのことを理解していただくこと、その辺のことをしっかりとやって、その後支援というような形でつなげるようにしております。よろしく願いをいたします。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） ただいまそれぞれ答弁をいただきましたが、その子に合った適切な支援をしていくためには、より早い対応が必要であり、そのために様々な対応をされていると認識をいたしました。保護者とのかかわりでは、今、大変理解していただくのに難しいというお話でありましたが、子どもが適切な療育、また福祉サービスを受けられるように、いろいろと情報共有をしていくことはもちろん大事なのだと思うのですが、保護者が一番心配なのは将来的なことだと思います。その辺については具体的にどのようにかかわっているのかをお聞きます。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 発達障がいの方に対する将来の不安ということでございます。発達障がいに限っての話ではございませんけれども、一般的に障がいをお持ちの方、あるいはその家族の皆さんにとっては自立をするということが一番の心配ごとになるかと思っております。

現在、発達障がいを初めとする就労支援につきましては、様々なところで事業が展開されてございます。その代表的なものとしては、トライアル雇用事業、あるいはジョブコーチ支援制度等がございます。トライアル雇用事業につきましては、雇用のお試しというような形の制度でございます。当然のこととして事業所の方にもそれなりの理解が必要でございますけれども、そんな制度がございます。この制度の延長線上として企業が雇用条件等で合致すれば、そのまま就職ができるというような制度になっておりますので、また、そのような対象者がございましたらご相談をいただければと、そのように考えております。

また、ジョブコーチ支援制度でございます。なかなか発達障がいの方が1人で職場に出かけていって、それなりの就労訓練をするということは、かなり内容として厳しいものがございます。したがってジョブコーチという形で、付き添いのもとに支援をする制度がございます。発達障がいとひとくくりにする話にもできませんので、その方の特性に応じた、あるいはその状況に応じた支援という形で現在、取り組んでいるところでございます。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 将来発達障がいのある子が自立していくためには、子どもの特性をよく理解し、子どもがこだわっていること、また得意なこと、好きなことを見つけて、上手に伸ばしてあげることが大切です。幼少期からそういったことを保護者が意識していけるようなかわりが大事だと思われまますので、その辺も踏まえた上でのかわりもお願いしたいと思います。

発達障がいの方の就労に対しても、今、答弁いただきましたけれども、雇用環境の整備等が必要のため、ハードルが高いところではあるかと思いますが、周囲の適切な理解、支援があれば障がいがある方も能力を生かした仕事ができるはずで。そのためのさらなる推進をお願いしたいと思います。

次に、LGBTに対してですが、東御市においては当事者の要望や相談などはないとのことですが、様々な調査によると世界のどの地域でも、どの時代でも人口の約3から5%いるというデータがあります。つまり学校のクラスに1人はいる計算になります。そこで学校現場での教育が大切だと思われまますが、人権教育などの中でどのように実施しているのか、実際の相談や相談されたときの支援体制はどうなっているかをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 学校現場におけるLGBT教育の実施状況等につきましては、学校授業の中で特化した教育は現在、行っておりません。ただし人権同和教育の中で違いを認め合う力を育てる教育に取り組んでおりますので、いじめや差別の対象となることがないように注意していくことが大切であるというふうに考えております。

学校での相談体制であります。養護教諭をはじめ心の教室相談員やスクールカウンセラーなどを配置しておるところでありまして、保護者や児童・生徒から相談があった場合には、全職員が情報と支援の方向性を共有して対応してまいりたいというふうに考えております。

なおLGBTに関する取り組み事例として、1点だけ申し上げておきます。昨年度滋野小学校におきまして、学校とPTAの共催によりまして、高学年親子でLGBT当事者の話を聞く講演会があったということを報告させていただきます。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 今後も講演会など、人権学習の場で障がいや人と違った性的な好み等が理由で疎外されてしまうことのないような教育の推進や丁寧な相談と対応を行っていくようお願いしたいと思います。

LGBTの方に関連して、もう一つ質問をさせていただきます。学校生活の中で何となく疎外感を感じていたり、実際に仲間外しやいじめに遭っていても、学校という空間の中では当事者がなかなか相談しづらいという現状があるように思われます。その背景には、人に知られたくないとか、相談したことでますますいじめがエスカレートしてしまう、また相談すること自体が恥ずかしいなど、様々な理由が考えられます。冒頭でも触れましたが、長野県ではそういったことに対応していくため全国に先駆けてLINEアカウント「ひとりで悩まないで@長野」を開設し、長野県の中高生12万人にバーコードつきカードを配布し、約3,000人が既に登録をしており、9月10日から相談が始まっております。それは本当に画期的なことであると思います。しかし小学校にも悩んでいる子どもたちはおります。そしてまた年齢が下であるほどSOSが出しづらい状況にあるのではないかと思います。また、せっかくSOSを出しても周りがそれを察知しないと届きづらいという場合がございます。

そこでSNSの活用の推進と同時に、例えば第三者の立場である保健師等が学校に出向いて、子どもたちや先生はじめ周りの大人も含めたSOSの出し方教育、例えば誰でも相談していいんだよといったような誰もが相談できる窓口を伝えたり、実際に相談に乗る等の取り組みが必要だと考えますが、その点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞きします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 学校側の対応というよりも、福祉全般での対応というような形の中で、SOSの出し方等の質問に対してお答えをしたいと思います。

SOSの受け方に関しましては、各種研修会等を通じまして普及を図っております。ただいま議員の方から提案がありましたように、SOSを受ける体制については様々な窓口を設け、LINE等による受付等も実施している状況にございますけれども、なかなかSOSの出し手に対して相談をしてもいいんだよというような環境には、まだ至っていないというような状況を感じてございます。受け手側の研修として、ゲートキーパー等の制度もございます。そんな中で、そういった講習会を受講した皆さんもございますので、ぜひそういった皆さんと相談をしながら、SOSを出してもいいんだよというような環境づくりに努めてまいればなというような考えでおりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 実際に悩んでいる子どもたちがSOSを出しやすい環境づくりをぜひともお願いしたいと思います。

では、次に引きこもりについてです。アンケートの結果では、おおむね500人余りの方が引きこもり状態にあるということですが、実際に相談に来られた方の件数と支援内容、また自立や就労につながった方はどのくらいいるのかをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 引きこもりの件数、支援内容、就労につながった例ということで

ございます。なかなか引きこもりの実態の母数に対して支援している件数というのは追いつかないというような状況にございますけれども、ただ引きこもりの案件につきましては、まず本人が表に出ていただくことというのが最低条件になってまいります。そんな中で、市の方でかかわった状況についてお話をさせていただきます。

現在、引きこもりの相談につきましてはマイサポ東御に20件程度が寄せられており、対応してございます。支援内容としては、ご本人や家族との相談を実施するとともに、ご本人の要望に沿った支援計画を策定するなど、初期の対応を実施しているところでございます。その後、関連機関と連携しながら、ご本人の意欲を引き出し、社会生活の一步を踏み出せるような、日常生活で自立するための生活支援、また就労を行っていくための準備や訓練の支援を実施してございます。就労を継続し、収入を得ているケースにつきましては、現在のところ3件というような状況でございます。

うまく就労に結びついたというような内容の具体例につきましては、高校中退後家に引きこもっていた20代の男性の例がございまして、まず家族と相談に来庁されました。職業適性検査や興味検査、また職場見学や体験を通して、就労の準備をした後、一般就労につながったというようなケースがございました。実情に合った形での支援を実施する中で、1人でも多くの方が就労に結びつく、自立に結びつくというように願って支援をしているところでございます。

また、保健師が現在、保健指導等がかかわっている引きこもり状態にあるケースについては、9件でございます。うち7件につきましては福祉や社協の支援につながっており、残りの2件につきましては現在、医療受診をしながら経過を見守っているというような内容になってございます。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 引きこもりといっても様々なケースがあり、実際に引きこもっている方すべてを把握するのは非常に難しいことはわかりますが、先ほどの答弁にもあったように、より相談しやすい環境づくりが必要であると思いますので、さらなる推進をお願いしたいと思います。

では、最後に生活困窮者の支援ですが、社会福祉協議会での委託事業として貧困からの脱却と生活状況の改善を目指しているとのことですが、実際の相談内容と実績についてお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 生活困窮者自立支援制度の相談内容と実績という形の質問でございます。

平成28年度において、マイサポ東御が受け付けた新規相談件数については76件となっております。本人からの相談が最も多く52件、続いて関係機関、家族というような形の順となっております。相談者の年齢階層としましては、20歳未満が3人、それと20歳から39歳の方が31人、40歳から59歳の方が27人、60歳以上の方が15人と、就労年齢にある20歳から59歳の年代が多い状況という形となっております。

相談内容としましては、就職関連が最も多く、次に収入、生活費、病気や健康、また障がいの順となっております。

また、支援により就労につながった方は20人となっており、自立につながったケースについては離職などにより住居を失うおそれのある方に一定期間家賃相当額を支給する支援と、社協による食料の支援を行いまして、生活の安定を図りつつ、ハローワークを通じて求職活動を支援することで正規職員として採用された事例等がございます。

複合的な課題を持つ相談者が多いことから、関係機関と連携調整を行いつつ、効果的な支援を実施しているところでございます。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 相談者の年齢や相談内容も様々で、課題も多いということですが、自立や就労につながった好事例もあるということで、ほっとしておりますが、対象になられる方であってもマイサポ東御の存在を知らない方もおられると思いますので、さらなる周知を図っていただけたらと願うところでございます。

私は今回、地域共生社会を目指してという大きなテーマで一般質問をさせていただきました。それは誰もが自分の住んでいる地域の中で、より自分らしく生きていくにはどうしたらよいのかと思っていたからです。そうして誰もが幸せに暮らせる社会の取り組みが始まっていることも知りました。例えば障がい者を積極的に雇用している企業や性的嗜好を含むあらゆる差別を行わず、決して許さないと明記している企業があります。また高齢者や障がい者、子どもたちが一緒に利用できる共生型サービスを行っている自治体や障がいをお持ちの方が買い物などが困難な高齢者に生活必需品等を宅配するサービスを行っている地域もあります。世の中が変わりつつある中で、地域共生社会に向けてのこれからの東御市の展望、ビジョンを市長に伺います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 高木議員の再質問にお答えします。

政治にとってこの地域が安全で安心であること、そして平和であること、そして誰もが差別されることなく、その人らしく生きていける地域であること、更には若者が新たな人生にチャレンジできる、そういう地域であること、大きな政治の課題であるというふうに認識しております。

極めて今、若者の閉じこもりの問題とか、また貧困の問題が大きな社会問題になっております。東御市もその例外ではないわけでありましてけれども、それどころかやはり極めて自分たちが思っていた以上に高い閉じこもりの数値がアンケート上からは散見されるという状態の結果を得ております。

この数字をより精査させていただき、そして現実の東御市市内におけるこういった現状把握にこれまで以上に努め、更にその人たちが自分の人生をより輝いたものとして生きていける地域であるために、地域がやるべきことを最大の努力をしまいたいというふうに考えております。議員各位、また関係機関の皆様方のご協力を得ながら、すべての市民が幸せを求めてしっかりと生きていける、こういう市になるために最善の努力を尽くしまいたいということをお約束して、返答にかえさせていただきます。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） ただいま市長に答弁をいただきましたけれども、私たちの住む東御市が誰も取り残されることなく、どなたにとっても更に住みやすい市となることを期待し、質問を終わらせていただきます。

○議長（依田俊良君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

受付番号21 子育て支援の連携について。窪田俊介君。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。今回は子育て支援の連携についてと題して質問を行います。

それで私の質問通告を見ますと、午前中の同僚議員とほぼ同じ項目が並んでおりまして、ほぼ、恐らく課題認識も同じだなど、通告してから気づいたところなんですけれども、そこは多くの議員が関心のある課題ということで、しばらくお付き合いいただきたいと思います。

そんなに数多く経験しているわけではありませんけれども、子育て世代の生活相談が人づてに来たりすると、どうしてこうなる前に行政の支援に結びつくことができなかつたんだろうかと思うことがままあります。市内のケースではありませんけれども、実際には福祉サービスとつながっていても、外部から干渉するのが困難、支援困難ケースだったりとか、複合的に抱えた困難の1つに問題が起こって、初めて行政が手出しをできるというようなケースもあります。子どもの貧困という視点も持ちながら、この間、私は子どもの医療費とか就学援助、児童扶養手当などの経済的支援の拡充を取り上げてまいりました。今回はソフトの部分、いわゆる現金給付とは別の部分についてどうなのか、支援を必要としている子どもや家族の声なき声とでもいいでしょうか、それらを受けとめることができているのだろうかという関心のもと、子育て支援の連携というこのテーマを取り上げてみます。

通告した項目は、子どもとその家族に接触する機会がある事業をとりあえず思いつく中で列举させていただいております。各事業の取り組みの中で、何らかの支援が必要だというサインをキャッチすることがあると思います。現状とともにどう対応しているのか、質問をしていきたいと思います。

最初に、就学前児童の健診で、何らかの助言等を行った件数や内容はどうか、お聞きします。

次に、市民病院です。発達外来、言葉の外来など、子どもだけが対象なわけではありませんけれども、特徴的な東御市の子育て支援だと思い、この項目に上げました。発達外来や言葉の外来への相談件数や内容はどうか、お聞きします。

3つ目は、学校です。日々成長する子どもたちと接するところでありますから、ありとあらゆる課題が出てきて、非常に大変だと思いますが、相談内容や件数はどうか、お聞きしたいと思います。

4つ目は、学校から一歩外に出た領域とでもいいでしょうか、そうしたところで子どもたちと接する放課後の児童館、児童クラブではどうか、お聞きしてまいります。

5つ目、これは保護者からの相談があったので、ここに取り入れています。一人親世帯の保護者などからは、高校受験を控えたお子さんの勉強を見てやれない、塾へ通わせるにも経済的に困難などの理由から、要望があったり、また発達障がいと診断されたお子さんの保護者から、学校で丁寧な授業をしてもらってはいるのだが、どうしても学校だけでは受験に間に合わないのではないか、塾に通わせるにしても子どもの特徴を理解してくれる講師でないと困るしなどの声が寄せられたりしております。子ども本人より保護者の心配が大きいケースもありますが、こうした要望は多いのかなと感じております。そこでこうした学習支援の要望があることをキャッチできているのか、お聞きしていきます。

最後に、漠然とした質問になってしまいますが、貧困の連鎖を断つという視点からも、子育て支援事業の連携が一層必要になってくるのではないかと、抱える困難をほったらかしにしないような、そういう取り組みを強めることで、より子育てしやすいまちとして東御市が成長していくのではないかと考えるのですが、どうかお聞きいたします。

以上で最初の質問といたします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 受付番号21、窪田俊介議員の子育て支援の連携についての質問につきまして、お答えいたします。

私の方からは、最初に1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

1点目の就学前児童の健診で何らかの助言等を行った件数やその内容はどうかについての質問でございます。3歳児までの乳幼児健診では、疾病や障がいの早期発見と発育、発達の状態を確認するため、医師による診察と保護者への問診等を行っております。

平成28年度は、対象者1,116人に対して1,083人が受診し、経過観察も含めた「所見あり」は132人でした。うち精密検査を勧めた児童は35人で、要精密検査の内容は、3歳児健診での視力検査における視覚異常がほぼ3分の1を占めております。ほかにつきましては身体的発育異常、循環器系疾患等でした。

このほか、医師や発達相談員等の専門職による心身の発達や言葉の遅れに関する相談は89件ございました。

また、平成28年度の5歳児発達検査においては、265人を対象に発達特性のスクリーニングを行い、74人が検査を受けており、そのうち24人に就学前の教育相談を受けるよう勧奨しております。

次に、2点目の市民病院の発達外来やことばの外来の相談件数、相談内容についてのご質問でございます。

まず、本年4月に開設いたしました発達外来は、毎月第1、第3木曜日に診療を行っておりますが、この5カ月間で新規の相談を35件受け付けるとともに、2回目以降の相談も15件受け付けております。その内容は、発達障がい関連の相談として、ASDと呼ばれる自閉症スペクトラム障害や、ADHDと呼ばれる注意欠如多動性障害などに関わるものでございます。

また、平成26年4月に開設いたしました「ことばの外来」は、毎週水曜日に診療を行っており、3年数カ月の間に新規の相談を240件受け付けております。内容といたしましては、ことばの音を繰り返したり、引き伸ばしたり、ことばが詰まるなど、いわゆるきつ音に関する相談が190件、発達の遅れなどが疑われる、きつ音以外の相談が50件という状況でございます。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 子育て支援の連携についての3点目から5点目までのご質問につきまして、お答えいたします。

3点目の学校では、支援員や教職員などが連携を図り相談活動を行っているが、相談内容や件数はどうかについてであります。児童・生徒の特別なニーズに対して適切に必要な配慮をしていくことは、学校にとって必要不可欠なことです。相談活動については、学級担任、副担任や養護教諭を窓口として、友達関係、発達特性、不登校に関する事など様々な相談を受け、支援の対応をしております。

相談の内容によっては担任等だけで支援していくことが困難な事例もあります。そのような場合には校長、教頭を含めて個々に応じた有効な支援策を検討し、学校内での支援体制を整えております。

中でも発達障害に関する事案については、各学校に設けてある教育支援委員会により、教育コーディネーターを交えて支援内容を検討し、教育支援員が学習活動をサポートするなどの支援を行っております。更に個別のニーズに応じた支援計画を作成した上で支援が必要な場合には、市の教育支援委員会で、医師、臨床心理士を含めて検討を行っております。

このように相談内容、支援段階に応じて関係機関が連携し、支援する体制を整えてあります。なお、昨年度、市の教育支援委員会で相談を受け、支援内容を検討した件数は、54件ございました。

4点目の放課後の児童館、児童クラブからの相談はどうかであります。保護者からの相談で、子育てや家庭への支援を求められるものについては、これまでのところ上がってきておりません。

5点目の小中学生の保護者からの学習支援の要望があるが、こうした要望を行政ではキャッチしているかあります。発達障がいのある児童・生徒に係る学習支援の要望については把握してはおりませんが、要望があった場合には、学校現場や関係者と調整を図り対応してまいります。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 6点目の貧困の連鎖を断つ取り組みについてのご質問でございます。

貧困の連鎖を断つ取り組みとしましては、現在のところ自立相談支援事業を柱として取り組んで

いるところでございます。内容としましては、子どもを養育している保護者の経済的な自立を支援するための相談、あるいは就職先の紹介などの支援をしております。

子どもを主体とするさらなる施策という形で、現在のところ考えておりますのは学習支援や居場所づくりについて引き続き研究をしてみたいと、そのように考えてございます。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） ここからは一問一答とさせていただきます。

1点目の就学前児童の健診については、従前から過去に連携について質問しておりますので、最近の傾向がわかればいいかなと思いましたが。再質問の方は、2点目の項目からいきたいと思います。

市民病院の発達外来、言葉の外来の相談件数や内容について聞いたわけですが、発達相談は開設から5カ月で35件、言葉の外来は開設から新規の相談が240件とのことでした。念のためお聞きしますが、この数字は市内在住の方だけの数字なのか、お聞きします。また発達外来は、毎月第1、第3木曜日の月2回とのことでしたけれども、先の就学前児童の健診の様子からしても、ニーズはまだまだあるのではないかなと感じました。発達外来の混み具合とか、そういった現状はどうでしょうか、改めてお聞きします。

○議長（依田俊良君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいまのご質問でございますが、発達外来につきましては市内の子どもたちを中心に受け入れておりますので、35名中3名だけが市外の子どものさんということで、あとは市内の子どもでございます。

それから言葉の外来でございますが、こういった外来を取り扱っている医療機関が極めて少ないということもあまして、市内の患者さんは約3割、残りの7割が県内の他市町村の患者さんということでございます。

それから発達外来の混み具合、予約の状況ということですが、発達外来の場合は新規の患者さんに対して1時間診療時間がかかりますので、1回につき5時間の診療枠をとっておりますので、最大でも5名の新規の患者さんを診ているという状況であります。しかしながら三十数名の新規の患者さんを診る中では、当然2回目、3回目ということで、再度の診察の予約を入れてまいりますので、そういう状況の中では新規に診れる患者さんが最近は減ってきておまして、1回につき2名から3名程度というような形になっております。ですので近ごろは市内の子どもさんであっても予約をとるのに2、3カ月は先になってしまうというような状況もありますので、現在、来ていただいている先生が、医師が来年以降もう少し回数を増やせるというようなことがあれば、そういったお願いをしながら、この外来の充実を図る必要があるかというふうに思っております。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 充実していく可能性もあるということでした。発達外来、言葉の外来、こうした市内のお子さんが発達外来の場合でしたか、多いということでしたけれども、市内の児童・

生徒さんの相談の場合、こうしたそこで診断した内容など、学校へフィードバックしていく、何かアドバイスしていくような、そういったケースはあるのか、そのあたりの連携はどうしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいまのご質問、受診結果にかかわる、学校や保育園等の情報共有をどういうふうに行っているかということだと思います。方法は2つございまして、1つには受診同行するというやり方がございます。これは保護者の方が同意書を病院の方に提出していただきますと、診察室での同行を認めるというやり方であります。

それからもう1点は、もう一つのやり方は同行できない場合は保護者が先生に対して返書という形をお願いをしますと、報告書のようなものを先生の方で作成していただけますので、そういった形で学校等にフィードバックをしていくという方法があります。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 発達外来、先ほどの、午前中の質問でも、これ質問されたことですがけれども、ただ、今回私、ちょっと注目したのは8月に発行された市民病院の広報誌の「ひまわり」ですか、これに発達外来の開設に伴ってライフステージに適した支援、応じた支援について触れられています。平林先生、どこかで聞いたことがある名前ですがけれども、平林先生がお話ししてくださっています。

少し紹介しますと、発達障がいとはとして、ASDやADHDの解説があり、2ページ目、内側のページで発達障がいへの対応についてと書いてありますので、ちょっと記事も紹介させていただきます。

「発達障がいへの適切な対応は、医療のみで達成されるものではないことは最初に強調しておきたいと思います。1歳半や3歳児健診による早期発見とその後の療育、保育園、幼稚園での保育、学校での教育、卒業後の就労支援など、様々な分野の職種が各々のライフステージで大切な役割を担っています。医療もこれら多職種によってつくられる発達支援のネットワークの中であって初めてその役割を果たすことができます」。こうしたことが書いてあるわけです。医療だけで適切な対応は達成できないと、支援のネットワークが必要であるということなんですが、やはりこの発達外来や言葉の外来を持つ東御市民病院のある東御市、非常に東御市の特徴になっているし、売りになっているんだろうなと私は感じております。より光らせていくためにも、連携をつくっていくことは非常に重要なのではないかと考えます。市の組織の一部である市民病院として、この内容をどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） これは行政側との連携ということが大きくかかわってくるかというふうに思いますけれども、よく言われるように、ライフステージに応じた切れ目のない支援という言い方をいたします。これは当然、その時々によってどこが主体となってその責任を負って、

複数の関係する組織体と連携を図っていくかというふうなことだというふうに思っておりますが、例えば東御市を例にとりますと、就学前の乳幼児期においては健康保健課や子育て支援課が中心になってかかわっているというふうに思われます。そしてまた小・中学校に入った後、いわゆる少年期においては教育課が中心になってかかわっており、その両者のところに共通する形で福祉課の方で福祉的サービスを入れながら、当然福祉事業所がかかわってくるという、そういったネットワークのところに、新たに市民病院が医療的立場で役割を果たしているということで新たに加わってきたということでもあります。

市の組織という面で大きくいいますと、健康福祉部、それから教育委員会、市民病院という3者による発達障がいネットワークがある程度でき上がってきたんだろうなというふうに捉えておまして、病院といたしましてもその輪の中に1つ加わらせていただいて、支援が今後継続できるということについては、非常に意義深いことだというふうに思っておりますが、ただ、一方でこの診療については経営的な面からいいますと採算のとれない診療であります。しかしながらそこが公立病院という立場において、行政の方との連携をとりながら、今後も充実をさせていくという思いはございますので、今後とも公立病院ならではの取り組みということで続けてまいりたいと思っております。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 経営的には厳しいけれどもということ、でもやはり要望は多いですし、本当に今後のやっぱり子育て支援というところでも重要になってくるので、ぜひとも充実、連携を深めて、より一層頑張ってもらえればなという感想を持ちました。

質問を次に移ります。3点目の学校の取り組みについて再質問に参ります。様々なケースに細やかに対応しているという最初の答弁でありました。担任の先生だけで支援困難な事例では、個々に応じた支援策を集団で検討して、体制をとったりしているとのことでした。

そこで質問であります、そうした支援が学校以外でも必要な場合はあるのか、また、そういう支援が必要であれば学校以外のところでも行っているのか、過去の同僚議員への答弁でも、地区公民館を活用し、学校へ行きたいが、児童・生徒のニーズに応じた支援を実施していると、そうした答弁がありました。それはどんな内容でしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 学校以外での支援のケースというご質問でございます。不登校や不登校傾向の児童・生徒に対しましては、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員などが保護者の同意を得た上で、家庭訪問を行ったり、また必要に応じて地区公民館などを利用して、学校外での支援も行っております。平成28年度のスクールソーシャルワーカーの相談件数につきましては、学校内外、学校の内も外も含めましても86件ありまして、その支援の内容としましては、学習支援や生活支援、人間関係づくりなど、多岐にわたっておりまして、その件数、細かくご説明できる状況にはありません。様々な支援を総合的に行っているというふうにご理解いただきたいと思います。

ます。

なお先ほどの、最所の答弁の中で、5点目の質問の中で、学習支援の要望、教育委員会では上がってきておらないということも申しあげましたけれども、今、申しあげましたスクールソーシャルワーカー、そういう中でも若干学習支援等を行っているということで、この段階で行っているということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） スクールソーシャルワーカーさんの取り組みを主に紹介していただきました。これはたしか県費かなんかで年間何時間とかいうかなり厳しい条件でやっているんだなと思いますけれども、そうした部分もより充実できる可能性、たしかプラスアルファ、東御市はやっているということも聞いたような覚えがありますので、より充実していただければと思います。

次に参ります。4番目の質問については、児童館、児童クラブからの相談はどうかといった内容だったんですが、子育てや家庭への支援を求められたことはないとのことでした。ちょっとこれ質問の仕方が悪かったのかもしれないんですが、先に聞き取りのときに聞いたら、児童館、児童クラブでも当然支援の必要な場合は体制を整えて利用していただいているし、既に連携をとっているという話を聞いております。親御さんがお迎えに来るときに、今日あったことを口頭で伝えたり、そうした人間同士のやりとりで親子を支えているという、そういう位置づけなのかなと私は思っております。

今回のこの子育て支援の連携というテーマでやっていますけれども、冒頭にお話ししたとおりの支援につながらないような状況にあるという、そこにどうアプローチできるか、そういうことをちょっと考えたわけです。その先に孤立して貧困の連鎖を生んでいかないようにする、そうした状況を何とか減らせないだろうかと考えたわけです。子どもの貧困対策のような政策をつくったらいのかなとかも考えました。また今日、今、質問しているように今ある子育て支援政策を並べてみて、そのすき間を埋めるような政策をつくれれば、こうした支援からこぼれ落ちる子どもが減るんだろうかとも考えました。ですがしかし実際にはそうしたことをやっても多分イタチごっこになってしまうだろうと私は考えております。施策のすき間に隠れてしまって、やはりそうしたことにカバーしていくことができないんじゃないかと思っております。

ただ、私たちがその子どもの貧困対策に取り組むということはどういうことかと考えてみますと、それはこの今、東御市に暮らす子どもたちみんながやはり将来社会で活躍できるようにしたい、そういうことなのかなと私なりに考えております。そうした視点で全国の取り組みを見てみますと、多くの方がご存じだと思いますけれども、兵庫県の明石市なんかではユニバーサルな子育て支援という考え方で、結果的に貧困対策ができているとのことでもあります。来年度あたりからは明石市内の全地区で子供食堂を開くそうです。どの子も来てもいい居場所を用意して、その場所で食事ばかりでなく学習や様々な支援の拠点にしていく、そういう取り組みのようです。

全国でここ2年ぐらいで子供食堂というのが数百できたという話がありまして、どうしてこんな

に増えたのかと、そういう分析をした貧困問題でいろいろ活動されている湯浅誠さんの文章でしたけれども、大ざっぱにいうと多くの人たちが、一般の人たちが、子どもたちの貧困、子どもの貧困と聞いてやっぱりほっておけない、何とかできないだろうか、そう思っていた人たちが子供食堂、こういう学習の面倒は見れないけれども、食事をつくってあげることぐらいはできるよとか、こうしたそれならできると思ったのではないかという、そういう分析でありました。実際にやっている内容自体も、やはり貧困世帯を中心にしたケア中心のものから、地域の共生、一緒に暮らしていく地域づくりの一環とした貧困対策、貧困問題に取り組んでいる、そういった雑多な、いろいろな取り組みがあるわけです、同じ子供食堂といっても。

やはり今、そう考えていくと、今、東御市自体で様々な政策で子育て支援をやって、連携もかなり一生懸命やっています。更にこの先いくとすれば、やっぱり地域の力になってくるのかなと、地域の中でそうした取り組み、今、小学校区単位の地域づくりってやっていますけれども、こうした取り組みの中でやっぱり子どもたち、どの子も将来活躍して、どのみち何十年かすれば私たちはその子たちに支えてもらわなければいけないんですけれども、そうした将来活躍できるように何らかの取り組みができないかなと、そういったことを私、考えております。

質問、問題意識というのは、午前中の高木議員とも同じものでして、やはり一緒に共生社会というのですか、地域をつくっていく中で貧困問題に取り組んでいく、子どもの子育て支援の連携をつくっていくべきではないかという、そういう意識であります。

最後の質問になりますけれども5番、6番の学習支援やそうしたものをまとめた形で再質問したいと思います。過去の同僚議員への答弁、これ三縄議員だったりするんですけれども、貧困の連鎖を断つ取り組みとして、学習支援を位置づけ、できることから進めていきたいと過去学習支援について、貧困対策としての学習支援について問われたときに答弁しておりました。現在、何か取り組んでいるのか、最初の答弁では自立相談支援事業を柱にとのことでしたが、その内容はどのようなことを考えているのか、お聞かせください。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） 貧困の連鎖を断つ取り組みとして現在、行っている学習支援、それと自立相談支援事業を柱にということで、どんなことを考えているのかという質問でございます。

まず現在、行っている支援でございますけれども、今、支援を希望される方につきましては先ほどもお話がありましたけれども、様々な支援が実施しされている中で、その支援に結びつけるための調整を行ってございます。今後についてでございますけれども、生活困窮者自立支援制度におきまして、その中の任意事業という形で位置づけられているわけでございますけれども、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくりを行う事業として、子どもの学習支援事業というのがございます。それらの事業を活用しながら、効果的なものというのを探していきたいと、そんなように考えております。

また、本年度県が主体で経済的状況や貧困問題に踏み込んだ子どもと子育て、家庭の生活実態調

査というのが実施されております。このような動きの中で、貧困の連鎖の防止を目的とした効果的な支援を行うため、動向を注視するとともに、市内連携を図り、子どもたちが貧困という負のスパイラルに陥らず、成長できる政策を継続して推進してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 県の方でも子育て世帯、家庭の状態のアンケートを今、行っている、集計しているとのことでした。そうした全国、県も、そしてこの東御市でもそうした取り組みを強めることで、やはり貧困問題に取り組むことで、逆に東御市の元気が出てくるのではないかと、まして市民病院のように本当に発達障がいにも対応できるし、そうした環境がある東御市、今いる人たちの活用というか、活躍することができる社会をつくるのがやはりその未来をつくっていくのかなという感想を述べまして、私の質問、早いですが終わりにさせていただきます。

○議長（依田俊良君） 受付番号22 ICTを活用した学校教育環境の整備について、受付番号23 湯の丸高原施設整備推進事業について。依田政雄君。

依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 15番、依田政雄です。本定例会の最後の一般質問ですけれども、元気いっぱい、お疲れでありますけれども皆さん、答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

まず私の方は冒頭、この先週の9月9日、日本人初めての10秒の壁を破った桐生選手に、私はもう最大限に喜びを持ってその知らせを聞いたわけで、日本全国が思っております。また2020年の東京オリンピック、そしてパラリンピックに向けての大きな期待が寄せられているわけでありまして、皆さん方の活躍を願うものであります。いい場所で練習できて、そのことを私は思ったわけでございます。

それでは通告による2項目について、質問をさせていただきます。

まず、ICTを活用した学校教育の環境整備について、お伺いをいたします。

今やインターネットは単なる普及にとまらず、インターネットを活用したIoTの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするAI、いわゆる人工知能の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、第4次産業とも呼ばれる大きな転換期を迎えております。新たなニーズに対応し得る人材の確保は、世界的にも共通のものとなっており、東御市においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、このITスキルの向上は不可欠なものであります。

2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でIT人材不足数は17万1,000人、2030年には最大で79万人が不足すると試算されております。また次期学習指導要領では、ICT環境や機器を効果的に活用した資質、能力の育成が重要視されております。

この中では、2020年の小学校におけるプログラミング教育が必修化となっております。このプログラミングとは、コンピュータやそれを搭載した機械を動かすための命令であり、今、話題の車の自動運転技術やお掃除ロボットなどもこのプログラミングで動いております。このプログラミングを学ぶことは、便利な情報社会を主体的に生きることにつながります。人工知能の発展は目覚まし

く、人工知能の能力が人間の能力を超えるのは今からおよそ30年後の2045年ごろと言われてきましたが、人工知能の専門家の話として、最近の研究の発展ぶりからいくと2030年代には人工知能が人間の力を超える可能性があるとも述べております。そうすると人工知能に追い抜かれた世界を生きているのが今の子どもたちということになるわけでありまして。小学校の次期学習指導要領にプログラミング教育が導入されることも当然の流れであると私は感じているところでございます。

これに伴い、市としてプログラミング教育と教育環境整備等をどのように行っていくか、その取り組みをお伺いいたします。

次に、2点目でございます。湯の丸高原施設整備推進事業についてでございます。これについては同僚議員が昨日よりたくさん同僚議員が質問しております。重複するところがあるかと思いますが、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

この2020年に向けて、国の一大イベントである東京五輪に立地条件を生かした湯の丸高原施設整備が進められております。また施設の整備を地方の一自治体、東御市が取り組むことへの賛否はあるものの、市の取り組みや競技団体と連携して進めるやり方は、私は画期的であると思うわけでございます。

本事業に関しては、様々な声があります。そこで私は市民の目線で、視点から質問をしたいと思っております。

まず1つ、進捗状況であります。1つとして市民説明会以後の動きはどうなったか、また説明会で出された幾つかの課題は解決されたのか。2点目でありまして、この間のパブリックコメント等、市民の反応はどうか。また個別の説明会の情報はどうか。3点目でありまして、内閣府に提出する地方再生計画の具体的な内容、最新の計画内容はどうか、そして今までの説明と変更はあるか、認定の見込みとその時期、事業着手の時期はいつごろになるのか。

そして大きく2つでありまして、推進体制の整備について。1点目、市役所内での推進体制はどうなっているか、2点目、市民レベルでの推進体制は他に比べて立ち遅れていないか、3点目、近隣との連携は図られているか、4点目、水泳連盟、国、県との連携内容、資金的裏づけも通してであります。どうなっているか、お聞きをしたいと思います。

それから大きく3番でありまして、補正予算の内容について。1点目、歳入の積算根拠と企業版ふるさと納税、一般寄附の見込みはどうか。

それから大きく4つでありまして、スポーツ交流施設条例の内容について、その中で1点目、条例の概要と市民の利用に際しての制約はあるのか。

以上についてお伺いをいたします。よろしく答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

○議長（依田俊良君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号22、依田政雄議員のICTを活用した学校教育環境の整備についてのご質問について、お答えいたします。

1点目のプログラミング教育の取り組みであります。プログラミング教育は、コンピュータを

動かす仕組みや方法を学ぶことで、情報技術の修得のほか、物事を論理的、創造的に考える思考方法を身につけることを目的とした教育であります。

平成30年度の次期学習指導要領改訂において、平成32年度には必修となることを踏まえ、本年度から市教育委員会事務局と学校職員会との共催により、教師に対してのプログラミング導入研修を行っているところであります。引き続き研修等を行い、学校現場におけるプログラミング教育への理解を深めてまいりたいと考えております。

2点目のICTを活用した教育環境の整備等をどのように行っていくかではありますが、ICT機器導入の最大のメリットは、通常の授業に加え、映像や効果音などを使うことで、児童・生徒の理解力の向上を期待することができます。

当市におけるICT機器の導入については、大型モニターや実物投影機などの配備は済んでおりますが、電子黒板やタブレット端末といった機器の導入は現在、全体としては行っておりません。これらの機器の効果的な活用とシステム保守のためにはICT支援員が必要であると言われており、この支援員の配置や端末の整備には予算が伴うことでありますので、効果的に整備ができるよう、文部科学省の事業でありますICT活用教育アドバイザーの派遣を受けて、検討をしてみたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号23、公明党、依田政雄議員の湯の丸高原高地施設整備推進についての質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず、進捗状況に関します1点目のご質問であります市民説明会以後の動き、課題についてにつきまして、一番ご心配いただいております財源につきまして、私自らトップセールスとして企業訪問をさせていただき、湯の丸高原施設整備事業についてのご説明と、企業版ふるさと納税等によるご支援をいただくよう、お願いに上がっております。ご支援のお約束を既にいただいたものもあり、今のところ企業版によるふるさと納税約9,750万円を見込むものであります。

2点目のパブリックコメント等市民の反応等についてでございますが、現在の集約作業中の数字ではあります。約190名の方からコメントをいただき、内容としましては賛否様々なご意見をいただいております。構想に関するご意見は今後、内容を精査し、改定の参考とさせていただきます。

そのほか、パブリックコメントとは別に、仮設プールの整備にあたり、財源を全国から募るアイデアについて、多くの方々から賛同もいただいております。現に個人のふるさと納税のほか、一般寄附の申し出もいただいているところでございます。

3点目の地域再生計画につきましては、企業版ふるさと納税制度を活用する場合、内閣府の認定が必要になるものでありまして、当初の予定より締め切り期日が早まったことから、この9月1日に申請を行ったところでございます。

認定時期は11月上旬とうかがっており、それまでの間に再生計画の内容について、内閣府からヒヤリング等があるものと考えております。あわせて事前着手の協議を内閣府と行い、お認めいただ

ければ、本議会での補正予算成立とともに、企業版ふるさと納税対象事業に着手できるものと考えております。

申請内容につきましては、今回補正予算案にごさいますとおり、湯の丸高原荘の改修につきまして、地方創生拠点整備交付金の第3回目の受付が開始されたことから、この交付金をお認めいただくべく、企業版ふるさと納税対象事業から、拠点整備交付金の対象部分を外させていただきました。したがって企業版ふるさと納税制度対象事業としましては、体育館とその施設内に仮設プールを整備する事業、グラウンド整備事業、テニスコート移設整備事業、及び湯の丸高原荘に関する拠点整備交付金の対象外事業であります、当初予定しておりました総事業費から湯の丸高原荘に関する拠点整備交付金対象事業費約1億8,000万円を減額し、企業版ふるさと納税制度の対象となる総事業費を約17億円とさせていただきます。

続きまして、推進体制の整備に関する1点目の市役所内の推進体制につきましては、副市長を総括として組織している高地トレーニング拠点・プール施設整備推進プロジェクトチームがごさいます。関係職員により組織しているものでありますが、平成26年度から庁内推進会議を組織して推進していたものに加え、昨年度8月1日から人事発令し、12人でスタートさせ、本年度6月に1名を加え、更にこの7月に11名を加えまして、総勢24人のプロジェクトチーム及び私を長とする庁議を中心に、全庁挙げて推進しております。

2点目の市民レベルでの推進体制は、他と比べ立ち遅れていないかのご質問であります。当市におきます推進市民会議の活動も、推進体制として決して立ち遅れているものとは考えておりません。市民会議役員と日本水泳連盟幹部との懇談や、トレーニング施設の視察を重ねる等、広く市民からご参画いただいております推進市民会議の皆さんも、施設整備、誘致に関し、意欲的に取組みいただいていると理解しております。引き続き当事業推進にご協力を賜りますよう、この場をおかりしてお願い申し上げます。

3点目の近隣との連携につきましては、浅間山麓・菅平高原高地トレーニングエリア推進協議会を上田市、小諸市、御代田町、軽井沢町及び群馬県嬭恋村との6市町村で組織し、連携してこのエリアが高地トレーニングによって地域振興が図られるよう取り組んでおるところでございます。

11月18、19日に当市において開催されます第20回高所トレーニング国際シンポジウムは、長野県をはじめこのエリア推進協議会にご参画いただいている近隣自治体のご協力も賜るとともに、今月末に上田市で開催されます高トレに関するシンポジウムに関しまして、東御市もエリア推進協議会の一員として協力することとなっております。加えまして、陸上競技団体の湯の丸高原における合宿についてモニタリング事業を行う中でも、菅平、高峰、嬭恋村との連携、施設の相互利用等が不可欠であり、この東信エリアが高地トレーニングの最適地であることのPRは、連携して取り組むことが有益でありますので、今後更に強化していくべく、エリアパンフレットの作成等、今後も事業展開していく予定でございます。

4点目の水泳連盟との連携内容につきましては、この仮設プール整備につきましては、日本水泳

連盟、長野県水泳連盟ともにご理解をいただいております。この8月に発行されました水泳連盟の機関誌「月刊水泳」にも掲載していただいております。この中で、日本水泳連盟とともに、東御市が推進している本事業に関し、ふるさと納税制度を活用してご支援いただくよう、会員向けPRをいただいております。

続きまして、財源についての歳入積算根拠と寄附等の見込みにつきまして、今回の補正予算についてお答えいたします。まず湯の丸高原荘の改修事業につきまして、国からの地方創生拠点整備交付金8,750万円を見込んでおります。総額2億2,000万円のうち、交付対象事業費を1億7,500万円と見込み、その2分の1として算出いたしました。市の負担額1億3,250万円のうち7,870万円は、一般補助施設整備等事業債を計上し、当該償還金につきましても、個人版ふるさと納税等を充当する考えでございます。残額であります5,380万円に関する財源は、個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税及び一般寄附金を計上しております。

加えまして、体育館の新設に伴います設計委託料等約7,100万円の財源といたしましても、個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税及び一般寄附金を計上させていただきます。

寄附等の見込みにつきましては、企業版ふるさと納税を1億円と見込んでおります。個人版につきましては、使途につきまして市長の私にお任せいただくもの、湯の丸施設整備に使途を指定されるもの1,475万円を見込み、一般寄附を1,000万円と見込んでおります。

湯の丸高原施設の管理運営に関する条例の概要等につきまして、現在整備しております400メートルトラック等に関する設置条例の概要をお答えいたします。

この施設の設置目的は、交流人口の増加による地域振興を図るとともに、市民の健康増進に寄与するものでございます。この秋、高トレ国際シンポジウムにお披露目できますよう、整備を進めておりますが、本格的にご利用いただくのは、来年度となります。400メートルトラックの使用は基本有料とし、800メートルジョギングコースは専用する場合のみ有料を基本としております。400メートルトラックの利用料金は、一般の方で1回200円を上限額とさせていただきました。管理・運営につきましては、指定管理者が市長と協議の上、行うこととしております。

市民利用に関しましては、何の制約を設けるものではなく、一般的な公の施設として設置するものであります。減免制度も盛り込んだ条例となっておりますので、市民の皆さまも健康増進の一助の場としてご活用いただくとともに、大勢湯の丸高原にお運びいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） それぞれご丁寧な隅々まで答弁をいただきました。これより一問一答を行います。また質問効率を考えまして、関連質問に関しては何点かまとめた質問となりますが、答弁をよろしくお願い申し上げたいと思います。

まず1項目めのICTを活用した学校教育環境の整備についてでございますが、プログラミング教育の取り組みについては、学校現場におけるいろいろなプログラミング教育への理解を深めてま

いり、またICTを活用した教育環境の整備等、どのように行っていくかということについても、支援員の配置や、そして端末の整備は予算が伴うことがあるけれども、効果的に整備ができるようやっていくという答弁でございます。

私はこれは今、東御市の子どもたち、冒頭申し上げましたけれども、やはり今、進めていくということがやはり子どもたちにとっても教育の、プログラミング教育が大事だという観点からいきますと、前向きな答弁であるというふうに考えているわけでありますけれども、そこでこれがより実効性のあるものにしていくために、3点について答弁の中での質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、一般家庭におけるIT機器の普及はものすごく著しくなっているわけでございます。例えば児童・生徒たちは幼少期より一定のIT機器に接することがもう珍しくない中で、教員に求められる技能がおのずと高いものにならざるを得ないというふうに私は考えているわけなんですけれども、このことから近年、特に顕著になっている教職員の多忙化に私は拍車をかけることとなりかねると思うわけですね。そういった面において外部人材の活用などの人的取り組みというのは、大切なことであるかと思うわけでありますが、具体的に人材の育成、指導内容等について、また学校間格差、これはどういうことかといいますと、得意な先生がいる学校においてはやはりどんどん伸びてやっついていかれる。しかし得意でない先生のいるところではやっぱり遅れていっちゃうという、そうなりますと東御市においても5校ありますけれども、やはり格差が生じてしまうのではないかなというふうに私は考えるわけでございますが、そういったことでICT整備における学校間の格差をなくすような措置を含めて、教師に負担をかけないような人的支援というのは必要ではないかというふうに、その辺のことについての取り組みをお伺いしたい。

続けて3点、また2点、3点と言いますけれども、それから2点目ではありますが、児童・生徒向けのタブレット端末の整備ということもありましたけれども、私は整備とあわせてやはり無線LANの整備も必要ではないかというふうに思うわけですが、どこでもできるという、その整備も必要と考えるが、その辺のところについてはどうかということをお伺いしたいと思います。

それから3点目ではありますが、次期学習指導要領では、見ますと課題の発見や解決に向けて主体的に、また共同的に学ぶ、いわゆるアクティブラーニングを重視する、その方向性が示されておりますけれども、当市においてもアクティブラーニングの視点からの取り組みについて、どのように考えているかについて、以上3点でございますが、3点の質問といたします。

私、冒頭でも申し上げましたけれども、何回も繰り返しますけれども、東御市においてもグローバルな活躍をし得る人材の育成の上で、ITスキルの向上というのは不可欠であると私は思いましたけれども、市の取り組みが実効性があることを要望したいと思います。そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 依田議員の再質問、3点についてお答えいたします。

最初のICT整備にかかわる教師、教員の負担軽減というような視点、まず文部科学省によると

学校現場におけるICT機器の普及が進まない主な理由、調査をしてございますが、そういった中でICT活用をサポートする人材がない、おっしゃるとおりでございます。そんなふうに言われておりますので、当市においても教員すべてがICT機器を使いこなせる、そういう状況にはなく、機器の活用を進めていくには気軽に使える、効率よく使える、そして相談ができ、安心して授業の環境をつくれる、そういうことが重要ななということを思っております。したがって教員のニーズにこたえられるようなICT支援員の配置について、まず十分検討してまいりたいと思います。ICT機器を導入できるような要するにサポート体制を整えてまいりたいと考えております。

2点目のタブレット端末の整備とあわせ、無線LANのネットワークについてでありますけれども、タブレット端末を含めICT機器の配備に対してネットワークの整備は必要不可欠であると思っております。例えばタブレット端末であれば無線LANネットワークを整備することで、校内どこでも学習利用が可能となります。また携帯電波も使えるタブレットであれば、校外への持ち運びもできるようになり、校外学習や交流学習はもちろんのこと、諸事情で学校へ来られない児童・生徒への学習ケアなどの用途も考えられます。文部科学省は次期学習指導要領を実現するICT環境整備として、タブレットについては授業の展開に応じて、必要なときに1人1台環境の実現を提唱しています。また児童・生徒へのさらなる深い学びの場の提供が可能であることを考慮すると、タブレット端末の無線LANネットワーク等の整備は、早急に研究を進めていかなければならない課題として考えております。

3点目のアクティブラーニングの観点からの取り組みでありますけれども、これも授業改善に主にこの視点を取り入れてまいるわけではありますが、児童・生徒の主体的、共同的な学びによって思考力、判断力、表現力を養うことを目的としたアクティブラーニングには、既に学校現場で実施されていますが、ICT機器を利用することで更に学習効果を生むと考えております。デジタルデータの最大の長所は、瞬時に不特定多数の人間が情報を交換できることであり、教室やグループなど共同的な学びの場において、より効果を発揮するものと考えております。しかしながらICT機器は児童・生徒の学力がアップする万能のマシンではなく、あくまでも普通のしっかりとした学習があった上でのサポート機器であることを踏まえ、今後の活用方法を考えていきたいと考えております。

新しい指導要領、32年、33年に本格、小、中と順次実施されるわけではありますが、ただいま申し上げたような整備については、これからそこを目指して計画を立ててまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） ICT整備において、3点について再質問しました。今、私、希望が持てたなというふうに感じております。教育長の答弁の中で、やっぱり前向きに、子どもたちのために前向きな取り組みだというふうに考えて今、思ったわけなんですけれども、やはり何回も繰り返して申しわけありませんけれども、東御市においてもグローバルに活躍できる人材の育成というの

は、このITスキルの向上が不可欠なものでありますので、市の実行の取り組みが実効性になることを私はそのまま進んでいっていいことでありますから、実効性になることを要望して次の質問に移ります。

それから次の湯の丸高原施設整備推進事業であります。このことについて再質問させていただきますけれども、このことに関しまして同僚議員の方から昨日から言われておりますけれども、私、昨年の12月の議会の中で、この一般質問の中で、いわゆる地方創生についての交付金の使い方について質問させていただきました。そういう中で、創生交付金の3次について質問してきました。その取り組み、大事だからということで。それともう一つ、企業版ふるさと寄附金のことについても質問させていただきました。その時期が来れば、今のところあれですけども、時期等考えていただいて、やりますという答弁はなかったのでありますけれども、その後、このように取り組んでいただいて、湯の丸高原荘の2億2,000万円の改修については、交付金が8,750万円をおりたということにおいて、1億8,000万円ですか、何がしの事業が減ったという、やはりこの辺のところの取り組みについて、やはり前向きに取り組んでいただいて、その効果があったなというふうに私は、その辺ところは評価いたすところでございます。

そういう中において、今回も質問をさせていただきましたけれども、進捗状況、推進体制の整備について、また財源について、湯の丸高原施設の管理運営について、それぞれ4点についての答弁をいただいたわけでありまして、そこで質問させていただきますけれども、まず1点目の進捗状況ですが、現在の答弁において進捗状況をお聞きし、市民の皆さんの湯の丸高原施設についてのやはり一番の関心事というのは財源であると、昨日の一般質問の中でもありましたけれども、財源であると私は認識しているわけでありまして。この点について、後ほどまた確認することとして、この7月の市民説明会の反応、私も存じておりますけれども、パブリックコメントの内容等について答弁がありましたけれども、また結果なども今後公表されると、昨日の同僚議員からの質問でも明らかになったわけでありまして、私はその以外の市長自身が自ら個別の要請において、参加した説明会等があったかと思うんですが、その辺のところから感じ取った市民の反応、それについてはどんなものがあったか、それについて市長にお願いします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田政雄議員の再質問につきまして、お答えします。

まず最初に、説明会以降いろんなところで市長が説明等、また市民全体の反応に関してどういうふうに感じているのかというご質問でございます。市民説明会の中でも、しっかり金額、現在、把握している金額の提示をしてもらいたいという要望でありますとか、そのことを市報等を通して全市民に配布すべきではないかとか、アンケート調査はとらないのかとか、住民投票はしないのかとかというようなご要望もいただいたわけでありまして、数値に関しましてはその時点で答えられるものを午後から加えた資料を配付するようしたり、また8月1日付の「市報とうみ」において特集を組ませていただきました。それからアンケートはとらないけれども、パブリックコメン

トに関してはやらせてもらうとか、住民投票がこの事業になじむとは思わないのと、しっかりと市長選において高地トレーニングのメッカづくりということを掲げて、選挙をやっている等のお答えをさせていただきました。

そういう中で、市民説明会では反対の意見も多かったわけでありませけれども、一般的に私がいるところなどで説明をさせていただいている中では、圧倒的に「できたらいいね」という声の方が多いという、そういう会に行っているからだというふうに言われると、それまででございますけれども、そういう状態であります。

そして財源に関しては、大丈夫かというような意見もあるわけでありませけれども、むしろ積極的に知り合いの大企業の幹部の皆さんを紹介したいとか、ぜひ市長に会わせたいとか、また先日は称津の商工会の懇親会にちょっと顔を出すようにと言われてまして、行ったら、いつになったら寄附をとりに来るんだという話を複数の企業の皆さんから、一般寄附を早く集めに来いと、決算が終わっちゃうではないかというような非常にありがたいご意見をいただいたりしております。

賛成の方は、決して少なくないという認識を持っておりますし、賛成の方は市外の方はふるさと寄附金でありますとか、企業版のふるさと寄附金に応じていただくとか、一般寄附で支援していこうという現実にお金を投じて賛成の意思表示をいただいている方も数多くあって、かなりの額が現時点で集まっているということが、何よりも現実的に多くの賛成の方がいらっしゃるということかなというふうに考えておるところであります。

くどくなりますけれども、東御市のために寄附をお願いするのではなくて、日本のために、オリンピック成功のために寄附をお願いし、それにこたえていただいているということでありまして、集め切っていくということでございますし、また個人版のふるさと寄附金に関しましては、しっかりとしたシステムをつくって、受け入れるホームページをしっかりと築き、そしてはっきりいえば大口の個人版の寄附者が納得いただけるような体制を整えて、そういったところにチームで声をかけていくということ抜きには、大勢のお金を集めることはできないというふうに認識しておりますけれども、着実にその準備が進んでいるというところでありませし、企業版のふるさと寄附金に関してはトップセールスが一番重要だというふうに思っておるところであります。

以上が全体として湯の丸も大変だと、これまでは湯の丸、いっぱい人が来ていたけれども、施設が古くなって大変なので、ぜひこれを機会に湯の丸をいいところにしてもらいたいというような意見等も大勢いただいております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 個人的に言った意見というのがいろいろあるかと思ひまして、お聞きしたわけですが、おおむね市長自身の意気込みというのが伝わっているのではないかなというふうに。

そこで今回この計画を進めていくにおいて、やっぱり市役所においても推進体制というのがやはり大事であると思うわけですが、市民の中にはただいま答弁があったように、湯の丸の施設整備

には期待を寄せている人たちも大勢いるというふうに私も今、認識したわけでありますけれども、その中で市役所の体制として、プロジェクトチームについて答弁があったわけでありますが、今24人というふうにお聞きをいたしました。以前は12人ですから、スタートはこのプロジェクトチームの役割ですとか構成について、その辺のところをお尋ねしたわけでありますが、また12人から24人に倍増したわけでありますが、やっぱりその辺のところも含めて、どういうことで12人から24人になったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田議員の再質問にお答えいたします。

この人数が増えた多くの部分は、1つは企業版ふるさと寄附金及び個人版のふるさと寄附金に対応する部分を増やさせていただいたということが1つございます。それから当初計画年度の3年目に予定しておりました湯の丸高原荘の改修事業に関しましては、議会の意向や、また、いろいろな事業が推進していく中で宿泊機能の充実等が急務であるという状態の中で、この事業も早急に進めてまいりたいということ等を鑑みまして、担当部局のメンバー等を増やしたというような状態の中で、全体の庁内の推進体制の充実を図りました。

あわせて、外部からのボランティア的に、ホームページに関して協力したいというようなチームでありますとか、また大学の研究施設が極めてこの事業がふるさと寄附金の本来の姿に立ち戻る大きな事業になるのではないかとということで、複数の大学のゼミ等がこの事業を取り上げていただいて、担当の職員を講義に呼んでいただいたり、また私を含めて地方創生事業に関する市長の座談会への出席要請とか、全国的な注目度がだんだん高まっているというような状態で、外部的な支援も広がっているというふうに認識しております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） このプロジェクトチームについては、大変大勢の職員の皆さん方にご苦労いただいているということで、市長自身の本気度というものがわかったわけでありますけれども。それでこのほか、市役所の体制というのはわかったわけでありますが、ちょっと行きますとそういうことがありましたものですから。

次に、市民レベルでの推進体制についてですが、答弁の中では立ち遅れていないと、このように答弁がいただいているわけでありますが、その辺のところについては理解はいたすわけでありますが、いわゆる高トレの視察等も行われ、理解も深めていただきながら、事業の推進に協力していただいているものと私も理解はいたしたわけでありますけれども、答弁の中でされた推進市民会議に関して、その存在や活動内容というのはやはりちょっとわからないものですから、やっぱり市民に対して周知、広報していくということもやっぱり大事ではないかと思うんですが、その辺についてどうお考えか、お聞きをします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 市民推進会議につきまして、非常に多くの関係者にお集まりいただいて、

市民推進会議を立ち上げていただいて、「湯の丸からセンターポールに日の丸を」というかけ声のもとで活動をいただいております。

まず、その中で私も参加させていただきまして、飛騨高山の高地トレーニングセンターを視察させていただきました。感想は非常に遠いという感想と、そして施設整備が進んでいるなという感想を持ったところでもあります。今年は菅平のサニアパークという、陸上競技施設に行かれまして、その時点で800名の陸上関係者がトレーニングしていたという中で、菅平というのは我々常識的に109のサッカーグラウンドを有しているということで、サッカー、ラグビーの練習のメッカ、世界最大の練習地というふうに認識しておるところでありますけれども、1,000人近い陸上関係者がサニアパークのあの400メートルの範囲の中に練習しているという状態で、みんなびっくりしたという状態でありまして、菅平の皆さんから早く湯の丸も陸上施設を整備して、分担して、いい練習ができる環境を整えてもらいたいというふうに逆に菅平から励まされたというふうに、行ってびっくりしたという感想を聞いたりしています。

そのように自主的な視察研修を通しながら、湯の丸の持っているこの練習環境としてのすばらしいところ、また11月18、19日に開かれます高所トレーニング国際シンポジウムに対する歓迎のための準備をしていただいております、水連の関係者と幹部の皆さん方が懇談していただいて、この施設の重要性等に関して意見交換等をしていただいているという状態でございます、非常に活発に今、活動を始めていただいているという認識を持っておるところでございます。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） わかりました。いろいろ、やっぱり協力していただいているということは大事な観点であります、そういうふうに理解したわけでありましてけれども。

そこでもう一度立ち返ってありますけれども、水連と連携についてお聞きをしたいと思いますが、市長をはじめとする市役所の皆さん方の本気度というのは私、理解をいたしました。だけれどその上において一番利益を被るのは水連でもあろうかと思うのでありますけれども、その辺のところの動きについてお聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田議員の再質問にお答えいたします。

日本水泳連盟前会長であります鈴木大地会長と、ぜひ湯の丸に高地トレーニング用の長水路プールを実現しようということで、一緒に当時のスポーツ青年局長を訪ねたところから、この事業が正式に出発したというふうな認識を持っておりますし、前会長の立場で知事を訪れていただき、ぜひ長野県に高地トレーニング用の長水路プール実現のためにご協力いただきたいという要望をされておったところでございます。幸か不幸か、陳情を受ける立場に、スポーツ庁長官になられましたので、現在は青木会長率いる水連の皆様方がその事業を引き継いでいただいております、ぜひこれを実現するというのと、もう一つは水連が責任を持ってやれる部分と、それからトレーニングはレーシングチームと呼ばれるいろんなチームでトレーニングしているということで、水連傘下で

はありますけれども、そういう水連は水泳協会全体をつかさどっているということでもあります。そういう中で、今後どうすれば実現可能なふるさと寄附金を集めることができるかということに関して、今後本格的に検討していきたいというコメントをいただいておりますので、水連として本格的に財政的な援助を具体的にどのようにすればできるかということに関して、検討いただけるというふうに聞いております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） それに尽きるわけではありますが、いわゆるふるさと寄附金ですね、企業版、ここ、集めるかにやっぱりかかっているかと思うんですけれども、頑張っているのは東御市だけでなく、水連も頑張って推進していくことを改めてまた理解をいたしたわけではありますが、ぜひ成功に導いてもらいたいと私はそう考えているところであります。

しかし冒頭申し上げましたけれども、一番心配しているのはやはり財源、立ち返りますけれども財源であります。昨日の同僚議員からの一般質問でも、再三にわたってお答えをいただいているところではございますが、私はこの点についても改めてここで市民の皆さんにはっきりと回答をいただきたいと思いますが、今回の補正予算、これらの財源の見通しで市長は市からの持ち出しをしない、そうおっしゃっておりますが、改めてこの点について確認させていただきます。答弁されたことでありますので、改めてその辺について確認させていただきます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田政雄議員の再質問にお答えします。

1つは、やっぱり13億7,000万円に関するめどをつけるという形の中で、当初大口の支援者を探していくという方針で動いておったんですけれども、非常に意思決定に時間がかかるということがわかりましたので、9月1日までに賛同者の金額を付与して申請書をつくらなければいけないという状態の中で、意思決定が早い、失礼ながら中小企業を回らせていただいて、10社から正式のコメントをいただいて、申請書類をまずやって、その過程の中でより多くの企業の皆さん方のご協力が得られるという状態に突入しておりますので、間違いなくその点に関しては順番がちょっと自分の予定したものとは違う順番になりましたけれども、お約束できるということでもあります。

そして今、言われました今回の補正に関する財源に関しましては、市税の一般市税を投入しないで、しっかりと対応できるということをお約束させていただきます。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） しないということでもありますので、力強い市長の答弁を聞きました。私、今回、議会においても高地トレーニング施設誘致推進議員連盟というのを議会の中でもつくっているわけがあります。私もその議員連盟に入っています。議会としてもこの高地トレーニング施設については推進していく立場をとっております。ただ、市民の皆さん方は財源等の問題について心配し、そして国のそういう仕事に対して市からのお金が出ない、負担がかからないように、その辺のところについて心配したわけでもありますけれども、市長の答弁の中でしないということでもあります

ので、ただ、これから寄附金、これはもう市長自身の大きな課題です。その辺のところ、これからのスケジュール、そして見通し、その辺についてもしっかりと市長の口から市民の皆さんに示していただきたいと、そのことを私の方からお願いして、質問ですが、その点については答弁いただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 企業版のふるさと寄附金を全国の企業のトップにお願いするには、やはりしきの御旗が必要であるということは何度も言わせていただいています。東御市のためではなくて、日本のオリンピック成功のためにぜひ協力してもらいたいという話であります。そしてこれが国に現時点ではできそうもないという中で、東御市がやらざるを得ないという時を迎えているということでもあります。そしてこれが天の時であり、地の利として今、できるのは東御市の湯の丸高原以外にないわけでありますので、地の利があり、そして全国からそのために協力したいという方々、そして頑張ろうとしている市の職員、そして市民の皆様方がいらっしゃるわけであります。必ずしっかりと満額を集め、また、更には個人版、一般寄附もサポートとして集めて、しっかりと財政力をつけ切って、市民に迷惑のかからない施設整備と運営をしてまいりたいということをお約束して、答弁にかえさせていただきます。

○15番（依田政雄君） 終わります。

○議長（依田俊良君） 以上で、通告に基づく一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（依田俊良君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時36分）

平成29年東御市議会第3回定例会議事日程（第4号）

平成29年9月14日（木） 午前 9時 開議

- 第 1 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）
- 第 2 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例
- 第 5 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第68号 訴えの提起について
- 第 9 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第16 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第17 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定について
- 第18 陳情の上程

出席議員（17名）

1番	田中 信 寿	2番	高木 真由美
3番	中村 眞 一	5番	山浦 利 通
6番	高森 公 武	7番	窪田 俊 介
8番	佐藤 千 枝	9番	山崎 康 一
10番	若林 幹 雄	11番	阿部 貴代枝
12番	平林 千 秋	13番	長越 修 一
14番	青木 周 次	15番	依田 政 雄
16番	柳澤 旨 賢	17番	横山 好 範
18番	依田 俊 良		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	花岡 利 夫	副 市 長	田丸 基 廣
教 育 長	牛山 廣 司	総 務 部 長	掛川 卓 男
市民生活部長	塚田 篤	健康福祉部長	柳澤 利 幸
産業経済部長	関 一 法	都市整備部長	寺島 尊
病院事務長	武舎 和 博	教育次長	岩下 正 浩
総務課長	横関 政 史	企画財政課長	小菅 武 志
子育て支援課長	坂口 光 枝	商工観光課長	山田 正 仁
農林課長	金井 泉	建設課長	富山 直 彦
教育課長	小林 哲 三	市民課長	中條 万里子
代表監査委員	北澤 昌 雄		

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内 和 子	議会事務局次長	柳澤 嘉 和
書 記	笹井 政 孝		

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第 61号 平成 29年度東御市一般会計補正予算（第 3号）

（質疑、委員会付託）

○議長（依田俊良君） 日程第 1 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第 3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 補正予算書の12ページ、13ページ、湯の丸高原施設整備推進事業費にかかわって、これは歳出の項であります。歳入も関連することを含めて改めてお尋ねいたします。補正予算の質疑でありますので、項目は多岐にわたりますが、湯の丸関係を重点的に行いますが、他の項目も含めてやりたいと思いますし、湯の丸高原についてはいろいろなことをお尋ねしますので、メモをとって答弁漏れがないようお願いしたいと思います。

それでは歳入にかかわってです。企業版ふるさと寄附金等の実態を再確認したいと思います。4つの問題がありますが、順次お尋ねしてまいります。

まず第1、補正予算での企業版ふるさと寄附金1億円についてです。市長は、一般質問のご答弁の中で確約を得ているのは都合10社から、単年3,250万円で3年間、つまり9,000万円何がしですね。今回の補正で算入しているのは3,250万円というご答弁でございました。そしてあと残りの6,750万円については、一般質問で同僚議員が何人か同じ質問をしましたが、答弁によれば、これからの大丈夫だろうという趣旨のご答弁でございました。つまりこの残余の6,750万円については不確実性があるという意味合いのご答弁でした。

そこでこの1億円、それからそのうちの3,250万円、6,750万円、これに関してご説明願いたいと思います。

2番目、別な角度ですが、9月議会で説明したいとしていた13億7,000万円についてです。一般質問のご答弁では、7月議会でのお約束については9月議会でお示しできなくて誠に申しわけないという趣旨のおわびをされました。

そこでお尋ねしたいんですが、説明するというふうに7月議会で再三お約束いただきながらでき

ない、現時点ではできないとすることはなぜなのか、実情をお示しいただきたいと思います。ことは仮設プール構想を進める基礎にかかわる事柄であります。今回の補正予算がありますが、私が再三強調したように仮設プール建設について、実質的に工事に入る予算です。市長自身が設定した寄附金で全額充てるという前提がありますから、この時点で実施予算を組む際には、その原資の全額についても見通しがなければ市として予算が組めないはずで、それを市長が認識しているから、7月臨時会で9月議会に13億7,000万円については寄附金の状況を企業別にでも示せるようにしたいと態度表明されたんだろうと思います。これは正しい態度だと私は思います。しかもそれが示されないときには実施時期を再検討するということまでおっしゃられました。これは事務当局の総務部長もそういう発言をされておられます。

そこでお尋ねしたいと思います。2点あります。お約束のとおりご報告がいただけないということは、現在13億円の見通しは確たるものではない、ご報告に至らないという意味合いだと思いますが、実態はどうでしょうか。

更に答弁の中で、企業版ふるさと寄附金について6億5,000万円という数字をたびたび挙げられました。前向きな企業も含めて見通しがあると複数回述べられましたが、その実態はどういうことか、お示しいただきたいと思います。約束手形というのでしょうか、寄附金申込書のご提示をいただいている部分、つまり文書でお約束いただいている部分、それはどのくらいか。2番目、市長の説明に対して、それはいい構想ですねということで口約束でいくらくらと金額を提示された方、あるいは企業、どのくらいか。また単なる賛同を得て、賛同することに、お金を出すことに協力いたしましょう、検討してみますというたぐいのもの。幾つかのタイプがあると思いますが、その内実、お約束いただいているという中身をご説明いただきたいと思います。

それから3番目の課題ですが、13億円余の残余の部分、6,500万円、見込みがあるねというお話の残余の部分6,500万円。先日の答弁では、大口のふるさと寄附金、一般寄附金など、大きな企業といいますか、大どころを当てにして頑張るという趣旨のご答弁を一般質問ではされました。その見通しはどうか。どういう働きをするのか、いつまでその成果を見ることができなのか、これが3番目の課題です。

4番目、仮設プール、建屋となる体育館建設について、今補正予算の企業版1億円についても、3年で1億円と申されました。全体の13億円余についても、3カ年計画でと、たびたび市長は説明されておられます。この体育館、仮設プール建設というのは、皆さんの描いている工程では実施設計予算、補正予算を組んで来年の春、雪解けを待って着工する、それで一気に建設工事を進めて、来年内、冬までには完成して供用するという日程になっていると思います。そうすると工期は都合3年ではなくて1年で供用を開始するというふうにならざるを得ないと思います。そうしますと建設工事は基本的に完了していますから、支払い義務が生じます。その支払いの原資をどうするかというのが企業版を含めた寄附金の手当てをしなければならない額になると思います。3カ年計画でやるということになれば、絶対的にその支払いに間に合わないという勘定になるんですね。市長は、

にもかかわらず3年計画というふうにおっしゃっていますが、そのからくりはどういうふうになっているかをお尋ねしたいと思います。

湯の丸関係の2つ目の課題についてお伺いします。市長は、高地トレーニング用プール施設はアスリートの競技力向上のためのトレーニングの場で、一自治体が整備する性格のものではない。国に施設整備をお願いするものだということを再三申されてきました。今年の3月まで基本的にそういう立場だと思います。今回6月の下旬になって、仮設プールで東御市の自前で建設する、資金手当てもするという構想に転換されました。その理由で、るる説明されておられますが、基本的には2020年の東京オリンピックまでに間に合うように、選手が活用できる、そういう施設をつくってメダルをたくさんとってもらって、東御市を有名にして、東御市に人の流れをつくっていききたい、東御市の利益に資するものだ、こういう口吻で耳に、もう、そらで覚えるほど聞かさせてまいりました。

私はいろんな記録を見ていますが、市長は方針転換を明らかにした直後、6月27日の市役所の6月定例部課長会議で、今回の方針転換の内容を庁内に徹底することを訓示なさいました。その記録によると市長の指示事項として発言が記録されております。東御市のチャンスである。決断の川を渡り、前に進むしかない。東京オリンピック・パラリンピックの競泳で金メダルの量産を必ず実現させ、世界の湯の丸になるようにつくり上げていく。トップセールスで頑張っていくが、職員にも常に湯の丸整備に当たっての闘いは始まっていることを伝えてほしい。明日の東御市のために伏して協力をお願いしたい、こういう発言でございます。

私はこの記録を拝見して、日本海海戦で東郷平八郎元帥が連合艦隊に戦闘配置を指示して、Z旗を上げた故事を思い浮かべました。「Z旗は上がった。皇国の興廃この一戦にあり。各員一層奮励努力せよ」、そういうことを思い出したんですが、市長の言辞はかなり時代がかった高揚ぶりだというふう感じたんです。問題にしたのはそのことではなくて、このご発言の中で金メダルの量産を必ず実現させる、これが仮設プール構想の目標だということをおっしゃったことです。

そこで伺います。この仮設プールで金メダル量産に必ず貢献するというふうにおっしゃっていますが、量産する、量産できるというふうに断言された根拠はどういうもののでしょうか。

以上が湯の丸関係の質問でございます。

別な課題で1点お尋ねします。補正予算書の20ページから21ページ、そこには商工費、観光事務諸経費で温泉施設運営懇話会賃金が計上されています。ここでいう温泉施設懇話会とはどういう会議でしょうか。懇話会の構成及び今回の検討課題、何を目標にしているか、検討期間はどのくらいか、どのくらいを想定するか、それをお示しいただきたいと思います。

以上が最初の質問です。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私の方から湯の丸関連に関しますご質問にお答えいたします。

今回の補正予算に計上されております企業版ふるさと寄附金における1億円の現在、お約束をい

ただいております3,260万円、12社からのお約束をいただいているものでございます。残り6,740万円、これに関しましては、先の一般質問でお答えしましたけれども、全体として6億5,000万円ということでありますので、1年間に割返しますと2億1,695万円ということでございまして、そのうちから1億円を計上したということでございます。したがって、まず残りの6,750万円に関しては、現在、検討していただいております企業からのものを予定したということでございます。

確約していただいております3,260万円の内訳に関しましては、電気資材業、製造業、水道衛生設備業、総合人材サービス業などの業種の12社でございます。

現在、検討いただいております企業に関しましては、情報通信業、金融業、サービス業、建設業7社、1億8,435万円と言うことでございます。この1億8,435万円の今年度予定、検討していただいているうちから6,750万円を支出させていただくという予定でおるものでございます。今回の1億円の財源に関しましては、現在、社内手続きをとっていただいているということの中で、6,740万円を充てるものでございます。

それからこれは補正予算とは若干違いますけれども、13億7,000万円を9月議会にお示しして工事のための手続きを進めたいということで、9月議会にこの体育館及び仮設プールの債務負担行為をお願いしたいということで努力してまいりましたけれども、現時点では半分には届いていないという、13億円という、6億5,000万円という数字でありますので、今回は債務負担行為を見送らせていただいたということでございます。13億円のめどが立ってから債務負担行為をお願いしたいということで、現在、12月議会には提示できるように努力をしておるところでございます。現在の6億5,000万円の内訳に関しては、口頭でとりあえず申し上げさせていただきました。

それから今、答えてしまいましたけれども、いつまでを目標としているかということでございませうけれども、12月議会に向かってめどを立てていきたいというふうに考えております。

3年間で事業を推進していくという考え方ということでございますけれども、当然年度をまたいで、現在、今年度、そして来年度、再来年度の4月以降の完成というふうに想定して、3分割して寄附金を集めることを通して、民間資金でありますので、単年度決算ということで決算をまたぐことを通して、税制面の優遇措置が受けられるということを想定して、国の企業版ふるさと寄附金という制度がつくられておまして、それを活用して今回進めてまいるわけでありまして、そのような形で3年度にまたいだ事業執行ということでございます。これに関しては、国の方も問題ないという見解でありますので、3年かけてやると。途中で供用開始が一部分できる部分に関しては、供用を開始することに関しても問題ないというふうにコメントをいただいております。

2つ目の金メダルの量産とはどういう意味かということでございます。北島康介選手を育てられた平井日本水連のコーチは、東洋大の教授でありますけれども、年間50人の平井レーシングチームなるメンバーを6カ月間海外の高地トレーニングで鍛えてしいらっしゃるという状態であります。残念ながらロンドンオリンピックでは金メダルはとれませんでした。「北島康介さんを手ぶらで帰すわけにはいかない」という有名な言葉が耳に残っておりますけれども、リオに関しましては金メ

ダルを2個獲得することができました。平井コーチに聞きますと、スペインのグラナダで2,300メートルの高地で秘密練習をして、コロラドのスタグフラック2,100メートルのところに入れ、縦線をおりてメキシコに集合し、それからリオに入ったということでございます。時差の関係を計算して縦線をおろしたというふうに言われております。

したがいまして今回、湯の丸、もしくはほかの場所で日本で高地トレーニングができる環境が整うならば、少なくともこの時差という点において、地の利を生かし切ることができるというふうに言われております。更には今回の2020東京オリンピックでは、水泳競技の中に男女混合の400メートルリレーと、800メートル競泳が新たな種目として、極めて高地トレーニングにかかわる種目が入れられており、オリンピックの初盤を水泳が頑張ることを通して、水泳以後の体操、レスリング、柔道等を鼓舞していくという形の中で、水泳陣が頑張ることが何よりも必要かというふうに思います。

こういう施設整備の点でも、東御市はじめ水連、日本中の水泳ファンが施設整備を協力しながら水泳選手を応援するという精神面、そして施設面でも応援するという環境を整える中で、時差という極めて重要な金メダルにとって大切なものを湯の丸が作り上げることを通して、金メダルに直結していくんだというふうに私も考えておりますし、平井先生も強く考えていらっしゃるということでございますので、金メダル量産の極めて重要な施設であると、これは現在スポーツ庁長官になられております鈴木大地スポーツ庁長官もいろんなところで公言されておることでもありますので、私が勝手に想像していることではないというふうに思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関一法君） 平林議員の21ページの温泉懇話会の件につきまして、商工観光課長からお答え申し上げます。

○議長（依田俊良君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山田正仁君） 温泉懇話会につきましては、まず今回の定期監査の中でも「今後も施設を存続させていくためにも、建物の老朽化も踏まえて料金改定等の見直しを検討されたい」との意見をいただいております。温泉施設全体の運営状況を踏まえる中で、今ある施設を有効活用して経営改善につなげていくための意見をいただくための会議とするものでございます。

具体的には、4施設の半年券といった利用者がある程度特定される部分にかかわる料金について、利用者や市民の代表者の方々から意見をお聞きし、適正料金の在り方について一緒に検討していきたいと考えております。

また、この懇話会の中で、ゆうふる t a n a k a につきましても健康福祉部門での検討と並行しまして、経営、運営という観点からご意見をいただきたいと考えております。

メンバーにつきましては、施設利用者や各種団体からの代表者、または推薦者、あるいは識見を有する方など、偏らず幅広くした形で公正さの確保に努めていきたいと考えております。

いつまでに結論を出すのかということですが、まずは意見をお聞きして、課題を整理す

る中で、まちづくり審議会等にもお諮りして、適切なタイミングを見極めていきたいと考えております。現段階では明確な時期は定めておりませんが、施設の運営状況からしていつまでもずるずると時間をかけてもいられないと考えております。必要に応じて議会の方にも進捗状況について報告をしていきたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） では、再質問いたします。

1億円及び13億7,000万円についてのご説明がございました。それで市長が一般質問の中で、この状況についてどのようにご説明したのかというのを改めて振り返ってみたいと思います。昨日来、一般質問のご答弁を伺った限りでは、企業版ふるさと納税1億円について、3,250万円ははっきりしているけれども、そのあとは不明確だねと。市長の一般質問のご答弁を聞いた限りで、いろんな議論がありまして、議会としてどう対応するのかというご議論が真剣に行われました。それは一般質問で両日にわたる同僚議員の、いろんなニュアンスはありますけれども、原資どうするのという質問に対して、市長がお答えいただいたものに基づいているわけです。

そこでご答弁を振り返ってみますと。最初に、お名前を挙げて失礼ですが、佐藤千枝議員のこの質問に対して、1億円について市長は現在、お約束いただいている10社からの年間で3,250万円掛ける3年ということで9,750万円、数字大丈夫だっけと言って、数字を挙げることにためらいをお見せになりましたが、そういうご発言をなされています。残余のご説明はございませんでした。私も同様の質問をいたしました。そこでは企業版ふるさと寄附金に関しては、現時点でお約束いただいている金額が会社の一定程度の決裁者にお約束いただくということになりますが、3,250万円だと考えています。約10社。残りの6,750万円に関しては現在、ご検討いただいている範囲の中にあると考えております、こういうご答弁でした。私は市長の答弁を確認した上で、こういうふうに言いましたが、3,250万円は会社の議決を経ているようなことをおっしゃったが、残りの6,750万円はこれからやってみなければわからないということですねと、その点を確認いたしまして、念押しをさせていただきました。最後に若林議員のご質問に対しては、現時点でフィックスになっている昨日の答弁で3,250万円ではないかと申し上げた。9月1日に国に出す資料の中で企業別に分けさせていただいて、9,750万円、3年間でいただける予定です。今年度は3,250万円お約束いただいておりますと、こういうお答えになっています。若林議員の答弁ではこの後、「しかしながら」という言葉がありまして、現時点で社内で前向きに検討いただいて、弁護士の相談とかいろんな手続きを前向きに検討いただいている、これは13億円の話に、話題に移るんですね。総額として3年間で6億5,000万円ほどが既にご検討いただいていると。その中から割り戻しますと、2億円がご検討いただいている数字、今回の補正はその中から1億円計上したという先ほどの、今の答弁と類似するお答えをしています。ただ、これも6億5,000万円という数字について割り戻すんですけれども、今、ご検討いただいているということで、どの程度確たる歳入になるのかということは、依然として不明であります。

これに関して、13億円の問題について単独で質問した私の質問に対しても、市長は現時点では6億5,000万円ほど検討いただいているところであります。企業として億を超える支出をするための手続きには自分が思っている以上の時間がかかるということに関して、9月議会で満額をお示しできなかったことをお詫び申し上げます。つまり不確定であるから、お示しすることができないというお答えでございました。そうすると依然としてこのご答弁の限りでは1億円及び13億7,000万円については一部確定している分があるけれども、残余の部分についてはこれからせっかく努力をいたしますということが現時点で議会に報告されている到達点だというふうに解せざるを得ないんですね。ですからこの一般質問のご答弁を受けて、議会の方でいろいろ考えなければならない。共通点は歳出に見合う歳入がない予算は、議会として組めないよという当然のごく初歩的なことであります。

地方財政法の第3条の2に、予算編成について規定がございます。これは歳入を精密に検討して、よく検討した上で予算計上をしなければならない、そういう規定になっています。これは地方自治体を運営する上ではごく当たり前の基本的なキーであります。今まで東御市の予算編成はこれに即して歳入歳出バランスある予算を組んできたと思います。今回は事情が違うのは原資について民間資金の活用ということで、企業版ふるさと納税及び一般ふるさと納税、いろいろ働きかけはしますが、働きかけた対象がご承認いただかなければ歳入に結びつかない、そういう性格のものをプールだけでいえば13億7,000万円、計画全体では18億円余、それで充てるという構想だから、この資金手当ての基本的な考え方として、多くの市民が本当に大丈夫なのかと、そういうふうに思うのは当然でございます。

市長はいろんなご説明の中で、先ほどメダルの量産がありましたけれども、メダル量産すると東御市に利益に直結する、そういうことで夢を描くんですけれども、予算編成というのは現実な課題で、歳出に対応する歳入をしっかりとやっていかないとというのが基本だろうと思うんです。そういう基本に立って同僚議員も心配して、対応しているわけでありますが、一般質問と昨日来、市長が少し今日の質疑の中で違うことを言うのではないかと、もっと重点を移した言い方をすると、6,750万円について、もう少し明確な方向を示して、合計で1億円は担保されていますという趣旨のお答えをするだろうという話が流れまして、それではその原資はどういうことになっているのかということをしかと確かめたいというのがあります。

市長の先ほどのご答弁で、3,250万円については約10社、12社ですか、そこで機関の議決を経た形で計上しているという確認をなさいました。それはそれで結構だと思うんです。残りの6,750万円についてはいろいろ企業名、タイプを挙げられましたけれども、私は市長がそこまでおっしゃるんだっつたらば、議会の心配に答えて、その内容を口頭ではなくて書面の形でお示ししたいと思えます。市長のご答弁は、その時々で変わるというのか、不正確な部分が結構あるんですよ。本来ならば一般質問の中で3,250万円だけでなく、残余の分、皆さんが心配している残余の部分についても、もう少し明快なご答弁をすればというとな変ですけど、するかできるかわかりませんけ

れども、書面資料をあるんだということを含めて、ご説明いただければ、事態は少し違ったのではないかなというふうに思うんですけれども、今日、展望をお示しになりました。

そこをお願いしたいんですが、この1億円全体について、署名資料も含めて議会にご提示いただけないかということでもあります。それからあわせて、あわせて13億7,000万円何がしについても、6,500万円について、大体めどがついて本件のその一部を割り戻したというお話でございましたけれども、1つはこの13億5,000万円、今、市長がおっしゃっている13億5,000万円についての見通しについて、議会が納得できる疎明資料を出していただきたい。それともう一つ、残りの6,500万円何がしに多分なるとは思います、これについてはこれからだというご説明でございます。その見通しについてもしかとお示しいただくようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私の今の最後の質問のところは、具体的な書面資料をご提示いただいて、ご説明いただきたいということでもあります。

それから3カ年の問題については、いろんなふるさと基金の手続き上、あるいは税務上の処理の都合上3カ年に割り戻して、3カ年に振りかえてやっていくというご説明でございましたが、私は3カ年で抱えるとどういう事態が起きるかということをご質問したんです。今の計画では供用開始は来年の冬ですね、供用開始は。そうするとそれまでに基本的には建屋である体育館、及び中に設置するプールは完成していますので、13億7,000万円のうちのほぼ大部分、これは工事完了で引き渡しを受けるというふうになりますと、支払い義務はその時点で生じてまいります。

そこでお尋ねします。3カ年ということであれば、初年度、工事着工しておりますから、12月補正予算で多分、計上しますよね。そうしますと平成30年度、冬までですから、それ前の工事の進捗状況といたしますか、どのくらいの割合で、建設費の金額ですね。建物の完成度、どこまで目指すのか、2年度はどこまでなのか、最終年度はどこまでなのか、そこら変の計画を既にお立てになっていると思います。私、素人考えですが、実際に供用するとなると13億7,000万円のうちのほぼ大部分が初年度で歳出されるのではないかと思います。金額も含めて、お示しいただきたいと思います。

それからちょっと話題がかわってややこしいんですけれど、温泉懇話会の話ですが、ご答弁いただきましたが、そこにはゆうふる t a n a k a のこともお触れになりましたけれども、温水プール、ここ過去3年来いろいろ問題になってまいりました。今年の6月で2年目を迎えて、その後、どうするか、再検討が迫られていると思います。ゆうふる t a n a k a については基本的にどのような扱いにするのか。先ほど福祉関係施設も含めてというお話になりましたけれども、その辺の懇話会に提示する市側の考え方、そして関係者の中にいろんな関係団体といたしましたけれども、ぜひ長年親しんで利用されてきた利用者の方々も含めて、実際の利用実態も踏まえて、検討されていくということを求めたいと思いますが、ご検討いただきたいと思います。

再質問は以上です。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず現時点でお約束いただいているものと、それから社内で執行のための

手続きをとるという約束をさせていただいているものとを分けさせていただいております。代表権者が責任を持って大丈夫だと言っていたものに関して、国の方に計上したということでありませぬ。

残りの部分に関しては、上場企業とか、かなり責任のある団体ということが理事会にける等のお約束をいただいているということでございます。

これに関しては、理事会、取締役会等を経て、初めて正式なものになるということで、現在、その部分に関してはまだ不確定要素もあるというふうに表示をさせていただいておりますけれども、代表者が理事会、もしくは取締役会にけるということを言っているものでありますので、ほぼ見込まれるということで、残りの5億5,000万円余に関して発表させていただいている数字でございます。

13億7,000万円を基本的には当てをつけて議会に提示させていただいて、債務負担行為をお願いしたいということを申しておりますので、債務負担行為、13億円余の体育館とプールに関する債務負担行為をお願いする場合には、その総額の見通しを提示する必要があるものと認識しております、それが9月に間に合わなかったことに関しまして、おわび申し上げているところでございます。

非常に今、言いましたようにトップがその方向で検討するというので、社内協議に入らせていただいておりますけれども、上場企業の社会的な発表ということの承認を得るために、思った以上に時間がかかるということがありましたので、国に再生計画を提出するまでに間に合わない可能性が強くなってきたということでもありますので、大手企業をめぐってトップセールスに関しては、一旦とどめさせていただいて、意思決定の早い企業を回らせていただいて、12社のオーケーをとったということでございますので、現時点で前向きに検討を約束させていただいて、社内組織内検討をさせていただいているもの等に関して、口頭でなくて類型に分けて13億7,000万円に関しましてお示しするという約束をしてあるわけでありませぬけれども、現時点の中間報告を議員の皆様方に提示することに関しては、やぶさかではないということでございます。

少なくとも12月議会に提示するときには、もう少しはっきりとした見通しのある根拠をお示ししなければいけないというふうを考えておりますし、現時点で再生計画の提出ができましたので、より大手の方にも連絡をとり始めておるところでございます。

そういう中で、6億5,000万円の根拠と、それから13億円の根拠等が言われているわけでありませぬけれども、全体の一般寄附金に関しましても、予算では1,000万円を一般寄附金に関しては計上させていただいておりますけれども、計上時点では900万円でございます。9月13日現在の一般寄附の寄附申出書の提出総額は、現時点で1,300万円となっております。

それから個人版のふるさと寄附金に関しましては、9月13日現在1億533万円ということで、昨年より早く1億円を超えました。市長にお任せは3,974万円、高トレ用の施設整備に関しまして441万円ということで、現時点で4,415万円ということでございますので、2,000万円充てさせて、見込ませていただいておりますけれども、返礼品等を鑑みてもこの補正予算に関する原資に関しては

十分な額が現時点で集まっているということでございます。

明確な答えがいただけているのか、社内手続きで理事会にかけるという約束で本当に信用しているのかというふうなお話でありますけれども、民間資金を活用するという事はそういう側面があるということでございますので、でも、やはりこれからの地域づくりはこの壁を乗り越えて民間資金の活用ということをやっぴりやっぴりいかなければいけないということでございます。企業版ふるさと寄附金ではない一般寄附金を市内の企業の皆様方が、本当に努力して協力いただいていることに報告かたがた感謝申し上げたいというふうに思います。

○議長（依田俊良君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山田正仁君） 温泉懇話会のメンバーにつきましては、温泉施設利用者、各種団体の代表者・推薦者、識見を有する方など偏らず幅広くした形で公正さの確保に努めていきたいと考えております。

候補者につきましては、予算をお認めいただいた後に早急に検討し、お願いしていききたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 済みません、現時点における国に提出しました3カ年の事業費の計画でございます。総額で12億6,500万円という数字で挙げさせていただいております。29年度が1億2,000万円、30年度が、済みません、間違えました。1億8,750万円が29年度、それから30年度が5億8,750万円、31年度が4億9,000万円という形で支払いを予定しているということでございます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 原資についてのご説明がございました。依然として確認、確定したものと、これからという、混在している実態が浮き彫りになったと思います。それで私が原資について疎明をしてもらいたいということを申し上げました。13億5,000万円については今の市長のご説明でできれば12月議会にきちんとしたご報告がいただける、そういうことでございます。今、差し迫って求められているのは、本補正予算でどういうふうにするかということが課題なんですね。私はもともとこの議会、9月議会でこの補正予算そのものが再三強調しましたように建設工事全体の重要な一環でありますから、9月議会に13億7,000万円についてもしっかりとご提示をいただかなければゴーサインにならないよと、市長の立論でもそうなんですよ。工事を始めるとき債務負担行為をつける、工事が始まる、13億円しめさなければいかん、今、確認されました。その意識があるから、7月議会で9月議会で13億7,000万円をお示しするようにしたいと再三申されたのは、そうだと思うんですよ。だからそれはなかなか残念ながら9月議会にそれをお示しいただければ、市長が7月議会で申されたように、実施時期を見直すという言明は、示せない以上提示できない、予算提示できないという問題意識だろうと思うんです。ですから私は一般質問で、やっぴり条件が整っていないね、出し直したらいかがですかというふうに申し上げたのは、その趣旨であります。

今でも市長ご確認のように、ご答弁いただける用意がないということであれば、もう一呼吸置くべき性格のものではないかというふうに思います。そして直近の問題として、補正予算で先ほどから問題になっている1億円の企業版ふるさと納税について、3,250万円については確たるものですよというふうにお示しいただいているんですけども、残余の部分についてはご検討いただいて、多分大丈夫だろうということのようではありますが、少なくとも議会からすればその内容についても疎明していただきたいと。でなければ大丈夫だねということで予算に計上にゴーサインを出すことができないのではないかなと、疑念を持たざるを得ないということなんですね、この9月議会そのものでいえば。

ですから用意があるんだったらぜひお示しいただくようにしていただきたいというふうに思います。議会の会期は29日まででございます。どういう形でやるか、議長を経て、市長とも相談したいと思います。できればこの場でもし今、ご用意があるんだったら、暫時休憩して、議会がその疎明資料を閲覧するというのも議事手続きとしては可能です。そのことも含めて、ご検討いただきたいと思います。

13億8,000万円については、現時点でご用意がないようですから、12月議会を待たずとも、もしそういう用意ができればご提示いただく、そういうこともご検討いただきたいなというふうに思います。そうでなければなかなか議会としても自信を持って市長の今のすすめている計画、構想の是非にかかわらず、議会として予算編成を責任を持つ立場から、この歳入歳出については厳密に対応したいというふうに私は思っていますし、同僚議員も同じお気持ちだろうというふうに思います。

それから3カ年問題について一言申し上げておきます。高地トレーニングプールを使った場合、先ほどのメダル量産とも絡めてまとめて言いますけれど、選手は最高のコンディションで最良のパフォーマンスができるということを高地トレーニングについても求めておられます。メダル量産というのは何か難しい話だと思えるのは、先ごろのブダペストにおける世界選手権大会で、メダル量産、図ろうとしたんですね、金メダル複数とろう、まさにメダルラッシュ、そのことを平井コーチも掲げて臨みました。多くの選手はスペインのグラナダで訓練なさいました。ところが世界も一生懸命やっていますから、その競合、切磋琢磨の中で残念ながらメダルに届かなかったという面もあると思うんですよ。選手の努力には私たちテレビを見て、努力に感動します。バタフライの平井選手は、高地トレーニングで金メダル狙いたい、試合に臨みました。平井コーチによると調整がなかなかうまくいかなくて、ぎりぎりまで高地トレーニング、グラナダにとどまったんだけど、残念ながら金メダルに届出なかったという現実がございます。

平井コーチのブダペスト大会の総括が、水連の機関誌「水泳」に掲載されています。そこで平井コーチがおっしゃっているのは、各選手の合宿をどこでやったか。グラナダでやりました。しかし他の部分は国内で調整して試合に臨んだ。2つに分かれたんですね。メダルをとるために必ずしも高地トレーニングが必須ではないということを平井コーチは間わず語りにおっしゃっています。

私は高地トレーニングの有用性というのは認めています。選手に合った訓練方法を講じれば、す

ごい記録に貢献する、コンマ何秒の争いですからね、最終調整で高地トレーニングで訓練して、最高のコンディションで最大の成果を上げる、それに重要な役割を果たすという認識を持っておりません。

ただし、それが必須の要素でもない。平井コーチはほかの論文で言っているんですけど、訓練は、水連が高地トレーニングでやりなさいということではなくて、北島チーム、ありますよね。平井チームに50人ぐらい選手がいらっしゃると、先ほど市長が申されました。個々の選手に応じて、素質、訓練状況、体調、そういう医学的な、スポーツ科学的な管理の中で、どの方法が最高の成績を生み出すかという選択の中で、平地でやるか、高地トレーニングをやるか、そういう選択をするんですね。そういう総合が好成績、メダルに結びついていくということでもあります。それを前提に私は今度の湯の丸高地トレーニングプールも考えてみる必要があるなというふうに思います。

3カ年計画という計画で、要するに途中段階で供用を開始する、それは1年半です、オリンピックまでは。完成までという、完成した施設では半年程度というふうになります。高地トレーニングプール施設については必須5要素というのがありまして、適切な高度、国際規格のプール、そして選手が非常に疲労しますからクールダウン、体調を整える施設が必要だ、食事を提供できる施設が必要だ、そして泳ぐだけでなくて体力を整えるトレーニングジムが必要だ、そういう5要素と申しますか、既に言われています。それが整った施設で選手は訓練をして、最高の成績を上げていくと、そういう条件というのが必要なんです。ですから今の東御市の構想、3カ年計画、順に建設します。初年度では恐らく建屋がある、50メートル8レーンのプールがある。それにとどまるんではないかと思うんです。そこでトップ成績を狙う選手のチームが使うかどうかというのは、いろいろ検討されると思うんです。ですから、つくったらトップ選手、好んで湯の丸に来るかどうかというのは、予測の限りではありません。花岡市長は7月議会で、佐藤議員のご質問に対して、水連の現時点での基本的な確認ということを申されました。それは水連としては高地トレーニングに条件ができるから使ってよね、推奨はするけれども、実際の選択はそれぞれの選手のチームの自主的に、自主性によります。これが現時点での水連の公式見解だと認識しております、そういうご答弁でした。それは正解なんです。

ですから私たち、今、東御市が目指しているこの仮設プール構想、3年でぶっ壊しちゃうんですけど、そのごくわずかの期間にしか恐らく最高の準備をしても、ごくわずかな期間しか東京オリンピックまでは提供できない。それまでは仮のといいますが、施設が十分整っていないところにおいていただくと、そういうふうになるんですね。そういう計画になっているんです。

ですから市長が部課長会議で、このプールができれば金メダルの量産に貢献する、そういうふうに断言されるのは、実態から見て言いすぎだろうと、誇大だろうというふうに私は思います。高地トレーニングというのは個人によって差があるということは、いろんな研究論文でも示されているんです。ちょっと申し上げますと私が接している若吉浩二さんという大阪経済大学の先生、以前はびわこ成蹊スポーツ大学の教授をされた方ですが、この方は水連の高地トレーニングガイドライン、

その作成に参加された方です。その方が、ちょっと古いデータですが、2000年代の初めのシドニーオリンピックと世界選手権大会に臨んだ選手、高地トレーニングをした選手群としなかった選手群の成績更新率を比較した研究がございます。これは専門誌に掲載されていますが、高地トレーニングプールで訓練された選手群の成績更新率は40%以上、陸上というか地上、高地トレーニング以外のところで訓練されて、この大会に臨んだ選手の成績更新率が36%、4%の違いがあるから高地トレーニングの効果ありだと、これが若吉先生の結論でございます。私はそれは言えると思うんです。ただ、この数字を逆に見てみれば、高地トレーニングプールで訓練したからといって5割の選手が成績更新に至らなかった、そういう現実があるんですね。そういうことを高地トレーニングプールの効用と限界というのがあるんです。

○議長（依田俊良君） 平林議員、端的に。

○12番（平林千秋君） はい、わかりました。もう、終わります。あるんです。とすれば市長が高地トレーニングプール、有用だよというふうに市民にお示したときに、こういう利点と、しかしこういう問題点もあります、だけれど総体的に見れば成績向上つながって、日本の成績向上につながる、そういうものだというのを正確なデータでお示しすることが必要なのではないかなと、そういう議論が必要なのではないかなというふうに思います。メダルラッシュ、そのことで市民の気持ちを奮い立てるというだけではなくて、市の大きな事業として巨額な経費を使ってやることになります。そこは市民がどう考えるか、そこには資金の面でも、そしてこの訓練施設の性格の面でも、正確な情報を提供して、市民の判断を仰ぐということが必要なのではないかと思います。その点でのご見解も伺っておきたいと思います。

再質問では、資金についての疎明をお願いしたということと、それが整わなければ予算計上は見合わせ、再検討すべきではないかということと、今、後段で申し上げたものでございます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） いろいろ今、科学的な論争がある面のご指摘をいただきましたけれども、日進月歩の研究課題でありますので、11月18、19と高所トレーニングの国際シンポジウムが湯の丸高原で開かれますので、ぜひご参加いただいて、現在のトップのそういう研究者からデータ等、お聞きいただければありがたいかなというふうに思います。

私は当面は市長をやらせていただいて、高地トレーニングの研究者にはならない、なる気はないわけでありますので、わかる範囲で、ただ、水連の高地トレーニングの長水路プール建設促進委員会でやらせていただきました水連関係者へのアプローチで、回答いただいた約1,000のチームが回答いただいたわけでありますけれども、その5割のチームは国内にできれば活用したいというふうに答えていますし、47%ぐらいの残りのチームも機会があれば使ってみたいというふうに答えておりますので、今、高地トレーニングをうまく活用することが極めてそういうチームの重要な要素になっているということだけは間違いないものであるというふうに言えると思います。

なお再三ご質問いただいております、約6,750万円の1億円の企業版ふるさと寄附金を充てる

ということの中で、確実なものだというふうにして市長は言わないんだというふうに言われておりますけれど、私としては現時点で間違いのないものだという事で確実なものであるということに計上させていただいております。責任を持ってこのことに関しては市長の責任で言明させていただきますので、上場企業や公的団体がございますので、それが執行のための手続きに入っているということでございますので、公表はしないけれども、これに関しては間違いのないものというふうにするのが普通であるというふうには私は思います。

なお会社名に関しましては、相手のあることでありますし、国としても極力項目ごとの発表にとどめるようにという形で指針を出しておりますので、議会に7月にお示しすると申させていただきました手法で公表、現時点の公表をさせていただくということに関しては、先ほどお約束したとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） ほかに。

横山好範君。

○17番（横山好範君） 私の方からもちょっと湯の丸の施設整備の関係について、改めてご質問をしていきたいと思っております。

まず事業の内容についての再確認でありますけれども、この補正の予算書には確認申請手数料から立木補償料まで、幾つかの項目で事業費が掲載をされておりますが、改めてその内容の概要のポイントについてご説明をいただきたいと思っております。

それから湯の丸高原の関係の高原荘の改修工事費2億2,000万円ですけれども、これの今までご説明の中では拠点整備の補助金が8,750万円が残りが起債とかその他いろいろあるんですけれども、補助対象外が4,500万円ほどあるというようなことでありますけれども、その対象となった事業と、対象外となった事業の考え方でですね、その辺のちょっとご説明をいただきたいと思っております。

それと事業そのものが今回の補正で出されてきている必要性というか、そのところは先ほどから工事の仕上がりの時期の関係とか、そういう話もございまして、最終的にいつまでにどういったものを完成させて、どういう工程でやっていくかという、そういう工程のところを具体的なこの時期にはこうだと、そういうものをちょっとご説明をいただきたいと思っております。

それと財源の関係なんです、今まで一般質問等でも数多くの議員の中で、先ほどからの質疑もありませんけれども、なかなか私どもも若干その理解が食い違った部分もあったというようなことで、混乱をしたわけなんです、3,250万円のふるさと寄附金の確定した部分についての3カ年の確約はあるという、そういうお話をお聞きをしまして、それについてはそういうことなんだろうと。そういうことになると単年度では3,250万円しかないのかと、こういうふうな逆の発想になりまして、なかなか心配もあったということなんです、ただいまの市長に改めてのお話の中では、そのほかに全体としてそれも含めてだと思っておりますが、6億5,000万円のほぼ、何ていいますか、約束できる申し込みというか、それがありますよというそういうお話を聞きまして、単年度では2億1,695万円というふうなお話もありました。

それでこれちょっと市長の答弁いろいろ数字が若干違った数字を言われるので、ここのところは整理をしておいていただきたいと思いますが、例えば3,250万円も先ほど3,260万円というお話もちょっと出たりしていたので、やっぱり数字ですので改めてその辺のところはしっかりした数字で発言をしていただきたいと思いますが、2億1,695万円の話もありましたけれども、その後の話の中でいろいろ話があって、7社で1億8,435万円は確かだと、そういうようなお話もあったりして、単年度、今年の部分なのか、3カ年で6億5,000万円を割ると2億1,695万円になるんだけど、そのうちの1年分だけ見ると1億8,435万円なのかなと、そういうふうなちょっと捉え方もできたんですが、その辺のところも再確認をしたいと思います。

今まで、ただ、ちょっとお願いしたいのは、3,250万円の確かな部分はわかったんですが、そのほかの部分についてはなかなか企業版ふるさと寄附金も相手があることですから、どこまで発表できるかとか、確約したものがあるかと言われてもなかなか難しい部分はあるかと思いますが、市長がいろいろ歩かれていて、このところは確かだよと自信を持って言える数字というのは出してもらっていいと思うんですね、数字をはっきり。だから3,250万円しか言ってないものだから、困っちゃうので、さっきの1億8,435万円のうちの1億円だというような説明が一般質問の中でもはっきり答弁されていれば、非常にそういった部分では安心できる部分があったなと思いますが、そういったことで、それは申し込みがあって会社の決裁を受けて、確約された数字を出せと言われればなかなか難しい部分はあると思いますが、あくまでもそのところはやっぱり首長の確信を持った数字というものはどこまで発表できるかというのは、それはあるかと思いますが、その辺はそういった部分で予測できる部分も出てくるのではないかと、こういうふうに思いますので、そんなことでぜひ対応をしていただければありがたいと思います。

先ほどの工程の管理の中での関連といいますか、それとも関連しますが、29年度に支払う部分、工事として完了する部分、30年度に完了する部分、31年度に完了する部分というような数字的な発表もありましたが、それが先ほどの工程の中でどういう関連をしてくるのかということも含めてお願いしたいと思います。

それから一般寄附金の話も若干ありましたんですが、900万円しか、500万円の400万円の900万円は確実ですよというお話がありましたけれども、先ほど聞くとその後の数字の中で、1,300万円の数字が申し込みがあるというような話もありまして、そのところは了解をいたしました。

そんなことで若干先ほどの経過を踏まえて質問したいと思います、よろしくお願いします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 数字が若干違っているということに関して訂正させていただきます。まず3年間で6億5,000万円のお約束をいただいているということでありまして。そして国に提出しました、公表も含めて大丈夫だという確約をいただいている企業が電気資材業、製造業、水道衛生設備業、総合人材サービス業など12社で、3,260万円ということでありまして。3カ年で9,780万円ということでございます。これが国に提出させていただいた数字。3,260万円が正しい数字です。50万円

は丸めた数字だと、ご容赦いただきたいと思います。

そして現在、社内手続きを進めていただいている企業が情報通信業、金融業、サービス業、建設業、7社、合計1億8,435万円ということであります。先ほど申し上げました数字は、この3,260万円と1億8,435万円を足しまして2億1,695万円ということ今年を今年企業版ふるさと寄附金で現在、見込ませていただいている数字でございます。そのうちから1億円を今回補正で支出する原資にするということで、今回補正を計上させていただいております。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 湯の丸整備に関するご質問、その他の事業の内容等につきまして、企画財政課長からお答えを申し上げます。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小菅武志君） 横山議員からご質問のありました12、13ページの湯の丸高原施設整備推進事業費につきまして、個々にご説明をさせていただきます。

まず1点目の確認申請手数料215万円でございますが、これにつきましては今回改修を予定、計上させていただいております湯の丸高原荘に伴う用途変更確認申請手数料が40万円、それと体育館新設に伴う確認申請手数料として175万円として、215万円を入れております。

続きまして湯の丸高原施設整備実施設計委託でございます。この実施設計委託の内容につきましては、体育館の本体となります建物の建設、建物内に50メートルの8レーンの仮設プール、空調機械、ボイラー室、電気室、ろ過室等、また事務室、医務室、更衣室、トレーニングルーム、トイレなどの整備となります。おおむね建物の大きさは77.5メートルの38メートル、約3,000平米弱でありまして、第二体育館が2,500平米ですので、若干それより大きな規模というところでございます。

続きまして、借地料の50万円でございます。これは体育館の建設予定地約1万平米ありますが、それにつきまして10月から3月までの6カ月分と見込み50万円を計上させていただいております。

続きまして、高原荘の改修工事でございますが、工事内容としましては主な改修内容は車いす利用者の利用を可能とするため、玄関周りのバリアフリー化、1階個室、5部屋ございますが、このバリアフリー化、5室につきましてはユニットバス3室、シャワー室2室を設置いたします。1階及び2階のトイレを男女別洋式トイレに改修、既存食堂、厨房スペースをトレーニングルームへ改修をいたします。2階の大部屋の和室73畳が3部屋ありますが、これにつきましては17室、これは3人から6人使用となります据えつけの2段ベッドを考えておりますが、それに改修する内容で、現在、詳細設計を進めているところでございます。

それと高原荘の2億2,000万円の中の拠点整備交付金の内訳でございます。2億2,000万円のうち、内閣府との事前協議の中では1億7,500万円、これを対象事業費とさせていただいております。この1億7,500万円につきましての中身でございますが、1億4,000万円が本体工事として対象となっております。本体工事につきましては、いわゆる大部屋の改修ですとか中の改修になります。そのほか給排水、空調ですとか、電気設備につきましては8,000万円ほど全体事業費を見込んでおるん

ですが、そのうちの3,500万円が対象事業費としておりまして、合わせて1,750万円が対象となっております。対象外経費が4,500万円ということでございます。

続きまして、水道事業負担金750万円でございますが、これにつきましては高原荘の現在の給水管の切替えに伴います布設工事、既設ポンプ室の撤去ということで水道費の負担金として計上しております。

その下の立木補償料でございます80万円でございますが、敷地内、先ほども言いました1万平米の中の立木補償費になります。

事業の全体につきましては、以上でございます。

済みません、工程でございますが、先ほどの中で3カ年ということで、地域再生計画に掲げさせていただいております。本年度につきましてはこの事業がお認めいただければ、この事業、それと最終的に12月議会、市長が申し上げているように12月議会に全体の13億円がお示しできれば、それにプラスする事業が出てくるかと思えます。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 大体わかりました。ただ、高原荘の改修工事の何かちょっとはつきりしないのは、これは補助金のシステムの中でこういうふうになっているのかどうかわからないんですけど、本体工事と対象工事と対象外経費とか、ちょっと明確にされていないというような部分で、なかなかこれどういうふうに整備をしていくのかなと、そういう心配もあるんですが、何かちょっとあれすれば、何ていうか、先ほどの8,000万円のうちの3,500万円だけは補助対象になりますよと、そういうふうな金額的なただ配分でやっているというような感じのお話なんですが、そういうことで理解しておいていいんですかね。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小菅武志君） ただいまのご質問でございますが、先ほど申し上げたように建物本体にかかわる改修部分、これにつきましては100%、先ほどの話、1億4,000万円が内装等の改修にかかっておりまして、それを100%で1億4,000万円、そのものが対象となります。それで対象外経費としましては、全部、すべてが対象外ではないんですが、給排水設備、空調換気、電気設備につきましては計算式がございまして、おおむね20%と言われているものなんですが、それを内閣府のこの方式に当てはめると自動計算になっておりまして、先ほどの話、3,500万円、機械設備につきましては3,500万円が対象ということで、合計が1億7,500万円が対象経費として今現在、申請をして、これからヒアリング等を受けて詰めていくという状況でございます。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） そういうふうな補助金の対象経費の、対象部分の出し方というのがあるので、了解をいたしました。

あと財源の関係につきましては、大分一般質問のときよりも今日の質疑の中でも大分明らかになってきましたので、精査をしていきたいと思えますし、これから来年ではなくて12月と市長は

おっしゃっているんですが、12月までに13億何がしの寄附をほぼ確定をさせて、全体の事業を進めていきたいというような発言もございましたので、ぜひまた頑張ってください、確約をとれるように、みんなに収支を示されるような、そういったものになるようにしていただきまして、随時また議会の方にもお示しいただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（依田俊良君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時42分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 何点かお尋ねしたいと思います。

まず最初に市長に苦言を呈したいと思います。去る11日と12日、2日間にわたって一般質問、行われました。一般市民の方々の一番懸念とされているのは、この事業に市民の税金が使われるのではないかと、これが一番大きな懸念だったんですね。そうなってくると財源問題は非常に重要なポイントなわけですね。先ほど同僚議員のお話がありましたけれども、この件についての市長の答弁等を確認しますと、確実に入ってくるというような、そういった表現でなくて、お願いしているとか依頼しているというようなお話がございました。ですからこれは市長だけではなくてほかの市長部局の方々にお話を聞いた中でも、そういうお話でしたから、私らはこれは非常に大変だ、ポイントなんだということで、同僚議員ともどもそれについてお話を伺ったわけですね。ところが今日になってみると、そうではなくてそれは決まっているんだという話だったんですね。がらっと話が違ってきているわけですね。原資がはっきりしていれば、それは市民にとっては喜ばしいことですし、一般質問のときには、あれは市民に対してテレビだとかラジオで報道されているわけですね。今日はそういう場がないわけです。だからそういった意味では、この問題については市民の皆さん知らないわけですね。

私は総括質疑の中であたかも一般質問の続きをやるような、こういうことを私はやめてもらいたいと思うんですね。必要な情報はちゃんと市民に、我々にちゃんと公表していただきたい。私は一般質問の中で、市長、決まっているのであればその内容を文書で示してもらいたい、説明願いたいと、この場でだめであれば秘密会でも何でもいから、そういう中でやってもらえればいいではないですかとお話をしましたけれど、市長はご回答いただけませんでした。今日のお話の中では、そういう文書等の提示があるというお話ですから、それはぜひやっていただきたい。我々も市民から負託を受けた身なわけですから、財源があるかどうかということは一番ポイントになります、この一番のキーになりますね。そういった点でもお話をしていただきたいというふうに思っています。

それから確認なんですけれど、先ほど、この間、数字がいっぱい出てきまして、いろいろ変わっ

てきたりするものですから、一つ一つ確認していった方がいいかと思えますけれども、できれば市の方でまとめた資料等をつくってもらえればありがたいです。国への資料として、今回の事業費総額で12億6,500万円とおっしゃいました。私ら聞いている13億7,000万円から数字と1億円ぐらい違うなというふうにちょっと聞いて思ったんですが、それがどういうことなのかということについてお伺いしたい。

この数字は先ほど29年度が1億8,750万円、30年度が5億8,750万円、31年度が4億9,000万円ということで、具体的にお話をいただきましたが、何かこの中で今、示されている以外の工事で1億円ぐらいやらない工事があるのかどうなのかということについてお伺いしたいと思えます。

それからもう1点なんですけれども、そういった中でも6億5,000万円がフィックスになっていると、確実なんだというお話の中で、全部で7社で1億8,435万円という話がありましたね。これを3掛けると5億5,305万円なんです。3年だということでした。だからこの企業版のふるさと納税は7社がそれぞれ毎年1億8,035万円を払ってくれるという話なんです、3年にわたって、一括ではなくて。そうするとこれ3年にわたって3倍で計算すると5億5,000万円なんですけれども、やっぱり1億円違うんですよ、4億5,000万円。この中に3,250、これとは別に12社の3,260万円があると。そうすると1億8,435万円プラス3,260万円、これが今のところ出ている数字ですね。いずれも3年間にわたってくるわけですね。わかりました、それで了解しました。

それから次の点なんですけれども、工事は先ほど話がありましたけれども、工事は来年大部分が行われるわけですね。お金は3年間にわたるんですね。そうするとその時々資金ショートすると思うんですよ。この資金ショートについては一般財源から出すんでしょうか。それについてお尋ねしたい。お願いします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 企業版ふるさと寄附金に関しましては完工度合いによって、どこまで工事が進んでいて、支払いができるかということに合わせて集金するというようにルール上なっておりますので、資金ショートというか、そういうことに関しては集められておれば、集める約束ができておれば資金ショートはしないということだと思います。

なお一般寄附金とか、個人版ふるさと寄附金とかが集まっているということが前提で事業が進んでいきますので、資金ショートしないで支払いはできるものというふうに認識しております。

○10番（若林幹雄君） 1億円の問題、1億円。国への資料が出しているあれが12億でしょう。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 先ほど事業費のことを申し上げましたが、先ほど申し上げたのは国へ提出いたしました地域再生計画の申請書類の数値を申し上げました。その中では、先ほど申しましたような数字を申し上げましたけれど、これはあくまでも概算ですし、現時点での計画ということでございまして、今後精査していくものというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） ちょっとよくわからないんですけども、今回の湯の丸施設整備の計画のほかに、地域再生計画があって、当然補助金の関係がありますから出しますよね。それとこの全体の計画とは別に、フィックスしていないということですか。それは1億円は関係ないということなのか。ちょっと待ってください、まだ聞きたいことがありますので、それが1つ、それが1点目。

それから財源の問題が一番大きいと思うんですが、先ほど言ったように市民の方からすると、それから市長が今、おっしゃられた進捗度合いによって払うという話だったですね。そうすると進捗度合いによっては1年度目は1億8,435万円でもよかったけれど、2年目になったら90%やってしまったということになると、あと急に2億円か3億円ちょうだいという話になりませんか。それについて企業側は了解しているのかどうなのか、それが2つ目。もう1個あります。

それからもう一つ、この中で出てきているのは、今回のこの計画の中で湯の丸施設整備推進事業費の中で、全体工事が2億9,095万円になっていますが、国庫支出金ですね、国の補助が8,750万円、地方債が7,870万円、今、一番問題になっている企業版ふるさと納税が1億円、一般財源が2,475万円となっていますね。この地方債なんですけど、市長のお話ではこの地方債って、要するにどういうことかという市的一般会計で借りるということですね。だから市民の税金を使うわけですよ。ところがそれに対して市長は、いや、これはふるさと納税で後から払っていくからいいんだという話がありましたね。

今日の新聞を見ると、ふるさと納税、非常に厳しいですね、伊那市の例は九十何%減になっているんですね。ふるさと納税がこの間、総務省で大きな問題になっていまして、今後続いていくかどうかということはまだ不透明なわけですよ。ましてやこの返済は20年ですね。繰上償還と言うけれど、ではその間、お金は集まるかどうかということに対しては、確実ではないわけです。それでそこまで市長が言われるならば、この関係については特別会計か何か持って、ちゃんとお金を分けてやっていくという形にしないと、市民の不安は消えないと思うんです。その辺について市長のお考えもお伺いしたい。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 1つは、私が報告で聞いている限りでは、国に上げた数字に関して、若干仮設プールのメーカーが3メーカーあって、その値段がかなり違うということの中で、大丈夫だという数字を計上したというふうに聞いておりますので、プール代が思ったよりも6億円はかからないということだというふうに認識しております。

今回、補正を認めていただければ、詳細設計でかなりその辺はクリアにすることができるというふうに思います。

それから交付税措置がありますので、起債を国の認める範囲内で認めて、その時々 of 事業によって交付税措置のパーセンテージが違うんですけども、今回の場合は30%ということでございます。したがって残りの金額と、それから償還金に限って言いますと、どういう形で、特別会計をつくってやるという方向と、もう一つは全額を一般会計にふるさと寄附金から繰り入れて、そして返すべ

き原資を先に一般会計に返済資金として繰り入れる方法とあろうかというふうに思います。二十何年間ふるさと寄附金をずっとそこに充当するというのではなくて、一括で何らかの形で返済金を担保したいというふうに今のところ考えております。7,870万円の7掛け、約5,000万円ぐらいですか、5,500万円をふるさと寄附金からそちらに一般寄附も含めて入れるということ是可以、もしくは議員おっしゃったように特別会計を立てて、返済のための資金をそこにプールするという方法があろうかというふうに思います。

それから厳しいところありますし、東御市みたいに増えているところも、ふるさと寄附金はあるということでございますので、ただ、基本的にこのふるさと寄附金とか企業版のふるさと寄附金は地方創生と絡めて国が創設した制度でありますので、地方創生そのものが5年間程度の形の中で地方創生をやり遂げるようにという形の中で政策決定されておりますので、そう長い期間、このシステムがあるかどうかということに関しては、不確定なところがあると言わざるを得ませんけれども、批判もあるけれども非常に地方にとってはありがたいという考え方もありますので、制度に関してはこれは総務省の所管、そして企業版ふるさと寄附金に関しましては内閣府の所管という形の中で、ぜひこの制度をうまく活用して、地方創生を実現してほしいという国の大きな方針のもとでの事業でありますので、成功させたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） はい、何でしょう。

○10番（若林幹雄君） 進捗状況によって企業版ふるさと納税の寄附は増えるのかどうなのか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 失礼しました。したがって今年度どこまで事業をやったかということの支払い見込みを起こして、その範囲内で集めなさいと。それから企業というのは決算がありますので、4月に入って鉄骨が発注されて、もう明らかに一定程度事業が進んでいるということが担保されていけば、5月決算の企業がそこに寄附を入れることはオーケーだと、そして市としては3月の支払い時点で確定させて、残りの金額を寄附を受け付けなさいということで、途中もオーケーだけでも、年度をまたぐ形での寄附は受け付けられないよという。例えば今年度2億円企業が約束してもらっているけれども、1億5,000万円しか執行していないとなると、5,000万円に関しては寄附を受けられないという形のシステムであります。3月31日現在で一旦区切りはするけれども、企業の寄附者、企業の都合によってその要所要所で進捗状態に応じて、その範囲内での寄附を受け付けるということに関しては、オーケーだというふうに説明を受けております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 今、それぞれご回答をいただきました。前から私、疑問だったんですが、7社で1億8,435万円と書いてあって、それが掛ける3というのが常につくのかな。どうして掛ける3なんですか。そうすると我々判断するのは1億8,435万円ずつ毎年来るのかなと思うわけです。そうでなくてもいいということですね。だからその辺、さっきの3,260万円も掛ける3なんですよ。非常にこれで説明が1個わからなくて、二転三転なんですけれど、それをまずお尋ねしたいという

ことで、もう1点疑問なのは、これで例えば工事が始まったとしますね。今回、これが通ればいろんな仕事が始まるわけです。もし仮に途中でこけた場合、寄附していただいた企業さんからつくらないだったら返せと、損害賠償請求が出る可能性がありますか。それが2点目の質問です。

3点目として、議会はこれでもって非常に混乱しています、昨日から。大混乱ですよ。そんな一般質問と同じようなことを総括でやるなんてことは、前代未聞です。やっぱり説明が、市長の説明が十分だったが、我々の付度が悪かったのか知りませんが、やはりこういった政治の問題については一番市民が関心を持って、一番重要なポイントなんですね。どんなに説明をしても、し尽くすことはないわけです。あいまいな答弁はやめていただいて、はっきりとした答弁をしていただかないと、我々も判断を誤ります。今回のことについて市長はどういうふうに責任を感じていらっしゃるのか、それもお聞かせいただきたいと思います。3点お願いします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 途中で事業がとまることのないように努力するということであります。当然途中でとまれば、企業は返済請求をする可能性は否定できないというふうに思いますし、これはやり切る以外にないというふうに考えております。

それから掛ける3というのは、基本的に企業のニーズとして平準化していくということでありますので、決算をやって例えば本年度調子がいいから500万円いいよと、では来年、再来年も500万円ずつお願いしますねと言ったら、今年と同じように景気がよければいいけれども、景気が悪かったらごめんなさいね、朝鮮戦争が始まったらごめんなさいね、戦争が始まったらというようなこととか、将来にわたることに關しては約束できないわけでありまして、基本的に制度が3年間ということでありますので、3年間で平準してお願いしているということで、企業は一般的な寄附を考えていただいている企業に關しましては、あまり波のない、そういう企業が多いかなというふうに、結構安定している企業の方がやっぱり3年間で受けていただいているような気がしております。

かなり確実、企業の利益に対して数%というような状態の寄附というふうに考えられるかなというふうに思います。

それから一般質問に關しまして、相手があつてのことで、現在、理事会、理事者会にかけていただいたり、弁護士がどのようにするかとか、また当初もう少し出したいというふうにトップがおっしゃっていたものを財政当局からもう少し減額できないかというような申し入れを受けて、もう少し減額したいということをおっしゃられた企業もあつたりして、現在、減額した数字で調整をしていただいておりますし、我々は減額をしていただけたので、当然それにはその金額を当てにできるというふうに考えておりますけれども、その減額した数字で社内手続きをとっていただいているということですので、私の言い方が若干手続き中ということにおいて、ものの言い方がはっきりしなかったということであろうかなというふうに思っています。6億5,000という数字に關しては、確実な数字であるということで、現時点で更に増やす努力をしているということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。今後はもう少しはっきりとものを

言うようにしたいと思います。

○議長（依田俊良君） ほかに。

柳澤旨賢君。

○16番（柳澤旨賢君） ただいまの若林議員の質疑と多少ダブるかと思いますが、お聞きをしたいというふうに思います。

まず前段で申し上げておきたいというふうにと思いますが、今回の湯の丸開発、いわゆる湯の丸高原荘の改修、そして体育館、プールは、私ら議員もそうですし、市民の皆さんも民間活力でよくなりますよねという理解をしているんですね。今回の補正の中で、国の交付金と7,870万円の総務債が大きく入っているんですけども、民間活力ではやるんですけども、手法としてこういう手法ですよということをいわゆる総務債の償還についてきちんとここで話ししてやるのが、市民の皆さん理解が得やすいというふうに思いますので、まず1点それをお願いしたいというふうに思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 償還金に関します5,000万円に関しましては、5,500万円ですか、に関しましては私としては一般寄附金及び個人版のふるさと寄附金を原資として、償還のための原資として一般会計へ繰り入れて、早い時期にこの問題に関しては決着を図るべきというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 柳澤旨賢君。

○16番（柳澤旨賢君） それと手法としては今、言ったこういう手法で今の市長の答弁、わかりますけれども、今回の総務債は20年償還で、ふるさと納税寄附金を充てていきますと。3割交付税還元がありますというお話ですね。そうすると変な話になっちゃうんですけども、いわゆる起債で行って、2割でも3割でも交付税還元してもらおうと、企業のふるさと納税寄附金はその分に対しては寄附をいただかなくも済んでいくような形になっちゃうのかなという、交付税還元があるではないですか、今回のこの7,800万円のものに対して20年間3割ありますから、そうするといわゆるまるまる企業版のふるさと納税でなくて、国から返済するときに交付税還元が出てきますから、その分企業から寄附をいただかなくも、最終的なトータルの事業はできるというような解釈も一方でできるんですけども、その辺は、さっき若林議員の質問にあったように、都度集まったものはそこへ返済に入れていきますということですから、そうはならないというふうに聞いていて思ったんですけども。この今回の起債を組んだものに対しては、3割というのは国からの交付金があるというお話ですから、これからの手法としてやはり企業版は3年間いただきますよね。できたものに対していただくということで、さっきのお話のようにできたものですから、そのときのいただいたもので全部払える分、そうでないときにやはり起債を組んで一旦払っておいて、入ったもので起債を償還していくという基本的な考え方というか、そういう組み立ての予算というか、今回の事業を成り立たせていくという理解でいいのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 起債は国の制度の中で認められたものに関して、交付税措置がされるということですので、今回、一般的に国の制度外の借入金を起こして足りない部分を、それを個人版のふるさと寄附金や一般寄附金で返済していくという手法をとった場合は、交付税措置はないというふうに考えられます。したがって集め切るということが重要なというふうに思っています。私が重視しているのは、体育館とプール代は最低でも企業版で賄えるだけ集めたいというふうに言わせていただいているのと、もう一つは一般質問のときも言いましたけれども、やっぱり個人版のふるさと寄附金で応援したいという会社の社長さんが何人もいらっちゃって、ある意味では会社はだめだけれども、個人版のやつは2,000円控除で済むから、そっちだったら出すよというふうに、そっちの方の充実をした方がいいんじゃないのというアドバイスをいただいて、今、その準備をさせていただいております。10月の半ばには、ホームページをボランティアの人たちがリニューアルして、そして今後の個人版のふるさと寄附金のブレークに向かって動き始めているということですので、そっちの方は繰り越しもできるし、出来高に応じた支払いというような規制もありませんので、非常に使い勝手がいいと。

今、また市内の企業を回らせていただいて、商工会の役員会等でお話をさせていただいて、そして集めにおいでとか、いつ来るんだとかという形の中で、議会が終わったらと思っていたんですけども、やっぱり早くおいでとおっしゃる企業も多いものですから、回らせていただいて、今、1,300万円、多分議会が始まる前までは約500万円ぐらいであると400万円ぐらいが約束されているという状態でしたけれども、現時点では1,300万円を超えているということで、市内の企業の皆さん方は決算に近づくとところから、暫時増えてくるということで、一般寄附がかなりの額になるんではなかろうかというふうに考えております。一般寄附と個人版のふるさと寄附金という、そういう意味では企業版ふるさと寄附金で賄い切れない部分に関して、かなり大きな余裕になる可能性もあるというふうに思っていますので、抱き合わせでやりたいということでもあります。

ただ、12月議会までには企業版のふるさと寄附金のめどを立てたいなということで、自分の目標として頑張っているところであります。

○議長（依田俊良君） 柳澤旨賢君。

○16番（柳澤旨賢君） 最後に、今までもそういう話が出ておったんですけども、今回の補正の中で企業版の寄附金1億円、歳入で見ているんですね。その歳入の中で3,250万円、先ほど市長は3,260万円と訂正をされましたけれども、それでいいので、3,260万円はきちんと担保されているというふうに私も受けとめたんですね。その残金については、きちんと担保されていないんじゃないかというふうに私も受けとめていました。そのことは質問の中での市長の答弁を聞いていると、私自身もそう受け取らざるを得なかったというふうに今、申し上げて、これは意見として申し上げて質問を終わります。

○議長（依田俊良君） ほかに。

阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） いろいろ数字的な話が飛び交って、さんざ本当、よく聞かせていただきました。これまでの市長の企業等への訪問、そういうすごく頑張っているという姿は私、本当に敬意を表したいと思います。この間、会派の中でちょっといろいろ話をしたんですけど、それと財源のあれでは別だなんて言いながら、それでも本当に一生懸命頑張っていただいているということは、すごいなと思っています。今までも言われれば大体のことは実行してきました、実行していただいた現場を常に私たちはここ何年か見せていただいております。

ただ、ちょっと金額が大きいということで、市民の不安は非常に大きいんですね。ちょっと確認させていただくことなんですが、数字的なことはさっきからいっぱい出ていますので、私、先ほどから12月までにはもう、そこまで頑張りたいと今もおっしゃっていましたが、そこまで、あと2、3カ月ですね。それを待って、今、ここでみんなで認めるわけではなくて、待ってそこで改めて例えば10月になって大きな寄附が出てきたということで、臨時議会を開いて、もう一回これ、この部分を提出してもらおうとか、12月になればなからということをおっしゃっていますので、そして財源がもうちょっと本当にあと6億5,000万円、12億6,500万円と今、6億5,000万円ですか、そういう残りの部分のところでもうちょっと確定的になったところで、もう一回示していただきたいという思いが非常にあるんですね。ここで認めれば、プールの委託料5,000万円もすべて認めるということで、もうプールのあれが全部ここですべて動いてしまうということなので、ちょっとその辺、市民も本当に非常に不安に思っているし、また私たち議員に対する目も今、すごく市民の目が厳しいんですね。今、ここでこの議会でオーケーだよという、まだ半分ぐらいのあれが確定的でない部分で半分、こう、何というの、話が認められれば、何かあったときにはやっぱり議会も責任を持たなければいけないと思うんです。だから議員も本当にこのことがよく考えていただいて、本当に市民がそういう目で今、見えていますので、ぜひここでできれば10月だって11月だって、なから、もう、ここで大丈夫だという部分が出れば、臨時議会でも開いていただいて、やっていただく方が私たちも安心できるし、市民も、そうか、そこまで市長が頑張ってそこまででき上がったならいいのではないかと、後も押してもらえと思うんですね。

ふるさと納税も本当に厳しい中、だんだん厳しくなってくる中で、市長お任せという、福祉とかとそういう部分だったらそっちへ使っていただくと思いますけれど、市長お任せる部分のふるさと納税をもっと福祉的な関係で、生活に不便になっている、そういう部分の方へ使わせてもらえれば、自分たちはいいねという思いで市民もいるんですよ。でも今回、市長にお任せは多分、仮設プールの方へどんどん流れていってしまうと思われま。これから、もしこれが動いたとしても、市民の生活のいろんな課題に対する目は、もう、今、市長の目はもう、そっちの方ばかり向いているような気がしますので、そっちの市民生活の方もしっかりちゃんとやっていただけるという、そういうお話を聞かせていただくことと、もうちょっと時間を置いて、また再提出してもらおう、そういう考えは全然ないのかどうか、その1点、そのところだけお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 9月議会に債務負担行為をお願いして、体育館とプールに関して進めてまいりたいというふうに7月の時点では考えておりましたけれども、思ったようには集まらないといえますか、正直いまして準備期間が必要だということがはっきりしましたので、まず地元を固めてということの中で、市内企業の一般寄附と、そして県内を中心とした企業へのふるさと寄附金をお願いして、一定程度の基礎を固めて、打って出るというか、大手のスポーツスポンサーの皆さん方に話を聞いてもらうための準備をしてきたということでもありますので、3年間で集めればいい話ではありますけれども、債務負担行為をするに当たって、見通しが立っているということが議会の考え方として主流ではないかというふうに思っておりますので、それにおこたえできるように努力したいと思います。

現在は、現時点で必要で、できる、そして予算的めどが立っているものに関して、補正でお願いしておりますので、そこでよりかかるお金とか、具体的な問題を詳細設計の中で、はっきりする中で、お金のめどが立った時点で実行していくということになるかと思っておりますので、予算の範囲内でやれることをまずやっていくというふうに考えております。

また、湯の丸なんかやっているから、道がよくなるよとか、いや、私もよく言われるんですけども、福祉のことは全くお構いなしかというふうに言われぬように、議員の皆さん方の指導をいただきながら、しっかりと市政を運営してまいりたいというふうに考えておりますので、市の職員には留守がちになること、なおかついろんな意味で24時間を上手に使って、市民生活に悪影響が出ないように努力しますので、お認めいただくようお願いしたいということでございます。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） わかりました。担当の市の職員はすごくいろいろなことがわかって、頑張っていることはよくわかっています。ただ、市の職員はたくさんいますので、その中で本当にみんなが問題を共有しているかどうか、意外と市長のトップダウンが、そういう部分が強く出ているかなと思う部分も見受けられますが、ぜひ市の職員もよくわかるように、ちゃんと説明、情報公開ではないけれどそういうものも示して、もちろん私たちにも公開できる部分はできるだけ早く、その情報を示していただいて、やっていっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 議席番号2番、高木真由美でございます。1点だけお願いします。

21ページの観光事務諸経費の地域おこし協力隊、済みません、地域おこし、総務係のところですね、地域おこし協力隊員報酬というところで計上されておりますけれども、地域おこし協力隊の皆様が、この間の答弁で8名いらっしゃるというふうに私は認識をしたんですが、その8名に対しての報酬の増額補正だと思うんですけども、地域おこし協力隊の活動の内容というのが違っており

ますね、それぞれ。その違っていても報酬は同じで、一律にこの増額がなされるのかどうかというのが1つと、あとは本当に地域おこし協力隊の方たちは活躍されているなどというのは存じているところなんですけれども、このタイミングで増額補正というのが、どういう理由があるのか、これからまた地域おこし協力隊の方たちに定住していただくという意味合いがあるのか、また、地域おこし協力隊の人たちをもうちょっと増やしていくという意味合いがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま21ページでございます地域おこし協力隊の経費増でございます。今回につきましては一律の増額ということではございませんで、1名増ということでございます。これにつきましては、産業経済部長からお答えをいたします。

それから今後につきましては、増やしていくかということにつきましては必要に応じて増やしていくということになろうと思っておりますけれども、今までの活動等を検証し、また市にとって更に有効であるという部分につきましては、増やすことも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 地域おこし協力隊の1名の増の部分のお伺いでございます。

期間といたしましては、この10月から翌年の3月までの半年間ということで、勤務先につきましては田中の観光情報ステーションの方で勤務してもらうということでございます。

○議長（依田俊良君） よろしいですか。ほかに。

青木周次君。

○14番（青木周次君） 湯の丸高原の関係の数字的なことはもう、皆さんお聞きしたもので、全体的に今定例会では湯の丸高原施設整備関連の一般質問、5人の方がいたしました。答弁が私は市側の説明がちょっといろいろ不十分ではなかったかなと思っております。また市民にも私たち議員にも理解できるような答弁、理解できない答弁だったなというような気がしております。質問される議員は、今回の9月補正予算を見て、通告後に再質問で細部において問いただしてきた部分があると思うが、補正予算書にだからといって、今回この補正予算書がかなり議されて、今までにない時間を費やしているわけですが、やっぱり明確に答弁をしていただかなかったことが、このような結果になっているのではないかなと思っております。

確かに市長も私の臨時会のときの13億円のことに對して、二、三の議員に質問されておりましたけれど、やはり状態が変わったのであれば、その状況説明、変化、こういうわけで大分変わってきたと、こんなような状況だけれどと、そういう説明が私は欲しかったと思うんですが、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 状況が9月議会に債務負担行為をお願いするに当たって13億円余のめどを立てて、債務負担行為をお願いしたいというふうに7月の時点では思っておりましたけれども、そ

こまで届かないということがはっきりしましたので、現在、はっきりしている時点での設計をお願いしたということでありまして、それ自身は期限を延ばせるところを延ばしたということで、その説明を事前にしっかりとやるべきだったかなというふうに反省しておるところでございます。

○議長（依田俊良君） 青木周次君。

○14番（青木周次君） やっぱこの予算書を見れば、体育館とプールがセットになっているわけですが、総務省ですか、内閣府ですか、企業版ふるさと納税のやはりこれを出して認めていただかなければだめなんだという、そういう説明も強く、やはり市側の提示がもっと強くあってもよかったですと、私はそのように思っている。本当にこの予算、たしか時間をかけることは大事です。いろんな慎重審議してやっていくことが大事だということはわかっておりますから、いいんですけど、やはり訴えるものはしっかり訴えて。

また、さっき同僚議員がおっしゃったが、寄附の特別会計というか、こういうものもつくってやっていった方が、明確であるんじゃないかなということだけ提案して、質疑を終わります。

○議長（依田俊良君） ほかに。

高森公武君。

○6番（高森公武君） 6番、高森です。予算書の19ページをお願いいたしますが、上から3番目、19番ですけど、荒廃地復旧対策補助金ですけど、これは一括でかいところへばさんと、ここに金額を入れちゃうということですか。それから各個人のお宅で役所の方へ申請をすると、補助金が出るというような、そういう仕組みの補正予算だか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関一法君） 今の荒廃農地対策復旧事業の補助金、農林課長の方からお答えします。

○議長（依田俊良君） 農林課長。

○農林課長（金井泉君） 今回補正をお願いしております荒廃農地復旧対策事業の内容ですけども、補正後の事業量等の詳細につきましては、すべて担い手農家、あるいは法人等が農地を借りて、永年性作物をつくる場合、国の補助金、それから市の補助金を合わせて荒廃農地を復旧していただくという事業であります。作物別の件数としましては、牧草が2件で面積が1.1ヘクタール、それからワインブドウが2件で0.3ヘクタール、それからクルミが1件で5.1ヘクタールという状況になります。合計の件数にしましては6件で6.5ヘクタールという事業になります。

以上でございます。

○6番（高森公武君） わかりました、ありがとうございました。

○議長（依田俊良君） ほかに。

佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 佐藤千枝です。これまで湯の丸高原の施設の関係ですけども、一般質問を通じていろんな議員がそれぞれの角度から質問させていただきました。今日のこの総括質疑に

において、具体的な数値がはっきりしてきているわけなんですけれども、今後、市長一生懸命企業回りしていただきながら、予定の金額はしっかりやるというお話ではありますけれども、実際に今日みたいなこのように具体的な数字が出てきたのであれば、今後12月をめどにというふうにおっしゃっているんですけど、その前に少しでも金額が増えていった場合に、もっと議会の方に具体的な提示をしていただくというようなことを考えていらっしゃるのかどうか。それと12月をめどにある程度の方向が見えたとき、寄附がどれだけ集まったかによって考えていくと、広報にもそういうような今後見直しをしていくということも、広報を通じて市民の皆様にお伝えしてありますので、その点についてどういうふうに考えているのか、2点お聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず、現時点で国の企業版ふるさと寄附金の認可を受ける前の事前のお願いという状態です。正直いいますと「実際に国の認可は受けれるんですか」というような質問に対して、「これから認可申請するところです」というところから、今度は「申請をしてありますので問題なく受けれると思います」というふうにお答えできる状態にようやくなっています。そしてこれから先は「ええ、認可を受けてあります」というふうに言える時期に入ってくるわけがあります。そういう状態の中で今後、もちろん私の考え方に賛同していただく何らかの縁者の企業経営者のところは、回り始めていますので、これもまた途中でやめるというのも失礼な話といえますか、一定程度同心円的に動かざるを得ないというところをやりながら、なおかつビッグスポンサーに対してアプローチをかけていくということになるかと思っておりますので、ビッグスポンサーがいいでしょうと、バックアップしましょうというふうなお返事をいただければ、これは議会なり市民なりにお知らせした方が、より安心していただけるのではないかなというふうに思いますので、今まではあまりそこにアプローチをかける余裕がない状態で動いてきましたので、今後、今回6億5,000万円ということに関して、内訳を口頭でお示ししてありますので、何らかの形で文書で欲しいという要望もいただいておりますので、文書にしたものを提示すると同時に、更に上乘せが一定程度、何割か更に増えたという状態になった時点で、頻りに議会にお知らせさせていただいた方が、より親切かなというふうに感じておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 12月をめどにというお話の中で、一生懸命頑張ってください姿勢もよくわかりますし、そうあってほしいんですが、その時点での見直しということについてはどのようにお考えでしょう。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） もちろん集まり具合によっては、どういうふうに事業を組み立てるかということにかかってくる問題だというふうに思っておりますので、今のところ12月に体育館と仮設のプールをお願いできるだけの企業のお約束を取りつけていくということに全力を尽くしたいというふうに考えておりますけれども、今回も9月議会に向かって努力はしたつもりですけれども、半分

しか集まるめどが立たなかったということで、12月に見直させていただきました。タイムリミットというのもありますので、少しスピードアップをさせていただいて、また、いろんな条件も、水連さんも個人版のふるさと寄附金を東御市に協力してやってほしいという記事も載せていただきましたので、そういう意味では企業にお願いするにもお願いしやすくなったかなというような、いろんな状況がだんだんいい方向に回り始めているというふうに思っていますので、頑張りたいと。余計なことかもしれませんが、桐生選手が10秒を切れるというふうに自分に言い聞かせなければ10秒は切れなかったらろうし、私としては13億円集め切れるというふうにしっかりと自分を叱咤激励し、トップセールスを頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（依田俊良君） いいですか。ほかに。

これで質疑を終わります。

柳澤旨賢君。

○16番（柳澤旨賢君） 動議を提出いたします。

ただいま今議会に提出された補正予算の質疑が終わりました。一般質問がご存じのように11日、12日の両日行われましたが、この中で補正予算に関連する質問が多くあり、答弁がされました。させていただきま本補正予算に対する質疑が行われ、答弁があったわけです。それぞれの答弁を整理する時間が必要だというふうに私は考えます。よって、今補正予算の採決を延期するよう望みます。

以上です。

○議長（依田俊良君） ただいま柳澤旨賢君から、採決の延期をすることの動議がありました。賛成者はありますか。

（賛成者挙手）

○議長（依田俊良君） 直ちに本動議を議題として、この動議は2人以上の賛成がありますので、成立します。

直ちに本動議を議題とし、採決します。この採決は挙手により行います。

お諮りします。本動議のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（依田俊良君） 挙手全員であります。

したがって、議案第61号の採決の延期をすることの動議は可決されました。

◎日程第 2 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）

（質疑）

○議長（依田俊良君） 日程第2 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

本議案については、議案第61号に関連する部分が含まれています。よって、本議案も採決を延期したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第62号の採決は延期することに決定しました。

◎日程第 3 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算
(第1号)

(質疑)

○議長(依田俊良君) 日程第3 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

田中信寿君。

○1番(田中信寿君) お願いします。最後のページですね、49ページ、こちらの方で工業用地取得造成事業、こちら事業実施スケジュールの見直しに伴う工事請負費の減額補正ということで、1億530万円減額になっております。こちらなんですけれども、事業実施のスケジュールの見直しとありますが、こちらのちょっと詳しい内容ですね、こちらをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

また、それによって、あるいは予定の変更とか計画に変更はないかどうか、その辺もちょっとあわせてお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長(依田俊良君) 産業経済部長。

○産業経済部長(関一法君) ただいまの詳細につきましては、商工観光課長からお答え申し上げます。

○議長(依田俊良君) 商工観光課長。

○商工観光課長(山田正仁君) 事業スケジュールの見直しの具体的内容ですけれども、当該土地につきましては過去の河川改修工事によって河川のつけかえが行われておりますけれども、長野県名義とする交換登記が行われていなかったということで、実態としては河川は存在しませんが、登記簿上には河川敷、いわゆる国有地が残っている状態であることから、この国有地の払い下げ手続きが必要となった中で、この修正につきましては河川管理者である長野県が行うこととなりますから、現在、長野県において河川の廃止、払い下げ手続きを行っているところであります。

それで国において河川敷という行政財産から、普通財産になって初めて市に払い下げになることとなりますので、必要な手続きを踏まえると来年の6月か7月ごろになるということから、明らか

に今年度中の工事の着手は不可能ということで、今回補正をお願いしたところでございます。

それに伴いまして、もろもろの変更はあるかということですが、現在、設計については進めております。昨年12月から着手しており、繰り越しをお認めいただいた上で現在、県との協議、あわせて詳細な部分の設計を進めており、今年度中には開発行為の申請まで行うという計画をしております。

その他につきましては、大きな変更は特に今のところございません。

以上です。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） ありがとうございます。クリーンセンターのときですか、残土の中で追加の補正とか出てきたことがございましたが、ちょっと考えると事前にわかったことではないのかなというような感想を持つわけですが、その辺についてはどうなのか。

○議長（依田俊良君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山田正仁君） この件につきましては、土地の売買をする時点で売り主の方からその旨の話を受けておったところですが、その時点で河川管理者と協議をして、河川管理者の方で必要な手続きを行って進めることで大丈夫だということで、その土地を購入したというところでございます。

以上です。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） わかりました。やむを得ない事情であるかなと思いますけれども、和で、あそこにやっぱり荒れた土地といったら何ですけれども、あるとやはり周りの皆さん不安に思いますし、私の方もこれからあそこに企業が来てよくなるんだよということも市民の皆さんにお伝えしたところでございますので、これによって先ほど大きな変更はないということですので、その辺は安心しておりますけれども、できるだけ早く進めていただいて、あそこを解決していただければと思います。

以上です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） この問題には経過があると思うんです。この用地買収で工業団地に造成という動機は、倒産企業が競売にかかって、ある金融機関から東御市の方で生かしていただければなどというお話があって、購入したわけですが、私はその際にも果たしてあそこが工業団地として適性かどうかという根本的疑念がありますよということを申し上げたんですが、ただ、競売が近づいていて、急いで購入手続きしなければならなかったというような状況があって、今、ご答弁がありましたように金原川の今、水が流れているところ以外に存在するんだというのは地主さんから申し出があることはあったということではありますが、本来購入手続きのときに今、懸案になっているも

のについての対処をやった上で購入するというのが、通常の用地購入手続きだったと思うんですが、そこを軽視したといいますか、等閑視して購入手続きを急いだということが根本的な背景にあるんじゃないかと思うんですが、その辺は市の財産購入手続きの上でちょっと通常ではなかったのかなという気がしていますが、その辺のご検討、事情をご説明いただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山田正仁君） 購入手続きの手つきにつきましては、ケース・バイ・ケースだと思われま。今回については河川管理者の方できちんとした事務手続きを踏めば問題ないということで購入を進めたという経過でございます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 河川管理者から問題ないというふうに言った案件が、問題ありで、実際に手続きしないとだめだよということになっているから、問題ないということは言えないんじゃないですか。だから当初の手続きのときにきちんとした確認をすべき案件ではなかったのかと。現に支障を来しているわけですから、やっぱり問題ないといって真に受けてやってしまったのがまずかったなという反省に立って対応するということが少なくとも必要なんじゃないですか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 金原川の改修、これは県の管理者、管理区域の1級河川であります。これが過去にあそこの地域で氾濫したということで改修をしたということであります。若干それだけではないんだという疑念が、県の方にもあって、ただ、もう、誰がどこの改修を完全にやったかというのがわからない中で、河川管理者が手続きをとるというお約束をいただいてあったので、それはそれで市として、それ以上県を疑う何もものもなかったということでありますけれども、ちゃんとした手続きをとるのに時間がかかっているということでございますので、その点に関しましては県と市のやりとりの中で、若干見解の違いがあったかもしれないということに関して、今後そのようなことがないように、県といえどもちゃんと市でしっかりと検証して、事業を進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（依田俊良君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

本件についても、議案第61号に関連する部分が含まれています。よって、本議案も採決を延期したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第63号の採決は延期することに決定しました。

お知らせします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。よって、自己所属委員会の担当部分にかかわる議案の質疑については、原則として委員会でお願ひすること

が例となっておりますので、申し添えます。

◎日程第 4 議案第 64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例

(質疑、委員会付託)

○議長（依田俊良君） 日程第 4 議案第 64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例を議題とします。

これから質疑を行います。

若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） この議案がどの委員会に付託されるかちょっとわからないものですから、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、この金額等について、これは同規模施設と、ほかのところと比較検討されたのかどうかということと、それからもう一つ、これ気になったのは、市外の担当者が利用する場合に、これ倍になりますよね。そうすると例えば全天候型400メートルトラック、2時間につき専有する場合には2,000円なんですけど、これ市内の方ですね。市外の方って4,000円になるんですけど、結構負担になってくると思うんですけど、今、高地トレーニングでいろんな選手、アスリートを呼ぼうと言っているときに、それについての整合性とはどうなんでしょうか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの金額の設定等につきましての質問につきまして、企画財政課長からお答えをいたします。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小菅武志君） 湯の丸高原スポーツ交流施設条例の料金設定、または今の市外の方の利用料金につきまして、どんな形で決めたかということでございますが、菅平のサニアパークにありますその料金ですとか、他のスポーツ施設に準じて、いろいろ調べてこのぐらいの料金が一番妥当だろうということで、決定させていただきました。

また、やはりこのスポーツ施設、合宿等陸上スポーツとして非常に期待できるものでありますけど、市内の皆様の健康増進という意味の中では、市内の料金、1回の料金も200円、そういった形の市外の皆さんを倍にするというような、あと専有するしないの料金の格差というのも全体的にそういう類似施設を参考に決めさせていただいております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） サニアパークの場合、例えばまちからの割引だとか、あるいは補助だとか、そういったものは何も入っていないんですか。それをちょっとお尋ねします。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小菅武志君） 現段階では、この要するに市民の割引ということですね、につきましては考えておりません。ほかからという意味ですね。これからは合宿施設ですとか、そういったものを誘致するに当たって、そういった補助金等も今後検討はしていきたいなと思っております。

○議長（依田俊良君） ほかに。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 何点か質問します。これ指定管理で管理するということになりますが、どこに依頼するか、それが1点。それから指定管理料はどの程度を想定しているのか。それからどこまで管理をお願いするかということにもかかわってまいります。

それと新しい施設ですから、どの程度の利用があるかによるんですけども、現在のところ初年度、それから平年度、どの程度の利用を見込み、この利用料金で収益はどの程度見込んでいますか。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小菅武志君） まず指定管理をどこをお願いするかということでございますが、高原荘につきましては公の施設として条例を設定して、今回行っております。地元の宿泊業の中で運営ができることが望ましいと考えております。地元の民間業者ですね。

それと維持管理運営費につきましては、今まで陸上施設の維持管理につきましては500万円から600万円程度と申し上げてきたところでございます。湯の丸高原スポーツ施設条例の利用料金を定めまして、管理者、指定管理者の収入として収受ができるものとしております。利用料金のほかに、指定管理料金としておおむね100万円程度を見込んでおります。

それと年間利用者の想定でございますが、これにつきましても新たな集客数を初年度で700人程度と見込んでおります。しかしながら来年度の合宿等の地元の予約状況等をお聞きしますと、この数字を上回るものと考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 指定管理者、どういう団体にもよるんですけども、新しい施設でありまして、以前、発足することになったスポーツコミッション、ここでプロモートするというようなことも非常に大事になりますし、だから指定管理者のところでこの利用促進を図るための機能を持たせるのか、スポーツコミッションと連携してどういうふうにしていくかと、その辺の仕組みづくりが大事になると思いますが、その辺はどう考えていますか。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小菅武志君） スポーツコミッションの組織の関係につきましては、現在、本年度の予算の中で進めております。今後、地元の施設の皆さんにつきましても、宿泊施設の皆さんにつきましても、このスポーツコミッションに参加していただく中で、どういう方向がいいかということを含めて、議論していきたいと思っておりますが、効率的に、そのスポーツコミッション全体ではいろいろな情報ですとか、そういったものを集約しながら地元の宿泊施設と連携してやっけていって進めていきたいと思っておりますので、やはり運営の方は地元が好ましいと感じております。また、それはどういう状況になるかは今後また進めていきたいと思っております。

それと先ほどの陸上施設の利用の関係ですが、市外の方でも宿泊をしていただいた場合には、市民と同じ料金というような形で設定をしていきたいと思っております。

○議長（依田俊良君） ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第64号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 5 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（依田俊良君） 日程第5 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 議席番号7番、窪田です。福祉医療給付の条例の一部改正についてですが、この条例は全員協議会でも説明がありましたが、改めてこれの説明をお願いしたいと思います。

今回のこの条例改正は、償還払いから500円のレセプト代のみ残して現物給付で、平成30年の8月から移行するための条例改正であります。これ実際に、では今度この改正した場合、窓口で受診される方というか、要するに対象者の手続きがどういうふうになるのかをまずお聞きしたいと思います。

2つ目に、当然福祉医療費の給付対象者の証明書、受給者証というのがありますけれども、これは申請方式なのか、自動的に対象者には届くものなのか、お聞きします。

あと最後に、これ周知はどうしていくのか、作業のスケジュールみたいなものでいいので、ご説明をお願いします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） ただいまの窪田議員からの福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の内容についてでございます。

1点目の償還払いから現物給付に来年の8月から変わってまいります。それにより窓口、利用者の利用に対してどのように変わるかという話ですけれども、今まで償還払い方式でお願いしており

ました利用者が窓口でとりあえず全額を払っていただいて診療を受けるといった方式から、窓口においては受益者負担分の500円のみをお支払いいただければ診療が受けられるというような形に変わってまいります。それについて特段利用者の皆さんにお願いをする手続き、変更点等は特にございません。今までどおりの利用で、受給者証を提示していただいて受診をすると、そのような形になってまいります。

それと申請ですけれども、福祉医療費については乳幼児、それから障がい者、母子家庭と、ひとり親家庭というような形で、いろんな形態がございます。乳幼児の申請につきましては一律住民票の異動により手続きが完了しますので、特に申請手続きは必要ございません。それとこれからの作業工程ですけれども、今回、来年の8月実施に向けて早々と条例改正をするというような形で行っておりまして、まず最初に行いたいのが県内の医療機関への周知ということでございます。その辺が県全体の仕組みという形になりますので、その辺を急いでおりまして、今回、それに間に合わせるための市町村の態度の決定というような形をお願いをしております。以降につきましては、利用者の皆さんにこういった形で制度が変わるよというような内容のものを順次発送していきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（依田俊良君） いいですか。ほかに。

若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） では、私の方からも何点かお願いしたいんですが、これにかかわる対象の子どもたちは何人ぐらいいるのか、お知らせください。それから、失礼しました。申しわけない。

○議長（依田俊良君） よろしいですか。

○10番（若林幹雄君） 結構です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第65号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 6 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（依田俊良君） 日程第6 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営

土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第66号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 7 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第7 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

平林千秋君。

○12番(平林千秋君) 何点かお伺いいたします。1つは、今回はビジターセンターということで名称を改称した上で、観光、歴史、文化の情報を発信する新たな機能を持たせようということですが、これ非常に中身の濃いものをどうやって出していくかというのは、誰がその企画をしていくかということがかなり課題になると思いますが、指定管理になりますね。指定管理者にその企画をさせるのか、その事前の準備として市の担当の方で大体こういう企画ということで専門家の意見も聴取して、概略を決めていくという段取りをとるのか、その辺、内容の充実という点でどういう体制を考えているか、そして指定管理者にはどなたを委嘱するという方向でいるかということをお伺いします。

日ごろ、発足した場合、情報発信する上でそういう専門知識を備えた、ある程度の研修をした方を配置して、自然環境も含めて、歴史も含めて、それからスポーツの盛んな地域になりますから、その辺の情報を含めた広範な知識を保有したスタッフが必要になってくるのだろうというふうに思いますが、その辺の配置、育成をどのように考えているかということをお伺いします。

それから以前の計画では、アンテナショップにしたいという構想がありましたよね。今回発足に当たって、その機能をどういう内容で持たせていくかということをご検討しているのでしょうか。

○議長(依田俊良君) 産業経済部長。

○産業経済部長(関 一法君) 4点いただきました。

まず誰が企画、内容の件でございませうけれども、DMOというのが出発というか、できます。その中で田中、または田中・湯の丸という連携をとりながらというのがまず第1に考えられるという

ことです。

指定管理の方法につきましては、今回指定管理を定めることができるという話ですので、これについてはまた次回のところで検討していきたいと思います。

それとスタッフにつきましても、再質問で答えたような記憶があるんですけども、やはり専門的なスタッフ、やはりこういう地域のことをよく知っている、しかも違うところで経験ができていの方というのをスタッフとしてそろえていくというような必要性を十分感じておりますので、その方向で考えております。

4点目は、一番最初の企画とか、そういう内容だと思いますけれども、あくまでもDMOということで東御市のよさをここでも発信できるような形を考えていきたいと思っております。

○議長（依田俊良君） よろしいですか。

○12番（平林千秋君） アンテナショップの。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） やはりお客様に対しての価値のある施設にビジターという名前、横文字を使っていますけれども、来訪者に対してのおもてなしということで、十分その機能も備えていきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 不明確なところがあるんですが、アンテナショップの場合、どういうものを販売対象にするか。前、登山用品とか何とかなというのも当初アイデアとしてありましたね。それが適切かどうかわかりませんが、湯の丸にかかわる商品といたしますか、そういうこともかかわってきますし、その辺、多分研究していると思いますが、例えばこういうものということがあればご紹介いただければと思います。

それから情報発信機能は何か抽象的にお答えになりましたが、各地でビジターセンター、私もいろいろお訪ねしたことがあるんですが、その地に合った様々なジオラマをつくる場所もあれば、自然に関するの現品を提示するとか、この地域、浅間山麓全体の地形や自然の案内をするとか、様々なことが考えられるんですが、かなり、つくる以上、新しいお客さんも多分お見えになる、そういう地域になるから、充実した内容にするにはどうしたらいいかという点で、もう少し具体的にお答えいただきたいと思います。

それからこのビジターセンターで自然保護という、自然の状況を紹介するというだけでなく、訪れた方々がそこで情報を得て、散策するときどういう点を留意しなければならないかという自然保護教育といたしますか、そういう視点からのガイド的な役割、今、自然保護観察員という制度ではなくて、自然ガイドというふうになっていますね。役割の変更が国の制度の変換もあって、新しい発展をしているんですが、このビジターセンターの中でどういう役割を果たしていくかというのは非常に大事な要素だと思うんです。開発が進む一方で、この湯の丸の自然を守っていくということは基本的なファクターになってまいります。その辺を考慮した上で、ビジターセンターとしてど

ういう積極的な役割を果たしていくかと、その位置づけをする必要があると思いますので、それは展示物もそうですし、スタッフが接するときにそういうところにもかなり力点を置いた対応が必要になってくると思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） アンテナショップの件につきましては、これから指定管理というのが入ってきますので、その管理者とよくここは十分詰めていきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、東御市のやっぱりよさですね、観光、歴史、文化、ここで発信しながら来てもらえるお客様にそういう満足して帰っていただける、また湯の丸の自然、自然保護指導員（後刻訂正あり）の方もございます。山岳観光ではなく、やはりそれも織りまぜながらというのは議員おっしゃるとおり目指していく方向で進めたいと考えております。

○議長（依田俊良君） ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第67号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 8 議案第68号 訴えの提起について

（質疑、委員会付託）

○議長（依田俊良君） 日程第8 議案第68号 訴えの提起についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第68号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 9 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

（質疑、委員会付託）

○議長（依田俊良君） 日程第9 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから総括質疑を行います。

依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 3点についてお伺いをしたいと思います。

まず24ページでありますけれども、歳入のところの款1市税項1市民税であります。このところ、今回、目のところで市税の中で市民税、その中の法人税であります。市民法人で補正で増額で2億3,600万円、大きな増額であります。これ非常に税が伸びたということは非常にありがたいことではあります。この辺のところ、増額になった要因、どういうことがあるか、その辺についてお聞きをしたいと思います。また、一過性のものなのかどうかということもお聞きしたいと思います。

それから第2点目であります。28ページであります。この中で交付税、今回もまた大きな2億69万6,000円、地方交付税がこれだけの増額ということは、担当の皆さん方に敬意をいたすところではあります。このところについても説明資料にもあるんですが、ちょっとこの内容についてお聞きをしたいと思います。

それからあと34ページですが、款13項1使用料目7の教育使用料であります。このところ今回850万2,000円で、減額で265万2,000円という大きな減額でされていて、最終的には予算現額が585万円となっているわけではあります。その調定額、また収入済額を見ると、これだけのことが614万7,728円、そしてそれがすべて収入になったというふうになっているんですが、そうすると減額、265万2,000円という大きな減額になっているんですが、このところ状況的に…。

○議長（依田俊良君） 依田議員に申し上げますけれど、地方交付税に関しては所管事項ではありませんか。

○15番（依田政雄君） 済みません。では、それはちょっと。

では2点目の教育使用料であります。265万2,000円の減額、その内容等についてよろしくお願ひします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（塚田 篤君） 議員ご質問の決算書の28ページのご質問の法人市民税の増収の要因ということでございます。決算書24、25ページですね、済みません。市外に本社がある企業が当市に本社移転をしまして、これに伴いまして設備等法人資産の移転増加が発生いたしまして、これによりまして28年度に限って法人市民税が増額になったということが要因となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 依田議員から決算書34ページ、35ページの7、教育使用料の265万2,000円減額、その内容についてというご質問でございます。

まず大きく減額した中身でございますけれども、資料館使用料、資料館と申しますのは海野宿歴史民俗資料館、それと海野宿の玩具展示資料館でございます。それと3、丸山晚霞記念館使用料、

それと4、絵画館施設使用料、絵画館と申しますのは一般的に梅野記念絵画館と申しておるものでございます。これが大きく減額をしているということでございます。

まず海野宿の関係に関連するものにつきましては、「真田丸」効果というものを期待して多めに見積もったところではございました。それと丸山晚霞記念館につきましては、昨年度荒井茂雄さんの作品535点の寄附を受けたところではございまして、その作品を整理するための期間が必要であったということ、それと収蔵庫の改修等により閉館を余儀なくされた期間が10月から3月までの間ということでありましたので、使用料が大きく減額をしているということでございます。

それと梅野記念館絵画館につきましては、6月に金澤翔子展等の企画をして、多めに見積もったところではございましたけれども、期待をしたとおりの集客が実際にはなかったということでございます。

いずれにしてもこの当初予算で見積もった金額につきましては、それぞれの館の使用料の最高だったときから比べると少なめには見積もっておったところでございます。ですから決して過大とは言えないというふうに解釈をしているところでありますけれども、しかしながら近年の状況を見ますと少し多かったかなというところがありまして、現実問題としますとこの使用料の見積もりが到達目標から努力目標的になっていたのかなということもあったかというふうに思っております。過去の数年間の実績等を考慮しながら、今後適切な見積もりをしていくことが必要であるかなというふうに感じております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） わかりました。教育使用料、過大見積もりというようなことは言いませんけれど、努力目標ということで見積もったということでもあります。いわゆる財政の健全化からいくとやっぱりこの辺のところはしっかり当初予算の中でも審議していくことが大事ではないかなということで、これは要望として強く申し上げておきます。

終わります。

○議長（依田俊良君） ほかに。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 何点か質問したいんですが、今決算議会では、議会の方で議会活動、活発にやろうということで、決算審査に当たって諸資料を新たに当局にお願いをして、初歩的ではありますが、いろいろ資料を提供していただきました。新たにこの決算にまつわる、今まで決算説明資料だけだったんですが、もう少し全体的な総括的な皆さんの評価がわかるものを提供していただきましたし、改めて総合計画進行管理、施策評価資料も初めて議会に公式にご提示いただいて、議会の方としてはいろいろ議論しているんですが、これも活用してしっかりした審査をして、来年度の予算編成につながるご提言ができればいいなという意気込みで同僚議員は臨んでいるはずですので、ひとつよろしく願いいたします。

それで私の方から5点ほどお願いをいたします。

決算説明資料の18、19ページ、そこに先ほど前段で同僚議員がちょっと歳入、市税収入についてお尋ねがありましたが、今決算では平成27年度に比べて個人市民税4.1%の増額、それから法人市民税は47.8%の増額というふうになっています。

○議長（依田俊良君） 平林議員、自分の所管のところですね、税務課ですから。

○12番（平林千秋君） 所管ですか。税務課になりますから、ちょっと総括的に、財政全般にかかわる質問、これからやっていきますので。

済みません、法人税については先ほどのご答弁で、一時的要因という要素が大きいよというふうにあったんですが、例えば法人市民税でいくと19ページをご覧いただきたいんですが、納税義務者の数は820となっていますが、前年度に比べて813で、これは増えているのですね。それで実際に法人割を納めた納税者、納税法人が昨年度、27年度は326人でありましたが、353と増えている。それも増額要因になっていると思われるんですが、一時的な状況だけでなく、企業全体の好成績を反映しているのかどうか、その辺が1つお伺いしたいことと、それから…。

○議長（依田俊良君） 平林議員、そのことの前振りですら分には構わないので、その質問は自分の所管ですよ、所管の。

○12番（平林千秋君） 所管はだから税務課と、それから財務全体が上がっている、総務課になると思います。今、ちょっとその趣旨、言います。

個人住民税と19ページ、ご覧いただきたいんですが、納税義務者1万5,647人なんですが、これは前年度、27年度と比べて287人増えているんですね。それで全体の税収の判断として、市民の経済実態、収入の実態、それが好転を反映していると思うんですが、その辺どういうふうに判断されているかという点、1つと。

それからもう一方で、ちょっと別資料なんですが、例えば国保世帯の収入状況を27年度と28年度で比較するデータを…。

○議長（依田俊良君） だからその自分の委員会以外の、自分の委員会は委員会でやってもらって、ほかの、自分の担当以外の委員会の話をさせていただきたいということです。

○12番（平林千秋君） だから私は全体、財政全体の状況をどう把握しているかという観点で伺っているので、必ずしも市民に、私は社会文教委員でありますので、市民課だけのことをお尋ねするのではなくて、税収構造全体をどういうふうに判断しているかという視点でお聞きしているんですよ。ご了解いただけますか。ですからもし市民課というよりも、むしろ財政全体を預かる総務部のご答弁になると思います。続けてやっていいですか、間もなく終わりますから続けます。

○議長（依田俊良君） 平林議員、質問は自分の担当課で聞いていただいて、ほかの所管委員会のところを総括でお願いします。

○12番（平林千秋君） では財政当局に伺います。市民生活全体を見て、低所得者の生活実態というのはほとんど改善されていないというのが、例えば国保の調査でも出ていますし、その関係では私は今、市民の中に二極化が進んでいるのではないかとというふうに税収状態を見て思っているん

です。その辺をどう判断されているかという視点でお伺いをしていますので、お答えをいただきたいと思います。

それから決算説明資料の11ページ、ここ真ん中の段に一般会計目的別決算額がありまして、そこに不納欠損金の記載がございます。1,732万円何がしであります。これは昨年度と比べると、昨年度は1,126万円だったんですね。それでこの欠損額の増大、これは収税担当の方でかなり頑張ったということもありますが、同時に頑張っているという状況がありますが、同時に不納欠損処理をせざるを得なくなった、一部に払う能力があつて納めないという方もいますが、低所得者の皆さんがどうしても納め切れなくて、不納欠損をせざるを得なくなったというのが市税でも国保税でもあるのではないかと。ここら辺の不納欠損に至った事情、個々の皆さんが担当している中で、どういう特徴点があるのか、その辺もご報告いただきたいと思います。それが総括的です。

それから予算書の107ページ、湯の丸高原荘の維持管理費のことが記載されてございます。534万円という記載です。これはこの湯の丸高原荘の管理というのは3年ごしになると思いますが、当初はおおよそ900万円近い、八百何万何がしか。それで昨年度は七百何十万というデータでありました。28年度に来て更に減額していると、その実情はどういうことなのかということをお伺いします。

それから293ページ、農業振興事務諸経費で荒廃地復旧対策事業補助金であります。決算説明資料で6法人にやっつて、4.8ヘクタールの解消になったという記載があります。それでこの数字というのは歴年から比べて多いのか少ないのか、この1年間のやつは遊休荒廃地の解消の何%に相当するかというのを基本的なこととしてお伺いします。それでこの決算説明資料の新しく配付されたものの中に、その事業対象は永年作物、それに対して復旧作業をやったところに補助するという仕組みになっておりますが、この復旧事業には県の補助金と市の補助金を併用している例があると思うんですね。この復旧対策事業の中で併用の件数、それから市の単独補助もございしますが、市の単独補助だけを適用した件数、その実態をお知らせいただきたいと思います。

それから342、343ページですが、これは道路橋りょう費の道路新設改良費のうち小規模土木事業費であります。決算説明資料にその中身が報告されております。ごめんなさい、88ページです。この下段の方にその実施件数、全67区中24区で26件という記載になっています。これ歴年調べてみますと、26年度は67区中29区40件、その前年度は26区に31件というふうになって、予算額で見ますと28年度が5,400万円何がし、27年度は6,200万円、その前年が5,800万円と、大体数字は横並びになっています。この道路改良工事というのは67区各区でそれぞれ日常的に住民の皆さんからご希望が寄せられていて、最も要望が多い1つであります。過日の一般質問の中で、市長もその点に関して事情を報告して、市民の一番切実な要求のところだよねという趣旨のご強調がございました。多分長期計画、全部並べてみると何十件というふうになると思うんですね。ただ、採択するのは26件だとか何件だとか。非常に適用数が少ない。その辺で区の皆さんの要望との関係で、この決算状況、どういうふうに皆さんの方で判断されているのか。

もう一つ、提起したいのは、これだけ切実なご要望になっているので、市長も一般質問の中でお

答えになっていましたけれども、その要求にこたえるように予算枠それ自身を拡充していくということが必要になるかと思いますが、その辺をぜひ検討していただきたいと思いますが、皆さんのご意見を伺っておきたいと思います。

それから最後ですが、345ページ、ここに土木費、道路橋りょう費のうちですが、県・東深井線道路整備事業410万何がしですが、これは県・東深井線の海善寺地区から日向が丘に至る三百何メートルかの道路の改良工事で、今、進捗しております。実態のところは大体実施測量が終わって、用地補償に入っているというふうに認識しているんですが、その進捗状況がどういうことなのかということと、決算説明資料の新しい資料の中に、国の交付金配分により遅延する可能性があるということを今後の課題として掲げているんですが、これは実際のところどうでしょうか。今の進捗している状況が国の方の社会整備総合交付金だと思いますが、未交付、交付されないとか、あるいは縮減されるとか、そういうおそれがあるって、この交付金のことについて課題ということに記述しているのか、その辺の現在の状況についてお知らせください。

以上です。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 平林議員のまず決算説明資料の18、19ページとおっしゃいましたので、そちらの市税の状況から見る市民の経済状態について、財政当局としてどう判断しているかというご質問でございますので、まず、こちらでお答えしたいと思いますけれど、18ページ、19ページの状況からしますと前年度に比べて市民税、個人、法人とも伸びているという状況からすると、やはり経済状況は上向いているものがここで見受けられるということかと思えます。それに伴っての税収増につながっているということが理解できております。

低所得者の実態、二極化しているのではないかという件につきましては、この資料からは判断できませんので、私からはお答えを控えさせていただきたいと思えます。

続きまして、決算説明資料の11ページの関係で、不納欠損額の状況、この総括についてということでご質問でございますが、不納欠損につきましては滞納整理をきちんとすることによりまして、こういった数値が処理されてくるということでございます。そのつぶさな実態につきましては、所管の努力ということになりますので、こちらにつきましてもその詳細については情報としては、つぶさな情報はこちらでは承知していないところでございます。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） 2点目の決算書の293ページと、決算説明資料の72ページの関係の荒廃農地復旧対策事業の県の併用件数ということですので、県と市、または市の単独という件数については、農林課長の方からお答えいたします。

○議長（依田俊良君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは荒廃農地復旧事業に対するご質問でございます。決算書の293ページ、説明資料の72ページにもございますが、28年度の荒廃農地復旧対策事業は、現年度分と

いうことで785万8,000円の補助、それから繰越分ということで611万8,000円ということで、計1,397万6,000円の事業を実施しております。最初に、この実施面積に関して例年と比べて多いか少ないかというご質問もございましたので、それについてですが、これにつきましてはお手元の資料でございますが、平成25年からこの市単補助事業が始まっております。平成28年度までに復旧した総面積の合計については約16ヘクタールとなっております。実績を見ますと28年度については4.8ヘクタール、それから27年度については3.4ヘクタール、26年度は2.2ヘクタールというような状況で、年々市単の補助の部分に関しては増加しているという状況で、昨年度は4.8ヘクタールということで、数値的には多かったというふうになっております。

それからこの補助についてですが、市単の補助事業でやったのと、国庫補助事業でやった件数の割合ということですが、決算説明資料の72ページにございますように、今回8件の事業を実施しております。これで昨年度から耕作放棄地再生利用交付金、いわゆる国の補助金ですが、これは耕作放棄地に関してかかった費用の50%を補助するという制度で実施してきたわけですけれども、年度途中で廃止となりまして、この国の交付金を活用できなかった事業が大半を占めております。この全部で8件のうち、2件が国庫補助も活用して実施されている事業で、その表の中で現年度分のCとDがそれに該当します。それ以外はすべて市単補助ということでございまして、昨年度は途中で補正をお願いした経過もございますが、結局国の交付金が来ませんので、あとの半分は農家が持つということになるわけですけれども、その半分についても25%の上乗せ補助ということで事業を実施しておりますので、そのほかの農家については通常の50%の上に25%の上乗せを市単で行いまして、補助をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 決算書の107ページの湯の丸高原荘の管理委託料に係るご質問につきまして、先ほど答弁漏れがございまして、申しわけございません。企画財政課長から答弁申し上げます。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小菅武志君） 平林議員の107ページの湯の丸高原荘の管理委託料534万7,568円でございますが、この委託につきましては信州東御市振興公社に管理委託をしているところでございます。昨年でございますと704万5,000円ほど経費がかかっておった、委託をしておったんですが、今年度につきましては約170万円ほど減額となっております。

この大きな要因としましては、水道光熱費、特に冬場のボイラーですとかそういった管理をきめ細かく凍結しないように管理に努めていただいて、中で水道光熱費につきまして110万円ほど減額となっております。その他27年度で修繕費等も発生している中、28年度におきましては修繕費等がありませんでしたので、それらを合わせまして170万円の減額に努めていただいたというところでございます。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 平林議員の決算書の342ページ、343ページでございますが、小規模土木事業、また社会資本整備事業、それともう1点県・東深井線道路改良事業につきましては、建設課長の方から答弁をいたします。

○議長（依田俊良君） 建設課長。

○建設課長（富山直彦君） 平林議員の小規模土木事業の関係についてお答えを申し上げます。毎年全区の皆様になかなか割り当てといたしますか、できないのが実情でございますけれども、6月にヒアリングを行いまして、10月ごろ全区の立ち会いをさせていただいております。その中で優先順位をつけさせていただきまして、小規模土木の予算の範囲内でできる区に内示を出させていただいて実施をしておりますので、今後もこれを継続していきたいというふうに考えております。

ただ、区の長期計画の中で出てくる中でも、小規模なという言い方は変だな、修繕等で上げてくる区の方もいらっしゃいますので、そういうものについては修繕の予算等で対応しておりますので、よろしくご承知をお願いしたいと思います。

それから県・東深井線の日向が丘でございますけれども、昨年度から事業を実施しております。今年度では測量と設計をやっております、現在、地元の境界の立ち会い、それから単価等の公表、それからまた補償の調査等にこれから入っていく予定でございます、本年度できれば一部用地買収と補償、来年度も用地買収と補償、再来年度ぐらいに工事ができればなというふうに考えております。おっしゃるとおり社会資本整備総合交付金事業ですけれども、非常に予算の内示が最近よくないという状況がございます。そういった中では事業的に少し延ばすのかなということも若干考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 何点か再質問します。遊休荒廃地ですが、先ほどご質問したのは、県、国の補助事業と、それから市単の補助事業とあるでしょうと、現在、ここでやっているのは市単の事業も併用してやっているのかどうなのかと、あるいは市単だけで対応している事業があるのかと、その中身をお伺いしたんですが、それをまず教えていただきたいと思っております。

実は3年ほど前ですか、議会改選前ですから、産業建設委員会でこの遊休荒廃地解消について審議したことがございます。市の単独事業で補助対象にするのは今の事業に適用すると果樹等の永年作物の作付が前提になるということが問題になって、それはちょっと不合理だろうと、永年作物だけでなく、そのほかの野菜であるとか葉物であるとか、復旧して用地にきちんと農作物が耕作されるということが担保されるならば、それも対象にすべきではないかという議論があって、それに基づく改善策がとられたはずなんです。改めてこの国、県の補助だと永年作物ということになっていますが、併用する場合について、その辺の関係はどうなのか、市単の方の場合は永年作物だけにとどまらず、葉物とか、そういうものも耕作が保証されれば復旧対象になるというふうに、私はずっとその論議に参加して思ったんですが、その辺の関係はどうなっているかというのを改めてお

聞きします。2点です。

それから道路の改良、小規模事業ですが、今、担当課長の方で予算の範囲内でできるだけご要望にというふうに言いますと、実際、歴年のように20件だとかその前後ということで、67区の切実な要望になかなか対応し切れないという現実があると思うんです。やっぱり日常生活の中でこの道路要求というのは非常に切実で、長期計画の中でも必ず盛られる要求だと思うんです。ここは予算配分全体を検討して、担当部局でいえば決められた範囲しかできないというふうになるんですが、今の市民生活の実態や住民の皆さんのご要望にどうこたえていくかというふうになれば、予算編成方針上、もう少し拡充してご要望にこたえるようにしたいという方針に切替えていくべきではないかというふうに私は思うんです。

市長の先日の一般質問で答弁されたこと、非常に注目しています。市長に改めてその辺の方向性をご検討いただきたいというふうに思います。

最後の県・東深井線の道路改良ですが、できるだけ予定どおりに実施できるように努力していただきたいというふうに思います。移転対象のお宅が5、6件ございます。非常に生活運営で日常的に苦慮されておられます。いつまでも延びちゃうと、何か、こういう言葉がいいかどうか知らないんですが、高齢世帯が多くてヘビの生殺しみたいなにならないように、しっかり進捗管理して、生活が激変しますから、それに生活設計ができるようなスケジュールがお示しいただけるようにしていただきたいというふうに思います。

以上、再質問です。

○議長（依田俊良君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 耕作放棄地の事業についての再質問にお答えいたします。説明資料72ページの一覧表にございます事業に関しましては、先ほどもご説明いたしました、市単独事業のみでやった事業が6件、それから市単独と国庫補助事業を併用して実施した事業が2件ということでございます。

それと永年性作物以外の作物に関してですけれども、永年性作物以外の作物に関しての市単補助に関してですけれども、基本的には永年性作物を荒廃農地復旧の戦略作物として取り組んでおりますので、事業にかかった費用の50%か、もしくは復旧面積に30万円を掛けたどちらかの額ということで補助をしております。

それ以外の作物に関しては、平成26年から野菜等の永年性作物以外の作物に対しても市単の補助で30%補助するという制度を用意してございます。こちらについての実績ですが、平成26年度に野菜農家で1件今までございました。全般的にはやはり永年性作物を補助を受けて作付ける方が多いというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 建設課長。

○建設課長（富山直彦君） 平林議員の再質問でございますけれども、小規模の予算につきまして

は新年度の予算のときにまた財政等と協議をさせていただければと思います。

あと県・東深井線ですけれども、市としても当然事業の期限というのがございますので、なるべくその範囲の中でやりたいというふうに思っておりますので、また県とか国とかに要望等をしてまいって、その範囲におさめるように努力をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 予算配分に関しまして、ご承知のように本年度予算も約14億円の基金を取り崩して予算編成しております。枠配分をさせていただいて、非常に各担当で努力をしていただいているところでございます。全体としては、下水道の起債の償還がピークを迎えているということが非常に大きいわけでございますので、もう数年ちょっと厳しいという状態であります。

なお病院でありますとか、土地開発公社問題に関しては三セク債を使って現在、返済が順調に推移しておりますし、もう一つの振興公社に関しましても正常な経営に近づけるべく、基本的には受益者負担という考え方をもう少し市民全体にもお願いしていきたいという考え方の中で、より必要なところに必要な予算が配分できるように、しっかりとやってまいりたいと。子育て支援等に関する予算も広がっておりますし、また私の公約に係る予算、例えば市民プールの改修でありますとか、湯の丸の高地トレーニング施設の充実とかということがあるわけでありまして、これに関してはご承知のように一般会計からの持ち出しを極力ない状態で公約を実現するという形で、そういうところへの予算がより回るように全体で努力しているところでありますけれども、現在はまだ基金の取り崩しで予算編成しているということでありまして、ぜひ予算編成というのは明確な収入があって初めて支出が許されるということを今回の議会でも皆さん方からご指摘いただいているところでございますので、ご理解をいただきながら、ここを減らしてこういう予算を増やせというご指摘をいただければ、前向きに検討できるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） せっかく努力していただきたいと思っております。ただ、私がこの最近まちの中を回っていて、湯の丸が話題になるんですね。対比的に出てくるのが、この前の道、何とかしてよという、そういう話と対比なんです。皆さんもご経験でしょう。そうなんです。だから要求の切実さとするれば毎日の生活で雨降ったらぬかっちゃうとか、そういうことだから、市長も今、いろいろご説明されました。それはそうなんです。だけれど予算全体と市民の要求の切実ということをよく総合的に勘案して、市長も、先ほど申し上げましたけれど、一般質問のところでも市長ご答弁なさったから、ああ、これは市長、考えているなというふうに思ったんです。今、その答弁の中ではそのことに触れないで、いろいろお答えになったから、ちょっと言いたくなかったわけ。

ですからやっぱり市民の考えからすると、本当にお金の配分で切実なところに財源を向けてくれているかというところで見ているんですね。先ほど財源との関係だと言ったけれど、道路の改良というのは道路の生活密着道路の改良というのは、公共財の投資なんだね。だから採算というのをそこに持ち出すのは全然筋違いですから、市長の姿勢として住民の生活環境をどれだけ優先順位に置

いて、安全を考えてやっているかと、それが諮られているということをご指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 7番、窪田俊介です。3点ほどになると思います。今回、新しくいただいた別冊の説明資料、28年度の実施した重点事業等の概要などを中心にして聞かせていただきます。

最初は、1ページ目にあります地の利を生かした新エネルギーの活用推進、これ太陽パネルの設置とか、そういった利子補給とか、それは産業の方なんですけれども、一方でこの、済みません、ちょっと話が飛びますけれども、定期監査、各部署ごとにしていただいたところで、生活環境課のところ、自然エネルギーの活用、これについて自然エネルギーの推進については太陽光パネルの設置等において、区に依存しているような部分があると。十分な体制、指導体制を整えられたいと、こうした指摘がございます。今年の3月でしたか、事例集なんかもまとめていただいたんですが、やはり市の、区長さん、各ご近所問題ではないですけど、区の方が対応することが多くなってきていて、しかも区長さん1年交代で大変だという指摘があります。ごもっともなことで、やはりガイドライン、また条例といった話もほかの議員の皆さんからも声が出ておりますが、その辺はどうでしょうか。まず、これが1点目になります。

次に、保育の関係。これは決算書の223ページ。こちらは重点事業の方の資料でいきますと、3枚目のところで、ファミリーサポート体制の構築、子どものための教育・保育事業の関連になります。これ小規模保育事業、要するに小規模保育は未満児保育なんですけれども、この辺の需要が恐らくだんだん増えてきているのかなと思います。実際にその課題として未満児保育の拡充が必要となってきました。市内の小規模保育はいいか、未満児保育の現状などを、現在の状況を教えてください。ただければと思います。

もう一つは、今年から第3子の無料化でしたか、始まっています。実際に導入する以前はやはり一気に増えるんじゃないかという心配がされていましたが、その現状も教えてください。同時に、こうした子ども・子育て支援制度の事業計画というのが平成27年から始まって31年度という形で、恐らくこの計画を立てた当時に比べるとやっぱり未満児保育のも要望とかニーズが変わってきているんじゃないかと、その辺見直しに向けてこれから作業をしていくのだと思いますが、どう考えているのか、教えてください。

もう1個、決算資料の383ページですか、ごめんなさい、決算書、済みません。これも重点事項、重点事業の28年度のやつで出ていまして、不登校対策事業、これ取り組みはどうかということで、こちらのA3の方にまとめてある不登校の増加というか、そんなようなことが書いてありますので、この辺一生懸命取り組んでいるとは思いますが、現状、これからのあたりをお聞かせください。

もう一つ、これも先ほどの子ども・子育ての事業計画に関連してくるんですが、放課後児童クラ

ブ、決算書でいきますと221ページですね。これも当然事業計画で見直ししていくようになると思います。ここも本当にニーズが変わってきている部分だと思いますが、放課後児童クラブの現状、今後どう考えているか、ちょっといろいろまたぎますが、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（塚田 篤君） それでは議員ご質問の太陽光発電施設の設置者のさらなる指導が必要ではないか、そのために条例、ガイドラインの設置の市の考え方はということで、ご質問だと思います。

これに対しましては、平成25年度に地上設置型の太陽光パネルにつきましては、10キロワット以上をいわゆる環境をよくする条例の施行規則を改正して、届出を義務づけをしたというので、これは近隣、県内でも非常に珍しい形でございます。ですから私ども、これを基本としまして、いわゆる今回、県のガイドライン等も出ましたので、それを県のガイドラインや市の条例等を盛り込んだ、いわゆるそれを補完とする資料集もつくって、区長、それから事業者の方にお配りをしているということでございます。

今のところ、これに沿って市としては進めていきたいと考えておりまして、本年4月にいわゆる買い取り制度の抜本的改正も行われたところございまして、今、その状況を見ながら、私ども必要だとすればまた検討を進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（柳澤利幸君） ただいまの窪田議員からのファミリーサポートの構築に関連しまして3点いただいております。未満児保育の現状、また第3子無料化による保育現場の状況、また、これらの要因に伴う計画の見直しというような3点であったかと思えます。

これにつきましては子育て支援課長の方からお答えさせます。

○議長（依田俊良君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（坂口光枝さん） ファミリーサポートの構築ということで、今、未満児保育の現状ですけれど、28年の4月の3歳未満児に比べまして29年4月では3歳未満児14名増加しております。3歳以上児は22名の減ということで、総体では8名の減となっております。また市内にございます小規模保育おひさまですけれど、29年、今年からは定員を9名増やしまして27名にさせていただいたわけですが、9月以降27名定員を満たしております。また海野保育園も保育、未満児に対応するというので、来年以降10名定員を増やすということで増築の工事を今年度行う予定でございます。

第3子以降の無料化によりまして、9階層以上に125名が今年度対象になって、4月1日現在で対象になっております。

また、今年度子ども・子育て支援法の27年度からということで計画を立てたわけですが、対

象者のニーズも変わっております。今年につきましては希望者、利用者等数値の方の見直しを図っているところでございます。またファミリーサポートセンターということで、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する等の相互援助活動の計画ですけれど、こちらの方、子ども・子育て支援法に計画として載せてありますが、過去に東御市でやっておりましたが、ニーズがなかったということで中止しておりました。これからは対象者もいるかと思っておりますので、今後の検討にしたいと考えております。

以上です。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（岩下正浩君） 窪田議員からご質問の不登校対策事業の状況、それと放課後児童クラブの状況につきましては、教育課長からお答えを申し上げます。

○教育課長（小林哲三君） 最初に不登校の状況でございますけれども、平成28年度の結果でございますが、不登校児童・生徒の在籍率という数字をもちまして、経年の観察をしているところでございます。小学校におきましては国や県の平均値といえますか、不登校児童の在籍率を下回っている、ここずっと下回っているということで、小学校においては特段、ゼロというわけではないのですけれども、落ちついた状況かと思っております。

中学につきましては、ここに来ましてわずかに微増傾向にあるという状況でございます。東部中学校であるわけですが、平成27年度は中学校全体で23人だったものが、28年度では28人ということで5人ほど増加になっております。先ほどの在籍率で申しますと、27年度が2.62、28年度が3.19ということでございます。27年度の2.62という数字につきましては、これも全国や県の平均を下回っているということで、特段問題ないかなと思っているのですけれども、28年度の3.19につきましては全国の数字が10月ごろ出てくるということで、ちょっと比較ができない状況であります。市内におきましては5人ほど増加しているということで、要注意をしていかなければいけないというふうにご考えておるところでございます。

2点目の放課後児童クラブの現状ということでございます。東部地区4カ所に児童クラブを設けております。もう一つの預かり場所として児童館というものがあります。ニーズの変化ということなのですが、児童館と児童クラブを比較してみますと、1日の平均利用人数、児童館は40名、これはちょっと北御牧の児童館を除いてありますけれども、東部地区だけで見ますと40名、児童クラブの方は27、28名というのが28度の実績であります。児童館の方が利用の人数は多いわけですが、数年の動向を見ますと利用する増加割合というのはクラブの方が多い状況になっております。

あと高学年の受け入れということにつきましては、現在、田中と和地区の2カ所において、別のところに場所を設けて受け入れを行っているところでございます。

○議長（依田俊良君） いいですか。ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） これで総括質疑を終わります。

お諮りします。本案については各常任委員会において所管事項に関する予備審査を行い、その結果に基づき8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、一括して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

本案については、8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

続いてお諮りします。決算特別委員会委員の選任につきましては、従前の例により各正副常任委員長と各常任委員会から選出する各2名をもって充てる旨の申し合わせになっております。よって、東御市議会委員会条例第8条第1項の規定により、決算特別委員に2番、高木真由美さん、5番、山浦利通君、8番、佐藤千枝さん、9番、山崎康一君、10番、若林幹雄君、11番、阿部貴代枝さん、14番、青木周次君、15番、依田政雄君、以上8名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました8名の諸君を決算特別委員に選任することに決定しました。

決算特別委員は別室において、正副委員長を互選の上、報告願います。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時19分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業経済部長。

○産業経済部長（関 一法君） ご訂正をお願いしたいと思います。

先ほどの委員会に付託になりました第6の議案第67号の東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例の中の表現の訂正でございます。「自然保護指導員」と申しましたけれども、平成27年度に廃止されておりますので、現在は「湯の丸ネイチャーマイスター」という言葉を使っております。このようにご訂正をご了解をいたします。

○議長（依田俊良君） 決算特別委員会の正副委員長が選任されたので、報告します。

委員長に青木周次君、副委員長に山浦利通君が選任されました。

決算特別委員会は、本会期中に審査の上、結果の報告を願います。

認定について

(質疑、委員会付託)

○議長（依田俊良君） 日程第10 議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第53号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第11 議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長（依田俊良君） 日程第11 議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第54号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第12 議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長（依田俊良君） 日程第12 議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第55号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第13 議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出
決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第13 議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第56号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第14 議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第14 議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第57号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第15 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第15 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決

算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第58号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第16 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第16 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第59号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第17 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第17 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第60号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第18 陳情の上程

○議長（依田俊良君） 日程第18 陳情の上程をいたします。

陳情第10号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める陳情書は、総務産業委員会に付託します。

なお陳情第9号 全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳から提出されました、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、議席配付のみといたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（依田俊良君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時24分）

平成29年東御市議会第3回定例会議事日程（第5号）

平成29年9月29日（金） 午後 1時30分 開議

- 第 1 議案訂正について
- 第 2 議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例
- 第 7 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第68号 訴えの提起について
- 第10 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第13 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第14 議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定について
- 第19 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第70号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第4号）
- 第21 陳情第10号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める陳情書
- 第22 議員提出議案第 5号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出について
- 第23 議員提出議案第 6号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について
- 第24 議員派遣について
- 第25 継続審査、調査の申し出
- 第26 市長閉会あいさつ

出席議員（17名）

1番	田中 信寿	2番	高木 真由美
3番	中村 眞一	5番	山浦 利通
6番	高森 公武	7番	窪田 俊介
8番	佐藤 千枝	9番	山崎 康一
10番	若林 幹雄	11番	阿部 貴代枝
12番	平林 千秋	13番	長越 修一
14番	青木 周次	15番	依田 政雄
16番	柳澤 旨賢	17番	横山 好範
18番	依田 俊良		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡 利夫	副市長	田丸 基廣
教育長	牛山 廣司	総務部長	掛川 卓男
市民生活部長	塚田 篤	健康福祉部長	柳澤 利幸
産業経済部長	関 一法	都市整備部長	寺島 尊
病院事務長	武舎 和博	教育次長	岩下 正浩
総務課長	横関 政史	企画財政課長	小菅 武志
子育て支援課長	坂口 光枝	商工観光課長	山田 正仁
農林課長	金井 泉	建設課長	富山 直彦
教育課長	小林 哲三	市民課長	中條 万里子
代表監査委員	北澤 昌雄		

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内 和子	議会事務局次長	柳澤 嘉和
書記	笹井 政孝		

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） 皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案訂正について

（上程、説明、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第1 議案訂正についてを議題といたします。

9月1日上程となりました議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、9月20日付で議長あてに別紙申出書のとおり提出がありました。既に総務産業委員会へ付託されている議案であり、直ちに本会議での訂正を行うべきところですが、本会議を開くいとまがないため、議長において訂正のあったものとして処理し、総務産業委員会の審査を継続しました。本日の本会議において、訂正理由の説明をさせますので、ご了承願います。

それでは産業経済部長、説明願います。

○産業経済部長（関 一法君） 議案の訂正につきまして、訂正の理由を申し上げます。

まず資料をご覧ください。ホッチキスどめの2枚の資料でございます。平成29年9月1日に提出した議案中、議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例を下記の理由により、別紙のとおり訂正をお願いするものでございます。

訂正の理由でございますが、記に記載のとおりでございますが、本議案は土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正するものですが、この法律の施行期日を定める政令が平成29年9月15日に公布され、その施行期日が本議会の議決予定日である平成29年9月25日とされたことにより、条例の施行期日を訂正するものでございます。

続きまして、2枚目をお願いいたします。別紙でございますが、条例の附則につきまして、訂正前を訂正後のとおり施行期日を「公布の日」と訂正をお願いするものでございます。

続きまして、1枚ものの資料、次の資料をお願いいたします。

議案第66号の議案書、更にもう1枚の条例案に関する概要について、この2枚の資料につきましては、いずれも訂正後のものをお示しするものでございます。

以上、議案第66号の提案説明を申し上げます。なお、このことによりましての影響はございま

せん。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（依田俊良君） お諮りします。ただいま議題となっております議案訂正は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案訂正は承認することに決定いたしました。

◎日程第 2 議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

（質疑、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第2 議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第69号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第 3 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）

（修正動議上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第3 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 修正動議を提出します。

○議長（依田俊良君） ただいま窪田俊介君から、議案第61号について修正動議の発言がありました。賛成者はいますか。

（賛成者挙手）

○議長（依田俊良君） この動議は2人以上の賛成がありますので成立します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時36分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）について、窪田俊介君ほか1名から修正動議が提出されました。この動議は地方自治法第115条3及び東御市議会会議規則第17条の規定により、動議が成立しておりますので、これを本案とあわせて議題としたいと思います。

修正動議はお手元に配付のとおりです。これより提出者の説明を求めます。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） ただいま議長から上程がありました議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を提出いたします。

まず補正予算書1ページをご覧くださいと思います。

議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）の一部を下記のように修正いたします。

第1条の中で、4億3,971万8,000円を3億7,666万8,000円に、150億8,413万4,000円を150億2,108万4,000円に改めるものでございます。

それでは12ページをご覧ください。まず歳出についてでございます。款2総務費項1総務管理費目6企画費の中の（7）湯の丸高原施設整備推進事業費、増額補正額2億9,095万円を2億2,790万円に減額することを求めるものでございます。この内容は、体育館・仮設プール建設の実施設計委託料5,000万円をはじめ体育館・仮設プール関連項目の削除であり、詳細は予算書修正箇所をご覧ください。

これについて8ページに戻りまして、上記に関する歳入でございます。歳入款17寄附金1億2,475万円を6,170万円に減額いたします。内容は企業版ふるさと寄附金1億円を3,250万円に減額します。一般寄附金及びふるさと寄附金は、9月1日現在で市側は確実に収入と見込んでいるものに修正しております。

以上が修正の内容で、関連する小項目については修正提案書をご参照ください。

今議会では、市長が6月末に新たに持ち出した高地トレーニング用仮設プール構想など、湯の丸高原施設整備事業が大きな問題となり、一般質問、また総括質疑で集中的な審議が行われました。市民の関心が高く、多数の傍聴者がおいでの中で、様々な観点から各議員からこの件について熱心な議論が行われました。また昨日は企業版ふるさと寄附金などの現状について、市長の説明もございました。本修正動議はこうした議論を踏まえるものでございます。

今回の補正予算における湯の丸高原施設整備関連事業、すなわち高地トレーニング仮設プール・体育館の新設、湯の丸高原荘改修事業は、いずれも実体的な工事開始予算となっております。い

れも市民に負担はかけないとして、事業費全体を企業版ふるさと寄附金など寄附金を原資とすることが特徴であります。特に仮設プールではまるまる寄附金を充てることにしております。市民説明会やパブリックコメントでも市民の関心と心配は、集め切れなかったらどうなるのか、結局市民負担になるのではないかとこのところにございました。審議でもこの点に質問が集中しております。

第1の問題は、仮設プール建設予算全体と企業版ふるさと寄附金などの歳入の関係です。仮設プールの総事業費は13億7,000万円とされており、市長は7月議会では事業着手に当たって寄附金の13億7,000万円の資金のめどをつける、9月議会に報告するとしていました。しかし9月議会でその報告がなく、市長のご答弁でも現時点では半分には届いていない6億5,000万円という数字であり、債務負担行為を見送ったと認めたところでもあります。事業費全体のめどがつかないのに工事には着手できないのではないかと、少なくとも9月議会に実質的に工事に踏み込む予算計上はできません。7月議会では、めどが立たなければ工事の実施時期を見直すと言明していました。事業を進めるに当たって歳入と歳出のバランスが明確でなければならないのではないのでしょうか。

第2は、同様に9月補正予算に直接かかわる仮設プール建設や湯の丸高原荘に充てる企業版ふるさと寄附金1億円についてであります。一般質問でこの企業版ふるさと寄附金1億円について、3,200万円余は確かだが残余の6,700万円余は現在、検討いただいている範囲として未確定だと答え、議会の論議が錯そうしました。その後の市の説明でも残余の大部分の寄附を予定している大企業では、現時点で正式な社内手続きは開始されていないことが明らかになりました。市長は自信があるとしておりますけれども、問題は9月補正予算でどう対応するかであり、予定されている歳出に対し該当する歳入が現時点で未確定であることが明らかになりました。したがって本修正は、市が現時点で確実としている歳入見込みに対応し、歳出を見直すことを中心に置いております。

予算編成については、地方自治法3条の2で、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならないとしております。今、提出されておる9月補正予算及び現時点での寄附金を原資とした湯の丸高原施設整備予算計画は、この規定に照らして疑問があり、議会として認めることができず、修正するのが妥当だと考えております。

6月の市長の新提案以来、市民の関心が高く、議会がどう対応するかにも市民の注目が集まっております。歳出に見合う歳入が定かでない予算は組めない、市政のチェック機関である議会の役割が今、求められております。本修正案は、今議会の審議の途上で多くの議員の合意の到達点に立ったものであります。市民の注目にこたえ、同僚議員の賛同をお願いし、提案の理由説明といたします。

○議長（依田俊良君） 静粛にお願いします。

これから修正案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） これで質疑を終わります。

窪田俊介君、着席願います。

これから修正案を含めて討論を行います。討論の順番は、原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者、修正案反対者の順に行います。討論のある方は挙手を願います。

ただいま挙手された方の確認を行いますので、しばらくそのままお待ちください。中村眞一君、これから討論について議長より順次原案のどちらか、賛成か反対かの確認をしますので、意思の表明をお願いします。

中村眞一君、どうぞ。

○3番（中村眞一君） 原案に賛成です。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 修正案に賛成です。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 修正案に賛成です。

○議長（依田俊良君） 討論の順番整理のため、しばらくお待ちください。

それでは、これから討論を順次許可します。討論される方は登壇の上、討論願います。

中村眞一君。

○3番（中村眞一君） 議案第61号 平成29年度東御市一般会計補正予算に賛成の立場で意見を申し上げます。

本補正予算の湯の丸高原施設整備推進事業費2億9,095万円、この事業費のうちの湯の丸高原荘改修工事費2億2,000万円については、かねてから懸案事項でありました施設の未利用の解消と現在、進めている陸上関連施設が来年度供用開始となり、合宿等宿泊需要に対応するための施設整備であることから、必要な事業であると認めるものであります。市の当初説明では、事業に対する財源として企業版ふるさと納税や一般寄附による民間資金の活用により、事業推進をするとしておりました。このたび国の地方創生拠点整備交付金の第3次募集に対応し、採択の見込みがあるものとして、国から拠点整備交付金8,750万円の支援が受けられるものであり、拠点整備交付金の活用はより確実な財源による事業推進ができる方策であると認めるものであります。

そのほかの事業についても、事業費についても体育館内に仮設プールを建設するための関連予算であり、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と東御市の地域振興に必要な施設であり、加えて湯の丸高原に自然体験学習などで訪れる数多くの県外からの小・中学校など、雨天時に対応できるための施設がないことから、かねてより地元湯の丸区の強い要望である体育館建設の実現に向けて、補正予算に示す平成31年度までの時限制度である企業版ふるさと納税制度による民間資金を活用した事業推進は最良の方策であると認めるものであります。

また、これら事業費に伴う財源は、国の交付金の活用を図る中で、残りの財源についても個人のふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金、一般寄附金による財源確保ができること、また起債償還金についても一般財源を充当することなく、ふるさと寄附金による早期返済を考えていることを含

め、すべての事業について一般財源を使うことなく実施し、市民に迷惑をおかけしない旨、市長自ら約束した答弁でありました。

これらの事業及び財源に対する説明内容を十分に踏まえ、本補正予算は妥当なものであると認め、予算原案に賛成といたします。

○議長（依田俊良君） 次に、若林幹雄君、討論をお願いします。

若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 皆さん、こんにちは。議員番号10番、太陽の会、若林幹雄でございます。

私は太陽の会を代表いたしまして、ただいま提出されました湯の丸高原施設整備推進事業費に対する修正動議に賛成する討論を行います。

今議会に提出されました湯の丸高原施設整備推進事業費は、湯の丸高原荘の改修工事費2億2,000万円、体育館・仮設プールにかかわる測量設計委託料など事業費7,095万円です。これに対する歳入は地方創生拠点整備交付金8,750万円、企業版ふるさと寄附金1億円、個人版ふるさと寄附金1,475万円、一般寄附1,000万円、起債7,870万円を予定しています。

今回、大きな問題となりましたのは、企業版ふるさと寄附金1億円でございます。市側の説明によりますとこの1億円のうち、3,260万円については企業から確約をいただいているとのことでしたが、残余の6,740万円については社内検討中とのことでした。すなわちまだ決定しているわけではございません。本事業につきましては、市民の皆さんから高地トレーニング施設建設に反対する声や疑問の声が数多く寄せられています。7月に開催されました市民説明会でも、この事業に市民の税金を使うべきでないという声寄せられました。これに対し市長は、民間資金を活用し、市民の税金は使わないと明言され、政治生命をかけるまでおっしゃいました。

この問題の焦点は、財源がきちんと担保されているかどうかということでございます。2日間にわたる一般質問においても、多くの同僚議員がこの問題を取り上げていましたが、市側の答弁は残念ながら明瞭さを欠くものでございました。このため総括質疑において、柳澤議員の提案により補正予算の採決を議会終了日、すなわち今日まで延期することになりました。昨日、市側からの申し出によりまして、議員総会場で企業版ふるさと寄附金の企業ごとの寄附額が書面で示されました。既に寄附を約束されている企業が12社、総額で3,260万円ある一方、社内手続き中の先が7社、1億8,435万円に上ることが明らかになりました。市側の担当者によれば社内手続き中とは寄附についてトップに話してはあるけれども、取締役会などで決定しているわけではないとの説明がありました。手続き中ということは、場合によっては断られる可能性もないわけではないということでございます。

しかしながら市は、検討中の寄附も今回の予算に見込んでいます。組織で決まっていなかったものに対して間違いないと判断した理由はどこにあるのか、市長にお尋ねしました。市長は、私は社長を信じている。市長を信じてもらう以外にないとのことご回答でした。オーナー企業とは別といたしまして企業には取締役会があり、株主総会があります。上場企業であればコンプライアンスの問題もあ

り、組織決定しなければ動くことはできません。とすればまだ組織決定されていない寄附金を見込んで事業計画を立てることは、いかなるものでしょうか。これは市長を信じるかどうかといったたぐいのものではなく、決定されたかどうかという純粋に組織運営上の問題でございます。決まらない段階で何がなんでも予算に載せるというのではなく、組織決定されてから予算計上すべきではないでしょうか。財源が不明のまま予算を通し、後日寄附が実現しなかったらどうするのでしょうか。審議する側としてはどれだけ慎重であっても慎重すぎることはありません。

その一方、湯の丸高原荘の改修費用については、現在までに集まった企業版ふるさと寄附金の範囲内で賄うことが可能です。すなわち今回の補正予算のうち、湯の丸高原荘の改修工事にかかわる2億2,000万円については予算措置がとれるので、事業を進めることは問題ないと考えます。しかし体育館と仮設プールについては、見込める財源がないので本予算から削除することが妥当です。予算措置ができたところで改めて臨時議会を開催し、対応すべきと考えます。

こうした対応につきまして、市側からそれでは事業推進に間に合わないとの声の一部にあるように聞いています。しかし議会は審議を尽くすことが市民の信託にこたえることであり、行政の都合をおもんばかって議論や決定に手心を加えることなどあってはならないことであると考えます。

最後に同僚議員の皆様におかれましては、熟慮していただきまして、よろしくご賛同くださいますようお願いし、私の討論を終わりにします。

○議長（依田俊良君） 次に、平林千秋君。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 日本共産党の平林千秋でございます。

ただいま上程となりました平成29年度東御市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議に賛成する討論を行います。

本一般会計補正予算の湯の丸高原施設整備推進事業、すなわち仮設プール、体育館の実質的な建設着手予算及び湯の丸高原荘改修事業は、市長が国にやってもらうとした基本方針を転換し、東御市の独自事業として企業版ふるさと寄附金など寄附金で賄うとするものです。審議の中で明らかになったように、現時点での計上は幾多の瑕疵があり、先ほどの修正が妥当だと考えます。

大きくいって3点指摘したいと思います。第1、予算計上のプロセスの瑕疵であります。これらの事業は、湯の丸高原施設整備基本構想の見直しの対象になっています。7月の市民説明会、パブリックコメントによる市民意見の聴取、更にまちづくり審議会の審議承認を経て、その上で市として事業計画を立て、予算化するのが通常のプロセスです。しかし本補正予算案は、9月1日に議会に提出されています。パブリックコメントの締切は8月31日、まちづくり審議会の審議は9月中旬とされており、市長は市民の意見を聞いて判断すると声明してきましたが、実際はパブリックコメントを考慮するいとまもなく、市の公式機関であるまちづくり審議会の最終承認を得ることもなく、事業決定し、予算化したわけであり、市民の意見に耳を傾けず、当然経るべき手続きをすべてすっ飛ばしたものであり、こんな専横的な行政は許されないと考えます。本関連予算の計上

は、計上する基礎を欠き、撤回してしかるべきものであります。

第2、予算編成上の問題、歳出に見合う歳入が担保されなければ予算を組めないという、ごく初歩的な問題であります。市長が突如持ち出した仮設プールの構想は、市民に迷惑はかけないとして全額企業版ふるさと寄附金など寄附金を充てることとしております。9月補正予算の現時点での実態はどうか。修正動議提案者の説明のとおりであります。まず、この工事を始めるに当たって総額13億7,000万円について債務保証に足る原資の確保、すなわち上記の寄附金の確たるめどを示す必要があります。これは市長自身が認めてきたことであり、7月議会で9月議会に示すと公に約束してきた事柄であります。しかし今議会で現時点では半分に届いていないとして、おわびを表明されました。しかも市長は原資が整わなければ実施時期を見直すとも言明してきたにもかかわらず、9月補正で実施工事設計予算、用地造成予算などを実質的な工事開始予算を計上してきました。これは予算編成原則に反する事柄であります。

また、本補正予算にかかわる企業版ふるさと納税1億円についても、報告によれば確かなものとされるのは3,260万円であり、残余の6,700万円余の大部分を予定している企業は、先ほど同僚議員が指摘したように、社内の正式な手続きに入っていないというのが現状です。これでは現時点で予算が組めないのは当然であります。これは提案者が指摘しましたが、地方財政法3条の2に規定する予算編成原則に相反するものであります。

第3点、高地トレーニング用プールは国にやってもらうとしてきた市長の公約に反するという基本的な問題であります。市長は昨年の市長選挙で、高地トレーニング用プール誘致を公約に掲げました。この公約について議会の同僚議員の質問に対して、市長自身、湯の丸高原の誘致活動を行っている高地トレーニング用プール施設は、アスリートの競技力向上のためのトレーニングの場であって、一自治体が整備する性格のものではなく、国に施設整備をお願いするものだと説明されました。これが市長の選挙公約の実体的内容なんです。自ら一自治体が整備する性格のものではないとしてきたものを今回、メダル量産のためとして東御市の独自事業で建設するというのが今回の事業であります。全くの、180度の転換であり、公約違反であることは明白です。

市民からいただいたパブリックコメントでも、なぜ市がやるのかとの問いかけが少なくなく、改めて問われなければならないと思います。今回の仮設プール構想をはじめ湯の丸高原施設整備基本計画見直しに対しては、市民の厳しい目が向けられています。市が求めたパブリックコメントでは、かつてない190通もの応募がありました。見直しに賛意を示すものは条件つきを含めて10通、反対ないし批判的な意見が160通、8割以上に上ります。市長も我々市議会もこの実態を十分に考慮すべきであります。

本補正予算では、市長自らの言明に反し、予算編成原則にもとるという根本的な問題があります。少なくとも寄附金など原資の現状では、9月議会では時期尚早であると議会として削除修正は必要不可欠だと考えます。

今、議会のチェック機能が問われています。予算編成という最も基本的な問題で、市民の負託を

受けた議会が、あるいは議員がどう向き合うかが市民が注目しております。よくご検討の上、修正案にご賛同いただくようお願いしまして、修正動議に反対する討論といたします。（後刻訂正あり）

○議長（依田俊良君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

どうぞ。

○12番（平林千秋君） 済みません、思い余って間違えました。

以上をもちまして、修正動議に賛成する討論といたします。

○議長（依田俊良君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。まず本案に対する窪田俊介君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決します。

お諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（依田俊良君） 着席ください。

起立少数です。

よって、本修正案は否決されました。

○議長（依田俊良君） 次に、原案について起立により採決します。

お諮りします。原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（依田俊良君） 結構です。

起立多数です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）

（討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第4 議案第62号 平成29年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算
(第1号)

(討論、採決)

○議長（依田俊良君） 日程第5 議案第63号 平成29年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例

◎日程第 7 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例

◎日程第 8 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例

◎日程第 9 議案第68号 訴えの提起について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（依田俊良君） 日程第6 議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例、日程第7 議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第68号 訴えの提起について、以上4議案を一括議題とします。本4議案に対する審査報告を求めます。

総務産業委員長。

○総務産業委員長（阿部貴代枝さん） 総務産業委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、19日、20日、22日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第64号 東御市湯の丸高原スポーツ交流施設条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過は、市民が使いやすく市民の理解が得られる交流施設の運営であってほしい。利用の予約状況等がわかるように、ホームページなどで情報発信をきちんとしてほしいという意見がありました。

議案第66号 東御市営土地改良事業費分担金徴収条例及び県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第67号 東御市湯の丸自然学習センター条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、ビジターセンターとして専門的な知識を持った指定管理をしてほしいという意見がありました。

議案第68号 訴えの提起について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過は、訴えの提起（後刻訂正あり）については法的な手続きをとり、一步でも前に進めるべきだという意見と、状況を早急に判断し、もう少し早めに対応していくべきだったという意見、また監査委員からも公営住宅の家賃の滞納案件へのもろもろの基準となるマニュアルを策定し、回収実績につながる対応をされたいという意見があったことも踏まえ、早めにマニュアルを検討してほしいという意見がありました。

以上、報告終わります。

○議長（依田俊良君） 阿部委員長、提起、提訴ではなく提起で。

○総務産業委員長（阿部貴代枝さん） 失礼しました、申しわけありません。最後の議案第68号ですけれども、訴えの提起についてでございます。訂正させていただきます。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

総務産業委員長、着席願います。

これから議案第64号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第68号は委員長の報告のとおり決定されました。

◎日程第10 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第10 議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。

社会文教委員長。

○社会文教委員長(佐藤千枝さん) 社会文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、19日に審査した結果、次のとおり決定したの

で、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第65号 東御市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。
審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

社会文教委員長、着席願います。

これから議案第65号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出
決算認定について

◎日程第12 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の
認定について

◎日程第13 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算
の認定について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第11 議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第13 議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3議案を一括議題とします。本3議案に対する審査報告を求めます。

総務産業委員長。

○総務産業委員長（阿部貴代枝さん） 総務産業委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、19日、22日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第56号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計決算認定について、原案を認定すべき

ものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第58号 平成28年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、原案を可決及び認定すべきものと決定。

審査経過、近ごろいろいろな災害が発生しているが、災害に備えた防災強化事業においては新屋配水池に緊急用発電機等を設置されました。災害時に運搬先の施設で受電設備等が整備されていないと使用できないので、順次受電設備等を整備していただきたいという要望が出されました。

議案第59号 平成28年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、原案を可決及び認定すべきものと決定。

審査経過、上下水道双方とも人口減により年々収益が減少している。これから施設の老朽化に伴い、施設整備が発生してくることも踏まえ、計画的に健全経営をしてほしいという意見がありました。

以上、報告終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

総務産業委員長、着席願います。

これから議案第56号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第56号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第58号は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第59号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第59号は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

◎日程第14 議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第14 議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定について、以上5議案を一括議題とします。本5議案に対する審査報告を求めます。

社会文教委員長。

○社会文教委員長(佐藤千枝さん) 社会文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、19日、20日、21日、22日及び25日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第53号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。平成28年度は医療費の伸びもあり、財政のために非常措置がとられた。

予算見込みを的確に行い、市民負担に跳ね返らないようにしてほしいという意見がありました。

また、平成30年度に財政基盤が県下統一となる中で、複雑な状況であるため議会としても注視していくことが必要だという意見がありました。

議案第54号 平成28年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。現在、策定中の第7期介護保険事業計画は、平成30年度から始まるため現在の傾向を分析し、効果のある計画を策定されるように努力されたいという意見がありました。

議案第55号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過は、特に申し上げることはございません。

議案第57号 平成28年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第60号 平成28年度東御市病院事業会計決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。市民病院の立ち位置として、身近で総合的に相談、対応が可能な医療であるプライマリーケアを行っているが、市民理解が十分に行き届いていないという意見、また、みとりについて当番医の制度など近隣で取り組んでいるが、安心して在宅で最期を迎えられる仕組みづくりをしてもらいたいという意見があり、次の附帯意見をつけ原案を認定すべきものと決定いたしました。

新公立改革プランに基づく、再編・ネットワーク化では、今後連携協議により事前調整が整った病院との検討を進めるにあたり、プライマリーケアの中核病院としてさらに一丸となって努力されたい。

以上、報告終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

社会文教委員長、着席願います。

これから議案第53号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第53号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第54号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第54号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第55号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第55号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第57号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第57号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第60号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第60号は委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第19 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第19 議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本案に対する委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長(青木周次君) 決算特別委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、各常任委員会の予備審査結果に基づき、9月26日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第52号 平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過、今回は議会改革の一環として議会活性化、議会のチェック機能の向上を図るため、決算審査について事業評価の手法を取り入れて、各常任委員会において予備審査に取り組み、それを持ち寄った委員会審議となりました。

なお原案を認定するにあたり、次の意見を付することにいたしました。

今後、地方交付税が次第に削減されることから、財源確保を図り、さらなる財政の健全化に努められたい。

湯の丸高原整備事業については、市民の負担にならないよう十分配慮し、市民が利用しやすい施設にすることが望ましい。

一方、多くの区から要望が出ている生活道路の改良は、市民の安全のために行われる重要な事業であり、小規模土木事業の予算を大幅に確保されたい。

また、市単独補助金に関しては、長年の慣習にとらわれずに、その団体の活動状況や事業の有効性、効率性などを精査し、必要な措置をとられたい。

地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっている、医療・福祉など関係部署の意識形成の段階から一歩進め、また市民の健康保持・増進と医療費抑制のために健診受診率向上を目指し、各区等と連携し、それぞれの対策を進められたい。

親の働く環境の変化から、未満児の保育需要は増大傾向にあり、今後の動向に留意し、保育士確保のため処遇改善や労働環境の整備に取り組まれたい。

アレチウリのほか、オオハンゴンソウ、オオキンケイギクなど、特定外来植物の繁茂が見受けられ、在来植生保護のための取り組み強化が求められる。関係地域住民との協力を広げ、丁寧な情報

提供、駆除への支援など、効果的な予算措置をとられたい。

教育的支援の有無にかかわらず、すべての子どもが可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育を推進するため、学校の全職員とともに、保護者や地域住民への周知、理解を進められたい。

以上、報告終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

決算特別委員長、着席願います。

これから議案第52号の討論を行います。

山浦利通君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○5番（山浦利通君） 賛成です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

それでは、委員長の報告に賛成者の発言を許します。登壇の上、討論願います。

山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 議員番号5番、山浦です。

これから平成28年度東御市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成28年度一般会計は、当初予算146億4,200万円でしたが、その後、9回の補正を経て、最終的な予算額は172億3,699万円となり、前年度比6.7%増でありました。

歳入決算額は160億6,522万2,000円、歳出決算額は154億2,735万8,000円、繰越財源を控除した実質収支は4億7,034万9,000円の黒字となり、そのうち2億3,518万円を財政調整基金に積み立て、残りの2億3,516万9,000円を29年度に繰り越しいたしました。

歳入では、ふるさと納税が初めて1億円超えをいたしました。

平成28年度決算に関しましては、厳しい経済情勢が続く中、市内5保育園の人工芝化を終え、県・東深井線の建設、御堂地区の再開発、生ごみリサイクル施設の着工、田中小学校、滋野小学校のトイレの水洗化工事、また湯の丸高原施設整備等、多くの事業に取り組みました。

また、市税の収納率の向上に積極的に取り組み、更には経常経費の枠配分や総合計画に重点施策を掲げ、その施策の事業を評価を行うなど、行財政の簡素・効率化を図り、経費の節減合理化と、限られた財源の有効活用の努力は文字どおりに評価に値するものと思います。

その結果として、市の財政健全化を示す実質公債費比率が7.7%、将来負担比率が54.2%、財政力指数が0.498、経済収支比率が94.3%となっており、いずれも財政の安定化は確保されたものと認定いたします。

しかし依然として厳しい経済情勢が続き、地方交付税も年々減少する中、地方創生による事業や大型プロジェクトが計画されております。

また、補正に盛り込まれながらも、不用額に計上されたものもあり、財政運営の執行に当たりま

しては、監査委員会報告を念頭に置き、財政の健全化と透明性を維持し、地域の活性化及び市民福祉向上のための市政が継続して推進されることを要望し、平成28年度一般会計決算の賛成討論いたします。

○議長（依田俊良君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案は起立により採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（依田俊良君） 起立全員です。

議案第52号は委員長の報告のとおり認定されました。

ここで15分間休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時52分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第20 議案第70号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第4号）

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第20 議案第70号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第70号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、衆議院が9月28日に解散したことに伴いまして、衆議院議員総選挙が10月10日に公示、10月22日に執行される日程が決定となりましたことから、選挙執行に係る所要の費用について補正をお願いするものでございます。

先ほど配付の議案書の中にごございます平成29年度一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第70号 平成29年度東御市一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度東御市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,933万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億346万7,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりござい

ます。

3ページから5ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

款15県支出金項3委託金目1総務費委託金1,933万3,000円の増額補正は、衆議院議員総選挙費委託金でございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2総務費項4選挙費目3衆議院議員総選挙費1,933万3,000円を増額補正するものでございます。内訳でございますが、(1)投票管理者等報酬は199万2,000円の補正で、投票及び開票にかかわる管理者や立会人等の報酬でございます。(2)一般職員給与費は560万円の補正で、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当でございます。(3)選挙事務諸経費は1,174万1,000円の補正で、臨時職員賃金のほか入場券送付に係る郵便料、そのほか各種業務委託料などでございます。

12ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。1の特別職でございますが、表の下段の比較の欄をご覧いただきたいと思っております。区分のその他につきましては衆議院議員総選挙に伴う投票管理者等の増による職員数及び報酬の増でございます。

13ページをお願いいたします。2、一般職(1)総括でございます。上の表の下段の比較の欄をご覧いただきたいと思っております。職員手当の増の原因は、特別職と同様に衆議院議員総選挙に伴う時間外勤務手当の増によるものでございます。

14ページをお願いいたします。(2)給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

以上、議案第70号 平成29年度東御市一般会計補正予算(第4号)につきまして提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(依田俊良君) これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

森林の適切な管理の推進を求める陳情書

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（依田俊良君） 日程第21 陳情第10号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める陳情書を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。
総務産業委員長。

○総務産業委員長（阿部貴代枝さん） 総務産業委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された陳情について、22日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

陳情第10号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理を求める陳情、採択すべきものと決定。

審査経過、長野県の森林税500円と森林環境税も加われば、市民の負担が増え、賛同できないという意見がありました。

森林が多く所在する山村地域の市町村においては、材木価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成と山村対策に主体的に取り組むための恒久性、安定的な財源が大幅に不足している。山を守るため、しっかり有効に活用していただきたく等、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

総務産業委員長、着席願います。

これから陳情第10号の討論を行います。

窪田俊介君、委員長の報告に賛成ですか、反対ですか。

○7番（窪田俊介君） 反対です。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君、委員長の報告に賛成ですか、反対ですか。

○15番（依田政雄君） 賛成です。

○議長（依田俊良君） まず反対者の討論の発言を許します。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。

ただいま上程されました陳情第10号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める陳情書について、採択すべきとする委員長報告に反対の討論を行います。

本陳情は、林業の環境に対する役割、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足など踏まえ、持続的な森林整備のための財源に仮称森林環境税の創設を求めています。反対の理由、単

純に言えば、その解決策が目的税導入であるとはいえないということでもあります。長野県でも森林税があり、重複課税になる点もあります。

陳情では、こうした点に配慮を求めています。主たる要望となっている点で認められないという考えであります。

少し林業の政策に対して話をしますと、日本の戦後造成された人工林は森林資源の有効活用と計画的な再造成を進める段階を迎えております。しかし現状は国内需要の7割を輸入木材が占め、国際木材価格は長期低落し、林業経営の悪化が深刻化しております。何より外材依存の加工流通体制を改め、その上で国産材の生産加工・流通体制を構築し、国産材の価格安定を図るなど、国内林業の再生こそ必要であります。

しかし昨年5月に閣議決定された森林林業基本計画は、外材中心の現状には有効策を打たないまま、輸入材に対抗し得る高い競争力を確保することで林業の成長産業化を目指し、集約化、木材加工・流通の効率化、新たな木材需要の拡大、木質バイオマスの利用促進などを掲げました。これらの施策を推進するために、林業法等の改正が今年4月に行われております。これに伴い、台帳の作成が林業法の一部改正で決めつけられ、こうしたことは必要な対策であります。台帳を作成する市町村の作業負担の軽減などへの支援が求められております。

国家予算、今年の林野庁関係の予算は約3,000億円、うち公共事業が2,000億円、非公共事業で1,000億円、林業の成長産業化を進めるために重点的配分されているのが合板・製材生産性強化対策であります。これはTPPによる新たな国際環境のもとで生産性向上、体質強化を図るとし、大規模、高効率の合板、製材工場等の施設整備などがそこに充てられているわけであります。

こうした対策の一方で、生産性向上のためのそうした対策の一方で、中小規模の林業経営体への支援は縮小されています。地域の林業を担っている中小規模経営体にとって高性能林業機械や小型林業機械のリース事業の拡大などが切実な要望となっております。こうした様々な点で、しっかりと見ていく部分がたくさんあり、それらを指摘しておかなければなりません。

こうした点から、目的税を導入することを求める本陳情に対して反対の討論を行います。

以上です。

○議長（依田俊良君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。

依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 15番、依田政雄です。

陳情第10号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める陳情書について、委員長報告の採択すべきとの報告に賛成の立場で討論を行います。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しているのが現状であります。

平成29年度の与党税制改正大綱においては、2020年度及び2020年度以降の温室効果削減目標の達

成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について講じております。その講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において、結論を得るとされておりました。

この中で陳情者は、1つとして森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて、制度設計するとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等の関係についても、確実に調整を図るよう要請。2点目でありますが、実現までの間においても必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。3点目、林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。4点目、本格的な利用期を迎えた我が国の森林についての新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくと、この4点についての陳情者の思いは理解をいたすところでございます。

よって、陳情第10号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める陳情書については、これらのことを勘案いたしまして、議員諸氏の皆様のご同意をいただきたく、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（依田俊良君） これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。本件は挙手により採決します。本件に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（依田俊良君） ありがとうございます。挙手多数であります。

陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第22 議員提出議案第5号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第22 議員提出議案第5号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出についてを議題とします。本件を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第5号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成29年9月29日。

東御市議会議長、依田俊良様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、山崎康一、田中信寿、山浦利通、依田政雄、柳澤旨賢、横山好範。

別記

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書。

平成29年度の与党税制改正大綱において、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされました。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、政府におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう、森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても、確実に調整を図ること。

実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。

林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。

本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

○議長（依田俊良君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 議員提出議案第5号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（依田俊良君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

阿部貴代枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第5号の討論を行います。

窪田俊介君、原案に反対ですか、賛成ですか。

○7番（窪田俊介君） 反対です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

まず原案に反対者の発言を許します。登壇の上、討論願います。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。

議員提出議案第5号に対する反対の討論を行います。

先ほど陳情の採択の際にも申し上げましたとおり、目的税の導入によるこうした課題の解決に対して反対する立場から、この意見書に対して反対するものであります。

以上です。

○議長（依田俊良君） これで討論を終わります。

これから議員提出議案第5号を採決します。本案は挙手により採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（依田俊良君） ありがとうございます。

挙手多数であります。

議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議員提出議案第6号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第23 議員提出議案第6号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。本件を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第6号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議員議長、参議院議員議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成29年9月29日。

東御市議会議長、依田俊良様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、山崎康一、田中信寿、山浦利通、窪田俊介、依田政雄、柳澤旨賢、横山好範。

別記

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、活力ある社会や経済活動を支えるとともに、災害時には

市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会基盤である。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下道路財特法）の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この措置は平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げている地方自治体にとって、嵩上げ措置の廃止は死活問題であり、本件の地域づくりに影響を及ぼし、地域活力の低下を招くことが危惧される。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（依田俊良君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 議員提出議案第6号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（依田俊良君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

阿部貴代枝さん、ご着席願います。

これから議員提出議案6号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議員派遣について

○議長（依田俊良君） 日程第24 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議員派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程第25 継続審査、調査の申し出

○議長（依田俊良君） 日程第25 継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

総務産業委員長及び社会文教委員長から、調査が終了するまで所管事項についての調査を閉会中に実施したい旨の申出書が提出されましたので、議長においてそれぞれ受理しました。

お諮りします。総務産業委員長及び社会文教委員長の申し出のとおり、それぞれの調査が終了するまで閉会中の所管事項の調査を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

閉会中の継続審査を行うことに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

◎市長閉会あいさつ

○議長（依田俊良君） ここで市長から、あいさつがあります。

市長。

○市長（花岡利夫君） 平成29年東御市議会第3回定例会閉会のごあいさつを申し上げます。

平成29年第3回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

9月1日に開会した本定例会は、本日まで29日間にわたり、ご提案申し上げた諸議案について慎重なるご審議をいただきました。いずれの議案も原案どおり認定、ご同意及びご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般質問及び総括質疑の中で、諸施策に対する私の考え方を述べさせていただきました。ご審議いただく中で、議員各位からいただきました市政に対する貴重なご意見やご提言、また決算認定に当たっての附帯意見につきましては、施策を展開する中で、随時市政運営に生かしてまいります。

市では、国の食と観光の融合による観光地魅力創造事業を活用して、市内のワイナリーや観光資源をめぐる周遊バス「まるっと信州とうみ号」の試験運行を今月から11月まで、毎週土、日、月曜日において始めたところであります。また、市としなの鉄道との連携企画により、電車と周遊バスの運賃がセットとなりました。お得な軽井沢東御休日ワイン切符をしなの鉄道が販売し、さらなる誘客の増大に取り組んでおります。今後も県内外の多くの皆さんに海野宿などの観光地やワイナリーなどをめぐるバスの旅を楽しんでいただけるようPRしてまいります。

9月16、17日に開催した第26回巨峰の王国まつりは、台風18号の接近による天候不良の中、約3万9,000人の来場者でにぎわいました。5月の降ひょうや天候の影響で生産量は2割減となっ

まいりましたが、農家の皆様の技術力とご努力により糖度が18度以上というすばらしい巨峰になりました。販売所では、巨峰やシャインマスカットなどを買求める長蛇の列ができるほどの大盛況でした。私も農家の皆さんと一緒に収穫の喜びを味わいました。

本年10月完成予定の県・東深井線道路整備事業県地区、湯の丸高原森林ジョギングコース、トレイルランロード整備工事や、12月の稼働に向けた生ごみリサイクル施設建設工事、また祢津御堂地区圃場整備事業などが順調に進捗しております。

なお市民の皆様並びに議員各位にご心配をおかけしている、湯の丸高原施設整備推進事業に伴う財源の確保につきましては、日々進んでおりますが、更にふるさと納税等の受け入れ態勢の整備や私のトップセールスによる企業訪問を重ねて、一日も早い目的達成に向けて努力してまいります。

季節の変わり目に当たり、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、なお一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。長期間にわたり誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（依田俊良君） これをもちまして、平成29年東御市議会第3回定例会を閉会とします。

長期間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後 3時26分）